# 宇治市の健康福祉

(令和7年度版)

宇 治 市

### 目 次

《乳丝	切児教育・保育支援センター準備室》の事務、事業、制度	
1	乳幼児教育·保育推進事業 ·····	• 1
《地块	或福祉課》の事務、事業、制度	
• •	也域援護係)	
1	民生委員・児童委員活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2	内職あっせん事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	
4	7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	• 6
5	くらしの資金貸付事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 8
6	各種団体への補助・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•
7	旧軍人等、戦傷病者、戦没者の遺族等の援護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
8	行旅死亡人取扱業務 ·····	11
9		1.1
10		12
11	日本赤十字社京都府支部宇治市地区業務 ************************************	14
12	社会福祉法人の設立認可及び指導監査業務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
13	地域共生社会実現サポート事業補助金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
14	地域つながり活動支援事業補助金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
15	ひきこもり対策事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
16	自殺対策推進事業 ************************************	20
17	生活困窮者自立支援事業 ************************************	21
《生剂	舌支援課》の事務、事業、制度	
(生	三活支援庶務係・保護第1係・保護第2係・保護第3係・保護第4係)	
	生活保護 ************************************	
	市単独事業における生活保護(法外援護等) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3	中国残留邦人生活支援事業 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	26
《障	<b>害福祉課》の事務、事業、制度</b>	
(庶	K務企画係・社会参加推進係・福祉サービス係)	
1		27
2		29
3	精神障害者保健福祉手帳の交付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
4	自立支援医療費(精神通院)給付事業	30
5	自立支援医療費(更生医療)給付事業	30
6	自立支援医療特別対策医療費給付事業 ·····	31
7	補装具の交付及び修理事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
8	特別障害者手当の支給 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
9	経過的福祉手当の支給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33

10	障害児福祉手当の支給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
11	特別児童扶養手当の進達 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
12	軽・中等度難聴児支援事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
13	身体障害者手帳等交付申請用診断書料助成 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	36
14	補助犬飼育費用助成事業	37
15	福祉電話使用料の助成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
16	重度身体障害者緊急通報装置貸与事業 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	38
17	障害者住宅改修助成事業	38
18	身体障害者等の府営住宅への優先入居 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
19	有料道路通行料金及び一般自動車道使用料金の割引制度	39
20	身体障害者用車椅子貸与事業 ·····	40
21	身体障害者・知的障害者・精神障害者に対する NHK 放送受信料の減免 ・・・・・・・・	40
22	各種団体への補助 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
23	社会参加促進事業 ************************************	41
24	障害者意思疎通支援事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
25	宇治市手話通訳職員派遣事業 ************************************	43
26	日常生活用具給付事業 ************************************	44
27	障害者文化芸術活動振興事業    ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45
28	生活支援事業 ·····	45
29	介護給付·訓練等給付等 ······	46
30	障害児通所給付費	49
31	福祉タクシー・ガソリン料金助成事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50
32	障害者施設等通所交通費の助成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
33	障害者介護給付費等支給認定審査会 ************************************	51
34	重度身体障害者訪問入浴サービス事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52
35	障害者生活支援センター運営事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52
36	障害者移動支援事業 ************************************	53
37	日中一時支援事業	54
38	地域活動支援センター事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55
《こと	も福祉課》の事務、事業、制度	
( <del>]</del>	で育て企画係)	
	乳幼児健康支援一時預かり事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	地域子育て支援拠点事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	ファミリー・サポート・センター ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	こどもショートステイ事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
5	子育て支援総合コーディネート事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	58
6	要支援児童等見守り強化事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	58
7	子育て世帯訪問支援事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59
•••	<b>君童給付係)</b>	
8	児童手当の支給 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
9	児童扶養手当の支給 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	入院助産制度	
11	授学資金の貸与・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	63

12	ひとり親家庭奨学金の進達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	64
13	ひとり親家庭等福祉生活資金の貸付 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	64
14	ひとり親家庭自立支援給付事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	65
15	宇治市奨学金返還支援制度 ************************************	67
(=	学童保育係)	
16	育成学級への入級 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	68
	育支援課》の事務、事業、制度	
	十画係・管理係・保育支援係)	
	保育所等への入所 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	70
2		71
3	特別保育対策 ······ · · · · · · · · · · · · · · ·	74
4	保育相談 ••••••	75
《保存	建推進課》の事務、事業、制度	
	建康企画係)	
1	and the state of t	76
$\frac{1}{2}$	妊産婦健康診査事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	76
3		
	妊婦歯科治療助成事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	78
5	未熟児養育医療給付事業       ************************************	78
6	新生児聴覚スクリーニング検査事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	80
7	予防接種事業 ************************************	81
8	風しん予防接種助成事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
9	and the second of the second o	85
(务	<b>隆達支援係)</b>	
10	乳児家庭全戸訪問(こんにちは赤ちゃん)事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	85
11	発達相談	86
12	親子あそびの教室・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	87
13	幼児期後期フォロー教室 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	87
14	障害児等通園事業	88
15	未熟児訪問指導事業	89
16	新生児訪問指導事業	90
(親	見子健康係)	
17	妊婦面談事業	91
18	妊娠・産後支援事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	92
19	産後ケア事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	95
20	1 か月児健康診査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	96
21	3 か月児健康診査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	97
22	10 か月児健康診査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	98
23	1歳8か月児健康診査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	99
24	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	101
25	離乳食教室 ·····	103
26	けじめての絵本ふれあい事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	103

(復	建康企画係・発達支援係・親子健康係)	
27	家庭訪問指導	104
28	妊婦伴走型支援事業 ************************************	105
	/3/WIT/C33/42C	
《長ぅ	<b>寿生きがい課》の事務、事業、制度</b>	
(生	こきがい振興係)	
1	高齢者人口等の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	106
2	老人クラブ助成事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	107
3	老人園芸ひろば事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	108
4	シルバー人材センター助成事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	109
5	老人運動ひろば事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	110
6	地域福祉センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	110
7	老人福祉電話電話料助成金支給 ************************************	112
8	緊急通報装置(シルバーホン)設置事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	113
9	一人暮らし高齢者等給配食サービス補助事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	113
10	在宅ねたきり者リサイクル福祉用具貸与事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	114
11	一人暮らし高齢者等訪問活動補助事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	114
12	在宅高齢者等紙おむつ等給付事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	115
13	高齢者住宅改造助成事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	115
14	高齢者日常生活用具給付等事業	116
15	高齢者保健福祉オンブズマン制度 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	116
16	介護予防拠点施設整備事業 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	117
17	一人暮らし高齢者火災警報器給付事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	118
18	介護予防安心住まい推進事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	118
19	山城ふるさとを守る絆ネット推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	119
20	高齢者家具等転倒防止金具購入助成事業 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	120
21	高齢者アカデミー運営事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	120
(地	域包括ケア推進係)	
22	認知症等高齢者家族安心事業 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	121
23	健康診断書料金扶助 ************************************	121
24		122
25	高齢者成年後見制度利用支援事業 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	123
26		123
27		124
28	訪問指導	126
29		126
30		127
31	認知症の人にやさしいまち・うじ推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	128
	···· /···· ····	129
	<b>遵予防推進係)</b>	
	一般介護予防事業 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	130
	認知症予防教室・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	131
35	地域リハビリテーション活動支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	132
36	地域介護予防活動支援事業 ************************************	132

37	介護予防把握事業 ······	133
38	高齢者保健・介護予防一体的実施事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	134
《健』	<b>康づくり推進課》の事務、事業、制度</b>	
(爿	也域企画係)	
1	11.16 11.174	135
2	歯科サービスセンター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	135
3	=	136
4	献血推進事業 ************************************	137
5	骨髄ドナー助成事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	138
6	健康教育・健康相談 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	139
7	訪問指導 ************************************	139
8	高齢者等インフルエンザ予防接種事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	140
9	子宮頸がん予防接種事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	140
10	高齢者用肺炎球菌予防接種事業 ************************************	141
11	風しん抗体検査及び第 5 期定期接種事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	142
12	新型コロナウイルス感染症予防接種事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	142
13	がんとの共生支援事業費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	143
(傷	<b>R健事業係)</b>	
14	成人歯科健診	144
15	がん検診等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	144
16	結核予防事業(健診) ************************************	146
17	胃がんリスク(ABC)検診事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	146
18	国民健康保険保健事業及び特定健診・特定保健指導事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	147
19	後期高齢者の健康診査事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	149
《介記	護保険課》の事務、事業、制度	
(伊	R) (1) (1) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	
1	介護保険給付事業の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	150
2	地域介護・福祉空間整備費補助事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	162
3	地域密着型サービス等整備費補助金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	163
	金医療課》の事務、事業、制度	
	<b>届祉医療係)</b>	
	重度心身障害老人健康管理事業	164
2	老人医療費支給事業 ······	165
3	福祉医療費支給事業 ************************************	167
	子育て支援医療費支給事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	172
(後	後期高齢者医療係)	
5	後期高齢者医療制度 ************************************	175
(国	国民年金係)	
6	国民年金事業 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	179
7	特別障害給付金事業 ************************************	185
8	在日外国人重度障害者特別給付金支給事業	185

9 在日外国人高齢者特別給付金支給事業	186
《国民健康保険課》の事務、事業、制度	
(国保管理係•国保資格給付係•国保料収納係)	
1 保険給付事業の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	187
2 国民健康保険保健事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	195
3 国民健康保険の適用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	196
4 国民健康保険料の賦課状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	198
5 国民健康保険料の収納状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	199
《宇治市社会福祉協議会》の事務、事業、制度 ························· ⑥ 資料	201
<ul><li>・ 我が国の福祉制度の変遷について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	216
<ul><li>決算の推移</li><li>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	224
• 福祉施設等一覧   •••••••••••••••••••••••••••••••••••	225
= 記載例 =	
(制度の概要)	

各課、係毎に所管制度の概要を記載した。また、該当事業に要する経費の財源の負担割についても、できるかぎり記載した。

#### 根拠法令等

法的根拠の検索に役立つよう、法令名等を記載した。 ただし、当該制度の直接の根拠となるものにとどめたものがある。

#### 制度の現況

近年の制度利用状況、経費支出の状況等を、原則として令和2年度から記載した。数値は、概ね決算(令和6年度は決算見込み)によるもの又は各年度3月末現在で記載した。

### 福祉こども部・健康長寿部の機構

(令和7年4月現在)

福祉 こども 部ーーー		乳幼児	₹教育•	保育多	を援セン	ター				
		地共	ず 福	祉	課 —		地 域	援	<b>護</b> 係	•
		<b>止</b> ≈	舌 支	極	2		生 任 :	支 援 庶	数 径	<b>:</b>
		生活		援	課一		エ /		135 床	
					-		保護		2 係	
						_	保護		3 係	
					L		保護	第	4 係	
		障	<b>占福</b>	祉	課一		庶 務	企「	画 係	
	•							参加推		
					l			サービ		
	;	يع _	も 福	祉	課一		子 育	て企	画係	
				_				て支援基幹		-
					-		児童	給	付 係	
							学童		育 係	
						,	育灰字靴	御蔵山 海部 三室		
								神明 小1		1
								北小倉西小		
								平盛 西大	久保 大:	久保 大開
					Ĺ		こども	家庭相詞	炎担 当	i
		保育	<b>す</b> 支	援	課一		計	画	係	
	'	PI I	. ^	122	HAL		管	理	係	
					Į		保育		爱乐	
							か 启 み字 一治	(葉園 (G 保 「	有所	
							木 幡	保	育所	î
							西 小 大 久		育所育所	
							北木		育所育所	
							善法	保	育所	
	L ,	保化	建推	進	課一		健康	企 i	画 係	
	'	PT 1	æ ,µ_	~=	HAL.		発達		漫 係	
								健」		
<u>,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, </u>							uL -1-	,, i=	150m h	
健康長寿部	;	長 寿	生き	かい	課		生きが	がい振	奥係	•
							地域 2	括ケア・ラ 防推	推進領	k E
	<del>                                     </del>	健康	づくり	推進	課一		地 域	企 i	画 係	
					l		保健	事	業係	•
		∧ €	# /모	哈	<b>=</b>		但 :	<b>哈</b>	係	:
	;	71 6		陕	床		体 !	火料	係	
							介護	認 5	定係	
									_ ~	
		年金	会 医	療	課一					
					-		福祉		寮 係	
					L		国 民	年:	金係	•
	L I	国民	健康	保険	課一		国保	管:	里 係	
	'	~	~~ ~~	r×	1517			資格給		
								र्मा क्षि		

### 乳幼児教育・保育支援センター準備室

※令和7年4月からは乳幼児教育・保育支援センター

係	分掌事務
	<ul><li>(1) 乳幼児教育・保育推進事業に関すること。</li><li>(2) (仮称) 宇治市乳幼児教育・保育支援センターの準備に関すること。</li></ul>

区 分

#### 1 乳幼児教育・保育推進事業

所管係

#### 制度の概要

社会全体で子どもの育ちを支え、子ども自身が持つ力を伸ばすために、乳幼児期からの子どもの発達や学習の連続性を重視し、学ぶ意欲や自尊心を高める「生きる力」を育むとともに、配慮が必要な児童に対する支援の充実、保幼こ小連携の促進及び幼稚園教諭や保育士等の人材育成など乳幼児期の教育・保育の一層の充実に取り組む。

#### 制度の現況

#### 乳幼児教育·保育推進事業研修

	R5				
区分	回数(回)	参加者数 (人)			
乳幼児教育·保育 協 働 研 修 会	4	111			
保 幼 こ 小合同研修講座	2	138			
早 期 療 育 ネットワーク会議 研修会・講演会	5	170			
合 計	11	419			

	R	26
分野	回数(回)	参加者数 (人)
教育・保育の質向上	7	154
保幼こ小連携	3	154
発達・子育ち支援	4	93
合 計	14	401

## 地 域 福 祉 課

(1) 部の庶務に関すること。 (2) 部の公印の管理に関すること。 (3) 部に係る諸統計(他の課に属するものを除く。)に関すること。 (4) 部の事務事業の調整に関すること。 (5) 地域福祉計画に関すること。 (6) 社会福祉法人の設立等の認可等に関すること。 (7) 戦傷病者の援護に関すること。 (8) 戦没者の慰霊及び遺族の援護に関すること。 (9) 戦没者の慰霊及び遺族の援護に関すること。 (10) 引揚者、未帰還者及び留守家族の援護に関すること。 (11) 日本赤十字社地区業務に関すること。 (12) 災害に係る援助及び援護に関すること。 (13) 火災の見舞い及び応急援護に関すること。 (14) 行旅死亡人に関すること。 (15) 身寄りのない又は引取者のない独居人の死亡に関すること。 (16) 民生委員及び児童委員に関すること。 (17) 社会福祉協議会、内職あっせん団体その他社会福祉関係団体に関すること。 (18) くらしの資金の貸付けに関すること。 (19) 総合福祉会館の管理及び運営に関すること。 (20) 自殺対策計画に関すること。 (21) ひきこもり相談窓口の委託に関すること。 (22) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関すること。	係	分掌事務
(23) 生活困窮者の自立支援に関すること。 (24) その他部内における他の課に属しないこと。		(1) 部の庶務に関すること。 (2) 部の公印の管理に関すること。 (3) 部に係る諸統計(他の課に属するものを除く。)に関すること。 (4) 部の事務事業の調整に関すること。 (5) 地域福祉計画に関すること。 (6) 社会福祉法人の設立等の認可等に関すること。 (7) 戦傷病者の援護に関すること。 (8) 戦没者の慰霊及び遺族の援護に関すること。 (9) 戦没者の慰霊及び遺族の援護に関すること。 (10) 引揚者、未帰還者及び留守家族の援護に関すること。 (11) 日本赤十字社地区業務に関すること。 (12) 災害に係る援助及び援護に関すること。 (13) 火災の見舞い及び応急援護に関すること。 (14) 行旅死亡人に関すること。 (15) 身寄りのない又は引取者のない独居人の死亡に関すること。 (16) 民生委員及び児童委員に関すること。 (17) 社会福祉協議会、内職あつせん団体その他社会福祉関係団体に関すること。 (18) くらしの資金の貸付けに関すること。 (19) 総合福祉会館の管理及び運営に関すること。 (20) 自殺対策計画に関すること。 (21) ひきこもり相談窓口の委託に関すること。 (22) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関すること。 (23) 生活困窮者の自立支援に関すること。

民生委員は、府知事の推薦に基づいて厚生労働大臣が委嘱し、給与を支給しないものとし、その任期 は3年である。

法律上の身分は、特別職の地方公務員である。民間の奉仕者として、一定の区域を担当し、次の職務を行う。

- (1) 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。
- (2) 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
- (3) 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
- (4) 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
- (5) 福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること。
- (6) 必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行うこと。

また、児童委員をも兼ねて児童福祉の推進という任務を持つ。

さらに、平成6年1月1日に設置された主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門的に担当する。

なお、宇治市における民生委員の推薦は、宇治市民生委員推薦会が行う。

#### 根拠法令等

- ◇ 民生委員法 (昭和 23 年法律第 198 号)
- ◇ 民生委員法施行令(昭和23年政令第226号)
- ◇ 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号) 第 16 条 児童委員
- ◇ 宇治市民生委員推薦会設置規則(昭和28年宇治市規則第8号)

#### 制度の現況

#### (1) 民生委員・児童委員数

(各年改選時)

改選年月日区分	平成25年12月1日		平成28年12月1日		令和元年12月1日		令和4年12月1日	
定数(人)	307 (30)		310 (30)		311 (30)		316 (30)	
男女別人数	男	女	男	女	男	女	男	女
(人)	129	178	129	181	125	176	115	188
(%)	42	58	41.6	58.4	41.5	58.5	38	62
平均年齢 (歳)	63	3.2	64		65.8		66.5	
男女別平均年齢	男	女	男	女	男	女	男	女
(歳)	65.3	61.7	66.7	62.1	67.9	64.3	68.7	64.6
備考	民生・児i 増		民生・児i 増	童委員3人 員	民生・児i 増		民生・児童 増」	

※ ( )は、主任児童委員の内数

#### (2) 民生委員·児童委員活動状況

(各年度3月末現在)

年 度 区 分	2	3	4	5	6
活動日数(日)	23,723	26,245	28,605	30,782	30,738
相談・支援件数(件)	1,584	1,527	1,682	1,616	1,665
調査活動件数(件)	1,139	1,917	1,221	1,107	1,105
証明事務件数 (件)	1,467	1,553	1,412	1,473	1,511
関係機関連絡件数 (件)	3,601	4,347	4,479	3,843	3,633
会議・行事参加件数(件)	1,552	1,949	2,725	3,406	3,343
友愛訪問等件数 (件)	9,834	11,445	13,114	13,587	13,946

#### (3) 民生委員・児童委員活動 内容別相談・支援件数

(各年度3月末現在)(単位:件)

(3) 民生安貝・冗里安貝佰助	的 一个 的 一个 。	又拨件剱	(	台中度 3 月 木奶·	住) (单位:件)
年 度 区 分	2	3	4	5	6
在宅福祉	148	134	153	130	112
介護保険	47	31	57	69	63
健康・保健医療	138	108	69	69	64
子育て・母子保健	31	33	49	78	53
子どもの地域生活	17	29	29	34	57
子どもの教育・学校生活	33	27	42	46	43
生活費	78	60	86	61	83
年金・保険	7	6	5	6	4
仕事	7	2	4	1	1
家族関係	64	52	61	71	54
住居	69	59	34	13	36
生活環境	121	143	92	91	108
日常的な支援	452	484	584	485	539
その他	372	359	417	462	448
合計	1,584	1,527	1,682	1,616	1,665

#### (4) 民生委員·児童委員活動費補助金

(各年度決算額 単位:千円)

年度		2	3	4	5	6
委員1人当り活動費		120	120	120	120	120
. <del></del>	府	60	60	60	60	60
内訳	市	60	60	60	60	60

<sup>※</sup> 当該委員の属する法定単位民児協の事業等に充当するもの

所管係

地域援護係

#### 制 度 の 概 要

宇治市内職センター(宇治市木幡南端 48 - 15 昭和 59 年度移転新築)において、家庭外で働くことが困難な主婦、高齢者、心身障害者等に対し、内職についての相談、あっせん、技術指導等を行っており、この運営を内職者団体の宇治市内職友の会に委ねている。

また、この施設を拠点として行われる宇治市内職友の会活動に対して補助金を支出するとともに、市民の内職技能修得の一環として、初級和裁講習の開催を同会に委託している。

#### 根拠法令等

- ◇ 内職者対策事業補助金交付要綱(昭和 46 年京都府告示第 413 号)
- ◇ 宇治市補助金等交付規則(昭和48年宇治市規則第19号)
- ◇ 宇治市内職あっ旋事業助成要綱(昭和 46 年宇治市告示第 54 号)

#### 制度の現況

(1) 宇治市内職友の会活動費補助金

(各年度決算額 単位:千円)

区分	年 度	2	3	4	5	6
補助金額		920	920	1,014	920	920
財源	府 (1/2 以内)	460	460	460	460	460
内訳	市	460	460	554	460	460

(2) 内職技能講習事業委託料(宇治市内職友の会)

(各年度決算額 単位:千円)

年 度 区 分	2	3	4	5	6
委託料の額	300	300	300	300	300
財源内訳	市単費事業				

#### (3) 宇治市内職友の会加工実績、実働会員数

(各年度3月末現在)

<u> </u>	年 度	2	3	4	5	6
加工	工実績(円)	8,440,933	6,481,690	7,885,946	10,919,161	12,448,063
実賃	加延会員数 (人)	660	568	634	697	679
会	身体障害者	24	24	24	23	22
会員内訳	老人	371	322	317	338	354
	母子世帯	0	0	0	0	0
入	その他	265	222	293	336	303
業	和裁	25	21	21	28	18
業種別内訳	毛糸あみ	0	0	0	0	0
	のり付け	506	425	490	529	503
人	その他	129	122	123	140	158

所管係

地域援護係

#### 制度の概要

宇治市内に居住し、住民基本台帳に記載されている者が、不幸にして火災等により居住家屋が全・半焼等した場合に、見舞金及び見舞品を支給する。また、その火災等により死亡した場合は、同一世帯の者に対して見舞金を支給する。なお、日本赤十字社京都府支部からも見舞金品が支給される。

#### 根拠法令等

- ◇ 宇治市火災等見舞金等支給要綱(昭和45年宇治市告示第3号)
- ◇ 赤十字必携
- ◇ 災害見舞品配分基準(日本赤十字社京都府支部)

#### 制度の現況

#### (1) 支給基準

(令和5年3月31日現在)

/\n	•			(1911-01-07	* - , , ,
区	区 分 市			日赤京都府支部	
	全焼金壊	① 1世帯 ② 1人当り	100,000 円 10,000 円		
見無	半焼・歩	① 1世帯 ② 1人当り	50,000 円 5,000 円		
舞金	水損	1 世帯当り	30,000 円		
	死 亡	1人当り	10,000 円	死亡者1人当り	20,000 円
見	舞 品	シュラフ1人当り	1枚	毛布1人当り タオルケット1人当り 緊急セット1世帯当り 安眠セット1人当り	原則1枚 原則1枚 原則1組 原則1組

#### (2) 支給状況

(各年度決算による)

7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1							
区分	<del></del>	年 度	2	3	4	5	6
見舞金等支給額 (円)		120,000	360,000	165,000	620,000	820,000	
火	全	世帯数(世帯)	1	1	2	5	5
災目	焼	世帯人数(人)	1	1	6	11	11
舞	半	世帯数 (世帯)	0	1	6	6	3
象型	焼	世帯人数(人)	0	1	12	10	6
火災見舞対象世帯数等	水損	世帯数(世帯)	0	0	0	0	1
等	死	亡 者 (人)	1	3	1	0	1

区 分

#### 4 災害 R 慰金の支給、災害障害 見舞金の支給 災害援護資金の貸付

所管係

地域援護係

#### 制度の概要

#### (1) 災害弔慰金の支給

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然災害(以下「災害」という。)により死亡した市民の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

① 遺族の範囲

死亡した者の死亡当時における配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあった者を除く。)、子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)の範囲とする。ただし、兄弟姉妹にあっては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合に限る。

② 災害弔慰金の額

ア 死亡者が生計を主として維持していた場合 500 万円 イ その他の場合 250 万円

#### (2) 災害障害見舞金の支給

災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)、次に掲げる程度の障害があるときは、災害障害見舞金を支給する。

- ① 障害の程度
  - ア 両眼が失明したもの
  - イ そしゃく及び言語の機能を廃したもの
  - ウ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
  - エ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
  - オ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
  - カ 両上肢の用を全廃したもの
  - キ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
  - ク 両下肢の用を全廃したもの
  - ケ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以 上と認められるもの
- ② 災害障害見舞金の額

当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時

ア その属する世帯の生計を主として維持していた場合 250万円

イ その他の場合 125 万円

#### (3) 災害援護資金の貸付

災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)による救助の行われる災害により、被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するために災害援護資金の貸付を行う。(ただし、所得制限あり)

- ① 災害援護資金の貸付限度額
  - 療養に要する期間がおおむね 1 ヶ月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。) があり、かつ次のいずれかに該当する場合
    - ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね 1/3 以上である損害 (以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150 万円
    - イ 家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合 250万円
    - ウ 住居が半壊した場合 270万円 ただし、被災した住居を建て直すに際してその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない 場合等、特別の事情がある場合(以下「特例」という)(特例:350万円)
    - エ 住居が全壊した場合 350万円

● 世帯主の負傷がなく、かつ次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円 (特例:250万円)

ウ 住居が全壊した場合 250 万円 (特例:350 万円)

エ 住居の全体が滅失し、又は流失した場合 350万円

② 貸付の条件

ア 償還期間 10年(うち据置3年)※特例の場合5年 イ 償還方法 年賦、半年賦又は月賦で元利均等償還

ウ 利率 保証人を立てる場合は無利子

保証人を立てない場合は年1.5% (据置期間中は無利子)

工 連帯保証人 任意

オ 所 得 制 限 条例等に定める額

#### (4) 財源の負担割合

① 災害弔慰金及び災害障害見舞金

区 分	費用負担
玉	1/2
府	1/4
市	1/4

#### ② 災害援護資金

区分	貸付原資負担		
国	2/3		
府	1/3		

#### 根拠法令等

- ◇ 災害救助法 (昭和 22 年法律第 118 号)
- ◇ 災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)
- ◇ 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)
- ◇ 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号)
- ◇ 宇治市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年宇治市条例第24号)
- ◇ 宇治市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和49年宇治市規則第45号)

#### 制度の現況

平成24年8月に発生した京都府南部地域豪雨災害に関し、下記のとおり支給・貸付を実施。

#### (1) 災害弔慰金

支給額(円)	生計維持者 (人)	その他(人)
5,000,000	0	2

#### (2) 災害援護資金

貸付額(円)	家財の損害 (件)	住居の半壊 (件)
4,900,000	1	2

※ 平成28年度から貸付金の償還が開始し、全世帯償還終了した。

区 分

#### 5 くらしの資金貸付事業

所管係

地域援護係

#### 制度の概要

生活困窮世帯に対し、経済的自立と生活意欲の向上を図ることを目的として、夏期(7月)及び冬期(12月)の2回、10万円を限度としてくらしに必要な資金を貸付けるものであり、この事務を社会福祉法人宇治市社会福祉協議会に委託している。

#### (1) 貸付対象者

- ① 夏期は7月1日、冬期は12月1日(以下「基準日」という。)現在、宇治市に住民登録があり、6ヶ月以上在住しているもの
- ② 基準日現在で生活保護または中国残留邦人等に対する支援給付を受給又は受給決定していないもの
- ③ 基準日の属する月の前月における世帯全員の収入が生活保護法に定める生活保護(生活扶助) 基準の 1.8 倍以内であること
- ④ 夏期または冬期の賞与等の臨時収入(予定のものも含む)が100,000円を超えていないこと

#### (2) 貸付限度額等

貸付限度額

1世帯当たり未償還金を含め 100,000 円以内

② 償還方法

一括又は分割償還

③ 据置期間

貸付日が属する月から4か月以内

④ 償還期間

据置期間経過後20か月以内

⑤ 利 子 等

無利子、無担保

#### 根拠法令等

◇ くらしの資金貸付規程(宇治市社会福祉協議会規程)

#### 制度の現況

#### (1) 委託料支出状况

(各年度決算額 単位:円)

年 度 区 分	2	3	4	5	6
委託料 (事務費分)	900,000	900,000	830,000	550,000	550,000
貸付原資	3,650,000	2,800,000	3,950,000	2,400,000	2,050,000
貸付金償還金	2,735,500	2,971,500	3,065,500	2,608,817	2,302,000

#### (2) 貸付状況(金額別件数欄上段夏期・下段冬期)

(単位:件)

年 度 貸付額 (円)	2	3	4	5	6
30,000	0	0	0	0	0
50,000	0	0	0	0	0
50,000	0	0	0	0	0
50,000	1	0	1	0	1
60,000	0	0	0	0	0
60,000	0	0	0	0	0
80,000	0	0	0	0	0
80,000	0	0	0	0	0
100,000	14	15	15	13	9
100,000	22	13	24	11	11
計	37	28	40	24	21
貸付総額 (千円)	3,650	2,800	3,950	2,400	2,050

## 区 分 6 各種団体への補助 所管係 地域援護係

#### 制度の概要

京都府原爆被災者の会宇治支部及び宇治市連合遺族会に対し、団体運営経費に関する補助金を支出している。市単独事業。

#### 根 拠 法 令 等

◇ 宇治市補助金等交付規則(昭和 48 年宇治市規則第 19 号)

#### 制度の現況

補助金支出状況

(各年度決算額 単位:千円)

年 度 区 分	2	3	4	5	6
京都府原爆被災者の会宇治支部事業補助金	46	79	100		
宇治市連合遺族会事業補助金	24	20	20	59	

#### 制 度 の 概 要

旧軍人等、戦傷病者、戦没者の遺族等に対する援護については、下表のとおり、恩給法及び戦傷病者戦没者遺族等援護法(いわゆる援護法)並びに各種給付金等支給法などによって実施されている。

また、市では昭和58年度より、800有余の戦没者に対し、追悼の誠をささげ遺族の労苦に慰謝するとともに平和を願い、戦没者追悼式を実施している。

根 拠 法 律	援護の項目
恩 給 法 (大正 12 年法律第 48 号) <総務省人事・恩給局が直接受付事務を行う>	<ul> <li>(1) 普通恩給 (10) 一時恩給</li> <li>(2) 増加恩給 (11) 傷病賜金</li> <li>(3) 傷病年金 (12) 一時扶助料</li> <li>(4) 特例傷病恩給 (13) 特別の一時金</li> <li>(5) 普通扶助料</li> <li>(6) 公務扶助料</li> <li>(7) 増加非公死扶助料</li> <li>(8) 特例扶助料</li> <li>(9) 傷病者遺族特別年金</li> </ul>
戦傷病者戦没者遺族等援護法 (昭和27年法律第127号) <厚生労働省社会・援護局が直接受付事務を行う>	(1) 障害年金 (4) 遺族給与金 (2) 障害一時金 (5) 弔慰金 (3) 遺族年金 (6) 遺族一時金
戦傷病者特別援護法 (昭和38年法律第168号)	<ol> <li>戦傷病者手帳の交付</li> <li>療養の給付</li> <li>療養費の支給</li> <li>療養手当ての支給</li> <li>葬祭費の支給</li> <li>専禁祭費の支給</li> <li>更生医療の給付</li> <li>補装具の支給及び修理</li> <li>国立保養所収容</li> <li>JR 乗車券類引換証の交付</li> </ol>
戦没者等の妻に対する特別給付金支給法 (昭和 38 年法律第 61 号)	特別給付金
戦没者の父母等に対する特別給付金支給法 (昭和 42 年法律第 57 号)	特別給付金
戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法 (昭和 41 年法律第 109 号)	特別給付金
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法 (昭和 40 年法律第 100 号)	特別弔慰金

区 分

#### 8 行旅死亡人取扱業務

所管係

地域援護係

#### 制度の概要

本市へ行旅中死亡し、氏名、住所、居住が不明であり、引取者が無い者について、市長が遺体を引取り、火葬に付し、遺骨を保管するとともに、官報、掲示場により告示する。

取扱に要した経費は遺留金品等を充て、不足分はいったん市が支出するが、府に対して請求することにより、府が負担することになる。

#### 根拠法令等

- ◇ 行旅病人及行旅死亡人取扱法 (明治 32 年法律第 93 号)
- ◇ 行旅病人死亡人等ノ引取及費用弁償ニ関スル件 (明治 32 年勅令第 277 号)
- ◇ 行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づく費用の弁償に関する規則(昭和62年京都府規則第24号)
- ◇ 宇治市行旅病人、行旅死亡人及びこれらの同伴者の救護又は取扱いに関する規則 (昭和 63 年宇治市規則第 3 号)

#### 制度の現況

年 度 取扱件数	2	3	4	5	6
行旅死亡人取扱	0 件	0 件	0 件	0 件	1 件

区 分 9 宇治市社会福祉協議会への補助

所管係

地域援護係

#### 制度の概要

昭和47年に設立された、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第109条に規定される社会福祉法人である宇治市社会福祉協議会は、宇治市の地域福祉推進の中心的役割を担っており、本市の福祉施策遂行上、重要な位置付けの団体であることから、法に基づき財政援助を行っている。

#### 根 拠 法 令 等

- ◇ 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 58 条
- ◇ 社会福祉法人に対する助成に関する条例(昭和46年字治市条例第49条)
- ◇ 社会福祉法人に対する助成に関する条例施行規則(昭和47年宇治市規則第6号)
- ◇ 宇治市補助金等交付規則(昭和48年宇治市規則第19号)

#### 制度の現況

宇治市社会福祉協議会に対する補助金支出状況

(各年度決算額 単位:円)

年 度 補助金名	2	3	4	5	6
福祉活動専門員設置事業	2,535,000	2,535,000	2,535,000	2,535,000	2,535,000
福祉サービス利用援助事業 専門員設置事業	979,500	979,500	979,500	979,500	979,500
ボランティアコーディネーター 設置事業	1,959,000	1,959,000	1,959,000	1,959,000	1,959,000
社協事務所運営事業	53,335,760	53,722,992	54,372,127	56,194,880	56,660,612
学区福祉委員会活動事業	1,783,397	1,867,912	2,323,770	2,665,307	2,709,237
ふれあい福祉センター事業	3,600,000	3,600,000	3,600,000	3,600,000	3,600,000
災害ボランティアセンター 体制整備事業	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000

区 分

10 総合福祉会館管理運営事業(指定管理者制度)

所管係

地域援護係

#### 制度の概要

昭和58年1月、福祉事業推進の拠点として設置した宇治市総合福祉会館は、身体障害者福祉センター、 老人福祉センター、福祉センターからなっており、指定管理者として社会福祉法人 宇治市社会福祉協議 会を指定している。市単独事業。

#### 根拠法令等

- ◇ 宇治市総合福祉会館条例(昭和 57 年宇治市条例第 37 号)
- ◇ 宇治市総合福祉会館条例施行規則(昭和58年宇治市規則第2号)
- ◇ 宇治市指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年宇治市条例第19号)

#### 施設の概要

名 称: 宇治市総合福祉会館

<1階> 身体障害者福祉センター

作業工作室・・・・彫刻や粘土細工など創作意欲を増すため、陶芸などの用具

を配置。

そ の 他 … コミュニケーションコーナー、研修室、相談室、団体事務

室などを設置。

<2階> 老人福祉センター

集 会 室 … 各種集会やサークル活動に利用。

和 室 … 教養、娯楽、健康相談、集会など多様に使用できる 10 畳

の和室4室。

交 流 ロ ビ ー … 高齢者の交流スペースを設けて、テレビ、バンパー(ミニ

**玉突き)を備えている。** 

そ の 他 … 老人福祉センター事務所、ボランティア室などを設置。

<3階> 福祉センター (一部老人福祉センター及び身体障害者福祉センター)

料 理 講 習 室 … 各種の料理講習会ができるように、調理器具、食器などを

設置。

ボランティア室 … 各種ボランティア活動の作業スペース、器材を設置。

大 広 間 … ステージを備えた部屋。

そ の 他 … 会議室、屋外プレイコーナーなどを設置。

所 在 地 : 宇治市宇治琵琶 45

敷地面積 : 3,781.<sup>18</sup> ㎡ 建築面積 : 930.<sup>20</sup> ㎡ 延床面積 : 2,353.<sup>63</sup> ㎡

建 物 構 造 : 鉄筋コンクリート造 3 階建 事 業 費 : 総事業費 5 億 5,093 万円

開設年月日 : 昭和58年1月19日

#### 制度の現況

#### (1) 施設使用状況

(各年度3月末現在)

区分	年 度	2	3	4	5	6
	開館日数(日)	254	220	294	295	100
利用	個人利用者数	2,598	4,124	7,120	6,291	1,440
利用者の数等	団体・サークル利用者数	34,818	36,795	55,880	57,910	17,205
等 (人)	(団体数(団体))	(3,283)	(3,523)	(5,206)	(5,112)	(1,526)
	利用者数合計	37,416	40,919	63,000	64,201	18,645

<sup>※</sup>令和6年度は大規模改修により長期休館あり

#### (2) 指定管理料支出状況

(各年度決算額)

年 度 区 分	2	3	4	5	6
決 算 額 (円)	26,756,771	29,064,777	31,148,589	30,877,350	25,974,536

#### 区 分

#### 11 日本赤十字社京都府支部宇治市地区業務

所管係

地域援護係

#### 制 度 の 概 要

「日本赤十字社は、赤十字に関する諸条約及び赤十字国際会議において決議された諸原則の精神に のっとり、赤十字の理想とする人道的任務を達成することを目的とする。」(日本赤十字社法抜粋)

上記を目的とした日本赤十字社の組織として、都道府県の区域に支部が置かれ、支部の下部機関として福祉事務所の所管区域や市等の区域に地区が設けられている。

宇治市においては、地区長として宇治市長があたり、宇治市地区を構成している。

#### 宇治市地区業務

#### (1) 日本赤十字社活動資金募集事業

日本赤十字社は、会員をもって構成される特殊法人であり、赤十字社の行う各事業の財源は、会員の拠出金(会費)及びその他の者の寄付金でまかなわれているが、この財源確保のため、宇治市地区では毎年5月から7月末までを赤十字運動期間と定めて活動資金の募集事業を行っている。

#### (2) 災害援護

火災その他の災害の被災者に対し、自立助長を図るために見舞金及び援護物資の支給を行う。

#### (3) 献血推進育成事業

宇治市献血推進協議会に対し、補助金を交付する。

#### 根拠法令等

- ◇ 日本赤十字社法 (昭和 27 年法律第 305 号)
- ◇ 日本赤十字社定款(昭和27年厚生大臣認可)

#### 制度の現況

年額 2,000 円以上(平成 28 年度まで年額 500 円以上)

(2) 寄付金の額 任意

(3) 活動資金募集状況

(各年度3月末現在)

年度区分	2	3	4	5	6
総額(円)	9,262,076	29,779,125	14,080,000	9,908,769	18,455,714

区 分 12 社会福祉法人の設立認可及び指導監査業務 所管係 地域援護係

#### 制度の概要

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)第34条により、社会福祉法人に関する社会福祉法の規定が改正され、平成25年4月1日から主たる事務所が宇治市内にあり、かつ宇治市内のみにて事業を行う社会福祉法人に対しては、宇治市が所轄庁として次の事務を行う。

#### 所轄庁として行う主な事務

- (1) 社会福祉法人の設立認可事務
- (2) 社会福祉法人の定款変更認可(届出受理)事務
- (3) 社会福祉法人の解散認可(届出受理)事務
- (4) 社会福祉法人の合併認可事務
- (5) 社会福祉法人への立入検査、改善措置命令事務(指導監査)
- (6) 社会福祉法人への業務停止命令事務・法人役員解職勧告事務
- (7) 社会福祉法人への解散命令事務
- (8) 社会福祉法人への公益事業又は収益事業の停止命令事務
- (9) 社会福祉法人の現況報告受理・公開事務

#### 根 拠 法 令 等

- ◇ 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)
- ◇ 社会福祉法施行令 (昭和 33 年政令第 185 号)
- ◇ 社会福祉法施行規則(昭和 26 年厚生省令第 28 号)
- ◇ 社会福祉法人会計基準(平成 28 年厚生労働省令第 79 号)
- ◇ 社会福祉法人指導監査実施要綱

#### 制度の現況

社会福祉法人の設立認可及び指導監査実績

(単位:法人)

年 度 区 分	2	3	4	5	6
設立認可法人数	0	0	0	0	0
解散法人数	0	0	0	0	0
所管法人数(※)	21	19	19	19	19
監査実施法人数	4	2	0	6	6

<sup>※</sup> 当該年度末日時点の法人数。

京都府が実施する地域共生社会実現サポート事業補助金と協調して、社会福祉法人等が実施する社会 貢献活動並びに民間の社会福祉施設における利用者の処遇及び福祉サービスの質の向上を促進し、もって地域において全ての市民が分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を図るため、社会福祉法人等に対して補助金を交付する。

補助対象事業	補助基準額	補助率
(1) 地域貢献活動推進事業	1 施設当たり 480 千円又は対象経費の実支出額のいずれか低い額	
(2) 災害対応力向上事業	1施設当たり 300 千円又は対象経費の実 支出額のいずれか低い額 ただし、(1) を実施する施設においては1 施設当たり 440 千円又は対象経費の実支 出額のいずれか低い額	4分の1以内
(3) 小規模法人等活動サポート事業	1 施設当たり 400 千円又は対象経費の実 支出額のいずれか低い額	

#### 根拠法令等

- ◇宇治市地域共生社会実現サポート事業補助金交付要項
- ◇地域共生社会実現サポート事業補助金交付要綱(平成30年京都府告示第559号)
- ◇地域共生社会実現サポート事業補助金取扱要領

#### 制度の現況

#### 地域共生社会実現サポート事業補助金実績

年 度 区 分	2	3	4	5	6
補助法人数(法人)	10	8	7	16	14
補助施設数(施設)	25	16	17	32	31
補助金交付額(円)	2,144,000	1,275,000	1,540,000	2,486,000	2,112,000

子どもの貧困、ひきこもり、地域福祉の担い手確保等の今日的課題の解決並びに地域共生社会の実現を目指し、地域における主体的かつ先駆的な取組や地域で活動する団体の継続的な活動を支援するとともに、地域資源のネットワーク化を促進し、協働による地域福祉の推進を図る。

	地域ボランティア等担い手育成事業	地域つながり活動支援事業
事業主体	宇治市社会福祉協議会	宇治市社会福祉協議会(間接補助)
対象団体	宇治市社会福祉協議会	学区福祉委員会、NPO、社会福祉法人、町内会・自治会、福祉活動グループ等
対象事業	<ul><li>① 地域福祉の担い手育成</li><li>② 地域資源のネットワーク化推進</li><li>③ 地域福祉活動の相談・支援の充実</li><li>④ 広報・啓発</li></ul>	① 助成対象団体が実施するひきこもり、 子どもの貧困、地域福祉の担い手確保等の 課題解決に寄与する事業
補助率	10/10	10/10
補助限度 額等	1,000 千円/年 4 年間(1 期中期計画期間で一旦総括)	各年度 1 団体につき 100 千円(4 年限度)

#### 根拠法令等

- ◇ 宇治市地域共生社会推進事業補助金交付要項
- ◇ 宇治市社会福祉協議会地域共生社会推進事業公募型地域福祉活動支援事業助成金交付要綱

#### 制度の現況

補助金支出状況

(単位:円)

年 度 区 分	4	5	6
地域ボランティア等 担い手育成事業	1,000,000	1,000,000	1,000,000
地域つながり活動支援事業 (助成団体数(件))	517,000 (6)	1,047,000 (11)	1,145,796 (12)
合計	1,517,000	2,047,000	2,145,796

区 分

ひきこもりに関する身近な相談窓口「相談ルームあんど・ゆー」を設置し、令和2年10月1日に開設した。ひきこもりに関する支援団体等のネットワークの構築及び啓発事業等を通して、ひきこもりの悩みを抱える人が相談しやすい環境を作り、専門の窓口や必要な支援に繋げるとともに、ひきこもりについて市民や福祉関係者の理解を深めることを目的とする。

- (1) ひきこもり状態にある人や家族等に対する相談支援
  - ① 相談窓口の開設
  - ② 来所相談・訪問相談・電話相談 ※相談者の希望や、相談内容により必要に応じて、臨床心理士によるカウンセリングを行う。

#### (2) 居場所づくり

当事者が安心して過ごすことのできる居場所を確保し、他者との交流や悩みを打ち明ける機会を 設けることにより、段階的な社会参加を支援する。

#### (3) 市民及び福祉関係者向け研修等の実施

ひきこもりに関する理解を深めるため、市民、福祉関係者、市職員向けの研修等を 4 回以上実施する。研修の企画、準備、進行は受託者で行うものとし、内容は市と協議のうえ決定すること。

#### 制度の現況

区分	年 度	2 (※1)	3	4	5	6
ひきこもり相談	件数(件)	107	131	89	99	457
いさこもり作談	相談人数(人)	42	59	36	39	80
足担訴送翻	開催回数(回)	6	9	9	5	12
居場所活動	参加人数(人)	24	21	14	6	48
	開催回数(回)	2	3	4	4	4
研修会	参加人数(人)	67	125 (※2)	173	164	205
ひきこもり相談窓口設	置委託費(千円)	3,000	5,000	5,000	5,000	5,000

#### ※1 令和2年度は10月~3月の実績

※2 研修会3回の内1回はYouTube配信のため正確な人数がわからず含めていない。

#### ひきこもりサポーター養成講座(全3回)

年 度 区 分	5	6
サポーター登録人数(人)	20	11

区 分

#### 16 自殺対策推進事業

所管係

地域援護係

#### 制度の概要

令和2年3月に策定した「宇治市自殺対策計画」に基づき、「自殺者ゼロ」を目標に掲げ、全庁的に自殺 及び自殺対策に向けた取組を行うことに加え、市職員および市民等へセミナーを開催し、誰も自殺に追い 込まれることのないまちを目指す。

#### <宇治市自殺対策計画 基本理念>

みんなで支え合い 誰も自殺に追い込まれることのない こころ通うまち 宇治

#### 制 度 の 現 況

区分	年 度	2	3	4	5	6
自殺対策セミナー	開催回数(回)	2	1	2	2	2
	参加人数(人)	344	49	47	49	42
ゲートキーパー研修	開催回数(回)	1	2	1	2	3
	参加人数(人)	26	不明※	21	61	90

※ YouTube 等での開催のため正確な人数がわからないため不明。

区 分

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者(現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者)に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行い、自立の促進を図る。

○自立相談支援事業(必須事業)

相談者の抱える課題に応じ、必要な情報提供、助言及びプランを作成し支援を行う。

○住居確保給付金(必須事業)

離職等により経済的に困窮し、住所を喪失又は喪失するおそれのある者に対し、給付金を支給し、 常用就職のための支援を行う。

○就労準備支援事業(任意事業)

雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に対し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

- ○一時生活支援事業(任意事業)
  - 一定の住居を持たない生活困窮者に対し、宿泊場所の供与、食事の提供等を行う。
- ○子どもの学習支援事業(任意事業)

経済的な理由などから、学習する環境の確保が難しい子ども(中学生)に対し、学習環境の提供と 学力向上を図るための支援を行う。

○家計改善支援事業(任意事業)

家計収支の均衡がとれていないなど、家計に課題を抱える者からの相談に応じ、家計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出した上で、家計管理の視点から必要な情報提供や専門的な助言等を行う。

#### 根拠法令等

- ◇ 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)
- ◇ 生活困窮者自立支援法施行令(平成27年政令第40号)
- ◇ 生活困窮者自立支援法施行規則(平成 27 年厚生労働省令第 16 号)

#### 制度の現況

#### 事業利用者数の推移

年 度 事業名	2	3	4	5	6
自立相談支援事業	$2{,}122$ $^{ extstyle \wedge}$	1,172 人	858人	846 人	1,013 人
住居確保給付金	200 人	127 人	74 人	34 <sup>人</sup>	13 人
就労準備支援事業	18 <sup>人</sup>	25 人	19 人	17 人	27 人
一時生活支援事業	16 人	17 人	15 <sup>人</sup>	13人	<b>5</b> <sup>人</sup>
子どもの学習支援事業	27 人	31 人	36 人	51 <sup>人</sup>	58人
家計改善支援事業	24 件	23 件	33 件	97 件	176 件

# 生 活 支 援 課

係	分掌事務
生活支援庶務係	(1) 生活保護の企画、運営及び指導に関すること。 (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施に関すること。 (3) 生活保護法による予算経理に関すること。 (4) 生活保護法による調査統計に関すること。 (5) 生活保護法による医療事務に関すること。 (6) 生活保護法によるの護金及び徴収金の決定及び徴収金の納付指導に関すること。 (7) 生活保護法による返還金及び徴収金の決定及び徴収金の納付指導に関すること。 (8) 面接相談に関すること。 (9) 行旅病人に関すること。 (10) 市単独事業による生活保護に関すること。 (11) 生活保護費の支給事務に関すること。 (12) 生活保護申請者に係るつなぎ立替金の貸付けに関すること。 (13) 返還金及び徴収金の収納管理に関すること。 (14) 中国残留邦人の生活の支援に関すること。 (15) 課の庶務に関すること。
保護第 保護第 2 係 係	<ul> <li>(1) 生活保護の企画、運営及び指導に関すること。</li> <li>(2) 生活保護法による保護の決定及び実施に関すること。</li> <li>(3) 生活保護法による返還金及び徴収金の決定及び徴収金の納付指導に関すること。</li> <li>(4) 面接相談に関すること。</li> <li>(5) 行旅病人に関すること。</li> <li>(6) 生活保護申請者に係るつなぎ立替金の貸付けに関すること。</li> <li>(7) 課の庶務に関すること。</li> </ul>

区 分 1 生活保護

所管係

保護第1・2 3・4係

# 制度の概要

日本国憲法第 25 条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」の理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。

#### (1) 要旨

- ① 国民で生活に困窮する者の最低生活を保障する。
- ② 国の直接責任において行う。
- ③ 自立を助長する。

#### (2) 生活保護制度の基本原理

① 無差別平等の原理

すべての国民は、生活保護法による保護を無差別平等に受けることができる。

② 最低生活保障の原理

生活保護法で保障されている最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

③ 補足性の原理

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものをその最低限度の生活のために活用することを要件として行われる。また、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める援助は、すべて生活保護法による保護に優先して行われるものとする。

#### (3) 保護の種類及び給付内容

① 生活扶助

食費、被服費、光熱水費等日常の生活費

② 住宅扶助

家賃、地代、家屋の補修費等

③ 教育扶助

義務教育で必要な教材費、学用品費、給食費等

④ 介護扶助

介護サービスを受けるために必要な費用

⑤ 医療扶助

病気やけがの治療に必要な費用

⑥ 出産扶助

分娩のための費用

⑦ 生業扶助

仕事に必要な技能の習得や高校就学のために必要な費用

⑧ 葬祭扶助

葬祭のために必要な費用

# (4) 民生委員の協力業務

要保護者の状況を調査し、福祉事務所長の求めに応じ保護の要否に係る意見書を作成する。 (要否の意見は、保護の決定事務を拘束するものではない。)

#### ※ 参 考

生活保護法第22条

民生委員は、この法律の施行について福祉事務所長又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする。

- ◇ 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)
- ◇ 生活保護法施行令 (昭和 25 年政令第 148 号)
- ◇ 生活保護法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 21 号)

# 制度の現況

# (1) 被保護世帯、人員の推移

(各年度月平均、停止を含む)

年 度 区 分	2	3	4	5	6
世帯数(世帯)	2,130	2,122	2,116	2,098	2,078
人員(人)	2,965	2,897	2,871	2,814	2,751

# (2) 生活保護費の推移

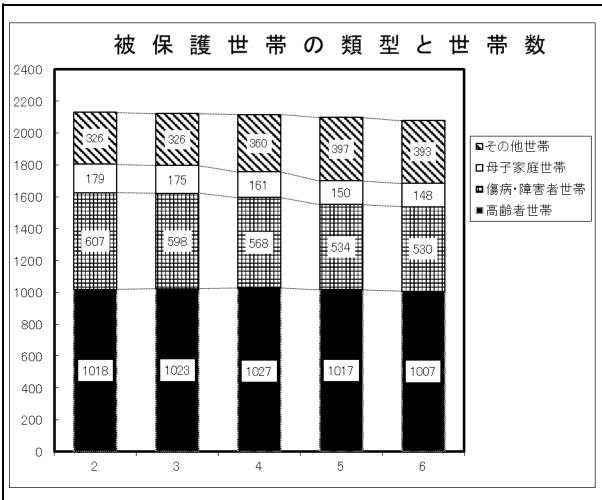
(各年度決算額) (単位:千円)

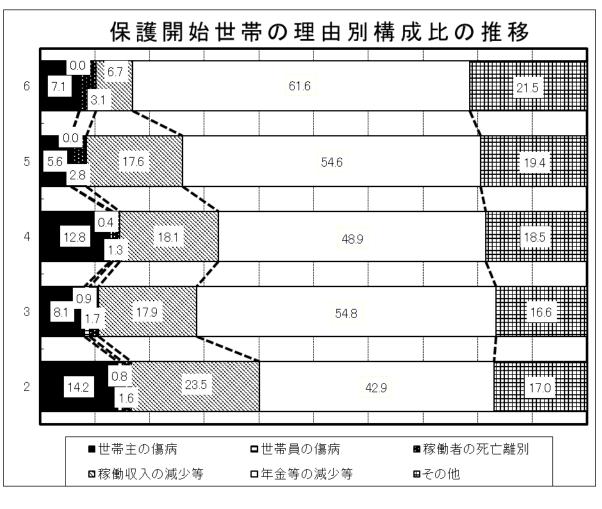
	17100000000000000000000000000000000000			(1		(1   22 • 1 1 4)
区分	年 度	2	3	4	5	6
一般会計歳出決算総額 A		86,516,727	71,517,486	70,348,347	72,146,262	81,161,787
生活決算	保護費扶助費 額 B	4,912,667	4,791,902	4,692,679	4,690,229	4,669,724
構	成 比 B/A	5.7%	6.7%	6.7 %	6.5%	5.8%
	生活 扶 助	1,490,607	1,447,464	1,407,044	1,373,687	1,347,851
扶	住宅扶助	790,472	791,379	781,300	775,321	756,274
助	教育扶助	19,103	18,388	17,776	16,675	17,010
別内訳	介 護 扶 助	93,411	87,166	90,382	96,044	106,333
	医療扶助	2,443,896	2,381,984	2,328,101	2,367,086	2,379,078
	その他扶助	75,178	65,521	68,076	61,416	63,178

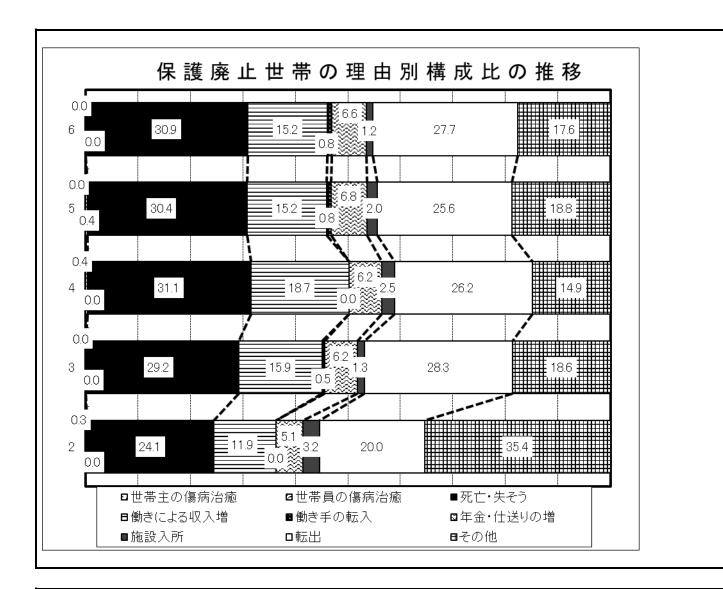
# (3) 財源の負担割合

令和6年度

区 分	現在地保護分	左以外のもの
玉	3/4	3/4
府	1/4	_
市	_	1/4







区 分 2 市単独事業における生活保護(法外援護等)

所管係

生活支援庶務係

#### 制 度 の 概 要

最低生活の保障は、国の責任において実施されており、国は保護の基準について一般世帯との生活水準の格差を縮小するよう改善を重ねてきた。

生活保護世帯に対しては、法律に基づく援護の他に、法律に基づかない部分で、より一層の自立助長 と生活意欲の向上を図るため、次の単独事業を実施している。

また、当面の生活費に困窮する生活保護申請者に対し、次の貸付金事業を実施している。

#### (1) 要保護者修学援助金支給

民族学校に修学している被保護児童・生徒に対し、生活保護による教育扶助相当額を修学援助金と して支給する。

(2) 生活保護申請者つなぎ立替金貸付金 生活保護申請者で、決定までの間の生活費に困窮する世帯に対し、3万円を限度として貸付けを実施している。

#### 根拠法令等

◇ 宇治市要保護者修学援助費支給要綱(昭和58年宇治市告示第76号)

#### 制度の概要

永住帰国した中国残留邦人等は、長期にわたり帰国がかなわず帰国後も言葉や生活習慣等の違いから、地域社会で生活していく上で様々な困難に遭遇している。この現状を踏まえ、本市に在住する中国 残留邦人等の老後の生活の安定を図るために「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した 中国残留邦人等及び配偶者の自立の支援に関する法律」に基づく支援策としての事業を行う。

#### (1) 老齢基礎年金を補完する生活支援

「老齢基礎年金の満額支給」の対象となる中国残留邦人等と、その配偶者の方で、世帯の収入が一定の基準に満たない方に対して支援給付を支給する。

- ① 支援給付の種類
  - ア 生活支援給付 イ 住宅支援給付 ウ 医療支援給付
  - エ 介護支援給付 オ その他政令で定める給付
- ② 支援・相談員の配置

中国残留邦人等の置かれている特別の事情に配慮するため、中国残留邦人等に理解が深く、中国語がわかる「支援・相談員」を配置し、ニーズに応じた助言等を行うことにより安心した生活が送れるよう支援する。

#### (2) 日本語教育支援事業

身近な地域で日本語教室を開催し、日本語や文化について学習する機会を提供するとともに、目標に向けて学習の支援や助言を行う。この教室の運営を、「公益財団法人大阪 YWCA」に委託している。

#### (3) 自立支援通訳派遣事業

中国残留邦人等の置かれている特別の事情を踏まえ、本市に在住する中国残留邦人等が日常生活でのコミュニケーションで支障が生じる場合に、自立支援通訳を派遣する。

# (4) 地域生活支援プログラム事業

生活保護または支援給付を受給している中国残留邦人等及び二世等に対し、個々の実状とニーズを踏まえつつ、日本語学習等の支援や生活支援等を行うことにより、社会的・経済的自立の助長を図る。

#### (5) 支援ネットワーク事業

中国残留邦人等の日本語能力の維持や地域での孤立防止を目的として日本語交流サロンを開催している。運営は「中国残留孤児を支援し交流する京都の会」に委託している。

#### ※ 「老齢基礎年金の満額支給」対象者

本邦に永住帰国した中国残留邦人等で、次のいずれの要件も満たす者

- 明治44年4月2日以後に生まれた者
- 昭和 21 年 12 月 31 日以前に生まれた者 (昭和 22 年 1 月 1 日以後に生まれ、昭和 21 年 12 月 31 日以前に生まれた中国残留邦人等に準じる事情のあるものとして厚生労働大臣が認める 60 歳以上の者を含む)
- 永住帰国した日から引き続き1年以上本邦に住所を有している者
- 昭和36年4月1日以後に初めて永住帰国した者

#### 根拠法令等

- ◇ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立 の支援に関する法律(平成6年法律第30号)
- ◇ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令(平成8年政令第18号)
- ◇ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立 の支援に関する法律施行規則(平成6年厚生省令第63号)

# 障害福祉課

係	分掌事務
庶務企画係	<ul> <li>(1) 障害福祉の施策に関すること。</li> <li>(2) 障害福祉の計画に関すること。</li> <li>(3) 障害福祉に係る関係機関との連携に関すること。</li> <li>(4) 国庫、府事業費等の補助金事務に関すること。</li> <li>(5) 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳に関すること。</li> <li>(6) 自立支援医療に関すること。</li> <li>(7) 特別障害者手当等の支給に関すること。</li> <li>(8) 心身障害者扶養共済制度に関すること。</li> <li>(9) 障害者の権利擁護制度に関すること。</li> <li>(10) 各種証明に関すること。</li> <li>(11) 補装具費の支給に関すること。</li> <li>(12) その他障害福祉の庶務に関すること。</li> </ul>
社会参加推進係	<ul> <li>(1) 障害者のコミュニケーション支援事業等に関すること。</li> <li>(2) 日常生活用具の給付及び貸与に関すること。</li> <li>(3) 身体障害者団体等に関すること。</li> <li>(4) 身体障害者相談員及び知的障害者相談員に関すること。</li> <li>(5) その他障害福祉の助成制度に関すること。</li> </ul>
福祉サービス係	(1) 障害者の自立支援に関すること。 (2) 介護給付費等に関すること。 (3) 自立支援協議会に関すること。 (4) 障害支援区分の認定に関すること。 (5) 障害者の相談支援事業その他障害福祉サービスに関すること。 (6) 障害者差別、虐待の防止に関すること。 (7) 特定相談支援事業者及び障害児相談支援事業者の指定に関すること。 (8) 障害児通所給付費に関すること。 (9) 障害児相談支援給付費に関すること。 (10) 精神障害者の保健及び福祉に関すること。 (11) 精神障害者の関係団体等に関すること。

# 1 身体障害者手帳の交付

所管係

庶務企画係

#### 制度の概要

補装具、自立支援医療(更生医療)の給付、施設への入所等、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に定める各種の福祉サービスを受ける場合や、税の減免、旅客鉄道株式会社運賃の割引等の措置は身体障害者手帳を所持することが前提とされており、障害の程度によって1級から6級までに区分される。

交付決定機関:京都府 申請と交付の窓口:市

# 根拠法令等

- ◇ 身体障害者福祉法 (昭和 24 年法律第 283 号)
- ◇ 身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)
- ◇ 身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号)

## 制度の現況

身体障害者手帳 交付台帳登載者状況

(各年度3月末現在)(単位:人)

年度 項目	2	3	4	5	6
18 歳未満	119	116	117	115	114
18 歳以上	10,572	10,585	10,620	10,695	10,910
計	10,691	10,701	10,737	10,810	11,024

※ 参考資料 京都府

(資料:京都府提供) (令和7年3月31日現在)

	できった四	_L ≃n	障	害	Ø) 5	星 度	別	人	· / - i - /
	障害の種別	内 訳	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計
		総数	206	254	33	58	98		687
	TH VY PA	18歳未満	1	0	1	0	0		2
	視 覚 障 害	18歳~64歳	44	49	6	10	19		133
		65歳以上	161	205	26	48	79	_	552
		総数	43	142	117	389	18		1, 058
		18歳未満	1	7	111	1	0		1, 036
	聴覚・平衡	10級不何	7	59	18	37	5		163
		18歳~64歳							
		65歳以上	35	76	98	351	13		879
	女士 辛苦	総数	12	13	67	46	0	ű	138
	音声・言語	18歳未満	0	0	0	2	0		2
	そしゃく	18歳~64歳	2	2	7	25	0		36
		65歳以上	10	11	60	19	0		100
		総数	824	902	686	1, 183	830	714	5, 139
	肢体不自由	18歳未満	37	16	8	8	3	1	73
	及件「「口口	18歳~64歳	232	221	136	188	168	136	1, 081
		65歳以上	555	665	542	987	659	577	3, 985
		総数	773	890	682	1, 174	825	710	5, 054
	肢体一般	18歳未満	25	15	7	7	2	1	57
	双 平 一 版	18歳~64歳	202	213	133	182	165	133	1, 028
		65歳以上	546	662	542	985	658	576	3, 969
		総数	51	12	4	9	5		85
	脳原性	18歳未満	12	1	1	1	1	0	16
	運動障害	18歳~64歳	30	8	3	6	3	ů	53
	<b>建</b> 新 件 日	65歳以上	9	3	0	9	1	1	16
Н		総数	1, 709	44	530	1,719	0	0	4, 002
		18歳未満	1, 709	0	550	1, 113	0		21
	内部障害計				7.0	ა იი -			
		18歳~64歳	306	13	76	325	0		720
L		65歳以上	1, 390	31	449	1, 391	0		3, 261
		総数	1, 099	16	385	1, 286	0	Ü	2, 786
	心臓	18歳未満	8	0	3	3	0		14
		18歳~64歳	131	0	52	257	0		440
		65歳以上	960	16	330	1,026	0		2, 332
		総数	542	9	41	6	0	0	598
	じ ん 臓	18歳未満	1	0	0	0	0	0	1
		18歳~64歳	148	2	5	1	0	0	156
		65歳以上	393	7	36	5	0	0	441
		総数	38	4	65	23	0	0	130
		18歳未満	2	0	1	0	0	0	3
	呼 吸 器	18歳~64歳	6	0	3	2	0	0	11
	- >/ ын	65歳以上	30	4	61	21	0		116
		総数	2	1	24	394	0		421
	ぼうこう	18歳未満	1	0	1	001	0		9
	又は直腸	18歳~64歳	0	0	1	58	0		62
	↑ ↑ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	65歳以上	1	1	19	336	0		357
		総数	3	0	19	330	0	-	551 7
		18歳未満	0	0	0	0	0		0
	小 腸				1		0		
		18歳~64歳	2	0	1	2			5
		65歳以上	1	0	0	1	0		2
		総数	9	6	14	6	0		35
	免 疫	18歳未満	0	0	0	0	0		0
		18歳~64歳	9	6	11	5	0		31
		65歳以上	0	0	3	1	0		4
1 時 勝	総数	16	8	0	1	0		25	
	肝 臟	18歳未満	1	0	0	0	0		1
	刀 加致	18歳~64歳	10	5	0	0	0	0	15
L		65歳以上	5	3	0	1	0	0	9
		総数	2, 794	1, 355	1, 433	3, 395	946	1, 101	11,024
ĺ	Λ =ı	18歳未満	52	23	15	14	3		114
1	合 計	18歳~64歳	591	344	243	585	192	178	2, 133
1		65歳以上	2, 151	988	1, 175	2, 796	751	916	8, 777
Ь			2, 101	000	1, 110	2,100	101	010	0, 111

#### 2 療育手帳の交付

所管係

庶務企画係

#### 制度の概要

知的障害児・者に対する各種の援助サービスを受けやすくするための手帳で、障害の程度により A (重度) 及びB(中度、軽度)に区分される。

交付決定機関:京都府(家庭支援総合センター) 申請と交付の窓口:市

# 根拠法令等

◇ 療育手帳制度について(昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号)

#### 制度の現況

療育手帳の交付状況

(各年度3月末現在)(単位:人)

	***************************************						
項目	年度	2	3	4	5	6	
Λ	18 歳未満	133	139	149	158	147	
A	18 歳以上	592	606	623	637	664	
D	18 歳未満	348	364	375	364	368	
В	18 歳以上	839	886	919	951	987	
	計	1,912	1,995	2,066	2,110	2,166	

<sup>※</sup> 参考資料 京都府(家庭支援総合センター)

#### 区 分

#### 3 精神障害者保健福祉手帳の交付

所管係

庶務企画係

#### 制度の概要

精神障害者等に対する各種の援助を受けやすくするための手帳で、障害の程度により1級から3級 までに区分される。

交付決定機関:京都府(精神保健福祉総合センター) 申請と交付の窓口:市

# 根拠法令等

- ◇ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)
- ◇ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)
- ◇ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭和25年厚生省令第31号)

#### 制度の現況

精神障害者保健福祉手帳 交付台帳登載者状況 (各年度3月末現在)(単位:人)

年度項目	2	3	4	5	6
1級	99	87	97	96	112
2 級	758	813	876	922	1,000
3 級	702	782	861	911	976
計	1,559	1,682	1,834	1,929	2,088

※ 参考資料 京都府 (精神保健福祉総合センター)

# 4 自立支援医療費 (精神通院) 給付事業

所管係

庶務企画係

## 制 度 の 概 要

指定の医療機関への通院により精神障害の医療を受ける場合に、その医療費の給付を受けることができる。

交付決定機関:京都府精神保健福祉総合センター 申請と交付の窓口:市

# 根拠法令等

◇ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)

# 制度の現況

自立支援医療費(精神通院)の状況

(各年度3月末現在)

年度	2	3	4	5	6
人数(人)	3,685	3,520	3,653	3,842	3,906

※ 参考資料 京都府精神保健福祉総合センター調

# 区 分 5 自立支援医療費 (更生医療) 給付事業

所管係

庶務企画係

# 制度の概要

身体障害者手帳の交付を受けた 18 歳以上の人が、身体の機能障害を除去、又は軽減する医療を指定の医療機関で受ける場合に、その医療費の給付を受けることができる。

#### 財源の負担割合

区 分	負担割合		
国	基準額の 1/2		
府	基準額の 1/4		
市	上記以外		

## 根 拠 法 令 等

◇ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)

#### 制度の現況

自立支援医療費(更生医療)の状況

(各年度決算による)

年度	2	3	4	5	6
延件数(件)	10,417	10,720	10,925	10,843	10,909
扶助費 (円)	258,373,318	274,357,401	288,848,355	268,425,329	275,518,211

# 6 自立支援医療特別対策医療費給付事業

所管係

庶務企画係

#### 制度の概要

身体障害者手帳3級所持者で、自立支援医療(更生医療)や福祉医療等の対象とならない者が、在宅酸素療法やストーマ周辺の感染防止等の治療を行う場合、その医療費の給付を受けることができる。

#### 財源の負担割合

区 分	負担割合	
府	1/2	
市	1/2	

# 根拠法令等

◇ 宇治市障害者自立支援医療費特別対策事業実施要項

#### 制度の現況

自立支援特別対策医療費の状況(平成20年1月より実施)

年 度	2	3	4	5	6
延件数(件)	186	177	137	159	149
扶助費 (円)	1,159,332	1,384,667	1,505,300	1,888,453	1,730,729

# 区 分 **7 補装具の交付及び修理事業** 所管係 庶務企画係

### 制度の概要

補装具は、身体障害児・者の失われた身体機能を補完するために用いられる用具であり、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、申請手続を受けて補装具の交付及び修理等の給付を行う。

#### (1)補装具の種類

- ① 視覚障害者用 視覚障害者用安全つえ、義眼、眼鏡
- ② 聴覚障害者用 補聴器
- ③ 音声、言語機能障害者用 重度障害者用意思伝達装置
- ④ 肢体不自由者用 義肢、装具、姿勢保持装置、車いす、電動車いす、歩行器

# (2)財源の負担割合

区 分	負担割合
国	基準額の 1/2
府	基準額の 1/4
市	上記以外

◇ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)

# 制度の現況

件数および負担額の状況

(各年度決算による)

年度		2	3	4	5	6
障害者	交付修理件数 (件)	426	347	370	366	429
	扶助費 (円)	32,370,560	29,136,709	29,149,511	28,212,436	41,129,995
障害児	交付修理件数 (件)	110	110	110	121	129
	扶助費 (円)	18,205,655	14,348,521	21,015,439	20,210,145	23,222,347

<sup>※</sup> 重複利用者総合上限事業分は除く

区 分 8 特別障害者手当の支給

所管係

庶務企画係

#### 制度の概要

心身の重度の障害のため、日常生活において常時、特別の介護を要する 20 歳以上の在宅重度障害者 に手当を支給し、重度障害者の福祉の向上を図る。

(1) 支給額

1人月額 28,840円(令和6年度)

(2) 支給要件

国が定めた重度の障害が、2つ以上重複してある場合

- (3) 支給制限
  - ① 障害者支援施設等に入所した時
  - ② 病院又は診療所等に継続して3か月を越えて入院した時
  - ③ 該当者及びその世帯の所得が一定の基準を超えた時
- (4) 支給月

2月、5月、8月、11月

(5) 財源の負担割合

区 分	負担割合	
玉	3/4	
市	1/4	

- ◇ 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)
- ◇ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)
- ◇ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和60年政令第323号)
- ◇ 福祉手当の支給に関する省令の一部を改正する省令(昭和60年厚生省令第49号)

# 制度の現況

特別障害者手当の支給件数及び受給額の状況

(各年度決算による)

年度	2	3	4	5	6
件数 (件)	4,059	4,077	3,857	3,693	3,673
金額 (円)	110,910,320	111,505,950	105,329,150	102,896,700	105,401,280

区 分	9 経過的福祉手当の支給	所管係	庶務企画係
-----	--------------	-----	-------

#### 制度の概要

在宅重度障害者に対する福祉の援護の一環として、旧制度である「福祉手当」の受給者のうち、特別障害者手当及び障害基礎年金のいずれも受給できない重度障害者に対し、経過的措置として手当を支給し、重度障害者の福祉の向上を図る。

#### (1) 支給額

1人月額 15,690円 (令和6年度)

#### (2) 支給要件

- ① 昭和61年3月31日現在20歳以上の者
- ② 昭和61年1月1日現在従来の福祉手当受給資格者

#### (3) 支給制限

- ① 該当者及びその世帯の所得が一定の基準を超えた時
- ② 障害を理由として年金等の給付を受けた時

#### (4) 支給月

2月、5月、8月、11月

#### (5) 財源の負担割合

区 分	負担割合	
国	3/4	
市	1/4	

- ◇ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)
- ◇ 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)

# 制度の現況

経過的福祉手当の支給件数及び支給額状況

(各年度決算による)

年度	2	3	4	5	6
件数(件)	36	36	36	30	15
金額 (円)	535,140	535,680	534,780	454,380	233,470

区 分 **10 障害児福祉手当の支給** 所管係 庶務企画係

#### 制度の概要

在宅重度障害児に対する福祉援護の一環として、旧制度である「福祉手当」の受給相当者のうち、 日常生活において常時の介護を要する 20 歳未満の在宅重度障害児に手当を支給し、重度障害児の福祉 の向上を図る。

- (1) 支給額
  - 1人月額 15,690円 (令和6年度)
- (2) 支給要件

身体又は精神(知的障害を含む)に重度の障害があるため日常生活において常時介護を必要とする 20歳未満の在宅の重度障害児

(3) 財源の負担割合

区 分	負担割合	
玉	3/4	
市	1/4	

# 根拠法令等

◇ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)

# 制度の現況

障害児福祉手当の支給件数及び支給額の状況

(各年度決算による)

年度	2	3	4	5	6
件数 (件)	2,407	2,400	2,502	2,496	2,480
金額 (円)	35,780,070	35,712,000	37,167,390	37,836,680	38,718,500

#### 11 特別児童扶養手当の進達

所管係

庶務企画係

#### 制度の概要

身体・知的・精神に中程度以上の障害のある 20 歳未満の児童を家庭で養育する父母等の保護者に、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される「特別児童扶養手当」に関して、関係書類の受付・ 進達等の事務を執り行う。

※ 決定・支給は府において行われる。所得制限あり。

#### (1) 手当額

① 中度障害者(2級) 児童1人につき 月額 36,860円(令和6年度)

② 重度障害者 (1級) 児童 1人につき 月額 55,350円 (令和6年度)

## (2) 支給月

4月、8月、12月 (ただし、12月分は11月) の3期で前月分まで支給

#### 根拠法令等

- ◇ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)
- ◇ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)
- ◇ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則(昭和39年厚生省令第38号)

# 制度の現況

特別児童扶養手当認定対象児童数

(各年度3月末現在)(単位:人)

年度	2	3	4	5	6
1級認定対象児童	187	197	190	195	198
2級認定対象児童	517	521	541	548	535
計	704	718	731	743	733

※ 京都府調

※ 所得制限等により支給停止中を含む

区 分 12 軽・中等度難聴児支援事業

所管係

庶務企画係

#### 制度の概要

身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度の難聴児(両耳の聴力が 30~70dB 程度)に対し、補聴器の購入等の費用を助成することで、健全な育成を支援する。

#### (1) 補聴器の種類

- ① 高度難聴用ポケット型
- ② 高度難聴用耳かけ型
- ③ ①・②以外の型式で医師が必要と認めた補聴器

# (2) 財源の負担割合

区 分	負担割合
府	1/3
市	1/3
申請者	1/3

# 根拠法令等

◇ 宇治市軽度・中等度難聴児支援事業実施要項

# 制度の現況

件数および負担額の状況

(年度決算による)

年度	2	3	4	5	6
交付修理件数(件)	8	9	7	6	3
扶助費 (円)	373,381	462,723	401,771	343,422	153,965

区 分 13 身体障害者手帳等交付申請用診断書料助成 所管係 社会参加推進係

# 制度の概要

身体障害者手帳等の交付(再交付)を申請する際に必要な診断書料を助成する。

(1)助成額

限度額 1件につき 2,000円

(2)財源の負担割合 平成 19 年度以降市単独事業

# 根拠法令等

◇ 宇治市身体障害者手帳等交付申請用診断書料助成事業実施要綱(昭和57年宇治市告示第24号)

# 制度の現況

診断書料助成件数及び助成額の状況

(各年度決算による)

年度	2	3	4	5	6
件数(件)	1,062	1,333	1,253	1,254	1,372
扶助費 (円)	2,153,500	2,693,220	2,543,500	2,558,100	2,826,000

※ 精神障害者保健福祉手帳分を含む。

### 14 補助犬飼育費用助成事業

所管係

社会参加推進係

# 制度の概要

補助犬を使用して社会生活活動を行っている障害者に対し、自立と社会参加を促進し、その福祉の増進を図るため、補助犬の飼育費の一部について助成金を交付する。

平成9年度新設

(1) 助成金額 月額 4,000 円

(2) 財源の負担割合 市単独事業

# 根拠法令等

◇ 宇治市身体障害者補助犬飼育費用助成金交付要項

# 制度の現況

利用の状況

(各年度決算による)

年度	2	3	4	5	6
件数 (件)	0	0	0	0	0
金額 (円)	0	0	0	0	0

区 分 :

15 福祉電話使用料の助成

所管係

社会参加推進係

# 制度の概要

福祉電話の貸与を受けた身体障害者に対し福祉電話の基本料金と通話料 300 円 (月額) の助成を行う。 財源の負担割合 市単独事業

#### 根拠法令等

◇ 宇治市身体障害者福祉電話電話料助成金支給規則(昭和 56 年宇治市規則第 32 号)

#### 制度の現況

福祉電話貸与台数及び扶助額の状況

(各年度決算による)

—	* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *				
年度	2	3	4	5	6
電話 (台)	10	10	6	6	6
扶助費 (円)	240,720	226,930	165,490	150,243	141,840

# 16 重度身体障害者緊急通報装置貸与事業

所管係

社会参加推進係

#### 制度の概要

重度身体障害者が、急に体の具合が悪くなったとき等に、ボタンを押すだけで協力者に連絡がとれるように、緊急発信装置付電話を貸与する。

#### 根拠法令等

◇ 宇治市重度障害者緊急通報装置貸与事業実施要綱(平成6年宇治市告示第75号)

# 制度の現況

緊急通報装置貸与の状況

(各年度決算による)

年度	2	3	4	5	6
延件数(件)	5	5	4	6	5
扶助費(円)	10,888	0	5,720	19,358	0

区 分

#### 17 障害者住宅改修助成事業

所管係

社会参加推進係

## 制度の概要

障害者の日常生活を容易にするため、障害者又はその者と同居する家族が住宅の改修等を行う場合に、 経費の助成を行う。

#### (1) 対象者

- ① 身体障害者手帳の等級が1級もしくは2級である在宅の重度身体障害(聴覚障害は除く) 又はその者と同居する家族
- ② 療育手帳の障害の程度が A の判定を受けた在宅の重度知的障害者又はその者と同居する家族

#### (2) 対象となる工事等

- ① 介護保険による住宅改修に対しての追加助成(対象者①)
- ② 日常生活用具給付による住宅改修に対しての追加助成(対象者①)
- ③ ①、②に該当しない重度身体障害者(上肢・内部障害者は医師の意見書が必要)(対象者①)
- ④ 重度知的障害者に対しての特殊便器(日常生活用具)の取り付け工事(対象者②)
- ⑤ リフト、階段昇降機、エレベーター等の設置工事(対象者①・②)
- ①、②、③の対象工事

ア 手すりの取り付け イ 段差の解消

ウ 滑り防止・移動の円滑化

エ 引き戸等への扉の取り替え オ 和式便器を洋式便器に取り替え カ ア〜オの付帯工事

#### (3) 助成額

- ①・②は、10万円を限度とする。
- ③・④は、30万円を限度とする。
- ⑤は、費用の 1/2。但し 30 万円を限度とする。
- ※ すべての助成において所得制限有り(対象者の属する世帯の市民税所得割の額が 23万5千円未満の世帯であること)。
- ※ 一部自己負担有り。

(4) 財源の負担割合 市単独事業

#### 根拠法令等

◇ 宇治市障害者住宅改修助成事業実施要項

## 制度の現況

助成の状況

(各年度決算による)

年度	2	3	4	5	6
件数(件)	13	15	11	14	14
金額 (円)	1,324,450	1,926,000	1,678,945	1,546,000	1,889,350

区 分

#### 18 身体障害者等の府営住宅への優先入居

所管係

社会参加推進係

# 制度の概要

 $1\sim4$ 級の身体障害者、中・重度の知的障害者、 $1\sim3$ 級の精神障害者が属する世帯で、著しく住宅の確保に困窮する世帯は、府営住宅優先入居者募集があったとき、優先入居(戸数枠あり)の申請ができる。

#### 根拠法令等

- ◇ 公営住宅法(昭和 26 年法律第 193 号)
- ◇ 心身障害者世帯向公営住宅の建設等について (昭和46年4月1日建設省住総発第51号)

#### 区 分

# 19 有料道路通行料金及び一般自動車道使用料金の割引 制度

所管係

社会参加推進係

#### 制度の概要

身体障害者が自ら自動車を運転する場合、又は重度の身体障害者若しくは重度の知的障害者が 乗車し、その移動のために介護者等が自動車を運転する場合、有料道路の通行料金の5割が減額 される。

市は障害者手帳に必要事項の記入をする。また、ETC利用対象者証明書を発行する。

事業主体 西日本高速道路株式会社等

#### 根拠法令等

◇ 障害者に対する有料道路通行料の割引措置について(平成 15 年 10 月 30 日 国道有第 52 号国土交通省道路局長通知)

#### 20 身体障害者用車椅子貸与事業

所管係

社会参加推進係

## 制度の概要

車椅子の一時使用が必要と認められる身体障害者に対し、車椅子を貸与する。

財源の負担割合 市単独事業

# 根 拠 法 令 等

◇ 宇治市身体障害者用車椅子貸与事業運営要綱(昭和52年宇治市告示第77号)

区 分

21 身体障害者・知的障害者・精神障害者に対する NHK 放送受信料の減免

所管係

社会参加推進係

#### 制度の概要

NHK 放送受信料(衛星放送を含む)が減免される。

- (1) 全額免除
  - 身体障害者、知的障害者又は精神障害者のいる世帯で、かつ世帯員全員が非課税の場合。
- (2) 半額免除

世帯主が、視覚障害者又は聴覚障害者あるいは、身体障害者  $(1\cdot 2$  級)、知的障害者 (A)、精神障害者 (1 級) である場合。

#### 根拠法令等

◇ 日本放送協会受信料の免除基準(昭和43年4月1日公告)

# 区 分 22 各種団体への補助

所管係

社会参加推進係

#### 制度の概要

障害者の自立、社会参加を促進し、障害のある方が構成する団体を育成するため、各団体(宇治市 身体障害者福祉協議会、宇治市肢体障害者協会、宇治市視覚障害者協会、宇治市ろうあ協会及び宇治 市中途失聴・難聴者協会)の年間を通じた活動に対して補助を行う。

財源の負担割合

市単独事業

#### 根拠法令等

◇ 宇治市補助金等交付規則(昭和48年宇治市規則第19号)

#### 制度の現況

#### 補助金交付の状況

(各年度決算による)(単位:円)

年 度 区 分	2	3	4	5	6
宇治市身体障害者福祉協議会	336,705	282,901	547,521	547,521	547,521
宇治市肢体障害者協会	370,000	370,000	370,000	370,000	370,000
宇治市視覚障害者協会	360,000	360,000	360,000	360,000	360,000
宇治市ろうあ協会	290,000	290,000	290,000	290,000	290,000
宇治市中途失聴・難聴者協会	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000

区 分

23 社会参加促進事業

所管係

社会参加推進係

#### 制度の概要

障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自動車運転免許の取得、 自動車の改造に要した経費・費用を助成する。

#### 財源の負担割合

区 分	負担割合		
玉	基準額の 1/2		
府	基準額の 1/4		
市	上記以外		

# 根拠法令等

- ◇ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)
- ◇ 地域生活支援事業の実施について(平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・ 援護局障害保健福祉部長通知)
- ◇ 宇治市障害者自動車運転免許取得教習費助成金交付要項
- ◇ 宇治市身体障害者自動車改造助成事業実施要項

#### 制度の現況

(1) 障害者自動車運転免許取得教習費助成事業

障害者の就労の促進を図るため、自動車運転免許を取得した障害者に対し、免許取得に要した 教習費を助成する。所得制限あり。

- ① 免許の種類
  - 第1種普通自動車免許
- ② 助成額

教習費の3分の2以内で10万円を限度とする。

#### ③ 対象者

身体障害者手帳及び療育手帳並びに精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であって、求職中である者。

#### ④ 助成の状況

(各年度決算による)

年度	2	3	4	5	6
件数(件)	0	0	0	0	2
扶助額 (円)	0	0	0	0	200,000

#### (2) 身体障害者用自動車改造費助成事業

身体障害者手帳の交付を受けている重度の上下肢又は体幹機能障害者であり、就労等に伴い自らが 所有し運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の一部を改造する必要がある者に、その経費を助成 する。所得制限あり。

#### ① 助成額

100,000 円を限度とする。

#### ② 対象者

障害の区分	障害の等級
上肢機能障害	1級から3級までの各級
下肢機能障害	1級から4級までの各級
体幹機能障害	1級から3級までの各級

#### ③ 助成の状況

(各年度決算による)

年度	2	3	4	5	6
件数(件)	2	2	3	1	5
扶助額 (円)	200,000	200,000	300,000	100,000	500,000

# 区 分 24 障害者意思疎通支援事業

所管係

社会参加推進係

### 制 度 の 概 要

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、 手話通訳等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行い、 意思の疎通の円滑化を図ることを目的とする。

# 財源の負担割合

区 分	負担割合
国	基準額の 1/2
府	基準額の 1/4
市	上記以外

- ◇ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)
- ◇ 地域生活支援事業の実施について(平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
- ◇ 宇治市要約筆記者派遣事業実施要綱(昭和62年宇治市告示第55号)
- ◇ 宇治市手話通訳者派遣事業実施要綱(昭和57年宇治市告示第48号)

# 制度の現況

#### (1) 要約筆記者派遣事業

聴覚障害者が社会参加のために円滑な意思疎通を図る上で支障がある場合に、要約筆記者を派遣する。

要約筆記派遣対象は、次に掲げる場合において、要約筆記によるほかに適当な意思疎通の方法が得られないときに限る。

- ① 公的機関主催の講演、講座等に参加する場合
- ② 宇治市難聴者協会その他の福祉関係団体主催の会議等に参加する場合
- ③ 医療機関において、診療を受け、又は相談する場合
- ④ 冠婚葬祭、自治会における活動その他の社会活動を営む場合
- ⑤ その他市長が必要と認める場合

#### 派遣件数及び派遣事業費の状況

(各年度決算による)

年度	2	3	4	5	6
派遣件数(件)	278	292	402	497	394
派遣事業費 (円)	1,022,950	1,058,460	1,631,700	1,889,980	1,619,050

## (2) 手話通訳者の派遣事業

聴覚障害者が、公的機関や医療機関等におもむくことが不可欠の時において、適当な付き添いが得られないため円滑な意思の疎通を図る上で支障がある場合に、手話通訳者を派遣する。

#### 派遣件数及び派遣事業費の状況

(各年度決算による)

(H 1 ) (C) (C) (H 1 ) (C) (C) (C) (C) (C) (C) (C) (C) (C) (					2 <b>(</b> )()
年度	2	3	4	5	6
派遣件数(件)	320	248	263	261	250
派遣事業費 (円)	932,700	738,790	788,080	786,873	803,540

#### 区 分

#### 25 宇治市手話通訳職員派遣事業

所管係

社会参加推進係

#### 制度の概要

聴覚・言語障害者がその日常生活を営むうえでコミュニケーション等に関して著しい支障が生じる場合に、当該聴覚・言語障害者に対して、本市の手話通訳職員を派遣する。

財源の負担割合

市単独事業

#### 根拠法令等

◇ 宇治市手話通訳職員派遣要綱(昭和57年宇治市告示第47号)

# 26 日常生活用具給付事業

所管係

社会参加推進係

#### 制 度 の 概 要

在宅の重度障害児・者に対し、日常生活の便宜を図るため特殊便器、特殊マット、特殊寝台等の日常生活用具の給付及び貸与を行う。

#### (1) 給付

特殊便器、特殊マット、特殊寝台、点字器、収尿器、歩行補助つえ、頭部保護帽、ストーマ装具(尿路系、消化器系)等

# (2) 貸与

福祉電話

#### (3) 財源の負担割合

区 分	負担割合
国	基準額の 1/2
府	基準額の 1/4
市	上記以外

#### 根拠法令等

- ◇ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)
- ◇ 宇治市障害者等日常生活用具給付等事業実施要項

# 制度の現況

日常生活用具給付の状況(延べ件数)

(単位:件)

年度	2	3	4	5	6
身体障害者	4,187	4,966	4,692	4,838	4,847
身体障害児	434	399	399	327	326

#### 27 障害者文化芸術活動振興事業

所管係

社会参加推進係

## 制度の概要

障害者の作品を発表する機会を創出し、魅力発信や多分野連携による取組を通じて、文化芸術活動の 充実及び社会参加の促進を図る。

# 根拠法令等

◇ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(平成30年法律第47号)

区 分 **28 生活支援事業** 

所管係

社会参加推進係 福祉サービス係

# 制度の概要

障害者等に対し、日常生活上必要な訓練・指導等、本人活動支援などを行うことにより、生活の質的 向上を図り、社会復帰を促進することを目的とする。

#### 財源の負担割合

区 分	負担割合
国	基準額の 1/2
府	基準額の 1/4
市	上記以外

#### 根拠法令等

◇ 地域生活支援事業の実施について(平成 18 年 8 月 1 日障発第 0801002 号厚生労働省社会・ 援護局障害保健福祉部長通知)

# 制度の現況

(1) 中途失明者点字講習会事業

宇治市視覚障害者協会に委託し、中途失明者を対象に点字講習会を行う。

#### 実施の状況

_	. / 1// 2					
	年度	2	3	4	5	6
	開催延回数(回)	48	48	48	42	54
	事業費 (円)	298,000	298,000	298,000	136,000	162,000

#### (2) 障害者音訳事業

宇治リーディングボランティアに委託し、視覚障害者等に対し市政情報を周知するため、 市の施策に関する内容の音訳・録音等を行う。

#### (3) 精神障害者社会復帰集団指導事業

回復途上にある在宅の精神障害者に対して、作業能力や生活能力を高め、社会生活への適応が図れるように、次の各号を実施する。

- ① 再発防止
- ② 対人関係の改善
- ③ 家庭・地域社会への適応
- ④ 日常生活能力等の獲得
- ⑤ 仲間作りを目標として指導及び訓練

利用の状況 (単位:人)

年度	2	3	4	5	6
登録数	6	6	5	4	4
利用延人数	120	133	157	130	142

区 分	29 介護給付・訓練等給付等	所管係	福祉サービス係
-----	----------------	-----	---------

#### 制度の概要

障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活 を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスの給付を行う。

#### サービスの種類及び給付内容

#### (1)訪問系サービス

- ① (介護給付)居宅介護・ホームヘルプ 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
- ② (介護給付) 重度訪問介護 重度の障害があり、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、 外出時における移動支援などを総合的に行う。
- ③ (介護給付) 行動援護 知的障害や精神障害により行動上著しい困難を有する障害者が行動するときに生じる 危険を回避するために必要な支援を行う。
- ④ (介護給付)重度障害者等包括支援 常時介護が必要な人の中でも介護の必要性が極めて高いと認められる人に、居宅介護を はじめ複数のサービスを包括的に行う。
- ⑤ (介護給付) 同行援護 視覚障害により移動に著しい困難を有する人に対し、移動の援護、外出に伴う視覚的 情報の支援、その他外出の際に必要となる援助を行う。

#### (2)日中系サービス

① (介護給付)療養介護

常時医療と介護を必要とする人を対象に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護等を行う。

- ② (介護給付)生活介護 常時介護を必要とする人を対象に、昼間、入浴や排せつ、食事の介護、創作活動または 生産活動の機会を提供する。
- ③ (介護給付)短期入所・ショートステイ 介護者が病気等の場合、短期間、夜間を含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

#### (3)訓練・就労系サービス

- ① (訓練等給付) 自立訓練/機能訓練・生活訓練 自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能や生活能力 向上のために必要な訓練等を行う。
- ② (訓練等給付) 就労移行支援 一般就労を希望する人を対象に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために 必要な訓練を行う。
- ③ (訓練等給付)就労継続支援/A型=雇用型、B型=非雇用型 一般就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要 な訓練を行う。
- ④ (訓練等給付) 就労定着支援 就労移行支援等の利用後、一般企業に雇用された障害者の就労の継続を図るために、 相談、指導及び助言等の支援を行う。
- ⑤ (訓練等給付)自立生活援助 居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、訪問、相談対応及び 連絡調整等を行うことで自立した日常生活のための環境整備に必要な援助を行う。

#### (4)居住系サービス

- ① (介護給付)施設入所支援 施設入所者に対し、夜間、入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供する。
- ② (訓練等給付) 共同生活援助 夜間や休日に共同生活を営む住居で、相談や日常生活上の援助を行う。

# 根 拠 法 令 等

◇ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)

#### 制度の現況

(1)訪問系サービス

(単位:時間)

年度 項目	2	3	4	5	6
居宅介護	75,625	80,285	85,657	96,998	116,607
重度訪問介護	59,966	87,578	122,418	157,421	206,834
行動援護	21,976	23,396	23,021	24,795	29,173
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0
同行援護	8,822	10,031	12,392	13,278	15,022

# (2)日中活動系サービス

(単位		→ \
$(\Box M)$	•	日)
(++1)/-		$\vdash$ $\prime$

年度 項目	2	3	4	5	6
療養介護	10,378	9,831	9,848	9,568	9,749
生活介護	96,726	101,312	102,008	101,302	101,163
短期入所	9,308	9,127	9,702	9,988	11,373

# (3)訓練・就労系サービス

(<u>単位</u>:日)

年度 項目	2	3	4	5	6
自立訓練(機能訓練)	188	54	25	222	305
自立訓練(生活訓練)	5,217	6,213	6,256	6,871	6,958
就労移行支援	10,402	11,368	10,311	9,824	11,272
就労継続支援(A型)	27,110	29,157	31,907	37,997	41,614
就労継続支援(B型)	56,248	61,477	69,539	79,400	86,686
就労定着支援	352	355	388	405	421
自立生活援助	12	39	0	0	0

# (4)居住系サービス

(単位:日)

年度 項目	2	3	4	5	6
施設入所支援	46,656	46,921	45,236	44,843	41,410
共同生活援助	48,921	52,707	56,086	66,629	73,709

#### 制度の概要

障害のある児童が、年齢や障害特性に応じた専門的な支援が受けられるよう、必要な通所サービスにかかる費用の給付を行う。

#### (1)財源の負担割合

区 分	負担割合
国	基準額の 1/2
府	基準額の 1/4
市	上記以外

#### (2)サービスの種類及び給付内容

① 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う。

② 医療型児童発達支援

医療の提供を必要とする児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う。

③ 放課後等デイサービス

生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行う。

④ 保育所等訪問支援

障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行う。

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要支援を行う。

#### 根拠法令等

◇ 児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号)

#### 制度の現況

(単位:日)

					(+L. + D)
年度 項目	2	3	4	5	6
児童発達支援	15,563	14,338	16,389	16,575	20,995
医療型児童発達支援	120	234	83	0	0
放課後等デイサービス	43,841	51,915	59,117	64,739	71,585
保育所等訪問支援	149	128	223	309	318
居宅訪問型児童発達支援	48	106	101	230	198

#### 31 福祉タクシー・ガソリン料金助成事業

所管係

福祉サービス係

#### 制度の概要

外出困難な重度心身障害者の生活行動範囲の拡大及び社会参加の促進を図るため、タクシーの利用 料金及び自動車の燃料費の一部を助成する。

助成の方法は、対象者の申請によりタクシー等利用券を交付することにより実施する。

※ 昭和59年度にタクシー券の交付を開始し、令和2年度にガソリン券に拡充

- (1) 対象者
  - ① 視覚の障害程度が1級又は2級の者
  - ② 下肢又は体幹の障害程度が1級、2級又は3級の者
  - ③ 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の機能の障害程度が1級の者
  - ④ 免疫、又は肝臓の機能の障害程度が1級又は2級の者
  - ⑤ 療育手帳の障害の程度が A の者
  - ⑥ 精神障害者保健福祉手帳の障害等級が1級の者(平成21年4月より)
- (2) 交付

申請の日の属する月から当該年度分をまとめて交付する。

- (3) 利用券
  - ① 9クシー 1 か月 100 円券 10 枚 〈年額 12,000 円 ② ガソリン 1 か月 70 円券 10 枚 〈年額 8,400 円〉 〈年額 12,000 円〉
- (4) 財源の負担割合 市単独事業

# 根拠法令等

◇ 宇治市福祉タクシー等利用券交付事業実施要綱(令和2年宇治市告示第52号)

#### 制度の現況

交付件数及び助成額

(各年度決算による)

スロロ						
年度	2	3	4	5	6	
交付件数(件)	3,558	3,546	3,559	3,481	3,408	
助成額(円)	27,871,690	28,558,780	28,103,840	27,760,450	27,356,740	

### 32 障害者施設等通所交通費の助成

所管係

福祉サービス係

制度の概要

障害者施設等に通所する障害者に交通費の一部を助成する。

根拠法令等

◇ 宇治市障害者施設等通所交通費助成事業実施要項

制度の現況

助成の状況 (単位:円)

年 度	2	3	4	5	6
前期(4月~9月)	4,089,125	4,406,553	4,388,360	5,052,125	5,444,055
後期(10月~3月)	4,003,640	4,506,295	4,406,765	5,258,835	5,813,375
交通費助成額	8,092,765	8,912,848	8,795,125	10,310,960	11,257,430

区 分

# 33 障害者介護給付費等支給認定審査会

所管係

福祉サービス係

制 度 の 概 要

障害者等の介護給付費等の支給申請に対し、障害者等の障害支援区分に関する審査及び判定を行う。

財源の負担割合

市単独事業

## 根拠法令等

- ◇ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)
- ◇ 宇治市障害者介護給付費等支給認定審査会の委員の定数等を定める条例 (平成 18 年宇治市条例 第 8 号)
- ◇ 宇治市障害者介護給付費等支給認定審査会規則(平成18年宇治市規則第28号)

制度の現状

審査件数

(各年度決算による)(単位:件)

ш		(1)		( 1 1 1 1 /	
年度	2	3	4	5	6
件数(宇治田原町分含む)	453	567	488	516	664

#### 34 重度身体障害者訪問入浴サービス事業

所管係

福祉サービス係

# 制度の概要

在宅の重度の身体障害者を介護する者の負担を軽減するため、移動入浴車により家庭を訪問し、入浴サービスを行う。

#### 財源の負担割合

区 分	負担割合
国	基準額の 1/2
府	基準額の 1/4
市	上記以外

# 根 拠 法 令 等

- ◇ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)
- ◇ 宇治市身体障害者訪問入浴サービス事業実施要項

# 制度の現況

利用の状況

(各年度決算による)

年度	2	3	4	5	6
利用者 (人)	10	11	12	14	15
利用回数 (回)	371	402	419	482	439
事業費 (円)	3,710,000	4,019,520	4,187,000	4,813,880	4,380,520

区 分

#### 35 障害者生活支援センター運営事業

所管係

福祉サービス係

#### 制度の概要

福祉サービス等の利用に関する相談や情報提供、社会資源を活用する支援等を行う障害者生活支援 センターを運営し、障害者やその家族の地域における生活を支援する。

平成17年度に五ケ庄にて開設、令和6年11月に伊勢田町にて開設

財源の負担割合

市単独事業

## 根 拠 法 令 等

- ◇ 市町村障害者生活支援事業の実施について(平成8年5月10日社援更第133号厚生省社会・ 援護局長通知)
- ◇ 宇治市障害者生活支援センター運営事業実施要項

#### 制度の現況

#### 利用の状況

年度	2	3	4	5	6
相談件数(件)	6,821	6,569	7,209	4,170	4,915

#### 36 障害者移動支援事業

所管係

福祉サービス係

## 制度の概要

屋外での移動が困難な障害者等に対し、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的に、 外出のための支援を個別的に行う。

#### (1) 対象者

- ① 車いすを常用している肢体障害児・者(電動車いすを含む)
- ② 知的障害児·者
- ③ 精神障害児・者

#### (2) 財源の負担割合

区分	負担割合
国	基準額の 1/2
府	基準額の 1/4
市	上記以外

## 根 拠 法 令 等

- ◇ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)
- ◇ 地域生活支援事業の実施について(平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・ 援護局障害保健福祉部長通知)
- ◇ 宇治市障害者等移動支援事業実施要項

#### 制度の現況

利用時間

(各年度決算による)(単位:時間)

1 47 17 4 11 4			\ \ \ \	1 3 40 431	, ( ) —
年度	2	3	4	5	6
時間	24,203	23,817	24,659	26,262	28,756

#### 制度の概要

障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護 している家族の一時的な休息を目的に支援を行う。

#### 財源の負担割合

区 分	負担割合
国	基準額の 1/2
府	基準額の 1/4
市	上記以外

#### 根拠法令等

- ◇ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)
- ◇ 地域生活支援事業の実施について(平成 18 年 8 月 1 日障発第 0801002 号厚生労働省社会・ 援護局障害保健福祉部長通知)
- ◇ 宇治市障害者等日中一時支援事業実施要項

## 制度の現況

#### (1) 障害者日中一時支援事業

障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他の支援を行う。

利用の状況 (単位:時間)

年度	2	3	4	5	6
時間	98,533	86,098	88,450	86,431	79,625

#### (2) 心身障害者介護支援(レスパイトサービス)事業

在宅の障害者を介護している保護者の負担軽減を図るため、一時的な休息を目的に介護等の支援を行う。

#### 利用の状況

年度	2	3	4	5	6
利用回数 (回)	1,709	1,730	1,952	2,019	1,687
補助金 (円)	3,187,840	3,008,667	3,336,577	3,598,930	2,966,728

## 38 地域活動支援センター事業

所管係

福祉サービス係

#### 制度の概要

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターに通所する障害者に対し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援を行う。

#### 財源の負担割合

区分	負担割合
国	基準額の 1/2
府	基準額の 1/4
市	上記以外

## 根拠法令等

- ◇ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)
- ◇ 地域生活支援事業の実施について(平成 18 年 8 月 1 日障発第 0801002 号厚生労働省社会・ 援護局障害保健福祉部長通知)

## 制度の現況

支援状況

(各年度決算による)

年 度	2	3	4	5	6
事業費 (円)	15,815,838	14,376,656	13,400,422	12,565,860	11,971,688

# こども福祉課

係	分掌事務
子育て企画係	<ul> <li>(1) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。</li> <li>(2) 次世代育成支援対策行動計画に関すること。</li> <li>(3) ファミリーサポートセンター事業に関すること。</li> <li>(4) 地域子育て支援拠点事業に関すること。</li> <li>(5) 児童虐待に関すること。</li> <li>(6) 乳幼児健康支援一時預かり事業に関すること。</li> <li>(7) 来庁者子育て支援コーナーに関すること。</li> <li>(8) こどもショートステイ事業に関すること。</li> <li>(9) 子ども・子育て支援情報発信事業に関すること。</li> <li>(10) 子育て支援施策の調整に関すること。</li> <li>(11) こども家庭相談に関すること。</li> </ul>
児童給付係	<ul> <li>(1) 児童手当に関すること。</li> <li>(2) 児童扶養手当に関すること。</li> <li>(3) 母子及び父子並びに寡婦福祉に関すること。</li> <li>(4) 奨学金に関すること。</li> <li>(5) 宇治市奨学資金に関すること。</li> <li>(6) 入院助産施設及び母子生活支援施設に関すること。</li> <li>(7) 関係団体の補助に関すること。</li> <li>(8) 児童館に関すること。</li> </ul>
学童保育係	<ul> <li>(1) 育成学級指導員に関すること。</li> <li>(2) 学童保育協力金の調定及び収納に関すること。</li> <li>(3) 放課後児童健全育成事業に係る傷害保険に関すること。</li> <li>(4) 児童の入退級に関すること。</li> <li>(5) 育成学級の施設に関すること。</li> <li>(6) その他放課後児童健全育成事業に関すること。</li> </ul>

#### 1 乳幼児健康支援一時預かり事業

所管係

子育て企画係

#### 制度の概要

病気回復期等で集団保育が困難であり、保護者の勤務の都合等により家庭での保育が困難な児童に対して保育と看護を行うもので、平成8年9月から宇治病院(令和2年3月まで)、平成14年11月から浅妻医院、平成27年7月から宇治徳洲会病院で実施している。

#### 根拠法令等

◇ 宇治市乳幼児健康支援一時預かり事業実施要項(平成8年9月3日施行)

## 制度の現況

利用状況(延べ利用日数)

(各年度3月末現在)(単位:日)

年 度 区 分	2	3	4	5	6
宇治病院			_	-	_
浅 妻 医 院	102	131	217	460	482
宇治徳洲会病院	97	342	395	416	251
計	199	473	612	876	733

区 分

#### 2 地域子育て支援拠点事業

所管係

子育て企画係

## 制度の概要

少子高齢化や家族規模の縮小、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点を設置することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援している。

実施施設として、市直営の西部地域子育て支援センター(小倉双葉園保育所内)、社会福祉法人に委託したげんきひろば(JR 宇治駅前市民交流プラザゆめりあ うじ内)、南部地域子育て支援センター(同胞こども園内)、東部地域子育て支援センター(なかよし保育園・分園「あいあい」内)及び北部地域子育て支援センター(パデシオン六地蔵フォレストタワー1階)、NPO 法人に委託した「りぼん」(平和堂 100BAN 店 2 階)、「ぶんきょうにこにこルーム」(京都文教学園宇治キャンパス月照館 1 階)、「ひあにしおぐら」(小倉町南浦)、「toridori(トリドリ)」(アル・プラザ宇治東 2 階)、「ぽけっと」(伊勢田こども園ホール及び伊勢田町浮面)がある。

#### 根 拠 法 令 等

◇ 宇治市地域子育て支援拠点事業実施要項(平成20年4月1日施行)

## 制 度 の 概 要

保護者の就労と子育で等の両立を図るため、子育で等の援助を行いたい人と受けたい人を会員として 組織化し、子育で等の援助活動を行うことで安心して働くことのできる環境づくりを支援するファミリー・サポート・センターを JR 宇治駅前市民交流プラザゆめりあ うじ内に設置し、会員登録の受付、援助活動の支援を行っている。

## 制度の現況

#### 会員数及び利用件数

(各年度3月末現在)

年 度 区 分	2	3	4	5	6
援助会員(人)	128	125	142	131	129
依頼会員(人)	1,162	1,108	1,114	1,069	1,058
両方会員(人)	15	13	11	11	11
計(人)	1,305	1,246	1,267	1,211	1,198
利用件数(件)	1,456	1,486	1,302	796	752

<sup>※</sup> 両方会員とは、援助会員であり、かつ依頼会員である会員をいう。

区 分

#### 4 こどもショートステイ事業

所管係

子育て企画係

## 制 度 の 概 要

保護者が疾病や疲労等の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、当該児童を実施施設において一定期間養育・保護を行うものとして平成 17 年度より実施。実施施設は、桃山学園、京都大和の家、和敬学園、平安養育院、メリーアティックボンド及びヴェインテの計6か所。

## 根 拠 法 令 等

◇ 宇治市こどもショートステイ事業実施要項(平成17年4月1日施行)

## 制度の現況

利用状況(延べ利用日数)

(各年度3月末現在)

年 度 区 分	2	3	4	5	6
利用日数 (日)	36	51	54	86	137

### 5 子育て支援総合コーディネート事業

所管係

子育て企画係

#### 制度の概要

子育で家庭への支援の充実を図るため、「来庁者子育で支援コーナー」に子育で支援総合コーディネーター(専門相談員)と保育士を配置し、本市独自の行政サービスである来庁者の子どもの一時預かり及び子ども・子育で支援新制度に基づいた利用者支援事業として子育で支援全般に関する相談を実施している。

## 根拠法令等

◇ 宇治市来庁者子育で支援コーナー事業実施要項(平成27年4月1日施行)

## 制度の現況

利用状況(延べ利用人数)

(各年度3月末現在)

年 度 区 分	2	3	4	5	6
預 か り (人)	1,080	943	1,141	1,043	1,003
相 談(人)	1,070	917	1,217	1,114	929

区 分 6 要支援児童等見守り強化事業

所管係

子育て企画係

#### 制度の概要

児童虐待のリスクを軽減するため、地域の中で支援を必要とする子どものいる家庭を訪問し、食事の 提供等により児童の現認、家庭との関係構築を行い児童虐待防止を図る。

## 根拠法令等

◇ 宇治市要支援児童等見守り強化事業実施要項(令和3年4月1日施行)

## 制度の現況

利用状況(延べ利用日数)

(各年度3月末現在)

10,000000000000000000000000000000000000				
年 度 区 分	3	4	5	6
訪 問 家 庭 数	68	35	32	23
対 象 児 童 数	129	66	65	51

#### 7 子育て世帯訪問支援事業

所管係

子育て企画係

#### 制度の概要

食事や生活環境が不適切な状態にある家庭、出産前において支援が特に必要な妊婦のいる家庭、ヤングケアラーのいる家庭などに対し、訪問支援員による家事・育児等の支援や助言等を行う。

#### 根拠法令等

◇ 宇治市子育で世帯訪問支援事業実施要項(令和5年4月1日施行)

## 制度の現況

利用状況(延べ利用日数) (3月末現在)

1 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	, , , , , , ,	/ - / - /
年 度 区 分	5	6
支援家庭数	7	25

区 分

## 8 児童手当の支給

所管係

児童給付係

#### 制度の概要

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため支給するもの。平成22年4月から平成24年3月までは「子ども手当」として同様の支給があった。 令和4年度6月分より支給対象外となる所得上限限度額が設けられた。

令和6年10月から制度改正により所得制限が撤廃され、高校生年代まで支給対象が拡大、第3子以降加算30,000円、支給日が年3回から年6回(偶数月)に変更された。

#### (1) 主な支給要件

- ① 日本国内に住所を有すること
- ② 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(高校生年代の児童)を養育していること
- ③ 児童が国内に居住していること(留学を除く)

#### (2) 支給額

支給対象。	月 額	
0 歳~3 歳未満	第1子・第2子	15,000 円
	第3子以降	30,000 円
3歳~高校生年代	第1子・第2子	10,000 円
	第3子以降	30,000 円

※児童数(第1子、第2子、第3子・・)は、22歳到達後最初の3月までの児童数を数えます。

#### (3) 財源の負担割合

支給対象となる児童		国	府	市
3 歳未満	被用者	10/10	_	_
	非被用者	13/15	1/15	1/15
3 歳以上	被用者	7/0	1/0	1/0
	非被用者	7/9	1/9	1/9

- ※ 国には事業主負担分を含む
- ※ 平成24年4月分より支給

## 根 拠 法 令 等

- ◇ 児童手当法(昭和46年法律第73号)
- ◇ 児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)
- ◇ 児童手当法施行規則(昭和46年厚生省令第33号)
- ◇ 児童手当の支払日に関する規則(昭和50年宇治市規則第10号)

#### 制度の現況

児童手当支給状況

(各年度3月末現在)

70至1 コスパロ・バルロー (日十次 577 木)に					
年 度 区 分	2	3	4	5	6
受給者数 (人)	11,917	12,301	11,460	11,072	13,653
児童数(人)	20,328	20,392	19,012	18,282	23,144
支給額(円)	2,655,670,000	2,569,385,000	2,452,865,000	2,343,535,000	2,686,180,000

区 分 9 児童扶養手当の支給 所管係 児童給付係

#### 制度の概要

父母の離婚等で、父又は母と生計を同じくしていない児童等を養育する家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図るため支給するもの。対象となる児童は、18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童若しくは20歳未満の中程度以上の障害がある児童。

平成14年8月以降、府からの権限委譲により、市において審査・決定し支給。所得制限あり。

平成22年8月以降、父子家庭も支給の対象となった。

平成 26 年 12 月以降、公的年金等を受給している場合、年金額が児童扶養手当額より少額であれば、 その差額が支給されるようになった。

平成28年8月以降、第2子以降の加算額が引き上げられた。また、加算額はこれまでの定額から所得に応じて支給額が逓減されるようになった。

平成30年8月以降、全部支給の所得制限限度額が引き上げられた。

令和元年11月以降、各奇数月に支払いがされるようになった。

令和3年3月以降、児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額が児童 扶養手当として支給されるようになった。

令和6年11月以降、第3子以降の加算額が、第2子加算額と同額になった。また、受給資格者本人の所得制限限度額について、全部支給・一部支給ともに引き上げられた。

#### (1) 支給要件

次のいずれかに該当する児童について、父又は母等がその児童を監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給される。

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父又は母が死亡した児童
- ③ 父又は母が一定程度の障害の状態にある児童
- ④ 父又は母の生死が明らかでない児童
- ⑤ その他(父又は母が 1 年以上遺棄している児童、父又は母が裁判所からの DV 保護命令を受けた児童、父又は母が 1 年以上拘禁されている児童、母が婚姻によらないで懐胎した児童など)

#### (2) 支給額

2 2 4/1 15 15 1		
	全部支給	一部支給
第1子	46,690 円	46,680 円~11,010 円
第2子以降	11,030 円	11,020 円~ 5,520 円

※ 令和7年4月分より支給

## (3) 支給月

奇数月にそれぞれ前月分までを支給する。

#### (4) 財源の負担割合

区分	負担割合	
玉	1/3	
市	2/3	

#### 根拠法令等

- ◇ 児童扶養手当法 (昭和 36 年法律第 238 号)
- ◇ 児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)
- ◇ 児童扶養手当法施行規則(昭和36年厚生省令第51号)
- ◇ 児童扶養手当の支払日に関する規則(平成14年宇治市規則第37号)

## 制 度 の 現 況

#### 児童扶養手当受給者数(全額支給停止者を含む)

(各年度3月末現在)

年 度 区 分	2	3	4	5	6
受給者数(人)	1,589	1,560	1,527	1,497	1,438
対象児童数(人)	2,104	2,009	1,911	1,847	1,809
支 給 額 (円)	719,039,750	708,093,130	669,706,310	656,500,820	660,996,970

#### 10 入院助産制度

所管係

児童給付係

#### 制度の概要

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由で入院して出産することが困難な妊産婦に助産施設を提供し、出産に要した費用についてその経費を負担する。

#### (1) 入所措置対象者

次の①及び②の条件を共に満たしている人

ただし、生活保護世帯に属している人あるいは市町村民税非課税世帯に属している人は、下記にかかわらず対象とする。

- ① 前年分の市町村民税所得割額が19,000円以下の世帯に属していること
- ② 医療保険による出産に対する給付金(出産育児一時金)が、488,000円以上支給されないこと

#### (2) その他

- ① 所得による階層区分により自己負担金がある。
- ② 助産施設が指定されている。

## (3) 財源の負担割合

自己負担額を除いた額

, , , , , , , , , , , , , , , ,				
区 分	負担割合			
玉	1/2			
府	1/4			
市	1/4			

## 根拠法令等

- ◇ 児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号)
- ◇ 助産施設に関する規則(昭和43年宇治市規則第23号)

## 制度の現況

措置人員及び事業費の状況

(各年度決算額)

10 000 1000 1000						
年 度 区 分	2	3	4	5	6	
措置人員(人)	14	9	10	12	5	
事 業 費 (円)	7,170,060	8,008,978	6,197,553	6,120,321	2,471,943	

### 11 奨学資金の貸与

所管係

児童給付係

## 制 度 の 概 要

勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な人に奨学資金を貸与する。 奨学資金は、宇治市奨学資金及び宇治市篤志者奨学資金とする。(市単独事業)

- (1) 制度を利用できる人
  - ① 国・公・私立の高等学校、高等専門学校及び大学のいずれかに在学していること
  - ② 保護者が宇治市内に在住していること
  - ③ 学資の支出が困難であること(宇治市が定める所得基準以内)
  - ④ 日本学生支援機構や他の奨学資金の貸付(給付)を受けていないこと
- (2) 奨学資金の額

① 高等学校

	ア国公立	月額	6,600 円
	イ 私立	月額	13,500 円
2	高等専門学校		
	ア 1~3 学年	月額	6,600 円
	イ 4~5 学年	月額	12,000 円
3	大学		
	ア国公立	月額	21,000 円
	イ 私立	月額	30,000 円

## 根拠法令等

- ◇ 宇治市奨学資金貸与条例(平成17年宇治市条例第12号)
- ◇ 宇治市奨学資金貸与条例施行規則(平成17年宇治市規則第26号)
- ◇ 宇治市篤志者奨学基金条例(昭和54年宇治市条例第1号)

#### 制度の現況

貸与人数及び貸与額の状況

(各年度決算額)

区	年 度	2	3	4	5	6
4	高 等 学 校	0	0	0	0	0
貸与人	高等専門学校	0	0	0	0	0
人数(人	大 学	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
貸	与 額 (円)	0	0	0	0	0

#### 12 ひとり親家庭奨学金の進達

所管係

児童給付係

#### 制度の概要

京都府内(京都市を除く)のひとり親家庭に対し、教育、養育等に要する経費の一部を助成することにより、ひとり親家庭の福祉を推進する目的で支給される。

進達事務のため、府において決定され、支給される。

## (1) 支給対象者

母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)第 6 条第 1 項の規定による配偶者のない女子又は同条第 2 項に規定する配偶者のない男子であって、乳幼児、小学生、中学生を扶養している者又はこれに準じると知事が認める者。(20 歳未満で府の他の奨学金を受給している者を除く。)

#### (2) 支給額

① 乳幼児② 小学生③ 中学生1 人当り年額21,500円3 中学生1 人当り年額43,000円

④ 高等学校入学支度金 45,000 円

## 根拠法令等

◇ ひとり親家庭奨学金等支給要綱(昭和49年京都府告示第241号)

## 制度の現況

受給状況

(各年度3月末現在)

年 度 区 分	2	3	4	5	6
受給者数(人)	1,460	1,489	1,520	1,552	1,508

区 分

#### 13 ひとり親家庭等福祉生活資金の貸付

所管係

児童給付係

#### 制度の概要

宇治市に居住するひとり親家庭の父又は母及び児童等に、日常生活に緊急に必要とする生活資金を無利子で貸し付ける。(市単独事業)

(平成17年度より父子家庭も対象)

## 貸付の要件

① 貸付限度額 50,000 円以内

② 返済期限 貸付の日から1年以内

#### 根拠法令等

◇ 宇治市ひとり親家庭等福祉生活資金貸付規則(昭和41年宇治市規則第15号)

## 制度の現況

貸付の状況 (各年度決算額)

年 度 区 分	2	3	4	5	6
貸付件数(件)	0	0	0	0	0
貸付金額(円)	0	0	0	0	0

区 分

14 ひとり親家庭自立支援給付事業

所管係

児童給付係

#### 制度の概要

ひとり親家庭の親等の就業をより効果的に促進するため、資格取得のための費用等の一部を支給する。 (平成 25 年度より父子家庭も対象)

#### 対象者

宇治市内在住のひとり親家庭の親等で、本人の所得が児童扶養手当支給水準であること。

① 自立支援教育訓練給付金事業

ア 対象講座

雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座(一般教育訓練・特定一般教育訓練・専門実践教育訓練)

イ 支給金額

教育訓練経費の60% (12,001 円以上200,000 円以下)

- ※ 専門実践教育訓練の場合は、400,000 円×修業年数に相当する額。最大 1,600,000 円
- ※ 雇用保険制度の一般教育訓練給付金の受給者は、教育訓練経費の 60%と一般教育訓練給付金受給額との差額を支給
- ② 高等職業訓練促進給付金事業

ア 対象資格(6月以上のカリキュラムが対象)

看護師(准看護師を含む)、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、理容師、 美容師、調理師、歯科衛生士、歯科技工士、言語聴覚士、製菓衛生師、社会福祉士、シス コシステムズ認定資格 等

イ 支給金額

● 訓練促進給付金

非課税世帯:月額 100,000 円

課税世帯:月額 70,500 円

(修業期間の最後の12ヵ月は支給金額が増額)

修了支援給付金(卒業後に支給)

非課税世帯: 50,000 円 課税世帯: 25,000 円

ウ 支給期間

修学期間の全期間

※ ただし、上限 48 ヵ月 (平成 31 年 4 月に修学中の者から適用)

- ③ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
  - ア 対象講座 高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座
  - イ 支給金額(いずれも4,000円を超えない場合は対象外)
    - 通信制の場合
      - ①受講開始時給付金 受講経費の40%(上限100,000円)
      - ②受講修了時給付金 受講経費の10%(①と合わせて上限125,000円)
      - ③合格時給付金 受講経費の 10% (①②と合わせて上限 150,000 円)
    - 通学又は通学及び通信制併用の場合
      - ①受講開始時給付金 受講経費の40%(上限200,000円)
      - ②受講修了時給付金 受講経費の10%(①と合わせて上限250,000円)
      - ③合格時給付金 受講経費の 10% (①②と合わせて上限 300,000 円)

#### 根拠法令等

- ◇ 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)
- ◇ 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)
- ◇ 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則(昭和39年厚生省令第32号)
- ◇ 母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の実施について(平成26年9月30日 雇児発0930第3号)
- ◇ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施について(平成27年4月10日雇児 発0410第5号)
- ◇ 宇治市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要項
- ◇ 宇治市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業実施要項
- ◇ 宇治市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要項

## 制度の現況

#### (1) 受給状況

① 自立支援教育訓練給付金事業

(各年度決算額)

年度区分	年度 2		4	5	6	
支給件数 (件)	10	8	4	5	6	
支 給 額(円)	531,147	343,812	266,974	241,360	459,370	

#### ② 高等職業訓練促進給付金事業

年度区分	2	3	4	5	6
訓練促進給付金 支給件数(件)	15	14	13	13	13
修了支援給付金 支 給 件 数 (件)	5	6	4	5	4
支 給 額(円)	19,480,000	17,569,000	15,548,500	13,975,000	15,349,000

## ③ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

年度区分	2	3	4	5	6
支給件数 (件)	0	1	1	0	0
支給額(円)	0	150,000	84,612	0	0

#### (2) 財源の負担割合

区分	負担割合		
玉	3/4		
市	1/4		

区 分 15 宇治市奨学金返還支援制度 所管係 児童給付係

## 制度の概要

若年層の宇治市への定住促進、「子育てしやすいまちづくり」を目的に、日本学生支援機構等の奨学金の返還に対する支援金を最長5年間交付する。募集人数は50人/年。

子育て世帯を優先とし、対象年度に結婚や出産のライフイベントがあった年度は支援額を増額する。 (市単独事業)

#### (1) 対象者

以下のすべてに該当する人

- ① 申請する日の属する年の3月31日時点で満35歳未満であること
- ② 申請年度の10月1日時点で宇治市内に住所を有し、今後も引き続き5年以上宇治市内に居住する見込みであること
- ③ 宇治市奨学資金又は日本学生支援機構(第一種・第二種)の奨学金の貸与を受け、大学、高等専門学校、専修学校、大学院等を卒業後、当該奨学金を滞納なく返還していること
- ④ 就労していること(正規・非正規を問わない。ただし、公務員は除く)
- ⑤ 宇治市に納付すべき市税等を滞納していないこと
- ⑥ 申請年度の前年の合計所得金額が276万円以下であること
- ⑦ 宇治市暴力団排除条例に規定する暴力団員等ではないこと
- ⑧ 他の自治体による同様の返還支援を受けていないこと

#### (2) 返還支援の額

前年度 10 月から 1 年間の奨学金返還額の 1/2 (85,000 円上限) ライフイベント時は返還額の 3/4 (130,000 円上限)

## 根拠法令等

◇ 宇治市奨学金返還支援事業実施要項

#### 制度の現況

年 度区 分	2	3	4	5	6
支援対象者数(人)	50	92	130	163	200
うち新規採用者数(人)	50	43	44	50	50
うち子育て世帯数(人)	15	11	17	30	36
うちライフイベント該当(人)	12	8	6	10	12
支援総額 (円)	4,478,353	8,014,188	11,098,792	14,068,210	17,029,314

※令和2年度制度開始

#### 16 育成学級への入級

所管係

学童保育係

#### 制度の概要

(1) 目 的

保護者の労働又は疾病等の理由により昼間保護者が不在となる児童を放課後組織的に指導し、児童の安全と心身の健全な育成を図る。

(2) 対象児童(令和7年5月1日現在)

宇治市立小学校(笠取、笠取第二小学校除く。)に在学する児童で、次の各号のいずれかに該当する者を対象とする。

- ① 保護者が、労働その他の事情により昼間不在である家庭の児童
- ② 保護者が、疾病又は看護のため家庭での適切な保護が受けられない児童
- ③ 保護者が、妊娠中又は出産後間もないため家庭での適切な保護が受けられない児童(概ね、産前・産後8週間)
- (3) 学童保育協力金

当該事業に必要な経費の一部を保護者の所得に応じて負担。

#### 根拠法令等

- ◇ 児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号)
- ◇ 宇治市放課後児童健全育成事業運営要綱(平成15年宇治市告示第39号)
- ◇ 宇治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年宇治市条例第 28 号)

#### 制度の現況

入級児童

(各年5月1日現在)(単位:人)

/ いん/ 11 土				(1 1 0 ) 1	± 1. /u/m/ (	1 1
年 度 項 目	2	3	4	5	6	7
学校数	20	20	20	20	20	20
小学校在籍児童数 A	9,324	9,062	8,827	8,526	8,237	7,988
育成学級入級児童数 B	2,090	1,981	2,005	1,996	2,038	2,058
入級率(%)B/A	22.4	21.9	22.7	23.4	24.7	25.8

※ 小学校在籍児童数は、笠取小学校及び笠取第二小学校は除く。

## 育成学級施設の現況

(令和7年5月1日現在)

		1		ı	( 1	7711 7 午 9 万 1 口5亿工/
)\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	24. (en 34)	÷	1日	施設	区分	8830. fz rfz
学級名	学級数 定員		児童数	余裕 教室	専用 施設	開設年度
御蔵山育成学級	2	110	87		0	昭和 48 年 4 月
木 幡 ″	2	100	93	0		昭和 44 年 4 月
宇治 "	4	200	185	0		昭和 42 年 6月
岡屋 "	2	100	86		0	昭和 49 年 4月
南 部 "	2	90	111		0	昭和 47 年 4月
三室戸 "	2	120	111		0	昭和 50 年 4月
菟 道 ″	1	70	67	0		昭和 47 年 4月
菟道第二 »	4	180	160		0	昭和 43 年 4月
神明 "	3	150	111		0	昭和 47 年 4月
小 倉 ″	2	120	168		0	昭和 42 年 6月
槇 島 "	2	120	113		0	昭和 45 年 5月
北槇島 "	2	70	87	0	0	昭和 58 年 4月
北小倉 "	1	40	35	0		昭和 48 年 4月
西小倉 "	2	80	75	0		昭和 45 年 5月
南小倉 "	1	40	32	0		昭和 53 年 4月
伊勢田 "	2	100	118	0		昭和 49 年 4月
平盛 "	2	80	49		0	昭和 50 年 4月
西大久保 "	2	80	84	0		昭和 46 年 4 月
大久保 "	4	190	198		0	昭和 43 年 4月
大 開 "	2	100	88	0		昭和 51 年 4月
合 計	44	2,140	2,058	10	11	

<sup>※</sup> 各育成学級は、小学校の余裕教室及び敷地内の専用施設で開設しています。

## 保育支援課

係	分掌事務
計画係	<ul> <li>(1) 民間保育所等の運営指導及び補助金に関すること。</li> <li>(2) 特別保育事業に関すること。</li> <li>(3) 幼保連携型認定こども園に関すること。</li> <li>(4) 幼児教育・保育の無償化に関すること。</li> <li>(5) 保育所等関係諸団体に関すること。</li> <li>(6) 小学校就学前の子どもに対する保育に係る方針に関すること。</li> </ul>
管理係	(1) 保育指導に関すること。 (2) 保育所予算に関すること。 (3) 保育所職員の人事、研修等に関すること。 (4) 保育所に係る会計年度任用職員の任用等に関すること。 (5) 給食指導に関すること。 (6) 調理指導に関すること。 (7) 保育所における保健衛生指導に関すること。 (8) 児童の健康管理及び安全対策に関すること。 (9) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。 (10) 全国市長会学校災害賠償保険に関すること。 (11) 障害児保育に関すること。 (12) 保育所の整備協議及び施設の維持管理に関すること。 (13) 保育所等関係諸団体に関すること。 (14) 小学校就学前の子どもに対する保育に係る方針に関すること。
保育支援係	<ul> <li>(1) 保育所等における保育の実施に関すること。</li> <li>(2) 教育・保育給付認定(保育認定子どもに係るものに限る。)に関すること。</li> <li>(3) 保育料に関すること。</li> <li>(4) 民間保育所等の運営費及び施設型給付費に関すること。</li> <li>(5) 幼児教育・保育の無償化に関すること。</li> <li>(6) 保育所等関係諸団体に関すること。</li> <li>(7) 小学校就学前の子どもに対する保育に係る方針に関すること。</li> </ul>

## 1 保育所等への入所

所管係

保育支援係

## 制度の概要

保育所等(保育所、認定こども園(2号・3号認定分)、家庭的保育事業所、小規模保育事業所)への入所は、小学校就学前子ども(以下「児童」とする。)の保護者等のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

- ① 1日4時間以上かつ月60時間以上就労していること。
- ② 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- ③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- ④ 同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護していること。
- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- ⑥ 求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っていること。
- ⑦ 学校教育法に規定する学校等に在学していること、又は職業能力開発促進法に規定する職業訓練等を受けていること。
- ⑧ 児童虐待を行っている若しくは再び行われるおそれがあると認められること、又は配偶者からの 暴力により児童の保育を行うことが困難であると認められること。
- ⑨ 育児休業等をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の児童が、保育所等を利用しており、当該育児休業の間に保育所等を引き続き利用することが必要であると認められること。
- ⑩ 前各号に掲げるもののほか、それらに類するものとして市長が認める事由であること。

入所の決定は、保護者の申込みに基づき、保育を必要とする要件が高いと判断される児童から行っている。令和6年4月1日現在の保育所・認定こども園の施設数及び入所定員は、公立7か所940人、民間19か所3.080人、合計26か所4.020人である。

#### 民間保育所等の財源の負担割合

子どものための		国基準の保	ł 育 料 B
教育・保育給付費		国庫負担	1/2
(国の基準)	A - B	府 負 担	1/4
A		市負担	1/4

#### 根拠法令等

- ◇ 児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号)
- ◇ 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)
- ◇ 宇治市保育所条例(昭和28年宇治市条例第8号)
- ◇ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則(平成 27 年宇治市規則第 19 号)

## 制度の現況

#### 就学前児童数の推移

(各年4月1日現在)(単位:人)

年 度 年 齢	2	3	4	5	6
0 歳	1,064	1,090	1,093	1,013	993
1 歳	1,230	1,118	1,131	1,143	1,039
2 歳	1,300	1,242	1,134	1,156	1,148
3 歳	1,309	1,315	1,270	1,161	1,165
4 歳	1,417	1,327	1,320	1,283	1,172
5 歳	1,472	1,416	1,324	1,323	1,288
合 計	7,792	7,508	7,272	7,079	6,805

定員及び入所児童数の推移

(各年4月1日現在)

> 1	) 1// [ / L	-				- / 4 - 1 : / 2   2 / 2 /
区分	年 度	2	3	4	5	6
,	公 立	940	940	940	940	940
定員(人)	民 間	3,020	3,020	3,030	3,060	3,080
	計 A	3,960	3,960	3,970	4,000	4,020
入所児童数(人)B		3,859	3,783	3,766	3,782	3,758
充足率(%)B/A×100		97.4	95.5	94.9	94.6	93.5

保育所・認定こども園施設の現況(令和7年7月現在) 別 掲

区分	2 民間保育所等に対する助成	所管係	計画係
----	----------------	-----	-----

## 制度の概要

社会福祉法人に対する助成に関する条例及び同施行規則に基づき、社会福祉法人が経営する保育所等の運営、施設整備及び特別保育事業に対し、補助金を交付している。主なものは次のとおりである。

#### (1) 運営費に対する補助

#### 補助金の種類

① 人件費補助金

ア 処遇改善補助金 イ 乳児対策補助金 ウ 保育士加配補助金

工 時間短縮対策補助金 才 長時間保育補助金

② 給食日数増補助金

③ 光熱水費補助金

④ 傷害保険補助金

⑤ 保育料徴収補助金

⑥ 保育士研修補助金

⑦ 被保護家庭児童委託補助金

⑧ 園医手当補助金

⑨ 長時間保育運営補助金

⑩ 産休明け保育調理師雇用補助金

① 日本スポーツ振興センター災害共済給付契約補助金

迎 衛生費補助金

13 修繕費補助金

4 副食費徵収免除補助金

⑤ おむつ処分費補助金

#### 根拠法令等

◇ 宇治市保育所等運営補助金交付要綱(昭和47年宇治市告示第18号)

#### 制度の現況

補助金交付の状況

(各年度決算による)

年 度	2	3	4	5	6
金額(円)	424,482,813	422,407,067	427,314,345	450,803,226	498,742,898

#### (2) 施設整備費に対する補助

- ① 交付の対象
  - ア 次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱により交付を受ける民間保育所の設置者 及び市長が特に必要があると認める者
  - イ 平成 21 年度から平成 27 年度にあっては、京都府子育て支援特別対策事業費補助金(京都府こども未来基金)により交付を受ける民間保育所の設置者及び市長が特に必要があると認める者
  - ウ 平成 28 年度から令和元年度にあっては、保育所等整備交付金又は保育対策総合支援事業費補助金により交付を受ける民間保育所・民間認定こども園の設置者及び市長が特に必要があると認める者
  - エ 令和2年度から令和4年度にあっては、保育所等整備交付金、認定こども園施設整備交付金又は保育対策総合支援事業費補助金により交付を受ける民間保育所・民間認定こども園の設置者及び市長が特に必要があると認める者
  - オ 令和5年度からは、就学前教育・保育施設整備交付金又は保育対策総合支援事業費補助 金により交付を受ける民間保育所・民間認定こども園の設置者及び市長が特に必要があ ると認める者

#### ② 交付額

交付基本額に4分の3を乗じて得た額及び別に市長が定める額

#### 根拠法令等

◇ 宇治市保育所等施設整備補助金交付要項

## 制度の現況

## 補助金交付の状況

(各年度決算による)

年	度	2	3	4	5	6
金	額(円)	201,547,500	51,723,400	0	0	0

## (3) 特別保育事業に対する補助

交付の対象事業

- ① 延長保育事業
- ② 一時預かり事業
- ③ 病児保育事業

## 根拠法令等

◇ 宇治市特別保育事業補助金交付要項

## 制度の現況

## 補助金交付の状況

(各年度決算による)

年	度	2	3	4	5	6
金	額(円)	95,697,084	100,866,472	99,742,511	105,580,707	118,724,879

#### (4) 障害児保育事業に対する補助

障害児の受け入れに係る加配保育職員配置に要する経費に対する補助金

## 根拠法令等

◇ 宇治市障害児保育事業補助金交付要綱(昭和59年宇治市告示第153号)

## 制度の現況

## 補助金交付の状況

(各年度決算による)

年	度	2	3	4	5	6
金	額(円)	78,033,440	66,469,830	78,336,000	85,768,190	109,163,641

3 特別保育対策

所管係

各保育所(園)

(1) 延長(長時間)保育

#### 制度の概要

京都市内や大阪を通勤圏とする共働き家庭の需要に合わせて、昭和 42 年 7 月から公・民全保育所で長時間保育(午前 7 時 30 分から午後 6 時まで)を実施した。昭和 44 年 9 月には公立の木幡保育所で延長保育(午後 6 時までの保育時間を午後 7 時まで 1 時間延長)を実施し、平成 17 年 4 月からはその他の公立保育所で開所時間の延長(午後 6 時までの保育時間を午後 6 時 30 分まで 30 分間延長)を実施した。また、令和 6 年度末現在、全民間保育所・認定こども園で延長保育を実施しており、特に平成15 年 6 月に開所したみんなのき Hana 保育園では夜間の保育ニーズにも対応するため、午後 10 時までの延長保育を実施している。

## 根拠法令等

- ◇ 延長保育事業の実施について(平成27年7月17日雇児発0717第10号厚生労働省雇用均等・児 童家庭局長通知)
- (2) 乳児保育・産休明け保育

#### 制度の概要

昭和37年5月から、生後6か月以上の乳児保育を実施した。現在は、生後5か月以上の乳児保育を公・民全保育所等で実施している。また、生後2か月以上の産休明け保育は、昭和51年4月に公立保育所で試行開始し、令和6年度末現在は、公立7、民間10の計17保育所・認定こども園で実施している。

#### 根拠法令等

- ◇ 宇治市保育所等運営補助金交付要綱(昭和47年宇治市告示第18号)
- (3) 障害児保育

#### 制度の概要

保育を必要とする障害児で、保育所等で行う集団保育が可能な児童については、保育所等への入所を 行うものとして、昭和44年4月から取り組みを実施した。昭和59年4月からは障害児保育に係る計画 及び連絡調整等に従事する障害児保育指導員(非常勤)を保育支援課に配置している。

#### 根拠法令等

◇ 宇治市障害児保育指導員取扱規程(昭和59年訓令甲第6号)

#### (4) 一時預かり

## 制 度 の 概 要

保育所等に入所していない就学前児童で、保護者の傷病、入院、看護等により一時的に家庭での保育が困難になる場合や、保護者の就労等により断続的に家庭での保育が困難な場合に、必要な期間、保育を提供する一般型を、平成4年4月から実施している。加えて、認定こども園等の1号認定児が、教育標準時間を超えて保育を受ける場合に、専任の職員を配置して対応する幼稚園型を、平成29年4月から実施している。

令和6年度末現在は15か所の民間保育所・認定こども園で実施している。

## 根拠法令等

◇ 一時預かり事業の実施について(平成 27 年 7 月 17 日雇児発 0717 第 11 号厚生労働省雇用均等・ 児童家庭局長通知)

#### (5) 病児保育

#### 制度の概要

保育所等に入所中の児童が保育中に体調不良となり、保護者が勤務等で直ちに迎えに来られない場合、保護者が迎えに来るまでの間、保育所等において当日の緊急的な対応を図る事業で、平成 19 年度から実施している。令和 6 年度末現在は 10 か所の民間認定こども園で実施している。

#### 根拠法令等

◇ 病児保育事業の実施について(平成 27 年 7 月 17 日雇児発 0717 第 12 号厚生労働省雇用均等・児 竜家庭局長通知)

## 区 分 4 保育相談 所管係 管理係

#### 制 度 の 概 要

児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、地域住民に対して、乳児・幼児等の保育に関する相談等に応じる。

#### 根拠法令等

- ◇ 児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号)
- ◇ 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)

## 保健推進課

係	分掌事務
健康企画係	(1) 妊産婦健康診査に関すること。 (2) 親子(母子)健康手帳の交付に関すること。 (3) 不妊治療給付事業助成制度に関すること。 (4) 未熟児養育医療の給付等に係る申請を審査し、及び給付等を決定すること。 (5) 乳幼児の予防接種に関すること。 (6) 課の庶務に関すること。
発達支援係	<ul><li>(1) 発達支援に関すること。</li><li>(2) 障害児等通園事業に関すること。</li><li>(3) 新生児、未熟児その他の乳幼児等の訪問に関すること。</li></ul>
親子健康係	(1) 乳幼児健康診査に関すること。 (2) 妊娠期及び産後における支援に関すること。
各係共通	<ul><li>(1) 保健衛生思想の普及に関すること。</li><li>(2) 母子保健に関すること。</li><li>(3) 医療機関、保健所、関係団体等との連絡に関すること。</li></ul>

区分

#### 1 不妊治療等助成事業

所管係

健康企画係

#### 制度の概要

少子化対策の一環として、子を希望しながらも子に恵まれないため、不妊治療を受けている夫婦に対して、不妊治療に要する経費の一部を助成し、不妊で悩む夫婦の経済的負担の軽減を図ることを目的に、本市に住所を有する間に不妊治療を受け、かつ、京都府内に1年以上住所を有する夫婦(事実上婚姻関係にある男女を含む)で健康保険加入者に適用。助成金の額は、宇治市に住所を有している間に受けた不妊治療に要する保険診療費被保険者負担額の2分の1の額で助成している。

令和4年度からは、人工授精、体外受精、顕微授精等が保険適用とされたことにより、1年度につき6万円(先進医療を含む場合は10万円)を助成上限額としている。

不育治療については、平成 26 年 11 月から助成対象としており、1 回の妊娠につき 10 万円までを限度に治療等に要した医療費の自己負担額の 2 分の 1 を助成している。

## 根拠法令等

- ◇ 京都府不妊治療等給付事業助成費補助金交付要綱
- ◇ 宇治市不妊治療等助成事業実施要項

## 制度の現況

平成15年7月から事業を開始し、平成15年4月診療分から適用

年度	2	3	4	5	6
延べ助成者数(人)	351	349	353	404	368

区 分

#### 2 妊産婦健康診査事業

所管係

健康企画係

#### 制度の概要

妊婦健康診査は、妊婦の保健管理の向上を図ることを目的として実施している。京都府内の委託医療機関等で実施し、受診に必要な健康診査券を平成21年度より14回分交付している。(平成20年度までは、5枚の交付)

令和2年4月から多胎妊婦健康診査支援を開始し、基準を超える健康診査に助成を行っている。

産婦健康診査は、産後うつの予防や新生児への虐待予防を図る観点から、産後2週間、1か月など産後間もない産婦に対する健康診査の費用助成を令和3年4月から実施している。京都府内の委託医療機関等で実施し、受診券を2回分交付している。

また、令和6年4月より住民税非課税世帯または同等の所得水準である世帯の初回産科受診料について1万円を限度に助成している。

## 根 拠 法 令 等

- ◇ 母子保健法 (昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号)
- ◇ 母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について(平成8年11月20日児発第934号)

## 制度の現況

#### 親子(母子)健康手帳発行状況

年 度 区 分	2	3	4	5	6
手 帳 発 行 数(冊)	1,131	1,071	1,008	993	1,019
初 妊 婦 数(人)	469	414	408	427	416
初 妊 婦 率 (%)	41.5	38.7	40.5	43.0	40.8

#### 産婦健診受診件数

年度	2	3	4	5	6
受 診 件 数		1,602	1,745	1,778	1,694

区 分 3 妊婦歯科健診 所管係 健康企画係

## 制度の概要

妊娠中の口腔の健康状態を確保し、健康な妊娠及び安全な分娩と健康な子の出産を支援するため、歯科健診に係る費用の一部を助成することで、健診の受診を推進する。

## (1) 対象者

本市に住民票のある妊婦で「宇治市妊婦歯科健診受診票」を持っている者

#### (2) 費用

妊婦歯科健診受診票を使用し協力医療機関で受診することで、妊娠期間中に1回無料 なお、協力医療機関以外で受診する場合、還付請求により助成対象分を還付(助成上限額あり)

## 根拠法令等

◇ 母子保健法第 13 条 (昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号)

#### 制度の現況

年度	2	3	4	5	6
受診者数 (人)	351	364	377	346	337

## 4 妊婦歯科治療助成事業

所管係

健康企画係

#### 制度の概要

妊婦の歯科治療に係る医療費に助成を行うことにより、妊婦の経済的な負担を軽減するとともに、母体と生まれてくる子どもの健康状態を保ち、出産に伴うリスクの低減を図ることを目的に令和7年4月より実施。

#### (1) 対象者

申請日時点で宇治市民である妊婦(若しくは妊婦であった者)であり、医療保険各法に基づく被保険者、組合員又は被扶養者である者かつ、宇治市妊婦歯科健診を受診した者

#### (2) 助成額

対象となる医療費に2分の1を乗じた額、ただし1回の妊娠につき上限10,000円

根拠法令等

◇ 宇治市妊婦歯科治療助成事業実施要項

区 分

#### 5 未熟児養育医療給付事業

所管係

健康企画係

## 制度の概要

身体の発育が未熟なまま出生した乳児に対し、正常児が出生時に有する諸機能を得るために必要な医療に係る費用の給付を行う。

入院養育にかかる「医療費(医療保険各法の適用範囲内)の患者負担額」及び「食事療養費の患者負担額」について、その自己負担額(食事療養費については標準負担額)を公費負担する。

ただし、室料、貸しおむつ等の保険対象外は自己負担となる。

#### (1) 対象となる医療

- ① 診察
- ② 薬剤又は治療材料の支給
- ③ 医学的処置、手術及びその他の治療
- ④ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- ⑤ 移送(医療保険により給付を受けることのできない者の移送に限る)

#### (2) 給付の対象

宇治市内に住所を有し、次のいずれかの症状に該当するもので、医師が指定養育医療機関への入院 養育を必要と認めた乳児(1歳未満)。

- ① 出生時体重 2,000 グラム以下のもの
- ② 生活力が特に薄弱であって、次に掲げるいずれかの症状を示すもの

ア	一般状態	● 運動不安、けいれんがあるもの
		● 運動が異常に少ないもの
イ	体温	● 摂氏 34 度以下のもの
ウ	呼吸器	<ul><li>● 強度のチアノーゼが持続するもの</li></ul>
	循環器系	● チアノーゼ発作を繰り返すもの
		● 呼吸数が毎分50を超えて増加の傾向にあるもの
		● 呼吸数が毎分30以下のもの
		● 出血傾向の強いもの
工	消化器	● 生後24時間以上排便がないもの
		● 生後48時間以上、嘔吐が持続しているもの
		● 血性吐物があるもの
		● 血性便があるもの
オ	黄疸	● 生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のあるもの

## (3) 給付の対象期間

乳児(1歳未満)の期間のみ認定の対象 ※1歳を越えた者については、他の福祉医療の対象となる。

## 根 拠 法 令 等

- ◇ 母子保健法(昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号)
- ◇ 母子保健法施行規則(昭和 40 年厚生省令第 55 号)

## 制度の現況

平成25年4月より、京都府から事務の権限移譲に伴い事業実施。 給付に係る申請の審査及び決定等を実施している。自己負担金等の徴収は年金医療課で実施している。

年度	2	3	4	5	6
給付決定児数(人)	36	40	55	43	47

### 6 新生児聴覚スクリーニング検査事業

所管係

健康企画係

## 制度の概要

聴覚障害の有無を早期に発見するための新生児聴覚スクリーニング検査の受診券を交付する。 令和 4 年 4 月から京都府内の委託医療機関等で実施し、生後 28 日未満の新生児を対象に検査にかかる費用を助成している。

## 根拠法令等

◇ 新生児聴覚検査の実施について (平成 19 年 1 月 29 日雇児母発第 0129002 号)

## 制度の現況

令和4年4月から事業を開始(令和4年4月受診分から適用)

年度	4	5	6
助成件数(件)	798	845	781

#### 制度の概要

予防接種法で定められた疾病のうち、予防接種法施行令で決められた接種年齢枠内の者に対して、予防接種(定期予防接種)を行っている。接種には集団予防接種(BCG)と個別予防接種があり、集団予防接種は健やかセンターにて実施し、個別予防接種は、宇城久管内の医療機関と京都市南部の一部協力医療機関で実施している。

感染症予防のために行われる予防接種は、平成13年11月7日に予防接種法の改正があり、対象疾病が「一類疾病」と「二類疾病」に類型化され、平成25年に一類、二類疾病という呼称は、A類、B類疾病に改正された。A類疾病は百日せき・ジフテリア・破傷風・ポリオ・麻しん・風しん・日本脳炎・結核・Hib感染症・肺炎球菌感染症(小児がかかるものに限る)・水痘・B型肝炎・ロタウイルスである。

また、令和2年10月1日から注射による生ワクチン(BCG・麻しん風しん混合(MR)・麻しん・風しん・水痘など)は違う種類のワクチンを接種する場合、4週間以上の間隔をおいて接種することになった。

なお、令和元年7月1日より、骨髄移植等の医療行為により過去に接種済みの定期予防接種の抗体を 失った者が任意で再度予防接種を受ける場合に要する費用について助成を行っている。また、令和6年 4月1日より、任意でおたふくかぜの予防接種(令和5年4月1日以降生まれの1歳~2歳未満の者が 対象)を受ける場合に要する費用について助成を行っている。

#### 根拠法令等

- ◇ 予防接種法 (昭和 23 年 6 月 30 日法律第 68 号)
- ◇ 予防接種法施行令(昭和23年7月31日政令第197号)
- ◇ 骨髄移植後等の予防接種再接種費助成事業補助金交付要綱(平成31年4月1日施行)
- ◇ 宇治市骨髄移植等の医療行為により定期予防接種の抗体を失った者に係る再接種費用助成制度実施要項(令和元年7月1日施行)

定期予防接種一覧

(令和7年4月現在)

	種目	対象年齢※a			回数	標準的な接種方法
接集種団	BCG	生後1歳未満 (接種推奨月齢)生後6か月			1回	推奨月に接種。 対象生まれ月の実施日に来られない場合 は、1歳未満の別日に接種。
5種混合	生後2か月以上	1期 (ジフテリア、百	初回	3回	各回の間は20~56日までの間隔をおいて 接種。	
	Hib) ※1   90か月未満	日せき、破傷風、 不活化ポリオ、ヒ ブ)	追加	1回	追加は、初回(3回目)の終了から、6~ 18か月までの間隔をおいて接種。	
個		生後2か月以上	1期 (ジフテリア、百	初回	3回	各回の間は20~56日までの間隔をおいて 接種。
別 (DPT-IPV) 90か月未満 接	90か月未満	日せき、破傷風、不活化ポリオ)	追加	1回	追加は、初回(3回目)の終了から、12~ 18か月までの間隔をおいて接種。	
種	種 3種混合 生後2	生後2か月以上	1期 (ジフテリア、百 日せき、破傷風)	初回	3回	各回の間は20~56日までの間隔をおいて 接種。
		90か月未満		追加	1回	追加は、初回(3回目)の終了から、12~ 18か月までの間隔をおいて接種
		11歳以上13歳未 満	2期 (ジフテリア・破傷風)		1回	<b>※</b> 2

	種目	交	対象年齢※a		回数	標準的な接種方法
	麻しん風しん	生後12か月以上 24か月未満	1期		1回	
	\D \ (\	小学校就学前の 1年間	2期		1回	
		生後36か月以上	. 140	初回	2回	初回、1回目と2回目の間は6~28日までの 間隔をおいて接種。
		90か月未満 ※b標準年齢	1期	追加	1回	追加は初回(2回目)の終了からおおむね 1年の間隔をおいて接種。
		9歳以上13歳未 満	2期		1回	
			(初回接種開始) 生後2か月以上	初回	3回	各回の間は27~56日 (医師が認める場合 は20日) の間隔をおいて接種。(初回(3 回目)までの接種は1歳未満に行う。)
			7か月未満 ※b標準年齢	追加	1回	初回3回目終了後、7~13か月あけて接種
	(インフルエ	生後2か月以上 5歳未満 ※4	(初回接種開始) 生後7か月以上	初回	2回	各回の間は27~56日 (医師が認める場合 は20日) の間隔をおいて接種。 (初回 (2 回目) までの接種は1歳未満に行う。)
			12か月未満	追加	1回	初回3回目終了後、7~13か月あけて接種
個			(初回接種開始) 1歳以上5歳未満		1回	
別接			(初回接種開始) 生後2か月以上	初回	3回	各回の間は27日以上の間隔をおいて接種。 (初回 (3回目) までの接種は1歳未満に行う。
種			7か月未満 ※b標準年齢	追加	1回	生後1歳以降、初回(3回目)終了後、60 日以上の間隔をおいて接種。(標準として12~15か月の間に行う。)
	菌(13価・15		(初回接種) 生後7か月以上	初回	2回	各回の間は27日以上の間隔をおいて接種。 (初回 (2回目) までの接種は2歳未満に行う。)
	価)	<b>※</b> 4	生後7か月以上 12か月未満	追加	1回	生後1歳以降、初回(2回目)終了後、60 日以上の間隔をおいて接種。(標準として12~15か月の間に行う。)
			(初回接種開始 1歳以上2歳未済		2回	各回の間は60日以上の間隔をおいて接種
			(初回接種開始 2歳以上5歳未済		1回	
	水痘	生後12か月以上3	36か月未満		2回	生後 $12$ か月 $\sim$ 15か月に至るまでに1回目の接種を行い、 $6\sim$ 12か月までの間隔をおいて2回目を接種。
	B型肝炎	1歳未満			3回	1回目は生後2か月以降に接種。 2回目は27日以上の間隔をおいて接種。 3回目は、1回目の接種から139日以上の間隔をおいて接種。
	ロタウイルス	11曲	出生6週0日後以上2 日後	4週0	2回	各回の間は27日以上の間隔をおいて経口 投与。
		5価	出生6週0日後以上3 日後	2週0	3回	1回目は14週60日までに完了することが望ましい。原則、同じワクチンで接種。

- ※a 対象年齢=法律で定められた接種年齢
- ※b 標準年齢=対象年齢の中でも国が接種を奨める望ましい年齢
- ※1 5 種混合ワクチンは、4 種混合とヒブワクチンを合わせたワクチン。4 種混合ワクチンやヒブワクチン、3 種混合ワクチン、ポリオワクチンを必要回数接種した人は、5種混合ワクチンを接種する必要はない。
- ※2 5種混合、4種混合または3種混合ワクチン接種の基礎免疫(1期)に続き、追加免疫を与えるために接種。
- ※3 平成 25 年 4 月の法改正にて、日本脳炎ワクチンの差し控え期間に接種機会を逃した人(平成 7 年 4 月 2 日 生~平成 19 年 4 月 1 日生)は、20 歳未満までの間に定期接種として、不足分の日本脳炎ワクチンを無料で接種できる。
- ※4 接種開始年齢によって、接種回数が異なる。

## 制度の現況

接種者数の推移 (単位:人)

1X E 1 3X 1 E D					(112.74)
年 度 種 別	2	3	4	5	6
B C G	1,203 (379)	1,060	1,048	987	917
不活化ポリオ	0	0	0	2	0
5 種 混 合					2,654
4 種 混 合	4,588	4,449	4,155	4,126	1,293
3 種 混 合	1	1	0	0	0
2 種 混 合	1,235	1,070	1,031	1,047	1,031
麻しん・風しん混合	2,489	2,403	2,317	2,213	2,178
麻 し ん	0	0	0	0	0
風しん	0	1	0	0	0
日 本 脳 炎	6,434	3,232	5,928	4,743	4,775
ヒブ	4,537	4,343	4,063	3,859	1,093
小児用肺炎球菌	4,464	4,332	4,077	3,859	3,769
水痘	2,310	2,150	2,070	1,902	1,888
B 型 肝 炎	3,272	3,217	2,958	2,895	2,747
ロタウイルス	1,119	2,680	2,403	2,487	2,422

- ※ 接種者数については市外還付分を含む。
- ※ 健やかセンターで実施の BCG は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 2 年 4 月~7月前半まで中止。
- ※ BCG の ( ) 内の数字は、令和 2 年 5 月 25 日~9 月 30 日の間に協力医療機関で実施した個別接種分。

#### 8 風しん予防接種助成事業

所管係

健康企画係

## 制度の概要

風しんウイルスによる風しんを予防するとともに、先天性風しん症候群を予防し、住民の健康の保持増進を図ることを目的として、風しん単独(R)ワクチン及び麻しん風しん混合(MR)ワクチンの接種にかかる費用の一部を助成している。

#### (1) 助成対象者

接種日現在、宇治市に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者。

- ① 妊娠を希望する女性であり、かつ抗体検査等により、抗体価の低い者。
- ② 妊娠をしている女性の同居者で、抗体検査等により、抗体価の低い者。 ただし、妊娠をしている女性の抗体価が低い場合とする。

#### (2) 助成額

予防接種に要した費用の3分の2(百円に満たない金額は切り捨て)とし、1人につき1回を限度とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は予防接種に要した費用の全額を助成するものとする。

- ① 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている者
- ② 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援を受けている者
- ③ 市町村民税非課税世帯に属する者

## 根拠法令等

- ◇ 宇治市風しん予防接種助成事業実施要項
- ◇ 京都府風しん予防接種助成事業実施要領

#### 制度の現況

## 助成状况

年度	2	3	4	5	6
助成者数(人)	91	75	67	60	37

#### 9 おたふくかぜ予防接種助成事業

所管係

健康企画係

## 制度の概要

任意接種であるおたふくかぜワクチンの予防接種費用の一部を助成することで、おたふくかぜやおた ふくかぜが原因となる疾病を予防するとともに、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、令和 6 年 度より開始。

## (1) 助成対象者

満 1 歳以上 2 歳未満の幼児(ただし、おたふくかぜにかかったことがある幼児、既におたふくかぜ ワクチンの予防接種歴がある幼児は除く)

#### (2) 助成額

予防接種に要した費用について3,000円を上限(1人につき1回を限度)

## 根拠法令等

◇ 宇治市おたふくかぜワクチン任意予防接種費用助成事業実施要項

#### 制度の現況

年度	6
助成件数(件)	717

## 区 分

## 10 乳児家庭全戸訪問(こんにちは赤ちゃん)事業

所管係

発達支援係

## 制 度 の 概 要

新生児訪問等を受けていない生後4か月未満の子どもがいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることにより、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図る。

## 根拠法令等

- ◇ 児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号)
- ◇ 宇治市乳児家庭全戸訪問(こんにちは赤ちゃん)事業実施要項(平成24年4月1日施行)

#### 制度の現況

対象家庭への訪問は、市内の特定非営利活動法人へ委託していたが、令和5年度から直営で実施。

年度	2	3	4	5	6
訪問延べ件数	339	258	197	66	47

11 発達相談

所管係

発達支援係

## 制 度 の 概 要

乳幼児健診、乳幼児相談、家庭訪問等により、身体的、精神的発達面に課題があると思われる乳幼児、または保護者から発達上の訴えで相談のあった乳幼児に対して、発達相談員が発達診断及び保護者への助言指導を行っている。

## 根拠法令等

- ◇ 母子保健法 (昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号)
- ◇ 母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について(平成8年11月20日児発第934号)
- ◇ 児童環境づくり基盤整備事業実施要綱(平成15年4月1日雇児発第0401015号第5次改正)
- ◇ 発達障害者支援法(平成17年4月1日法律第167号)

## 制度の現況

## 発達相談実施状況

X	年 度 . 分	2	3	4	5	6
	開設数(人)	692	725	712	673	700
	相談件数(件)	992	1,125	1,045	1,033	1,046
Д.	初来(人)	297	346	315	298	323
内	率 (%)	29.9	30.8	30.1	28.8	30.8
訳	再来 (人)	695	779	730	735	723
H/X	率 (%)	70.1	69.2	69.9	71.2	69.1

※ 開設数は発達相談を受けた実人数

## 12 親子あそびの教室

所管係

発達支援係

## 制度の概要

子どもへのかかわり方の不十分な親、さらには遊びを知らない子どもや、このまま放置すると精神面・情緒面の発達に課題を残すおそれがある子どもに対して、具体的な遊びの場の体験により、いきいきと遊べる子どもと、自信を持って子どもと関われる親になってもらうための支援を目的として実施している。

#### 根拠法令等

- ◇ 母子保健法 (昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号)
- ◇ 母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について(平成8年11月20日児発第934号)
- ◇ 児童環境づくり基盤整備事業実施要綱(平成 15 年 4 月 1 日雇児発第 0401015 号第 5 次改正)

## 制度の現況

親子あそびの教室実施状況

年 度 区 分	2	3	4	5	6
実施回数 (回)	48	61	61	104	49
処遇実人員(人)	60	61	67	70	48
参加延人数(人)	478	477	509	558	456

<sup>※</sup> 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度・令和3年度は一部中止。

区 分

#### 13 幼児期後期フォロー教室

所管係

発達支援係

#### 制度の概要

発達障害、またはその疑いのある幼児に対して、個別指導、集団指導を通してその発達課題と手立て を明確にし、集団の中での関わり方や保護者の理解を促し、適切な対応が出来るように支援する。

## 根拠法令等

- ◇ 母子保健法(昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号)
- ◇ 母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について(平成8年11月20日児発第934号)
- ◇ 発達障害者支援法 (平成17年4月1日法律第167号)

#### 制度の現況

幼児期後期フォロー教室実施状況

年 度 区 分	2	3	4	5	6
実施回数 (回)	29	29	36	36	36
処遇実人員(人)	24	29	32	28	30
参加率(%)	89.6	90.3	87.3	86.8	96.2
参加延人数(人)	147	149	192	177	188

<sup>※</sup> 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度・令和3年度は一部中止。

区 分	14 障害児等通園事業	所管係	発達支援係 (福祉サービス係)
-----	-------------	-----	--------------------

## 制 度 の 概 要

心身障害児等の育成を助長するため、児童福祉法の精神に基づき、宇治市に居住する知的障害、肢体 不自由等の障害のある幼児又は将来障害のおそれのある幼児のうち、通園による指導になじむ、おおむ ね2歳以上就学前の幼児で、保護者の同伴により通園できる者の指導等を行う。

#### (1) 事業内容

障害児等に対し、日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応の訓練等を行う。 また、障害児等の保護者に対し、家庭での養育の方法や関わり方等の指導及び援助を行う。

## (2) 通園事業の運営

指定障害福祉サービス事業所である宇治福祉園「みんなのきしゅしゅ」、かおり福祉会「かおり 之園」、アジール舎「ころぽっくる幼児期親子療育」及び不動園「子ども発達さぽーとセンターあ ゆみ園」に通園事業補助金を交付している。

※ 「ころぽっくる幼児期親子療育」は平成20年4月より、「子ども発達さぽーとセンターあゆみ 園」は平成23年4月より、児童発達支援事業所として、療育を開始した。

#### 根拠法令等

- ◇ 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)
- ◇ 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法に基づく指定居宅支援及び指定施設支援の 事務処理に関する規則(平成 15 年宇治市規則第 22 号)
- ◇ 宇治市障害児等通園事業費補助金交付要項

## 制度の現況

年 度 区 分	2	3	4	5	6
通園児数(人)	217	208	214	207	190
事業補助金(千円)	24,041	24,111	23,891	22,447	20.933

- Z	/\
IX	77

## 15 未熟児訪問指導事業

所管係

発達支援係

## 制度の概要

未熟児は正常な新生児に比べて生理的に発達が十分でなく、疾病にもかかりやすく、死亡率も高い。また、心身の障害を残すことも多いことから、出生後速やかに適切な処置を講ずる必要がある。そのため特別なケアと長期入院が必要となり、親が育児不安や負担感を持ちやすく、児童虐待の原因となる可能性も高い。

このため、家庭訪問を通じて、養育支援の必要な家庭を早期かつ的確に把握し、未熟児の健やかな成長を支援するとともに、親への重点的支援を行うことを目的とし、訪問を実施している。

## 根拠法令等

- ◇ 母子保健法 (昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号)
- ◇ 未熟児養育事業の実施について (昭和62年7月31日児発第668号児童家庭局通知)

## 制度の現況

平成25年4月より、京都府から事務の権限移譲に伴い事業開始

年度	2	3	4	5	6
訪問件数(件)	95	104	106	93	75
うち宇治市外で里帰り等 の人への訪問件数(件)	5	5	1	5	5

## 制度の概要

新生児出生通知書・電話・窓口等で申出のあった新生児と産婦に対し、地区担当保健師や助産師が家庭訪問を行い、生活指導、保健指導等を行っている。

出生後の最も不安の高い時期に地区担当保健師や助産師が訪問することで、育児不安の緩和や早期からの育児相談窓口として位置付けられる。また、保健事業を普及・啓発し、安心して子育てが出来るよう支援している。

平成9年度より、母子保健法の改正で府から市へ移管され実施している。

## 根拠法令等

- ◇ 母子保健法 (昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号)
- ◇ 妊産婦及び新生児に対する訪問指導等の実施について(児童家庭局長通知 平成 10 年 4 月 8 日児 発第 286 号)

## 制度の現況

実施状 況年 度 区 分	2	3	4	5	6
出生数(人)	1,095	1,087	1,004	993	895
初妊婦数 (人)	469	414	408	427	322
新生児訪問申請数 (件)	675	712	741	827	749
家庭訪問数 (件)	607	673	701	818	737
電話応対数 (件)	66	38	38	9	3
その他(人)※	0	1	1	0	9

<sup>※</sup> 他市町で新生児訪問を受けた人等

17 妊婦面談事業

所管係

親子健康係

## 制度の概要

妊娠期から出産、子育て期に渡る切れ目のない支援を行うにあたり、妊婦やその家族に出産や子育でに明るい未来を感じてもらえるように、親子(母子)健康手帳交付時に地区担当保健師を知ってもらい、安心して相談できる場の情報を提供している。また、妊娠期における栄養・休養・心身のケア等について正しい知識及び子育て制度の普及啓発を行い、健やかな出産に向けての準備を促す。さらに、ハイリスク妊婦を把握し、産前から支援を行うことで心身の健康の保持増進及び虐待を積極的に予防する。(平成30年6月より実施)

#### (1) 対象者

本市に住民票のある妊婦及び配偶者や家族

#### (2) 事業内容

① 妊婦面談

親子(母子)健康手帳交付時、「宇治子育で情報誌」や本市オリジナルテキスト「新しい生命のために」などによる妊娠期から出産、子育で期に係る情報提供に加え、保健師による面談の機会を活用して、妊婦等の状況を継続的・包括的に把握し、必要な情報提供、保健指導を行うとともに相談に対応する。

- ② 支援プランの作成
  - 妊娠期から産後にわたる課題や支援ニーズに的確に対応するために、必要に応じて支援プランを作成する。
- ③ 絵本の配付

妊娠期から絵本を通じて子どもへの読み聞かせに関心を持ち、子どもとのふれあいの大切さを知ってもらうとともに、行政との今後の関わりへのきっかけづくりのため、絵本を配付する。

#### 根拠法令等

- ◇ 母子保健法 (昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号)
- ◇ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条
- ◇ 母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について(平成8年11月20日児発第934号)
- ◇ 子育て世代包括支援センターの設置運営について (平成29年3月31日雇児発第5号)
- ◇ 市町村子ども家庭支援方針 (ガイドライン) (平成29年3月31日雇児発第47号)

## 制度の現況

年度	2	3	4	5	6
妊婦面談件数(件)	1,195	1,141	1,052	1,028	1,058

区 分 18 妊娠・産後支援事業

所管係

親子健康係

#### 制度の概要

妊娠・出産・子育てにおける正しい知識の普及を図るとともに、妊産婦等が抱える妊娠・出産・子育てに関する悩み等について、助産師等の専門職による相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図り、心身の健康及び虐待を積極的に予防することを目的として実施している。

平成 30 年度からの子育て世代包括支援センターの設置に伴い、市民ニーズを踏まえた新たな施策展開を行うため、これまでの乳幼児相談事業とパパママスタート事業を統合した。

#### (1) 妊婦訪問

助産師または保健師が訪問や電話による相談を実施。

#### (2) パパママ教室

- ① 妊婦さんの交流会~助産師とストレッチ~ 妊娠中の食事やお口のケアについての講義及び、助産師との交流や妊婦体操の体験等を実施。
- ② プレママの食事~知っておきたい栄養の話~ 妊娠中に必要な栄養素に関するミニ講話と簡単に作れるレシピの紹介と試食を実施。
- ③ これで安心♪赤ちゃんのお世話体験 妊娠中期以降の方を対象に、赤ちゃんのお着替えやミルクのつくり方等の講義や実習を行う。 ※R6~「パパとママの沐浴・お世話体験」に再編
- ④ パパ出番ですよ ~沐浴にチャレンジ~ 赤ちゃんのお風呂の入れ方のほか、精神科医による「妊産婦のこころの話」の講義等を実施。 ※R6~「パパとママの沐浴・お世話体験」に再編
- ⑤ パパとママの沐浴・お世話体験 妊娠中期以後の方を対象に、赤ちゃんのお着換えやお風呂の入れ方の体験ほか、心理士等によ る講義を実施。

#### (3) ほっこり育児相談会

- ① 対象:生後6か月までの赤ちゃんとママ
- ② 内容:産後のママ同士の交流タイムの他、妊婦との交流及び、助産師や保健師による育児相談を実施している。また、赤ちゃんの計測、歯科衛生士によるお口のケアや栄養士による離乳食などのミニ講話や個別相談を実施。

#### (4) パパとママのためのおはなし会

- ① 対象:16週以降の妊婦または1歳未満の赤ちゃんとその保護者
- ② 内容:妊娠中や産後の体のケアについてや子育てに関するミニ講座の他、参加者同士の交流タイムを実施。赤ちゃんの計測、個別相談も実施している。

## (5) 乳幼児相談

- ① 対象:生後2か月から就学前の子どもと保護者
- ② 内容:毎月、身体計測、身体観察、育児相談、栄養相談、発達相談等を実施。

#### (6) あんしんかん DE お話タイム

- ① 対象:生後2か月から1歳未満の赤ちゃんとその保護者
- ② 内容:産後の体調管理やあそび方に関する指導の他、産婦同士の交流タイムを実施。乳幼児相談と同日に実施している。

#### 根 拠 法 令 等

- ◇ 母子保健法 (昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号)
- ◇ 母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について(平成8年11月20日児発第934号)
- ◇ 母子保健医療対策総合支援事業実施要綱(平成17年8月23日雇児発第0823001号)
- ◇ 妊産婦、乳児及び幼児に対する歯科健康診査及び保健指導の実施について(平成9年3月31日児発 第231号/健政発第301号)

## 制度の現況

#### (1) 妊婦訪問

年度	2	3	4	5	6
訪問件数(件)	61	55	57	58	37

## (2) パパママ教室

① 妊婦さんの交流会~助産師とストレッチ~

年 度 区 分	2	3	4	5	6
開催数(回)	3	9	12	12	11
受講者数(人)	3	36	49	60	32

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年4月~12月及び令和3年5月・8月・9月中止。

#### ② プレママの食事~知っておきたい栄養の話~

年 度 区 分	2	3	4	5	6
開催数(回)	3	6	11	11	11
受講者数(人)	0	26	57	79	37

- ※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 2 年 4 月~12 月及び令和 3 年 5 月・6 月 9 月中止。
- ※ 令和3年度は7回実施予定だったが、1回(3月)は予約なしのため中止。
- ※ 令和3年7月はうじ安心館停電のため中止。

#### ③ これで安心♪赤ちゃんのお世話体験

年 度 区 分	2	3	4	5
開催数(回)	6	5	7	7
受講者数(人)	97	126	180	180

- ※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年4月~6月及び令和3年5月・9月中止
- ※ 令和6年度からパパとママの沐浴・お世話体験に再編

## ④ パパ出番ですよ ~沐浴にチャレンジ~

年 度 区 分	2	3	4	5
開催数(回)	9	8	12	12
受講者数 (人)	131	175	245	273

- ※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年4月~6月及び令和3年5月・6月 ・8月・9月中止。
- ※ 令和6年度からパパとママの沐浴・お世話体験に再編

#### ⑤ パパとママの沐浴・お世話体験

O - 111H	т- шин 11 - ФС
年 度 区 分	6
開催数 (回)	15
受講者数(人)	319

#### (3) ほっこり育児相談会

年 度 区 分	2	3	4	5	6
開催数(回)	20	9	12	12	11
受講者数(人)	150	60	70	65	82

- ※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年4月~6月及び令和3年5月・8月・9月中止。
- ※ 令和2年7月から対象を生後1歳未満の赤ちゃんとママに変更して実施。

#### (4) パパとママのためのおはなし会

年 度 区 分	2	3	4	5	6
開催数(回)		9	11	11	12
受講者数(人)	_	232	253	224	366

- ※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、産後のママのための育児相談会 へ再編。
- ※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年5月・9月は中止。

#### (5) 乳幼児相談

年 度 区 分	2	3	4	5	6
回数 (回)	19	29	41	51	48
来所児数(人)	405	618	815	905	872
相談乳児数(人)	215	352	493	540	562
相談幼児数(人)	190	266	322	365	310
要指導児数(人)	77	98	151	161	87

<sup>※</sup> 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、うじ安心館は令和2年5月及び令和3年6月 ・9月中止。地域会場は令和2年4月~12月及び令和3年5月・6月・8月・9月中止。

#### (6) あんしんかん DE お話タイム

年 度 区 分	2	3	4	5	6
開催数(回)	5	9	15	15	14
受講者数(人)	127	278	433	381	371

<sup>※</sup> 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年4月~10月及び令和3年6月・9月中止。

19 産後ケア事業

所管係

親子健康係

#### 制度の概要

産後において支援を必要とする産婦及び乳児に対して、心身のケア、育児の支援その他母子の健康の維持及び増進に必要な支援を行う事業を実施することにより、母子に対する支援体制を確立し、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み母子とその家族が、健やかな育児ができるよう支援する。(令和元年7月より順次実施)

令和2年度より母子保健法の改正に伴い、利用対象者を「出産後1年を経過しない母子」に拡充した。

#### 事業内容

#### (1) 宿泊型

医療機関や助産所にて、心身のケア、育児の支援、その他必要な支援を行うとともに、宿泊による休養の機会を提供する。

#### (2) 日帰り型

市内の旅館にて、心身のケア、育児の支援、その他必要な支援を行うとともに、休養の機会を提供する。

#### (3) 訪問型

母子の居宅において、心身のケア、育児の支援、その他家事支援等の必要な支援を行う。

## 根拠法令等

- ◇ 母子保健法(昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号)
- ◇ 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)
- ◇ 母子保健医療対策総合支援事業の実施について 別記 2 産後ケア事業運営要綱(平成 17 年 8 月 23 日雇児発第 0823001 号)
- ◇ 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)
- ◇ 養育支援訪問事業の実施について (平成29年4月3日雇児発0403第4号)
- ◇ 産前・産後サポート事業ガイドライン・産後ケア事業ガイドライン(令和2年8月)

#### 制度の現況

#### 産後ケア事業実施状況

年 度 区 分	2	3	4	5	6
利用実人数(人)	42	86	75	106	138
宿泊型利用者数(人)	8	20	13	26	32
(延べ日数)	(38 日)	(54 日)	(42 日)	(93 日)	(83 日)
訪問型(助産師)利用者数(人)	21	31	29	36	46
(延べ日数)	(29 日)	(43 日)	(43 日)	(45 日)	(62 日)
訪問型(介護福祉士等)利用者数(人)	18	33	24	22	37
(延べ日数)	(95 日)	(125 日)	(109 日)	(96 日)	(146 日)
日帰り型利用者数(人)	20	37	43	51	84
(延べ日数)	(32 日)	(53 日)	(72 日)	(70 日)	(105 日)

## 20 1か月児健康診査

所管係

親子健康係

## 制 度 の 概 要

早期に発見し、介入することにより疾病予後の改善が見込まれる身体疾患が顕在化する時期である 1 か月児に対して健康診査を行い、疾病及び異常を早期に発見し、適切な指導を行うことで、その進行を未然に防止するとともに、養育環境を評価し、養育者への育児に関する助言を行い、もって乳児の健康の保持及び増進を図る。

令和6年度から京都府医師会に委託し個別健診として実施している。

## 根 拠 法 令 等

◇ 母子保健法 (昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号)

## 制度の現況

## 1か月児健診状況

区	年 度	6
	受診児数 (人)	754
受	異常なし(人) 率(%)	686 (91.0)
診結	要観察(人) 率(%)	42 (5.6)
果	要紹介(人) 率(%)	26 (3.4)

※要観察の中に管理中を含む。

## 制度の概要

3~4 か月児を対象に、乳児期初期に先天的あるいは周産期、新生児期に何らかの原因で起こった身体、精神面の疾病、異常等を早期に発見することにより、適切な指導を行い、乳児期の健全な成長発達を図るとともに生活、栄養等の相談に応じ、保護者の育児不安の軽減に努めることを目的として、健やかセンターで実施している。

#### 根拠法令等

- ◇ 母子保健法 (昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号)
- ◇ 母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について(平成8年11月20日児発第934号)
- ◇ 乳幼児に対する健康診査の実施について(平成10年4月8日児発第285号)

## 制度の現況

#### 3 か月児健診状況

X	年 度	2	3	4	5	6
Ż	対象児数(人)	1,196 (353)	1,107	1,044	979	952
F 2	受診児数(人)	1,129 (303)	1,086	1,019	965	918
	率 (%)	94.4 (85.8)	98.1	97.6	98.6	96.4
	異常なし(人)	776 (257)	653	602	521	494
	率 (%)	68.7 (84.8)	60.1	59.1	54.0	53.8
受	要観察(人)	266 (40)	306	257	286	260
診	率 (%)	23.6 (13.2)	28.2	25.2	29.6	28.3
結	要医療(人)	8 (2)	13	9	8	10
果	率 (%)	0.7 (0.7)	1.2	0.9	0.8	1.1
	要精検(人)	79 (4)	114	151	150	154
	率 (%)	7.0 (1.3)	10.5	14.8	15.5	16.8

- ※ 要観察の中に管理中を含む。
- ※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年4月~7月中止。
- ※ 令和2年度~令和3年度の対象児数は、健診中止の影響を受け受診月を繰り越したため、年度により増減がある。中止した健診は対象児に含まず。
- ※ 令和 2 年度の ( ) 内の数字は、令和 2 年 6 月 1 日~8 月 31 日の間に協力医療機関で実施した個別健診分。

## 制度の概要

10 か月児は乳児期から幼児期への移行期にあたり、運動機能と精神機能に著しい進歩がみられる時期である。健診を実施することにより、疾病又は異常(疑いを含む)の発見、運動・精神の発達状況を把握し適切な指導を行い、もって乳児の健やかな成長を援助することを目的として、月3回健診と、月1回経過健診を平成6年度から健やかセンターで実施した。

平成9年4月から、母子保健法の改正にあわせて、10か月児健診は宇治久世医師会・小児科医師へ委託し個別健診として実施している。また、月1回の経過健診は二次健診とし、健やかセンターにおいて小児神経専門医師及び発達相談員等の体制で実施している。

## 根 拠 法 令 等

- ◇ 母子保健法(昭和40年8月18日法律第141号)
- ◇ 母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について(平成8年11月20日児発第934号)
- ◇ 乳幼児に対する健康診査の実施について(平成10年4月8日児発第285号)

## 制度の現況

#### (1) 10 か月児健診状況

区	年 度	2	3	4	5	6
3	対象児数(人)	1,087	1,141	1,106	1,030	1,014
j.	受診児数(人)	1,025	1,095	1,036	972	970
	率 (%)	94.3	96.0	93.7	94.4	95.7
	異常なし(人)	780	826	784	729	696
	率 (%)	76.1	75.4	75.7	75.0	71.8
受	要観察(人)	228	259	234	215	234
診	率 (%)	22.2	23.7	22.6	22.2	24.1
結	要医療(人)	2	3	8	6	9
果	率 (%)	0.2	0.3	0.8	0.6	0.9
	要精検(人)	15	7	10	22	31
	率 (%)	1.5	0.6	1.0	2.3	3.2

※ 要観察の中に管理中を含む。

## (2) 10 か月児経過健診状況

区	年 度 分	2	3	4	5	6
=	予約児数(人)	64	98	109	96	94
î.	受診児数(人)	62	88	102	82	89
	異常なし(人)	6	15	19	21	17
受	要観察(人)	37	51	49	44	44
受診結果	要医療(人)	0	0	0	0	4
果 	要精検(人)	19	22	34	17	24
	再経過健診(再掲)	26	32	43	36	31

<sup>※</sup> 要観察の中に管理中を含む。

区 分 <b>23 1歳8か月児健康診査</b>	所管係	親子健康係
--------------------------	-----	-------

#### 制度の概要

幼児期早期に、運動機能、視・聴覚、精神発達等に問題を持った子どもを早期に発見し、適切な指導を行い、問題の固定化や二次的障害の発生を予防し、問題を軽減する。歯科診察・歯磨き指導等により、う歯の予防をする。また、育児に関する指導及び相談助言を行うことにより、保護者の育児不安を軽減解消することで育児を支援し、虐待を未然に防ぐなど幼児の健康の保持・増進を図ることを目的に、健やかセンターで実施している。

平成9年度より、健診時期を1歳6か月から1歳8か月に変更した。

## 根拠法令等

- ◇ 母子保健法 (昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号)
- ◇ 母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について(平成8年11月20日児発第934号)
- ◇ 乳幼児に対する健康診査の実施について(平成10年4月8日児発第285号)

## 制度の現況

## (1) 1歳8か月児健診状況

区	年 度	2	3	4	5	6
交	†象児数(人)	1,176	1,248	1,137	1,108	1,053
受	と 診児数 (人)	1,119	1,217	1,110	1,090	1,025
	率 (%)	95.2	97.5	97.6	98.4	97.3
	異常なし(人)	674	674	616	620	550
	率 (%)	60.2	55.4	55.5	56.9	53.6
受	要観察(人)	309	369	328	330	329
診	率 (%)	27.6	30.3	29.5	30.2	32.1
結	要医療(人)	8	12	3	5	3
果	率 (%)	0.7	1.0	0.3	0.5	0.3
	要精検(人)	128	162	163	135	143
	率 (%)	11.4	13.3	14.7	12.4	14.0

- ※ 要観察の中に管理中を含む。
- ※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年4月~7月中止。
- ※ 令和元年度~令和3年度の対象児数は、健診中止の影響を受け受診月を繰り越したため、年度により増減がある。中止した健診は対象児に含まず。

## (2) 1歳8か月児歯科健診状況

区分	年 度	2	3	4	5	6
対象児	数(人)	1,176	1,248	1,137	1,108	1,053
受診児	数(人)	1,118	1,218	1,110	1,090	1,025
率	(%)	95.1	97.6	97.6	98.4	97.3
	う歯無(人)	1,088	1,207	1,094	1,080	1,021
う歯の	率 (%)	97.3	99.1	98.6	99.1	99.6
状 況	う歯有(人)	30	11	16	10	4
	率 (%)	2.7	0.9	1.4	0.9	0.4
う歯の	数 (本)	98	34	26	29	11
う歯の1人当りの数(本)		3.3	3.1	1.6	2.9	2.8
歯の状態異常 (本)		48	94	67	102	74
軟組織異常	常数(本)	41	36	38	52	58

- ※ 令和2年度は、健診受診児のうち歯科健診を受診しなかった児が1名いた。
- ※ 令和3年度は、健診受診児のうち歯科健診のみ受診した児が1名いた。

#### 制度の概要

幼児期後期に、小児科診察・歯科診察・身体計測・尿検査・視聴覚・発達等の検査等を実施し、総合的に発育状況を判断してその結果に基づき受診勧奨などの必要な指導を行っている。また、育児に関する指導及び相談助言を行うことによって、保護者の育児不安を軽減解消することにより育児を支援し、虐待を未然に防ぐなど幼児の健康の保持・増進を図ることを目的に、健やかセンターで実施している。平成9年度から母子保健法の改正によって府から市へ事業移管された。

令和元年 10 月よりスポットビジョンスクリーナーを導入し、精度の高い視覚検査の実施により、幼児の視覚異常の早期発見・早期治療に努めた。

## 根拠法令等

- ◇ 母子保健法 (昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号)
- ◇ 母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について(平成8年11月20日児発第934号)
- ◇ 乳幼児に対する健康診査の実施について(平成10年4月8日児発第285号)

## 制度の現況

## (1) 3 歳児健診状況

年 度 区 分		2	3	4	5	6
対象児数(人)		1,290	1,476	1,177	1,193	1,176
i	受診児数(人)	1,230	1,452	1,154	1,180	1,159
	率 (%)	95.3	98.4	98.0	98.9	98.6
受	異常なし	624	755	579	577	567
受診結果	要観察	384	405	355	348	321
(人)	要医療	6	6	6	2	7
	要精検	216	286	214	253	264
医療機関紹介件数 (件)		196	290	292	287	265

- ※ 要観察の中に管理中を含む。
- ※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年4月~7月中止。
- ※ 令和元年度~令和3年度の対象児数は、健診中止の影響を受け受診月を繰り越したため、年度により増減がある。中止した健診は対象児に含まず。

## (2) 3 歲児歯科健診状況

区分	年 度	2	3	4	5	6
対象り	見数(人)	1,290	1,476	1,177	1,193	1,176
受診り	見数(人)	1,230	1,451	1,153	1,179	1,158
率	(%)	95.3	98.3	98.0	98.8	98.5
	う歯無(人)	1,024	1,305	1,035	1,084	1,084
う歯の	率 (%)	83.3	89.9	89.8	91.9	93.6
状 況	う歯有(人)	206	146	118	95	74
	率 (%)	16.7	10.1	10.2	8.1	6.4
う歯型別	A型	150	114	87	76	56
状況	B型	41	27	26	16	17
(人)	C型	15	5	5	3	1
う歯の	総数	685	415	350	271	218
数 (本)	1人当たりの数	3.3	2.8	3.0	2.8	2.9
不正咬合	実人数(人)	156	183	182	175	188

25 離乳食教室

所管係

親子健康係

## 制度の概要

平成 20 年度まで、4~6 か月児の母親等を対象に実施していたが、平成 21 年度より対象者を 5 か月児の母親等に変更し、月齢に応じた離乳食実習の充実や育児不安の緩和を目的に、離乳食の形態、薄味調理法等について具体的に実習を行っている。毎月 1 回、健やかセンターで開催している。

## 根拠法令等

◇ 母子保健法 (昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号)

## 制度の現況

#### 離乳食教室実施状況

年 度 区 分	2	3	4	5	6
開催回数(回)	18	18	22	24	12
受講者数 (人)	86	88	126	140	150
1回当り平均受講者数(人)	5	5	6	6	12.5

- ※ 受講者数は、父、祖父母を含む。
- ※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年4月~6月及び令和3年4月、5月、8月、9月中止。令和2年度から5年度は、定員を制限して実施。

区 分	26 はじめての絵本ふれあい事業	所管係	親子健康係
-----	------------------	-----	-------

#### 制度の概要

親子が絵本を介してふれあうことにより、子育て支援の一環として、子育てが楽しくなるきっかけづくりを行う。健診会場では、中央図書館、中央図書館おはなしサークルの協力による、絵本の読み聞かせを通して、ふれあいのひとときの体験を行っている。平成14年4月から3か月児健診を受けたすべての赤ちゃんと保護者を対象に絵本を配付していたが、令和4年度から妊婦面談時に絵本と読みきかせチラシを配付している。また、3か月児健診では中央図書館が作成したおすすめの絵本リストと文庫マップを配付、1歳8か月児健診では絵本の展示、3歳児健診ではセカンドブックリストを配付している。

## 制度の現況

年 度 絵本配付数	2	3	4	5	6
3か月児健診(人)	1,129	1,086			
妊婦面談(人)			1,059	1,028	1,058

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年4月~7月中止。中止期間中は郵送対応。

-	/\	
X	<del>/    </del>	
	7.1	

27 家庭訪問指導

所管係

健康企画·発達支援· 親子健康係

## 制度の概要

乳幼児健診・相談等で要経過観察となった子ども及び、保護者から訪問依頼のあった場合は、各家庭に保健師が訪問し、家族との人間関係を作り、地域や家庭の環境の実情を把握しながら、各家庭に応じた実際的な指導を行う。

## 根 拠 法 令 等

- ◇ 母子保健法 (昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号)
- ◇ 母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について(平成8年11月20日児発第934号)

## 制度の現況

保健師の家庭訪問によるフォロー状況

区分	年 度	2	3	4	5	6
障害児	訪問実人員(人)	10	3	2	4	3
<b>牌音儿</b>	延訪問回数 (回)	11	5	3	5	4
図 旧	訪問実人員(人)	619	643	626	751	742
乳児	延訪問回数(回)	676	690	664	809	820
幼児	訪問実人員(人)	193	187	200	213	187
4) Y	延訪問回数(回)	221	217	235	238	205
計	訪問実人員(人)	822	833	828	968	932
百日	延訪問回数(回)	908	912	902	1,052	1,029

## 28 妊婦伴走型支援事業

所管係

健康企画係 親子健康係

#### 制度の概要

国の令和4年度第2次補正予算で創設された「出産・子育て応援交付金」に対応し、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産、子育てできるよう、令和5年1月より伴走型相談支援として妊娠8か月ごろの妊婦への面談等を実施するとともに、経済的支援として令和4年4月1日以降に妊娠の届出をした妊婦及び出生児の養育者へ給付金を支給してきた(事業名称:出産・子育てあんしんサポート事業)。

令和6年1月1日より、経済的支援については現金給付にかえて、妊娠の届出をした妊婦及び出生児の養育者へ子育て用品等を購入できるWEBカタログ用のポイント(各5万円)へ変更した。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 47 号)において、子ども・子育て支援法に妊婦のための支援給付が創設され、経済的支援については現金給付が原則とされた(令和 7 年 4 月 1 日施行)。そのため令和 7 年度より、経済的支援については従来のポイントの付与にかえて、妊娠の届け出をした妊婦へ「妊婦のための支援給付金」として現金(1 回目:5 万円、2 回目:胎児の数×5 万円)を支給することとし、伴走型相談支援事業と組み合わせて、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施している(事業名称を妊婦伴走型支援事業に変更)。

## 根 拠 法 令 等

- ◇ 子ども・子育て支援法(妊婦のための支援給付)
- ◇ 児童福祉法(妊婦等包括相談支援事業)

## 制度の現況

#### 伴走型相談支援

年度	4	5	6
面談等対応人数 (人)	108	891	881

#### 経済的支援(出産・子育てあんしんサポート事業)

年度	4	5	6
WEB カタログポイント 付与承認件数(件)		352	2,113

# 長寿生きがい課

係	分掌事務
生きがい振興係	(1) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の推進等に関すること。 (2) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進協議会に関すること。 (3) 高齢者の生きがい対策事業に関すること。 (4) 在宅要援護高齢者対策事業に関すること。 (5) 家族介護支援対策事業に関すること。 (6) 一般財団法人宇治市福祉サービス公社に関すること。 (7) 地域福祉センター等の管理及び運営に関すること。 (8) その他高齢者在宅福祉サービスに関すること。
地域包括ケア推進係	<ul> <li>(1) 地域包括支援センターの運営に関すること。</li> <li>(2) 医療機関、保健所、関係団体等との連絡に関すること。</li> <li>(3) 高齢者の権利擁護制度に関すること。</li> <li>(4) 老人ホームの入所及び費用徴収額の収納に関すること。</li> <li>(5) 地域包括ケアの推進に関すること。</li> <li>(6) 認知症地域支援事業に関すること。</li> <li>(7) 在宅介護・医療連携に関すること。</li> </ul>
介護予防推進係	<ul><li>(1) 介護予防に関すること。</li><li>(2) 保健衛生思想の普及に関すること。</li><li>(3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る事業に関すること。</li></ul>

# 1 高齢者人口等の推移

所管係

生きがい振興係

## 高齢者人口等の推移

年齢階層別人口

(各年4月1日現在)

年年(歳)	令和2年(人)	構成比(%)	令和3年(人)	構成比(%)	令和4年(人)	構成比(%)
$0 \sim 14$	22,909	12.35	22,334	12.11	21,695	11.87
$15 \sim 39$	45,665	24.62	44,913	24.35	44,026	24.08
$40 \sim 59$	52,770	28.45	52,773	28.59	52,507	28.72
$60 \sim 64$	9,946	5.36	9,841	5.34	9,903	5.42
$65 \sim 69$	12,070	6.51	11,225	6.09	10,577	5.78
$70 \sim 74$	14,770	7.96	15,663	8.49	15,338	8.39
$75 \sim 79$	11,790	6.36	11,159	6.05	11,166	6.11
80 ~ 84	7,989	4.31	8,452	4.58	9,072	4.96
85 ~ 89	4,823	2.60	5,202	2.82	5,436	2.97
90 歳以上	2,740	1.48	2,910	1.58	3,121	1.71
計	185,472	100.00	184,432	100.00	182,841	100.00
65 歳以上	54,182	29.22	54,611	29.61	54,710	29.92
75 歳以上	27,342	14.75	27,723	15.03	28,795	15.75
85 歳以上	7,563	4.08	8,112	4.40	8,557	4.68

年年(歳)	令和5年(人)	構成比(%)	令和6年(人)	構成比(%)
0 ~ 14	21,051	11.59	20,337	11.28
$15 \sim 39$	43,750	24.09	43,289	24.02
$40 \sim 59$	52,064	28.67	51,658	28.67
60 ~ 64	10,217	5.63	10,380	5.76
$65 \sim 69$	10,172	5.60	9,905	5.50
$70 \sim 74$	13,923	7.67	12,607	7.00
$75 \sim 79$	12,066	6.64	12,822	7.11
80 ~ 84	9,359	5.15	9,985	5.54
85 ~ 89	5,795	3.19	5,811	3.22
90 歳以上	3,219	1.77	3,416	1.90
計	181,616	100.00	180,210	100.00
65 歳以上	54,534	30.03	54,546	30.27
75 歳以上	30,439	16.76	32,034	17.78
85 歳以上	9,014	4.96	9,227	5.12

所管係

生きがい振興係

## 制度の概要

高齢者の老後の生活を健全で豊かなものにし、高齢者の福祉の増進に資することを目的とする老人クラブに対し、育成助成を行う。

- (1) 老人クラブの組織
  - ① 参加しようとする高齢者を差別することなく会員に加えるもの
  - ② 政治上又は宗教上の組織に属さないもの
  - ③ 会員の年齢は、おおむね60歳以上とすること
  - ④ 会員は、クラブ活動が円滑に行われる程度の同一小地域内に居住するものとする
  - ⑤ 会員の規模は、おおむね30人以上とすること
- (2) 老人クラブの運営
  - ① 会員により民主的に行われるもの
  - ② 会員の互選による代表者を置くもの
  - ③ 活動費に充てるため、定期的に会費を納入するもの
- (3) 老人クラブの活動
  - ① 会員の教養の向上、健康の増進およびレクリエーション並びに地域社会との交流を総合的に実施するもの
  - ② 年間を通じて恒常的、かつ、計画的に行うもの
- (4) 財源の負担割合

老人クラブ活動事業・連合喜老会活動事業・連合喜老会活動促進特別事業補助金

区分	負担割合
国	基準額の 1/3
府	基準額の 1/3
市	上記以外の額

## 根拠法令等

- ◇ 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)
- ◇ 老人クラブ活動等社会活動促進事業運営要綱(昭和 51 年社老第 28 号)
- ◇ 宇治市老人クラブ助成規則(昭和39年宇治市規則第1号)

## 制度の現況

老人クラブ数及び会員数の状況

(各年度4月1日現在)

年 度 区 分	2	3	4	5	6
クラブ数 (クラブ)	58	56	53	50	49
会員数 (人)	2,538	2,381	2,215	2,038	1,898

補助金交付の状況

(各年度決算による)(単位:円)

年 度 区 分	2	3	4	5	6
老人クラブ活動	3,809,420	3,672,500	3,472,400	3,267,680	3,196,800
連合喜老会活動事業	1,150,000	1,150,000	1,150,000	1,150,000	1,150,000
連合喜老会活動促進特別事業	116,852	317,552	837,546	850,000	850,000

## 3 老人園芸ひろば事業

所管係

生きがい振興係

## 制度の概要

60 歳以上の者を対象に園芸を通じて心身の健康を増進し、社会との交流が深められるよう 1 人約 10 ㎡(1 区画)の土地を 3 年間貸出す。

令和元年度より、利用者 1 人あたり年額 3,600 円を徴収し、園芸教室の現地指導等回数を拡充して実施。

# 根 拠 法 令 等

◇ 宇治市老人園芸ひろば事業実施要綱(昭和51年宇治市告示第34号)

## 制度の現況

## (1) 老人園芸ひろば設置状況

名称区分	芝ノ東	大久保	伊勢田第2	羽戸山
所在地	五ケ庄芝ノ東 48-3	大久保町大竹 10-1	伊勢田町毛語 129-1	羽戸山一丁目 49-1
面積(m²)	1,563.00	1,451.25	1,234.12	1,348.76
区画数 (区画)	95	88	55	55
開所年月日	昭和59年9月5日	平成2年9月25日	平成8年4月1日	平成 15 年 8 月 8 日

名称区分	槇島	木幡	小倉寺内
所在地	槇島町落合 43-7	木幡正中 42	小倉町寺内 71-3
面積(㎡)	4,018.98	1,509.28	1,581.20
区画数 (区画)	117	80	60
開所年月日	平成 17 年 4 月 21 日	平成 23 年 4 月 15 日	平成 25 年 4 月 24 日

#### (2) 運営事業費の状況

(各年度決算による)(単位:円)

			, , ,		
年 度 区 分	2	3	4	5	6
運営費	4,056,036	2,206,755	4,182,062	2,140,647	2,925,108

## 4 シルバー人材センター助成事業

所管係

生きがい振興係

## 制度の概要

定年退職後等において臨時的かつ短期的な就業を通じて、自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実と社会参加を希望する高年齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図る目的で設置された、公益社団法人宇治市シルバー人材センターに対し、育成助成を行う。

#### 財源の負担割合

区分	負担割合				
国	府補助額と市補助額の合計(ただし、執行方針により、国基準額を定め、それを限度額としている)				
府	6 年度補助額は 2,425,000 円				
市	国基準額の 1/2				

## 根拠法令等

- ◇ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)
- ◇ 高齢者就業機会確保事業 (シルバー人材センター事業) 実施要領
- ◇ 京都府高年齢者労働能力活用事業費補助金交付要綱

## 制度の現況

シルバー人材センター運営補助金交付の状況

(各年度決算による)(単位:円)

年 度 区 分	2	3	4	5	6
補助金	10,169,000	10,169,000	12,369,000	9,169,000	9,044,000

※ 昭和60年7月25日設立

## 5 老人運動ひろば事業

所管係

生きがい振興係

## 制度の概要

60 歳以上の者を対象に運動を通じて心身の健康を増進し、高齢者相互の交流をはかることができるよう、ひろばを設置する。

## 根拠法令等

◇ 宇治市老人運動ひろば事業実施要綱(昭和61年宇治市告示第144号)

## 制度の現況

#### (1) 運営事業費の状況

(各年度決算による)(単位:円)

年 度 区 分	2	3	4	5	6
運営費	51,480	110,040	144,057	264,490	203,706

#### (2) 設置状況

	名称	所在地
1	新成田老人運動ひろば	広野町新成田 26-2

 区 分
 6 地域福祉センター
 所管係
 生きがい振興係

## 制度の概要

高齢者が、生きがいづくりや健康づくりなどの活動に気軽に利用できる施設としての機能と、木幡・開は大規模集会所としての機能を、西小倉・東宇治はデイサービスセンター及び地域包括支援センター、広野はデイサービスセンターなどの在宅介護サービスの供給拠点としての機能を兼ね備えた複合施設として、槇島は障害者施設との合築・複合施設として、地域福祉の向上と地域のコミュニティ、教育・文化活動の場として設置している。

## 根拠法令等

- ◇ 宇治市地域福祉センター条例(平成5年宇治市条例第11号)
- ◇ 宇治市地域福祉センター条例施行規則(平成5年宇治市規則第19号)

# 制度の現況

# (1) 施設の概況

項目	内	容
名称	木幡地域福祉センター	開地域福祉センター
所在地	宇治市木幡東中 47-4	宇治市開町 44-13
構造	鉄筋コンクリート造平屋建	鉄筋コンクリート造平屋建
敷地面積(㎡)	518.23	772.03
建築面積(㎡)	367.50	433.37
開設年月日	平成5年4月14日	平成6年4月13日

項目	内容			
名称 西小倉地域福祉センター		東宇治地域福祉センター		
所在地	宇治市小倉町山際 63-1	宇治市五ケ庄折坂 5-149		
構造	鉄筋コンクリート造3階建	鉄筋コンクリート造2階建		
敷地面積(㎡)	1,896.00(西宇治図書館を併設)	1,591.00		
建築面積(㎡)	1,248.93 (地域福祉センター1・2 階部分)	1,269.00		
開設年月日	平成9年6月1日	平成 10 年 4 月 1 日		

項目	内容				
名称 広野地域福祉センター		槇島地域福祉センター			
所在地	宇治市広野町大開 72-1	宇治市槇島町石橋 13			
構造	鉄筋コンクリート造2階建	鉄筋コンクリート造3階建(内1階部分)			
敷地面積(㎡)	1,785.00	1,561.00			
建築面積(m²)	1,058.66	386.91			
開設年月日	平成 12 年 4 月 1 日	平成 15 年 5 月 26 日			

# (2) 運営費の状況 (各年度決算による)(単位:円)

年度 施 設 名	2	3	4	5	6
木幡地域福祉センター	6,166,573	6,110,251	6,892,460	7,163,183	8,155,154
開地域福祉センター	5,986,740	6,580,685	7,415,256	7,881,089	8,182,235
西小倉地域福祉センター	16,094,027	16,380,227	18,346,320	18,280,205	20,056,170
東宇治地域福祉センター	6,850,894	6,611,039	7,517,804	7,088,832	8,179,967
広野地域福祉センター	6,564,010	6,613,915	8,441,683	7,165,904	9,564,413
槇島地域福祉センター	5,806,130	8,350,691	6,659,321	7,906,616	8,703,740

## 7 老人福祉電話電話料助成金支給

所管係

生きがい振興係

## 制度の概要

低所得の一人暮らしの高齢者又は高齢者世帯で、電話による安否の確認、日常生活に関する助言や相談等が必要と認められる世帯に対して老人福祉電話を設置し、毎月基本料と、通話料として上限300円を扶助する。

## 根拠法令等

◇ 宇治市老人福祉電話電話料助成金支給規則(昭和60年宇治市規則第41号)

## 制度の現況

設置状況、事業費の状況

年 度 区 分	2	3	4	5	6
年度末設置者数(人)	44	39	39	35	33
事業費(円)	1,136,184	1,031,802	1,234,011	1,033,928	1,004,175

## 8 緊急通報装置(シルバーホン)設置事業

所管係

生きがい振興係

## 制度の概要

低所得の一人暮らしの高齢者又はこれに準ずる高齢者で、心身の状態から安否確認が必要であり、かつ、緊急時の連絡手段としてシルバーホンの設置が必要と認められる者に対し、無線発信器(ペンダント)を備えたシルバーホンを貸与し、家庭内において、急病・事故等により緊急に救護を必要とする場合、消防本部に通報され、速やかに救護を行う。

平成 25 年度より業務委託を行い、同機器に備わっている相談ボタンを用いた 24 時間 365 日、看護師・保健師等による対応が可能な健康相談や、月に 1 度安否確認のため、各利用者に電話をする見守りコールを実施している。

## 根拠法令等

◇ 宇治市緊急通報装置設置要綱(昭和62年宇治市告示第85号)

## 制度の現況

設置状況

(各年度決算による)

年度	2	3	4	5	6
設置数 (台)	961	988	998	1,009	984
事業費 (円)	15,753,704	15,874,294	16,305,607	16,654,857	16,803,878

区 分

## 9 一人暮らし高齢者等給配食サービス補助事業

所管係

生きがい振興係

## 制度の概要

一人暮らしの高齢者の不安や孤独感の解消と社会参加のため、地区社会福祉協議会、学区福祉委員会が 実施している一人暮らし高齢者等給配食サービス事業に補助を行い、在宅福祉充実に向け、行政、地域、住 民等の連携を図り、ボランティアの育成、地区社会福祉協議会、学区福祉委員会の活動の充実を図る。

## 制度の現況

補助金交付の状況

1114 34 114 114 114 114 114 114 114 114					
年度	2	3	4	5	6
補助金(円)	1,595,300	1,919,050	2,412,200	2,673,650	2,633,750
補助金対象団体(団体)	11	12	15	15	15

## 10 在宅ねたきり者リサイクル福祉用具貸与事業

所管係

生きがい振興係

## 制度の概要

市民等から不要になった特殊寝台や車いす等の福祉用具の寄付をうけて、必要な修繕・消毒を行った上、福祉用具を必要とする在宅のねたきり者に貸与することにより、在宅のねたきり者の福祉の増進を図るとともに、福祉用具の有効活用を図る。

## 制度の現況

貸出数等

(各年度決算による)

				,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	(0 () ( 0 . 0 /
年 度 区 分	2	3	4	5	6
特殊寝台(台)	10	19	20	25	15
車いす (台)	9	5	12	12	2
入浴用車いす (台)	0	3	2	0	0
エアーマット (個)	0	1	0	0	0
事業費(円)	557,700	418,300	558,800	618,800	426,470

区 分

#### 11 一人暮らし高齢者等訪問活動補助事業

所管係

生きがい振興係

## 制 度 の 概 要

おおむね 65 歳以上の一人暮らしの高齢者に対して地区社会福祉協議会、学区福祉委員会が実施している訪問活動事業に補助を行う。訪問者との交流による日常生活の不安解消及び安否確認を行い、在宅福祉の向上と地域における福祉ネットワーク活動の推進を図ることを目的とする。

## 制度の現況

補助金交付の状況

年  度	2	3	4	5	6
補助金 (円)	1,669,000	1,688,000	1,699,838	1,674,720	1,618,887
補助対象団体(団体)	12	12	13	13	13

## 12 在宅高齢者等紙おむつ等給付事業

所管係

生きがい振興係

## 制度の概要

介護保険法における要介護  $4\cdot 5$  の認定を受けている在宅高齢者等及びその高齢者等を介護している家族(ただし本人の市民税が非課税であり、かつ本人を控除対象配偶者または扶養親族とする方の市民税が非課税)に対して、1 か月の紙おむつ等購入費の2 分の1 に相当する額の紙おむつ等を給付する。ただし、1 か月 5,000 円相当の紙おむつ等の給付を限度とする。

## 根拠法令等

- ◇ 地域支援事業実施要綱(平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知)
- ◇ 宇治市在宅高齢者等紙おむつ等給付事業実施要項(平成14年4月1日施行)

## 制度の現況

(各年度決算による)

年 度 区 分	2	3	4	5	6
給付件数 (件)	656	721	780	840	776
事業費 (円)	2,047,300	2,182,300	2,418,700	2,759,500	2,784,200

区 分 13 高齢者住宅改造助成事業

所管係

生きがい振興係

## 制度の概要

介護保険法における要支援・要介護の認定を受けた者の日常生活を容易にし介護者の負担の軽減を図るため、その者の居住する住宅又はその敷地の改造であって、介護保険の住宅改修に適用されないリフトやエレベーター等の設置工事に要した経費の一部を助成する。

(認定工事の合計額の2分の1助成。1住宅につき1年度内30万円限度)

## 根拠法令等

◇ 宇治市高齢者住宅改造助成事業実施要綱(平成6年宇治市告示第41号)

## 制度の現況

年 度 区 分	2	3	4	5	6
利用件数(件)	6	5	2	8	5
助成額(円)	1,531,000	1,358,000	544,000	2,227,000	1,500,000

#### 14 高齢者日常生活用具給付等事業

所管係

生きがい振興係

## 制度の概要

在宅の65歳以上の一人暮らし高齢者等(市民税非課税世帯)に対し、電磁調理器、自動消火器を給付する。

## 根拠法令等

◇ 宇治市一人暮らし等高齢者日常生活用具給付等事業運営要項(平成12年4月1日施行)

#### 制度の現況

(各年度決算による)

年 度 区 分	2	3	4	5	6
自動消火器(台)	1	2	2	0	3
電磁調理器(台)	11	7	16	11	8
事業費 (円)	238,700	196,900	365,200	205,700	248,600

区 分

#### 15 高齢者保健福祉オンブズマン制度

所管係

生きがい振興係

#### 制度の概要

高齢者保健福祉オンブズマンにより、高齢者保健福祉サービス利用者の苦情の解決を支援する。

- (1) 苦情申立ての範囲
  - ① 宇治市の提供する高齢者保健福祉サービスに関する苦情
  - ② 市内で提供されている高齢者に対する民間保健福祉サービスに関する苦情及び、市内に事業所を構える民間高齢者保健福祉サービス事業者に関する苦情
- (2) 所管外の事項
  - ① 裁判所において係争中の事項、判決のあった事項
  - ② 行政不服審査法等による不服申し立ての中の事項、及び裁決・決定があった事項
  - ③ 議会で審議中及び審議終了した事項
  - ④ オンブズマンにより、苦情の解決が行われた事項
  - ⑤ 事実があってから1年以上経過した事項
- (3) 申立てができる人

本人及び三親等以内の親族・同居人などの、高齢者に対する保健福祉サービスの提供について利害関係のある人。

#### 根拠法令等

◇ 宇治市高齢者保健福祉オンブズマン設置要項(平成15年3月24日施行)

## 制度の現況

年度	2	3	4	5	6
申立件数(件)	0	0	0	0	0

区 分	16 介護予防拠点施設整備事業	所管係	生きがい振興係
-----	-----------------	-----	---------

## 制度の概要

介護予防事業 (B リハ・転倒予防教室等)を市内の公共施設等で事業展開していく上で、さらに利用者の利便性を高めることを目的として、バリアフリー化等の改修工事を行う。

## 根 拠 法 令 等

◇ 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律(平成元年法律第64号)

## 制度の現況

施設整備状況

年 度 区 分	2	3	4	5	6
施設名	_	_	_	_	_
日常生活圏域				_	
金額 (円)	_		_	_	_

#### 17 一人暮らし高齢者火災警報器給付事業

所管係

生きがい振興係

## 制度の概要

65 歳以上の一人暮らしの市民税非課税高齢者に対して、火災等による被害から守り安全確保を図るため火災警報器を給付する。(平成19年度より事業実施)

## 制度の現況

(各年度決算による)

年 度 区 分	2	3	4	5	6
給付者数 (人)	5	5	2	8	2
事業費 (円)	0	0	137,280	0	0

※警報機本体は数年に1回まとめて購入するため、給付者数と事業費は連動しない。

#### 区 分

#### 18 介護予防安心住まい推進事業

所管係

生きがい振興係

## 制度の概要

生活機能について回答する「安心住まいチェックリスト」による運動器の機能低下がみられ、かつ要支援・要介護認定を受けていない市民税非課税の世帯が、居住する住宅に介護保険給付対象工事をしたときに要した経費の一部を助成する。

(認定工事の合計額3分の2(1世帯につき16万円限度))

## 根拠法令等

- ◇ 介護予防安心住まい推進事業費補助金交付要綱(平成22年9月1日施行)
- ◇ 宇治市介護予防安心住まい推進事業助成金交付要項(平成24年4月1日施行)

#### 制度の現況

年 度 区 分	2	3	4	5	6
利用件数(件)	20	13	13	10	14
助成額(円)	2,732,000	1,491,000	1,795,000	1,359,000	1,796,000

## 19 山城ふるさとを守る絆ネット推進事業

所管係

生きがい振興係

## 制度の概要

山城広域振興局管内で企業活動を営む事業者等の農村交流活動や見守り活動等を推進することにより、事業者活動等の促進を図るとともに地域の安心安全な暮らしの確保や農村の維持活性化を図ることを目的とする。

府、市、地域住民及び事業者等が協定等を締結し、農村交流活動や見守り活動等を展開する。

## 根拠法令等

山城ふるさとを守る絆ネット推進事業実施方針(平成24年9月18日施行)

## 制度の現況

## (1) 事業者等による見守り活動

年 度 区 分	2	3	4	5	6
通報件数(件)	5	8	8	5	10

#### (2) 見守り協力事業所一覧

(令和7年3月末現在)

京都生活協同組合
京都やましろ農業協同組合
京滋ヤクルト販売株式会社
ヤマト運輸株式会社京都主管支店
ASA(朝日新聞サービスアンカー)宇治西
ASA(朝日新聞サービスアンカー)宇治
ASA (朝日新聞サービスアンカー) 小倉
布亀株式会社

#### 20 高齢者家具等転倒防止金具購入助成事業

所管係

生きがい振興係

## 制度の概要

地震などの災害時における家具等の転倒を防止し、高齢者の安全確保を図るため、65歳以上の市民税 非課税世帯の高齢者に対し、家具等転倒防止金具購入費用の助成を行う。

## 根拠法令等

◇ 宇治市高齢者家具等転倒防止金具購入助成事業実施要項(平成25年4月1日施行)

## 制度の現況

(各年度決算による)

年 度 区 分	2	3	4	5	6
利用件数(件)	2	1	2	2	2
助成額 (円)	9,100	2,600	10,000	9,700	10,000

区 分

#### 21 高齢者アカデミー運営事業

所管係

生きがい振興係

## 制度の概要

京都文教大学にて、65歳以上の市民を対象に、「高齢者アカデミー」を開校する。プログラムは2年制(1年=秋期・春期)で、受講生は週1回の科目履修と月1回のアカデミーアワーを受講する。

## 根 拠 法 令 等

◇ 宇治市高齢者アカデミー事業運営要項(平成25年4月1日施行)

## 制度の現況

年 度	2	3	4	5	6
受講者数(人)	29	36	45	41	38
事業費 (円)	2,758,570	3,336,000	3,425,667	3,425,667	3,333,000

認知症等により行方不明となるおそれのある高齢者等の家族に、GPS機能を備えた機器の貸与費用などを助成することで、高齢者が行方不明となった場合に、早期に発見できるようにする。

## 根拠法令等

- ◇ 宇治市はいかい高齢者家族安心事業実施要項(平成25年6月7日施行)
- ◇ 宇治市はいかい高齢者家族安心事業実施要項(自動通知型)(平成29年4月1日施行)

## 制度の現況

(各年度決算による)

年 度 区 分	2	3	4	5	6
利用件数(件)	65	61	68	74	96
助成額(円)	610,257	723,243	777,310	737,450	836,756

## 区 分 23 健康診断書料金扶助 所管係 地域包括ケア推進係

#### 制度の概要

養護老人ホームの措置対象者で低所得世帯に属する者が、申請する場合に要する医師の健康診断書料金の一部又は全部(限度額 5,000 円)を挟助する。

## 根拠法令等

◇ 老人ホームへの措置又は家庭奉仕員の派遣に係る健康診断書料金扶助実施要綱の一部を改正する 要綱(平成 12 年宇治市告示第 43 号)

#### 制度の現況

年 度 区 分	2	3	4	5	6
利用者(人)	1	2	0	0	0
扶助額(円)	4,320	7,500	0	0	0

65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難と認める者について養護老人ホームに保護する。

## 根拠法令等

◇ 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)

## 制度の現況

## (1) 施設別入所状況

(各年度3月末現在)(単位:人)

(エ) が凹形への ヨンマリントヤマレ	<u> </u>			(11/2	. 0 /1/(/01/14/	(1 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1
施設名及び所在地	年 度	2	3	4	5	6
宇治明星園	宇治市	33	30	26	25	20
洛南寮	京田辺市	9	7	8	8	7
ライトハウス朱雀 (船岡寮)	京都市中京区	1	1	1	1	1
慈 母 園	奈良県高市郡	2	2	2	2	2
大津老人ホーム	滋賀県大津市	0	0	0	0	0
真盛園	滋賀県大津市	1	1	1	1	1
三 室 園	奈良県生駒郡	1	1	1	3	5
四天王寺松風荘	大阪府枚方市	0	0	0	0	0
きぬがさ	滋賀県東近江市	0	0	0	0	0
鶴林園	兵庫県加古川市	1	1	1	1	1
計		48	43	40	41	37

## (2) 入所措置費等の状況

(=/ / •//	•			\ H	> V () ( - 0 ( 0 )
年度	2 3		4	5	6
措置費等 (円)	109,129,136	96,400,849	93,933,607	90,681,977	84,929,561

### (1) 成年後見制度とは

認知症等により判断能力が十分ではない高齢者の財産管理及び契約の締結を本人に代わって行う 代理人を選任することにより、本人の権利を保護する制度。

#### (2) 市長による代行申立

成年後見制度の審判の申立てについては、本人・配偶者及び四親等内の親族が家庭裁判所に申立 てを行う事ができるが、二親等内に申立てを行う親族がいない高齢者については、市長名による申 立てを行う。

以下の全てにあてはまる方について市長による代行申立てを行う。

- ① 本人が本市に居住し、かつ住民基本台帳に記録されている 65 歳以上の高齢者であって、認知症等により判断能力が不十分であること。
- ② 二親等以内の親族において審判の申立ての可能性のないもの。
- ③ 保健、医療及び福祉サービスを利用するための契約が必要である若しくは財産管理が必要であること。

#### (3) 申立費用、成年後見人等報酬助成

市長による代行申立を行った人のうち生活保護受給世帯等については、申立て費用の免除及び成年後見人等への報酬助成を行う。

また、制度の促進を図るため、平成 24 年度より、市長による代行申立以外の低所得者等に対し、 申立て費用及び成年後見人等への報酬助成を行う。

#### 根拠法令等

- ◇ 老人福祉法(昭和38年法律第133号)
- ◇ 成年後見制度利用における宇治市長の審判申立要項(平成14年4月1日施行)

#### 制度の現況

年 度	2	3	4	5	6
代行申立件数(件)	7	9	15	7	9

## 区 分 26 高齢者虐待対策 所管係 地域包括ケア推進係

## 制度の概要

近年深刻化する高齢者虐待事案に対して、長寿生きがい課と地域包括支援センターが、関係機関と連携をとりながら、被虐待者を施設への緊急入所等の対策をとることによりその身体的・精神的安全をはかるとともに、虐待者(養護者)も支援していくことで、問題の解決にあたる。

#### 根拠法令等

◇ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 17 年法律第 124 号)

#### 制度の現況

宇治市が、高齢者虐待事案として新規受理した件数

年 度 区 分	2	3	4	5	6
高齢者虐待事案として 新規受理した件数(件)	91	100	165	167	152

区 分	27 地域包括支援センター運営事業	所管係	地域包括ケア推進係

## 制度の概要

介護、福祉、医療、権利擁護などのさまざまなサービスを包括的・継続的に提供していくため、高齢者の生活を支える中核機関として、市内8カ所に地域包括支援センターを設置している。

各地域包括支援センターに、保健師(または経験のある看護師)、社会福祉士、主任介護支援専門員を配置し、包括的支援事業として総合相談支援業務や権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務と、第1号介護予防支援事業を一体的に取り組んでいる。また、包括的支援事業を効果的に実施するために介護サービスに限らず、インフォーマルサービス等の様々な社会資源が有機的に連携することができるよう多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築や、包括的・継続的ケアマネジメント業務の効果的な実施のために地域包括ケア会議を行っている。

また、公平かつ中立的な運営を確保するため、センターの運営状況について地域包括支援センター運営協議会で協議する。

#### 事業の運営

圏域名	法 人 名
東宇治北地域包括支援センター	社会福祉法人くらしのハーモニー
東宇治南地域包括支援センター	一般財団法人宇治市福祉サービス公社
南部・三室戸地域包括支援センター	社会福祉法人宇治明星園
中宇治地域包括支援センター	一般財団法人宇治市福祉サービス公社
槇島地域包括支援センター	社 会 福 祉 法 人 一 竹 会
北宇治地域包括支援センター	社会福祉法人宇治明星園
西宇治地域包括支援センター	一般財団法人宇治市福祉サービス公社
南宇治地域包括支援センター	社 会 福 祉 法 人 不 動 園

## 根拠法令等

◇ 介護保険法(平成9年法律第123号)

## 制度の現況

## (1) 運営状況

年 度 区 分	2	3	4	5	6
総合相談支援相談実人数(人)	3,489	3,453	3,757	3,854	3,916
「高齢者虐待・成年後見制度」 に関する相談実人数(人)	163	145	186	193	173
指定介護予防支援・ 第1号介護予防支援(件)	20,644	21,269	21,751	22,545	23,475

## (2) 地域包括ケア会議

(単位:回)

					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
年 度 区 分	2	3	4	5	6
宇治市地域包括ケア会議	4	2	2	2	2
小地域包括ケア会議	11	11	19	17	_
自立支援型ケア会議	_	12	12	12	12

## (3) 地域包括支援センター運営協議会

(単位:回)

年 度 区 分	2	3	4	5	6
地域包括支援センター 運営協議会開催回数	2	2	2	2	2

## (4) 地域包括支援センター職員資質向上研修

( ) 1 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (							
年 度 区 分	2	3	4	5	6		
開催回数(回)	17	9	4	4	4		
延人数(人)	64	158	68	65	97		

28 訪問指導

所管係

地域包括ケア推進係

#### 制度の概要

訪問指導は、宇治市内に居住する 40 歳以上の人で家庭において寝たきりの状態にある人又はこれに 準ずる状態にある人や高齢者等を対象に保健師・看護師等が訪問し、本人及びその家族に対し、必要な 保健指導を行い、心身の機能低下の防止と健康の保持増進を図ることを目的に実施。

平成 29 年度より、介護予防・日常生活支援総合事業が開始し、訪問型短期集中予防サービスとして、 社会参加を高めるために必要な相談・指導を実施している。

## 根拠法令等

- ◇ 介護保険法 (平成9年法律第123号)
- ◇ 地域支援事業実施要綱(平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知)

## 制度の現況

区分	年 度	2	3	4	5	6
65 歳以上	実人数 (人)	23	44	61	65	80
00 成人工	延回数 (回)	127	154	216	168	202

区 分 29 認知症地域支援事業

所管係

地域包括ケア推進係

#### 制 度 の 概 要

認知症についての市民の理解を深め、認知症になっても安心・安全に暮らせるまちづくりを推進する 体制を構築する。

#### 根拠法令等

- ◇ 介護保険法(平成9年法律第123号)
- ◇ 地域支援事業実施要綱(平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知)

## 制度の現況

事業名	年度	2	3	4	5	6
	回数 (回)	26	30	29	40	29
サポーター養成講座	延人数(人)	730	1,004	1,159	1,500	1,063
キャラバン・メイト	回数 (回)	2	2	2	2	2
フォローアップ研修	延人数(人)	24	21	24	35	48
家族支援プログラム	回数 (回)	6	6	6	6	6
家族文版プログラム	実人数 (人)	12	7	5	6	8
	延人数(人)	66	24	26	26	32
家族支援プログラム 家族支援プログラム OB 会	回数 (回)	10	8	12	12	12
SAMADO - 1 / A OB A	延人数(人)	61	43	58	71	74

区 分 30 初期認知症総合相談支援事業 所管係 地域包括ケア推進係

## 制度の概要

認知症になっても住み慣れた地域で継続して生活できるよう、認知症コーディネーターを配置し、認知症の初期の人やその家族に対しての認知症施策を構築し、医療機関、介護サービス及び地域の支援機関の連携強化等の支援体制の構築を図っている。

## 根拠法令等

- ◇ 介護保険法 (平成9年法律第123号)
- ◇ 地域支援事業実施要綱(平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知)

区分	2	3	4	5	6	
認知症対応型カフェ	延人数(人)	382	499	773	499	862
認知症初期集中支援チーム	新規事例数 (事例)	43	40	30	31	59
認知症講演会	実施回数(回)	動画	1	1	1	2
10000000000000000000000000000000000000	延人数(人)	配信	230	19	24	59

認知症の人を「生活者」としてとらえ、医療・介護・福祉の専門的分野の連携に加え、日常生活に関わる全ての分野で認知症を正しく理解し、それぞれの立場からできる事を考え、自発的に行動する広範囲なネットワークを構築する。

宇治市が掲げる認知症の人が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「認知症の人にやさしいまち・うじ」の実現にあたり、認知症当事者の視点に立った地域での日常生活レベルでの支援体制を構築することを目的として、平成27年に宇治市認知症アクションアライアンス"れもねいど"(Lemon-Aid)(以下「れもねいど」という)を設立。

事務局を設置し事業の企画・運営を行うとともに、「れもねいど推進協議会」や「認知症フォーラム」を開催、市内を活動拠点とする事業者に広くれもねいどの趣旨に賛同を求め、れもねいどへの加盟登録を促進する。また、れもねいだ一養成講座(令和 6 年度から認知症を正しく理解する連続講座を改編)を開催し、受講修了者はれもねいだー(ボランティア)として活動している。

また、認知症等により行方不明となるおそれのある方に対し、事前登録いただくことで行方不明になられた場合に速やかに発見協力の依頼を行っている。

#### 根拠法令等

◇ 地域支援事業実施要綱(平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知)

区分	2	3	4	5	6	
れもねいど加盟登	録数(団体)	8	10	4	3	10
SOS ネットワーク事	89	58	67	66	67	
れもねいだー(人) 累計 (新規)		128 (6)	139 (11)	147 (9)	110 (3)	120 (14)
れもねいだ一養成講座 延人数(人)		162	131	80	130	87
認知症フォーラム	開催回数(回)	1	1	1	1	1
in 宇治	参加人数(人)	250	160	144	132	157

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供するため、地域における医療、介護の関係機関の連携体制を構築する。

## 根拠法令等

- ◇ 介護保険法(平成9年法律第123号)
- ◇ 地域支援事業実施要綱(平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知)

## 制度の現況

(単位:回)

国が	示す事業内容	年度 区分	3	4	5	6
ア	地域の医療・介護の資源の把握	ココカラまるごとブック発刊	実施	実施	実施	実施
イ	在宅医療・介護連携の課題の抽出 と対応策の検討	医療介護連携センター運営協議会、 医療介護連携推進委員会等の実施	実施	実施	実施	実施
ウ	切れ目のない在宅医療と在宅介護 の提供体制の構築推進	協議会(地域連携室、訪問看護、地域包 括支援センター等)の実施	13	11	12	12
エ	医療・介護関係者の情報共有の支援	ココカラまるごとブック発刊	実施	実施	実施	実施
オ	在宅医療・介護連携に関する相談 支援	在宅サポート医制度勉強会等	23	26	23	13
カ	医療・介護関係者の研修	合同勉強会、在宅診療勉強会等の実施	5	12	19	20
牛	地域住民への普及啓発	相談会等の実施	4	6	4	4
ク	在宅医療・介護連携に関する関係 市町村の連携	医療介護連携センター運営協議会の実施、他圏域との連携	0	1	5	6

(組織機構改革に伴い介護保険課より移管)

区 分

平成 29 年度より、介護予防・日常生活支援総合事業が開始し、一般介護予防事業として、高齢者を年齢や状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域を構築することにより、介護予防を推進している。

## 根拠法令等

- ◇ 介護保険法 (平成9年法律第123号)
- ◇ 地域支援事業実施要綱(平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知)

区分	年 度	2	3	4	5	6
	実人数 (人)	122	141	149	220	226
スロートレーニング教室	延人数 (人)	1,377	1,769	2,447	3,720	3,688
	回数(回)	149	132	160	240	240
	実人数 (人)	153	148	160	175	178
パワリハトレーニング教室	延人数 (人)	1,588	1,956	2,756	3,032	2,980
	回数(回)	208	141	240	240	240
	実人数 (人)	420	395	425	390	409
はつらつトレーニング教室	延人数 (人)	4,082	4,770	6,980	6,403	6,881
はつらつトレーニング教室	回数 (回)	387	375	560	560	560
	実人数 (人)	143	158	153	154	146
B型リハビリ教室	延人数 (人)	3,163	2,957	3,933	4,298	4,279
	回数 (回)	609	578	796	802	772
	実人数 (人)	206	197	202	270	299
セルフパワリハ	延人数 (人)	5,959	5,648	7,722	9,597	10,311
	回数(回)	212	229	278	278	275

区	分	34
_	/ 3	_

#### 34 認知症予防教室

所管係

介護予防推進係

## 制度の概要

認知機能低下を予防することを目的に実施。平成 29 年度より、介護予防・日常生活支援総合事業が開始し、一般介護予防事業として、高齢者を年齢や状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場が継続的に拡大していくように、介護予防に取り組んでいる。

## 根拠法令等

- ◇ 介護保険法 (平成9年法律第123号)
- ◇ 地域支援事業実施要綱(平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知)

区分	年 度	2	3	4	5	6
	実人数 (人)	115	132	134	128	139
認知症予防教室	延人数(人)	1,381	1,871	2,273	2,200	2,415
	回数 (回)	136	136	160	160	160
幸齢者健康づくり	延人数(人)	2,421	2,008	3,014	2,907	3,279
教室(旧:脳活性化 教室)	回数 (回)	133	139	190	192	192

令和元年度より、住民主体の通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに 地域においてリハビリテーションに関する専門的知見を有する者を活かした自立支援に資する取組を 推進していくため、介護予防に資する通いの場を運営する地域団体等の依頼により専門職の派遣を実 施。

## 根拠法令等

- ◇ 介護保険法 (平成9年法律第123号)
- ◇ 地域支援事業実施要綱(平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知)

#### 制度の現況

年 度 区 分	2	3	4	5	6
派遣団体数(団体)	25	38	51	47	34
派遣延回数(回)	30	54	72	67	58

区 分 36 地域介護予防活動支援事業 所管係 介護	予防推進係
----------------------------	-------

## 制度の概要

令和元年度より、住民主体の通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するために、 介護予防に資する通いの場を運営する地域団体等に対して、その活動を支援するための補助金を交付。

#### 根拠法令等

- ◇ 介護保険法(平成9年法律第123号)
- ◇ 地域支援事業実施要綱(平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知)

年 度 区 分	2	3	4	5	6
交付団体数 (団体)	2	6	17	29	27

37 介護予防把握事業

所管係

介護予防推進係

#### 制度の概要

平成 29 年度から介護予防・日常生活支援総合事業が開始され、閉じこもり、うつ状態等となるおそれのある人を早期把握し、各種介護予防事業及び必要に応じて地域包括支援センターにつなぐことを目的とした介護予防把握事業を開始した。令和 3 年度に一体的実施事業の訪問と併合したが、閉じこもり予防などよりきめ細かい支援を行うために令和 5 年度に再開した。令和 6 年度からは 75 歳になる方にお元気チェックリストを配布し、生活機能低下がある者と、回答がなかった者を対象としている。

## 根拠法令等

- ◇ 介護保険法 (平成9年法律第123号)
- ◇ 地域支援事業実施要綱(平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知)

年 度 区 分	2	3	4	5	6
訪問実件数	1,176			1,488	970
訪問延べ件数	1,518			1,626	1,343

令和3年度より、健康寿命の延伸や日常生活の質の向上などを図るため、高齢者を対象に介護予防と 連携した一体的な保健事業を実施している。

高齢者の個別的支援 (ハイリスクアプローチ) は 75 歳以上の高齢者で健康状態不明者に対し看護師・歯科衛生士等が個別訪問を実施し後期高齢質問票等により健康状態の確認を行い、必要に応じて受診勧奨、介護予防サービス等への連携を実施。令和 4 年度からは対象者を拡大し、健康状態不明者と生活習慣病重症化予防のための訪問相談を実施。通いの場への積極的関与(ポピュレーションアプローチ)は通いの場等へ保健師・歯科衛生士・管理栄養士が訪問し、フレイル予防の啓発を実施。

## 根拠法令等

◇ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)

区分		年 度	3	4	5	6
	健康状態	実人数	819	582	326	351
	不明	延人数	1,160	836	533	557
ハイリスク アプローチ	重症化予防	実人数		33	36	24
アプローチ	(高血圧)	延人数		58	36	31
	重症化予防	実人数				9
	(糖尿病)	延人数				11
ポピュレーション	延回数		38	49	112	124
アプローチ	延人	数	538	610	1,327	1,884

# 健康づくり推進課

係	分掌事務
地域企画係	<ul> <li>(1) 保健衛生思想の普及に関すること。</li> <li>(2) 健康増進法(平成14年法律第103号)に関すること。</li> <li>(3) 保健対策に係る総合計画に関すること。</li> <li>(4) 保健対策に係る連絡調整に関すること。</li> <li>(5) 食育の推進に関すること。</li> <li>(6) 健康づくりの推進に関すること。</li> <li>(7) 休日急病診療所に関すること。</li> <li>(8) 健やかセンターの管理及び運営に関すること。</li> <li>(9) 歯科サービスセンターに関すること。</li> <li>(10) 病院群輪番制病院運営事業に関すること。</li> <li>(11) 献血に関すること。</li> <li>(12) 感染症及び食中毒に関すること。</li> <li>(13) 医療機関、保健所、関係団体等との連絡に関すること。</li> <li>(14) その他成人保健に関すること。</li> <li>(15) 地域保健に関すること。</li> <li>(16) 予防接種に関すること。</li> </ul>
保健事業係	<ul><li>(1) 成人及び高齢者の保健事業に関すること。</li><li>(2) 各種がん・結核検診等に関すること。</li><li>(3) 特定健診・特定保健指導事業に関すること。</li></ul>

区 分 1 保健・消防センター

所管係

地域企画係

#### 制度の概要

平成 15 年 11 月、保健・消防センター(うじ安心館)として開設。(平成 14 年 11 月に一部開設)健やかセンターを 3 階の一部・4 階及び 5 階の一部に、休日急病診療所・歯科サービスセンターを 5 階に配置し、乳幼児から高齢者までの健康づくりの総合的な支援と市民の保健福祉の増進を図る。

#### 根拠法令等

- ◇ 宇治市健やかセンター条例(平成 14 年宇治市条例第 22 号)(昭和 54 年宇治市条例第 13 号(制定))
- ◇ 宇治市休日急病診療所条例(昭和54年宇治市条例第12号)
- ◇ 宇治市心身障害者歯科診療実施要綱(昭和63年宇治市告示第77号)

#### 施設の概要

名称	単独併設の別	所在地	建物の構造	保健側面積
休日急病診療所 歯科サービスセンター 健やかセンター	併設 消防・防災	宇治市宇治 下居 13 - 2	鉄筋コンクリート造 5 階建	床延 3,573.32 ㎡

区 分	2 歯科サービスセンター	所管係	地域企画係
-----	--------------	-----	-------

#### 制度の概要

昭和63年6月1日から京都府宇治久世歯科医師会及び(公社)京都府歯科衛生士会の協力を得て、心身障害児に対する歯科診療を開始した。

対象者は、市内に居住する者で、身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている者及び特別児童扶養 手当の対象児童。(平成19年4月に「18歳未満」という制限をなくした。)

診療内容は、口腔内諸疾患の治療及び予防処置、口腔衛生指導並びに歯科相談。

#### 根拠法令等

◇ 宇治市心身障害者歯科診療実施要綱(昭和63年宇治市告示第77号)

#### 制度の現況

#### 利用状況

年 度 区 分	2	3	4	5	6
診療日数(日)	52	51	52	51	51
受診者数(延人数)	316	330	329	350	334

区 分	3 休日急病診療所	所管係	地域企画係
-----	-----------	-----	-------

## 制 度 の 概 要

診療科目	内科・小児科・歯科
診療日	日曜、祝日及び振替休日、年末年始(12月31日~1月3日) ただし、歯科は、12月29日、30日も診療
受付時間	(内科・小児科) 午前 9 時~11 時、午後 0 時 30 分~4 時 (歯科) 午前 9 時 30 分~11 時 30 分、午後 1 時~2 時 30 分
医療体制	(一社) 宇治久世医師会、京都府宇治久世歯科医師会、宇治久世薬剤師会及び(公社) 京都府歯科衛生士会に診療を委託 医師1人、歯科医師1人、歯科衛生士1人、薬剤師1人(年末年始等2人体制) 看護師3人(年末年始等5人体制) 事務職員3人(年末年始4人体制)

## 根 拠 法 令 等

- ◇ 宇治市休日急病診療所条例(昭和 54 年宇治市条例第 12 号)
- ◇ 宇治市休日急病診療所条例施行規則(昭和54年宇治市規則第21号)

## 制度の現況

休日急病診療所の利用状況

区分	年 度	2	3	4	5	6
診療日数	医科 (日)	70	70	70	71	71
	歯科 (日)	72	72	72	73	72
受診患	者総数 (人)	1,042	1,675	2,173	2,383	1,792
科目別	医科 (人)	622	1,249	1,812	1,970	1,375
受診者	歯科(人)	420	426	361	413	417
地域別	宇治市(人)	802	1,277	1,720	1,939	1,411
受診者	その他(人)	240	398	453	444	381

## 4 献血推進事業

所管係

地域企画係

#### 制度の概要

献血思想の普及と献血者の組織化を図るとともに、献血制度の適正な運営を確保し、地域住民の健康の保持及び向上等を推進する。

## 根拠法令等

◇ 「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」(新血液法)

## 制度の現況

献 血 の 基 準 (平成 23 年 4 月 1 日改定)	400ml	200ml
年齢	男性 17歳~69歳 ※ 女性 18歳~69歳 ※	16 歳~69 歳 ※
体重	男女とも 50 kg以上	男性 45 kg・女性 40 kg以上
最高血圧	90mmI	Hg 以上
血色素量	男性 13.0g/dL 以上 女性 12.5g/dL 以上	男性 12.5g/dL 以上 女性 12.0g/dL 以上
年間献血回数	男性 3 回以内 女性 2 回以内	男性 6 回以内 女性 4 回以内
年間献血総量	400ml と 200ml 献血を合	わせて男性は 1,200ml 以内 女性は 800ml 以内
献血間隔	男性 12 週間 女性 16 週間	男女とも 4週間

<sup>※ 65</sup> 歳以上の献血については、献血される方の健康を考え、60 歳から 64 歳の間に献血経験が ある方に限っています。

## 実施状況

年 度 区 分	2	3	4	5	6
実施回数 (回)	17	17	15	15	17
採血者 (人)	876	873	897	920	928
400ml (人)	856	857	885	911	920
200ml (人)	20	16	12	9	8

5 骨髄ドナー助成事業

所管係

地域企画係

## 制度の概要

移植に用いる骨髄・末梢血幹細胞(以下「骨髄等」)の適切な提供の推進を図り、骨髄等移植を推進するため、公益財団法人日本骨髄バンク(以下「骨髄バンク」という。)が行う骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業(移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律(平成24年法律第90号)第2条第5項に規定する事業)において骨髄等の提供を行った者に対し、助成金を交付する。

#### (1) 助成対象者

- ① 平成28年4月1日以降に(公財)日本骨髄バンクを介して骨髄等を提供された方
- ② 骨髄等の提供を行った日に宇治市内に住所を有している方
- ③ 他の自治体等が実施する同種同類の助成金などを受けていない方

#### (2) 助成金額

- ① 骨髄等の提供にあたって下記に記載する通院、入院又は面談 ※の日数 × 2万円
  - ア 健康診断のための通院
  - イ 自己血採血のための通院
  - ウ 骨髄等の採取のための入院
  - エ 上記ア〜ウの他、骨髄バンクまたは医療機関が必要と認める通院、入院または面談 ※ ただし、骨髄等の採取のための手術及び関連した医療処置によって生じた健康被害のため のものは対象外
- ② 一回の提供につき 14 万円を上限とする。

## 根拠法令等

- ◇ 宇治市骨髄ドナー助成事業実施要項(平成28年4月1日施行)
- ◇ 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律(平成24年法律第90号)

## 制度の現況

#### 利用状況

年度区分	2	3	4	5	6
申請件数(件)	5	0	1	0	0

#### 6 健康教育・健康相談

所管係

地域企画係

#### 制度の概要

生活習慣病の予防、健康増進等、健康に関する正しい知識の普及を図るとともに、健康に関する個別の相談に応じ必要な指導・助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的とし、うじ安心館、各公民館等で実施している。

なお、平成20年4月1日より保健事業は「健康増進法」による事業へ移行した。

## 根拠法令等

- ◇ 健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)
- ◇ 介護保険法 (平成9年法律第123号)

## 制度の現況

(単位:回)

年 度 区 分	2	3	4	5	6
健康教育	139	113	137	162	155
健康相談	75	72	116	98	69

#### 制度の概要

訪問指導は、宇治市内に居住する 40 歳以上の人で家庭において寝たきりの状態にある人又はこれに 準ずる状態にある人や高齢者等を対象に保健師・看護師等が訪問し、本人及びその家族に対し、必要な 保健指導を行い、心身の機能低下の防止と健康の保持増進を図ることを目的に実施。

平成 18 年度より、介護保険法の改正に伴い、40 歳から 64 歳までの方は、健康増進法の訪問指導として実施。

## 根拠法令等

◇ 健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)

区分	年 度	2	3	4	5	6
40 歳~64 歳	実人数 (人)	0	0	0	0	2
	延回数 (回)	0	0	0	0	3

#### 8 高齢者等インフルエンザ予防接種事業

所管係

地域企画係

## 制度の概要

予防接種法の一部改正(平成 13 年 11 月 7 日 法律第 116 号)に伴い、高齢者等インフルエンザが追加になる。宇治市内では 90 か所余りの予防接種協力医療機関に委託し、10 月中旬~12 月末日に実施している。(令和 5 年度以降は、感染状況等をふまえて 10 月初旬~翌年 1 月末に実施。)

## 根 拠 法 令 等

◇ 予防接種法 (昭和 23 年 6 月 30 日法律第 68 号)

		種目	対象年齢	回数
個別接種 (協力医 療機関)	B類疾病	インフルエンザ	65歳以上の者 60歳以上 65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者	1 回/年

## 制度の現況

予防接種者数の推移

(単位:人)

年 度 区 分	2	3	4	5	6
接種者数	33,771	29,437	29,847	28,730	26,909

区 分

## 9 子宮頸がん予防接種事業

所管係

地域企画係

## 制度の概要

子宮頸がんの原因となるヒトパピローマウイルスの感染予防のため、未感染の年代の女性にワクチン接種を実施し、子宮頸がんの発症予防につなげる。

## 根拠法令等

- ◇ 予防接種法(昭和 23 年法律第 68 号) 第 5 条第 1 項(定期の予防接種)
- ◇ 定期予防接種実施要領(平成 26 年 3 月 24 日健発 0324 第 11 号厚生労働省局長通知)
- ◇ 宇治市定期予防接種実施要領

年 度 区 分	2	3	4	5	6
延べ件数(件) (内キャッチアップ接種(件))	590	1,621	2,701 (1,359)	2,310 $(1,045)$	5,845 (4,457)

- ※ 平成25年4月から定期予防接種になったが、同年6月には積極的な接種勧奨が差し控えられた。 令和3年11月に積極的な接種勧奨が再開された。
- ※ 令和4年4月より、接種未完了者にキャッチアップ接種実施(令和7年3月末まで)。

## 10 高齢者用肺炎球菌予防接種事業

所管係

地域企画係

## 制度の概要

予防接種法施行規則の一部改正(平成 26 年 7 月 16 日 法律第 247 号)に伴い、高齢者用肺炎球菌 予防接種が追加になる。宇治市内では 80 か所余りの予防接種協力医療機関に委託している。

## 根拠法令等

◇ 予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)

	種	目	対象年齢※	回 数
			接種日時点で 65 歳の者	
個別接種 (協力医 療機関)	B類疾病	高齢者用肺炎球菌	60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓又は 呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活が極度に制限 される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイ ルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能 な程度の障害を有する者	1回

- ※ 過去に接種したことのある者は除く。
- ※ 年度内に 65 歳・70 歳・75 歳・80 歳・85 歳・90 歳・95 歳・100 歳になる者を対象者とする特例 (経過措置) は、令和 6 年 3 月 31 日をもって終了した。

## 制度の現況

予防接種者数の推移

(単位:人)

年 度 区 分	2	3	4	5	6
接種者数	1,914	1,802	1,535	1,847	483

#### 11 風しん抗体検査及び第5期定期接種事業

所管係

地域企画係

#### 制 度 の 概 要

他の世代に比べて風しんの抗体保有率が低い昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性が風しんに係る定期の予防接種の対象者として追加された。対象世代の男性の抗体保有率90%に引き上げることを目標としている。対象者は風しんの抗体検査を受け、十分な量の風しんの抗体がない場合は定期接種を行う。

## 根拠法令等

- ◇ 予防接種法 (昭和 23 年法律第 68 号)
- ◇ 予防接種施行令 (昭和 23 年政令第 197 号)
- ◇ 予防接種施行規則(昭和 23 年厚生省令第 36 号)

## 制度の現況

(単位:人)

年 度 種 別	2	3	4	5	6
抗体検査	2,029	1,624	1,197	396	687
予防接種	328	317	253	129	158

区 分

## 12 新型コロナウイルス感染症予防接種事業

所管係

地域企画係

## 制度の概要

予防接種実施規則の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第130号)に伴い、新型コロナウイルス感染症が追加になる。宇治市内では70か所余りの予防接種協力医療機関に委託し、10月~翌年1月に実施している。

## 根拠法令等

◇予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)

	種	]	対象年齢	回数
個別接線 (協力医 療機関	B類疾病	新型コロ ナウイル ス感染症	65 歳以上の者 60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器 の機能に自己の身辺の日常生活が極度に制限される程度の 障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機 能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者	1 回/年

## 制度の現況

予防接種者数の推移(単位:人)

年度 区分	6
接種者数	10,624

区分

## 13 がんとの共生支援事業費

所管係

地域企画係

## 制度の概要

がんに罹患された方の治療と社会参加等の両立を支援し、がん治療によるアピアランスの変貌を補完する補整具の購入費用や、若年がん患者が在宅療養される際のサービス費用や福祉用具の貸与・購入費用の一部を補助

## 根拠法令等

- ◇宇治市がん患者アピアランスケア支援事業助成金交付要項
- ◇宇治市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付要項

## 制度の現況

宇治市がん患者アピアランスケア支援事業利用者数の推移(単位:人)

区分	年度	6
40田之粉	ウィッグ	56
利用者数	補正具等	12

宇治市若年がん患者在宅療養支援事業利用者数の推移(単位:人)

4	
年度 区分	6
利用者数	1

#### 14 成人歯科健診

所管係

保健事業係

## 制度の概要

成人期の歯の喪失原因である歯周疾患を予防・早期発見し、生涯自分の歯で摂食行動が取れることを通じて、高齢期になっても QOL を維持し豊かな日常生活を送ることを目的に、平成 14 年 6 月から勤務 先等での健診受診の機会のない満  $40 \cdot 50 \cdot 60 \cdot 70$  歳の市民を対象に、個別健診で実施している。(令和 6 年度より対象者に満  $20 \cdot 30$  歳の市民を追加)

平成20年4月1日より保健事業は「健康増進法」による事業へ移行した。

## 根拠法令等

◇ 健康増進法(平成14年法律第103号)

## 制度の現況

年 度 区 分	2	3	4	5	6
受診数(人)	228	179	182	194	267

区 分 **15 がん検診等** 所管係 保健事業係

## 制度の概要

がん、心臓病、脳卒中等の生活習慣病を予防する対策の一環として、これらの疾患の早期発見を目的に、がん検診等を実施している。

平成20年4月1日より、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、健康診査は新たに特定健診として制度化され、各医療保険での実施に改められた。

なお、健康づくり推進課では、生活保護世帯及び、中国残留邦人等支援給付世帯の人を対象に、健康 診査を実施している。

#### 根拠法令等

◇ 健康増進法(平成14年法律第103号)

区分		年 度	2	3	4	5	6
健康診査	40 歳以上 (生活保護	受診数(人)	168	180	298	351	330
	世帯等 • 毎年)	受診率 (%)	7.5	8.1	13.5	16.2	15.7
胃がん検診 (胃部 X線検査、	胃部 X 線検査 40 歳以上(隔 年)、胃内視鏡	受診数(人)	1,157	1,134	1,486	3,552	3,811
胃内視鏡検査)	検査 50 歳以上 (隔年)	受診率 (%)	1.5	1.2	1.5	3.6	5.2
肺がん検診	40 歳以上	受診数(人)	2,239	2,361	2,811	5,266	5,609
	(毎年)	受診率 (%)	1.1	1.1	1.5	3.2	3.4
子宮頸がん検診	20 歳以上 の女性 (隔年)	受診数(人)	2,894	3,269	3,863	4,263	4,530
		受診率 (%)	8.3	9.8	11.4	12.4	12.9
乳がん検診の	40 歳以上 の女性 (隔年)	受診数(人)	2,972	3,335	3,789	3,436	3,769
		受診率 (%)	12.4	14.0	15.5	15.4	15.7
十胆が)始診	大腸がん検診 40 歳以上 (毎年)	受診数(人)	8,208	8,417	9,445	10,974	11,256
人勝かん快衫		受診率 (%)	3.4	3.5	4.1	5.0	5.3
前立腺がん検診	50 歳以上 の男性 (隔年)	受診数(人)	1,610	1,581	1,886	1,767	1,774
肝炎ウイルス 検診	40 歳以上 (過去未受 診の人)	受診数(人)	1,275	946	1,241	1,101	1,204

<sup>※</sup> 受診率は、地域保健・健康増進事業報告による。

<sup>※</sup> 令和5年度より、国保・後期人間ドック受診者のがん検診精密検査管理を開始したことにより、 受診数に計上している。

## 16 結核予防事業(健診)

所管係

保健事業係

## 制度の概要

結核予防及び結核患者の早期発見のために、65歳以上の市民を対象に、検診車で巡回する集団健診として X 線検査を実施している。

## 根拠法令等

◇ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年10月2日法律第114号)

## 制度の現況

X線直接撮影(平成28年度まではX線間接撮影)

(単位:人)

種	年 度 別	2	3	4	5	6
受	診 数	1,769	1,821	2,154	2,379	2,646
結	異常なし	1,769	1,820	2,154	2,329	2,646
果	要検査	0	1	0	50	0

区 分

## 17 胃がんリスク (ABC) 検診事業

所管係

保健事業係

#### 制度の概要

胃がん原因の約98%は、ヘリコバクターピロリ(ピロリ菌)に由来するといわれており、血液検査により、胃がんのリスクである「ピロリ菌」と胃粘膜の萎縮状態を早期発見し、将来の胃がんの発症リスクを予防し、さらに主な感染経路である家族内感染を防ぎピロリ菌感染を阻止することを目的に、令和6年6月より30・35・40歳代の市民を対象に、個別検診で実施している。

## 根拠法令等

◇がん対策基本法(平成18年法律第98号)第4条 地方公共団体の責務

年度 区分	6
受診数 (人)	2,031

## 18 国民健康保険保健事業及び特定健診・特定保健指導 事業

所管係

保健事業係

#### 制度の概要

国民健康保険法第 72 条の 5 に規定する特定健康診査等を行うほか、被保険者の健康の保持増進、療養環境の向上又は保険給付のために必要な次の事業を行う。

- (1) 健康教育
- (2) 健康相談
- (3) 健康診査
- (4) その他被保険者の健康の保持増進、療養環境の向上又は保険給付のために必要な事業

#### 根拠法令等

- ◇ 国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)
- ◇ 宇治市国民健康保険条例(昭和36年宇治市条例第1号)
- ◇ 宇治市国民健康保険半日人間ドック及び脳ドック受診補助金交付規則

(昭和55年宇治市規則第37号)

◇ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)

## 制度の現況

(1) 国保半日人間ドック・脳ドック受診補助事業

加入者の健康管理・疾病予防の推進事業として、人間ドック受診補助は昭和 55 年度から、脳ドック受診補助は平成8年度から実施。

① 受診補助対象者

健診時において 35 歳以上で 1 年以上継続して本市国保に加入している者。 ただし、入院もしくは妊娠していない者。

② 補助率

ドック健診費用の7割相当額を補助。

#### ③ 利用状況

区分年度	2	3	4	5	6
人間ドック受診者数(人)	1,306	1,490	1,570	1,777	1,653
同 補助額(千円)	39,299	44,914	47,354	53,513	49,827
脳ドック受診者数(人)	684	737	737	812	706
同補助額(千円)	13,772	14,946	14,961	16,413	14,222

#### (2) 健康づくり推進事業

健康相談、健康教室等の健康づくり推進事業を国保保健事業として実施。

区 分	2	3	4	5	6
事業費(千円)	12,513	12,703	13,258	13,755	15,617

#### (3) 特定健康診查·特定保健指導

宇治市特定健康診査等実施計画に基づき、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健診を行い、その結果を踏まえて正しい生活習慣の指導を行う。

年度	2	3	4	5	6
特定健診受診者数(人)	9,970	10,164	9,558	8,793	8,276
特定保健指導初回面接 利用者数(人)	239	222	269	219	177
総事業費 (千円)	114,794	115,677	115,836	105,303	99,390

<sup>※</sup> 特定保健指導初回面接利用者のうち、前年度特定健診から対象となった人は再掲で記載

#### (4) 重複服薬通知事業

医薬品適正使用の推進を図ることを目的に、府が対象者基準を定め抽出した対象者に対し、令和元年度より通知を行い、重複服薬の改善を図っている。また、通知をもとにかかりつけ医や薬局との情報 共有や連携を図ることを目的とする。

年度	2	3	4	5	6
重複服薬通知者数(人)	18	38	31	20	32
重複服薬解消者数(人)	8	30	22	10	19
総事業費 (千円)	81	80	79	101	96

(対象者基準) 令和2年度まで:同一月に2以上の医療機関から、成分同一の医薬品(薬価基準コード上7桁が同一)を2か月継続(各月とも通算14日以上処方あり)して処方されている者。

令和3年度より:薬効同一の医薬品(薬価基準コード上4桁が同一)及び2か月継続(7日以上重複して処方あり)に変更。

# 制度の概要

健康診査等の高齢者保健事業は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者医療広域連合の努力義務となっている。本市では、健康診査や人間ドックを実施しており京都府後期高齢者医療広域連合からの補助金がある。

# 根拠法令等

- ◇ 高齢者の医療の確保に関する法律
- ◇ 宇治市後期高齢者医療被保険者健康診査実施要項
- ◇ 後期高齢者医療制度の被保険者に対する宇治市歯科健康診査実施要項

# 制度の現況

## (1) 健康診査費

後期高齢者医療制度被保険者の QOL (quality of life 生活の質、人生の質及び生命の質)の確保、介護予防及び生活習慣病の早期発見のために健康診査及び歯科健診を、宇治市が実施主体として、(一社) 宇治久世医師会及び宇治久世歯科医師会に委託して個別方式により実施する。健康診査費全額を補助。

年 度 区 分	2	3	4	5	6
健診受診者数(人)	8,610	8,383	9,397	10,006	11,053
歯科健診受診者数 (人)	33	25	18	29	37
総事業費 (千円)	88,406	92,524	101,817	108,629	120,151

#### (2) 人間ドック受診補助金

平成22年度から、後期高齢者医療制度被保険者を対象に健康管理・疾病予防の推進事業として、半日人間ドックに係る健診費用のうち11,000円(令和2年度までは健診費用の7割相当額)を補助。

年 度 区 分	2	3	4	5	6
受診者数(人)	348	199	246	315	366
総事業費 (千円)	10,337	2,233	2,706	3,694	4,287



# 介 護 保 険 課

係	分掌事務
保険料係	<ul> <li>(1) 被保険者の資格に関すること。</li> <li>(2) 保険料の賦課に関すること。</li> <li>(3) 保険料の徴収に関すること。</li> <li>(4) 保険料の減免に関すること。</li> <li>(5) 保険料の滞納整理に関すること。</li> <li>(6) 保険料過誤納金の還付及び充当に関すること。</li> </ul>
給付係	<ul> <li>(1) 介護保険事業の計画及び普及促進に関すること。</li> <li>(2) 保険給付に関すること。</li> <li>(3) 特別会計の経理に関すること。</li> <li>(4) 保険給付の苦情及び相談に関すること。</li> <li>(5) 居宅介護支援事業者及びサービス提供事業者に関すること。</li> <li>(6) 地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所等の指定並びに指導及び監督に関すること。</li> <li>(7) 地域密着型サービス運営委員会に関すること。</li> <li>(8) 介護費用適正化に関すること。</li> <li>(9) 介護相談員に関すること。</li> <li>(10) 特定入所者介護サービス費等利用者負担額軽減対策事業に関すること。</li> <li>(11) その他介護保険に関すること。</li> <li>(12) 課の庶務に関すること。</li> </ul>
介護認定係	<ul><li>(1) 要介護認定及び要支援認定に関すること。</li><li>(2) 介護認定審査会に関すること。</li><li>(3) 認定調査に関すること。</li></ul>

区 分

# 1 介護保険給付事業の概要

所管係

保険料・給付・ 介護認定係 (生きがい振興・ 地域包括ケア推進係)

#### 制度の概要

介護保険事業は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要支援・要介護状態となり、 入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、 これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービ ス及び福祉サービスに係る給付を行うものである。

## 根拠法令等

- ◇ 介護保険法 (平成9 年法律第123 号)
- ◇ 介護保険法施行法 (平成9 年法律第124号)
- ◇ 介護保険法施行令(平成10年政令第412号)
- ◇ 介護保険法施行規則(平成11年厚令第36号)
- ◇ 宇治市介護保険条例(平成12年宇治市条例第38号)
- ◇ 宇治市介護保険規則(平成12年宇治市規則第42号)
- ◇ 宇治市指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者の指定に関する基準を定める条例 (平成 26 年宇治市条例第 37 号)
- ◇ 宇治市指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則 (平成 18 年宇治市規則第 39 号)
- ◇ 宇治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例 (平成30年宇治市条例31号)
- ◇ 宇治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例施行規則 (平成 30 年宇治市規則第 14 号)
- ◇ 宇治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防の ための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成26年宇治市条例第38号)
- ◇ 宇治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防の ための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則(平成27年宇治市規則第6号)
- ◇ 宇治市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例 (平成 25 年宇治市条例第 14 号)
- ◇ 宇治市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に 関する規則(平成 18 年宇治市規則第 52 号)
- ◇ 宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成 25 年宇治市条例第 15 号)
- ◇ 宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則 (平成 25 年宇治市規則第 18 号)
- ◇ 宇治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成 25 年宇治市条例第 16 号)
- ◇ 宇治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 施行規則 (平成 25 年宇治市規則第 19 号)
- ◇ 宇治市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱(平成 29 年宇治市告示第 43 号)
- ◇ 宇治市指定訪問介護相当サービス及び指定通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に 関する基準等を定める要綱(平成 29 年宇治市告示第 44 号)
- ◇ 宇治市指定生活支援型訪問サービス及び指定短時間型通所サービスの事業の人員、設備及び運営 に関する基準等を定める要綱(平成 29 年宇治市告示第 45 号)
- ◇ 宇治市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定訪問介護相当サービス事業所等の指定等に関する要綱(平成 29 年宇治市告示第 46 号)
- ◇ 宇治市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に要する費用の額に関する要綱 (平成29年宇治市告示第47号)

# 制度の現況

# (1) 被保険者

- ① 第1号被保険者: 宇治市内に住所を有する65歳以上の人
- ② 第2号被保険者: 宇治市内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者

# (2) 保険料

① 第1号被保険者

基準額は70,800円(月額5,900円)で、前年の所得等に応じて15段階に分かれている。

保険料 段階		対 象 者	割合	年間 保険料
第1段階	・生活保護受給 市民税非課税	者 ・老齢福祉年金受給者 ・前年の本人の公的年金等収入額とその他 の合計所得金額の合計が80.9万円以下	基準額 ×0.25	17,700 円
第2段階	世帯で、 本人:非課税 世帯:非課税	前年の本人の公的年金等収入額とその他の 合計所得金額の合計が 80.9 万円を超え 120 万円以下	基準額 ×0.35	24,780 円
第3段階		前年の本人の公的年金等収入額とその他の 合計所得金額の合計が 120 万円を超える	基準額 ×0.65	46,020 円
第4段階	本人が市民税 非課税(世帯に 課税者あり)	前年の本人の公的年金等収入額とその他の 合計所得金額の合計が 80.9 万円以下	基準額 ×0.80	56,640 円
第5段階(基準額)	で、 本人:非課税 世帯:課税	前年の本人の公的年金等収入額とその他の 合計所得金額の合計が80.9万円を超える	基準額	70,800 円
第6段階		前年の合計所得金額が 125 万円以下	基準額 ×1.10	77,880 円
第7段階		前年の合計所得金額が 125 万円を超え 200 万円未満	基準額 ×1.30	92,040 円
第8段階		前年の合計所得金額が 200 万円以上 300 万 円未満	基準額 ×1.65	116,820 円
第9段階		前年の合計所得金額が 300 万円以上 400 万 円未満	基準額 ×1.95	138,060 円
第 10 段階	本人が市民税	前年の合計所得金額が 400 万円以上 500 万 円未満	基準額 ×2.10	148,680 円
第 11 段階	課税で、	前年の合計所得金額が 500 万円以上 600 万 円未満	基準額 ×2.25	159,300 円
第 12 段階		前年の合計所得金額が 600 万円以上 750 万 円未満	基準額 ×2.40	169,920 円
第 13 段階		前年の合計所得金額が 750 万円以上 900 万 円未満	基準額 ×2.55	180,540 円
第 14 段階		前年の合計所得金額が 900 万円以上 1,000 万円未満	基準額 ×2.70	191,160 円
第 15 段階	・ 度の保険料品階	前年の合計所得金額が 1,000 万円以上	基準額 ×2.95	208,860 円

<sup>※</sup>令和7年度の保険料段階を記載。

#### ② 徴収方法

ア 特別徴収

老齢・退職・遺族・障害年金等が、年額18万円以上の場合は、年金から差引きする。

イ 普通徴収

特別徴収の対象にならない場合は、納付書や口座振替で被保険者が納付する。

#### ③ 保険料の減額

保険料段階が第2段階または第3段階の被保険者のうち、次の要件をすべて満たす人は、申請により第1段階の保険料に減額される。

#### 要件

- 前年収入の合計額が単身世帯で 94 万円以下(世帯人数が 1 人増えるごとに 50 万円 を加算)
  - ※ 収入には非課税年金(遺族年金、障害年金等)も含む
  - ※ 前年収入とは、令和7年度保険料の場合、令和6年1月~令和6年12月の 収入を指す
- 他世帯の人の所得税・市民税の扶養控除あるいは医療保険の被扶養者となっていない
- 居住用資産の評価額が 1,800 万円以下であり、属する世帯が居住用資産以外に土地・ 家屋を所有していない
- 預貯金の合計額が単身世帯で350万円以下(世帯人数が1人増えるごとに100万円 を加算)

#### (3) サービスの種類及び給付内容

① 在宅サービス ※ 訪問介護、通所介護を除いて介護予防を含む。

ア 訪問介護 (ホームヘルプサービス)

ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事、入浴、排泄などの身体介護や調理、掃除、洗濯などの生活援助を行う。

イ 訪問入浴介護

移動可能な浴槽を使用し、居宅で入浴の介助を行う。

ウ 訪問看護

医師の指示のもと、看護師などが居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行う。

エ 訪問リハビリテーション

医師の指示のもと、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、心身機能の維持や回復のために必要なリハビリテーションを行う。

オ 通所介護 (デイサービス)

デイサービスセンターにおいて、食事や入浴、排泄などの日常生活上の支援や機能訓練を行う。

カ 通所リハビリテーション

介護老人保健施設、病院などにおいて、心身機能の維持や回復のために必要なリハビリテーションを行う。

キ 短期入所生活介護 (ショートステイ)

特別養護老人ホームなどの福祉施設に短期間入所し、食事や入浴、排泄などの日常生活上の支援や機能訓練を受ける。

ク 短期入所療養介護 (ショートステイ)

介護老人保健施設などに短期間入所し、医学的管理のもとで、看護や機能訓練、日常生活上の支援を受ける。

ケ 居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行う。

コ 特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している要介護・要支援認定者について、食事や入浴、排泄などの日常生活上の支援、機能訓練などを行う。

サ 福祉用具貸与

日常生活上の便宜を図る用具や機能訓練のための用具を貸与する。

シ 特定福祉用具販売

福祉用具のうち、入浴や排泄などに使用する補助用具の購入費の9割(一定所得者は8割・7割)を保険給付する。

ス 住宅改修費支給

手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修について、改修費の9割(一定所得者は8割・7割)を保険給付する。

② 介護予防・生活支援サービス事業(介護予防・日常生活支援総合事業)

※(\*) は長寿生きがい課所管事業

ア 訪問型サービス

● 訪問介護相当サービス

ホームヘルパーが居宅を訪問し、家族や地域の支援が受けられない場合に、本人が自力では困難な行為について、支援を行う。

● 生活支援型訪問サービス

宇治市生活支援員などが居宅を訪問し、家族や地域の支援が受けられない場合に、 掃除や調理などの本人が自力では困難な家事について、支援を行う。

● 住民主体型生活支援(\*)

ボランティアなどが居宅を訪問し、掃除や調理などの本人が自力では困難な家事について、支援を行う。

● 訪問型短期集中予防サービス (\*)

作業療法士または理学療法士、歯科衛生士、栄養士、看護師などの専門職が、介護 予防に関して、定期的に短期間(概ね週1回程度、3か月間)訪問して指導を行う。

#### イ 通所型サービス

● 通所介護相当サービス

デイサービスセンターにおいて、食事や入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のための目標にあわせた選択的サービスを行う。

● 短時間型通所サービス

デイサービスセンターにおいて、生活機能向上のための体操や筋力トレーニングを 中心としたサービスを短時間(2~5時間未満程度)行う。

● 住民主体型通いの場活動支援(\*)

ボランティア (健康長寿サポーターなど) がサポーターとなり、短時間 (2 時間程度) の運動や交流を行う。

● 通所型短期集中予防サービス(\*)

作業療法士または理学療法士、歯科衛生士、栄養士、看護師などによる指導のもと、体操や栄養改善、口腔ケアなどの介護予防プログラムを短期集中的に(概ね週1回程度、3か月間)行う。

#### ③ 地域密着型サービス

ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

24 時間対応の訪問介護・訪問看護サービスで、日中・夜間を通じて、介護職員と看護師が連携しながら、定期的な巡回訪問と利用者の通報によって、随時対応を行う。

イ 地域密着型通所介護

定員 18 人以下の小規模なデイサービスセンターで、食事や入浴、排泄などの介護や機能訓練を日帰りで行う。

ウ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の人を対象に、食事や入浴、排泄などの介護や機能訓練を日帰りで行う。

工 小規模多機能型居宅介護

小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、本人の心身の状況、環境、本人や家族の希望に応じて、随時「訪問」や施設への「泊まり」を組み合わせて、食事や入浴、排泄などの介護や機能訓練を行う。

才 看護小規模多機能型居宅介護

医療ニーズの高い利用者に対応するため、小規模多機能型居宅介護に療法上の世話または必要な診療の補助を行う「看護」を加えたサービスを行う。

#### カ 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

認知症の人を対象に、共同生活を営む住居で、家庭的な環境と地域住民との交流のもとに、食事や入浴、排泄などの介護や機能訓練などを行う。

#### キ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所定員が 29 人以下の小規模な特別養護老人ホームで、日常生活において常に介護が必要で、在宅での適切な介護が困難な人に対して、食事や入浴、排泄などの介護や機能訓練などを行う。

#### ④ 施設サービス

#### ア 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

日常生活において常に介護が必要で、在宅での適切な介護が困難な人が入所し、食事や 入浴、排泄などの介護や機能訓練を受ける。

#### イ 介護老人保健施設

病状が安定し、入院治療の必要はないがリハビリテーションや看護が必要な人が入所 し、家庭への復帰を目指して、日常生活上の支援や機能訓練を受ける。

#### ウ 介護医療院

介護療養型医療施設に生活施設としての機能が追加されたサービスで、平成30(2018ね)年4月に新設された。主に長期にわたり療養が必要な人が対象になる。

#### (4) サービスの利用

# ① 在宅サービス

介護サービス計画に基づいて各種のサービスを利用した場合、原則として、利用者はサービス費用の1割、2割又は3割を負担する。在宅サービスでは要介護度に応じた上限(支給限度額)が決められており、それを超えるサービスの利用については全額自己負担になる。

在宅サービス区分支給限度額(月額)

<u> </u>		/ MATA/	700
要介護状態区分			支給限度額
	<ul><li>対象</li><li>支援</li></ul>		50,320 円
要	支 援	2	105,310 円
要	介護	1	167,650 円
要	介護	2	197,050 円
要	介護	3	270,480 円
要	介護	4	309,380 円
要	介護	5	362,170 円

#### ② 施設サービス

利用者は施設サービス費用の1割、2割又は3割と、食費・居住費や、理美容等の日常生活費を負担する(支給限度額の設定はない)。

#### (5) 利用者負担の軽減等

#### ① 高額介護サービス費

同月内の利用者負担の世帯合算額が高額になるときは、申請により、下記上限額を超えた分が支給される。

## ア 利用者負担の上限額

区分 (※2)	自己負担額の上限	
△刀(※2)	個人	世帯 (※1)
課税所得 690 万円(年収約 1,160 万円)以上	140,100 円	140,100 円
課税所得 380 万円(年収約 770 万円)以上 課税所得 690 万円(年収約 1,160 万円)未満	93,000 円	93,000 円
市民税課税で課税所得 380 万円(年収約 770 万円) 未満	44,400 円	44,400 円
市民税非課税世帯	24,600 円	
本人の公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の 合計が80.9万円以下	15,000 円	24,600 円
老齢福祉年金受給者		
生活保護受給者	15,000 円	15,000 円

- ※1 上限額は、世帯内に複数の利用者がいる場合は世帯合計となる。
- ※2 世帯内の65歳以上で最も所得が高い人の区分が世帯の上限となる。

## イ 支給件数

イ 支給件数	汝				(単位:件)
年度	2	3	4	5	6
件数	25,935	27,012	27,387	27,543	28,460

## ② 高額医療合算介護サービス費

医療費と介護サービス費の両方の負担がある場合に自己負担額を合計して、年額(8月1日 から翌年7月末日)で定められた自己負担限度額を超えたうち介護分が高額医療合算介護サー ビス費として支給される。

## ア 合算算定基準額(平成30年8月以降)

● 被用者保険又は国民健康保険+介護保険(70歳未満の人)

所得区分(旧ただし書き所得)	自己負担限度額
所得 901 万円超	212 万円
所得 600 万円超 901 万円以下	141 万円
所得 210 万円超 600 万円以下	67 万円
所得 210 万円以下	60 万円
市民税非課税世帯	34 万円

※旧ただし書き所得=前年の総所得金額等-基礎控除 33 万円。

- 被用者保険又は国民健康保険+介護保険(70~74歳の人)
- 後期高齢者医療制度+介護保険(75歳以上の人)

	所得区分	自己負担限度額
	Ⅲ (課税所得 690 万円以上)	212 万円
現役並み 所得者	Ⅱ(課税所得 380 万円以上)	141 万円
////4 [	I(課税所得 145 万円以上)	67 万円
一般		56 万円
低所得者Ⅱ		31 万円
	低所得者 I	19 万円

イ 支給件数 (単					
年度	2	3	4	5	6
件数	1,915	1,852	1,967	1,941	2,023

## ③ 特定入所者介護(介護予防)サービス費

介護保険施設に入所した場合又はショートステイを利用した場合、申請の上、以下の要件のすべてを満たしていると認められると、食費及び居住費(滞在費)が減額される。

#### 要件

- 市民税非課税世帯であること
- 同一世帯には属さない配偶者がいる場合、その配偶者が市民税非課税であること (配偶者には事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む)
- 利用者とその配偶者が所有する現金、預貯金、合同運用信託、公募公社等運用信託及 び有価証券その他これらに類する資産の合計額が基準額以下(下表「利用者負担段階」 参照)であること

#### ア 利用者負担段階

利用者負担段階	所得の状況	預貯金等の 資産の合計額
fato a MI III.	・生活保護受給者	
第1段階	・市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者	単身:1,000 万円以下 夫婦:2,000 万円以下
第2段階	・市民税非課税世帯で 本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入 額の合計額が年間 80.9 万円以下の人	単身:650 万円以下 夫婦:1,650 万円以下
第3段階	・市民税非課税世帯で 本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入 額の合計額が年間 80.9 万円超、120 万円以下の人	単身:550 万円以下 夫婦:1,550 万円以下
第3段階	・市民税非課税世帯で 本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入 額の合計額が年間 120 万円超の人	単身:500 万円以下 夫婦:1,500 万円以下

※第2号被保険者は利用者負担段階に関わらず、預貯金等の資産が単身:1,000万円以下、 夫婦:2,000万円以下であれば支給対象となります。

## イ 負担限度額(1日あたり)

		基準		負担限度額				
				費用額	第1段階	第2段階	第3段階 ①	第3段階
食	施訓	設サービス		1 445 111	300 円	390 円	650 円	1,360 円
費	短其	期入所サービス		1,445 円	300 円	600 円	1,000 円	1,300 円
		特養等		915 円				
	多 老健・医療院等 床 (室料負担ありの場合)		697 円	0 円	430 円	430 円	430 円	
居	室	老健・医療院等 (室料負担なしの場合)	] **	437 円				
住	従来	特養等	/•`	1,231 円	380 円	480 円	880 円	880 円
費	<sup>木</sup> 型 個 室	老健・医療院等		1,728 円	550 円	550 円	1,370 円	1,370 円
	ユニ	ニット型個室的多床室		1,728 円	550 円	550 円	1,370 円	1,370 円
	ユこ	ニット型個室		2,066 円	880 円	880 円	1,370 円	1,370 円

※ 特養等 = 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護 老健・医療院等 = 介護老人保健施設、介護医療院、短期入所療養介護

ウ 認定件数 (単位:件)

					(平位・17)
年 度 利用者負担段階	2	3	4	5	6
第 1 段階	174	157	155	149	149
第 2 段階	385	388	359	353	355
第3段階①	1,337	270	270	283	289
第3段階②	1	916	878	865	895
合 計	1,896	1,731	1,662	1,650	1,688

<sup>※8</sup>月1日から翌年7月31日までを1年度とする。

## ④ 社会福祉法人等による利用者負担の軽減

市に減額の実施を申し出た社会福祉法人等が実施しているサービスを利用している人は、以下の要件のすべてを満たすと、利用者負担額のうち1割負担分、食費、居住費(滞在費)について25%(老齢福祉年金受給者は50%)が減額される。

生活保護受給者は、介護老人福祉施設サービス・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(介護予防)・短期入所生活介護を利用した場合の個室の居住費(滞在費)について 100%が減額される。

要件(生活保護受給者又は、次のすべての要件を満たす人)

- 市民税非課税世帯
- 年間収入額が単身世帯で 150 万円 (世帯員が 1 人増えるごとに 50 万円を加算した額) 以下である
- 預貯金等の額が単身世帯で 350 万円 (世帯員が 1 人増えるごとに 100 万円を加算した 額) 以下である
- 世帯が日常生活に供する資産以外に活用できる資産を所有していない
- 負担能力のある親族等に扶養されていない
- 介護保険料を滞納していない

認定件数 (単位:件)

年度	2	3	4	5	6
件数	101	87	89	95	89

<sup>※8</sup>月1日から翌年7月31日までを1年度とする。

#### ⑤ 認知症対応型共同生活介護家賃等の減額

認知症対応型共同生活介護事業所 (グループホーム) を利用し、申請の上、以下の要件を満たしていると認められると、家賃・光熱水費・食費が減額される。

#### 要件

「④社会福祉法人等による利用者負担の軽減」と同じ

# ア 減額される金額(月額)

利用者 負担段階	対象となる人	家(	賃 上限	光熱水費・食費 (上限)
第1段階	生活保護受給者		なし	20,000 円
第2段階	市民税非課税世帯で、本人の 合計所得金額と公的年金等収 入額の合計額が 80.9 万円以 下の人	各事業所の家賃 から 40,000 円 を控除した額	20,000 円	15,000 円
第3段階	市民税非課税世帯で、第2段 階に該当しない人		15,000 円	10,000 円

イ 認定件数 (単位:件)

1 110000					(TILL • 11)
年 度 利用者負担段階	2	3	4	5	6
第 1 段階	21	24	31	27	30
第 2 段階	6	11	8	8	13
第 3 段階	4	5	5	4	5
合 計	31	40	44	39	48

<sup>※8</sup>月1日から翌年7月31日までを1年度とする。

# (6) 要介護 (要支援) 認定の状況

被保険者が介護保険の給付を受けるためには、要介護(要支援)認定を受ける必要がある。各年度3月末の要介護(要支援)認定者数は、以下のとおりである。

要介護 (要支援) 認定者数

(単位:人)

女儿晚(女人饭)的	足 名 数				(手匹・八)
年 度 要介護度	2	3	4	5	6
要支援 1	1,642	1,779	1,769	1,969	2,060
要支援 2	1,410	1,384	1,420	1,463	1,505
要介護 1	2,814	2,899	2,996	2,925	3,095
要介護 2	1,730	1,719	1,734	1,887	1,886
要介護 3	1,381	1,403	1,418	1,386	1,417
要介護 4	1,089	1,084	1,066	1,077	1,118
要介護 5	723	694	702	751	750
合 計	10,789	10,962	11,105	11,458	11,831

<sup>※</sup>宇治市独自集計値

# (7) サービスの利用状況

※単位の回・日は年間延べ回数。人は各年度 10 月の利用人数

# ① 在宅サービス

年 度 サービス種類	2	3	4	5	6
訪問介護(回)	425,526	457,222	480,442	517,233	607,465
訪問入浴介護(回)	6,144	6,701	6,778	7,583	8,040
訪問看護(回)	92,533	102,512	109,705	121,126	135,593
訪問リハビリテーション(回)	56,325	62,652	63,763	67,801	77,179
通所介護 (回)	168,995	165,782	169,166	179,453	196,637
通所リハビリテーション (回)	69,045	72,608	73,740	75,641	72,186
短期入所 (日)	54,958	53,934	50,371	49,604	47,193
居宅介護支援(人)	5,482	5,646	5,793	5,971	6,195
居宅療養管理指導(人)	2,245	2,384	2,557	2,726	2,963
特定施設入居者生活介護(人)	319	316	305	302	293

# ② 介護予防・生活支援サービス事業 (介護予防・日常生活支援総合事業)

年 度 サービス種類	2	3	4	5	6
訪問介護相当サービス (回)	33,142	32,405	30,853	29,538	28,772
生活支援型訪問サービス(回)	2,323	2,092	1,565	1,477	1,451
住民主体型生活支援(回)(*)		16	221	210	535
訪問型短期集中予防サービス(回)(*)	48	154	216	168	202
通所介護相当サービス (回)	23,750	21,429	20,363	19,383	20,074
短時間型通所サービス(回)	17,488	18,158	20,673	24,518	29,326
住民主体型通いの場活動支援(回)(*)	1,036	1,247	2,020	2,313	2,376
通所型短期集中予防サービス(回)(*)	73	61	80	79	80
介護予防ケアマネジメント(人)(*)	664	633	642	642	696

※ (\*) は長寿生きがい課所管事業

# ③ 地域密着型サービス

年 度 サービス種類	2	3	4	5	6
認知症対応型共同生活介護(人)	281	302	291	290	283
認知症対応型通所介護(回)	20,062	18,711	20,211	17,573	17,828
小規模多機能型居宅介護(人)	277	297	338	328	302
看護小規模多機能型居宅介護(人)	27	27	24	23	31
地域密着型介護老人福祉施設(人)	30	27	32	31	31
定期巡回・随時対応型 訪問介護・看護 (回)	8,596	8,185	10,433	11,623	13,234
地域密着型通所介護(回)	26,293	27,448	27,044	28,259	26,096
夜間対応型訪問介護(回)	1,189	2,111	2,183	1,456	1,886

④ 施設サービス (単位:人)

年 度 サービス種類	2	3	4	5	6
介護老人福祉施設	684	686	704	676	688
介護老人保健施設	487	499	482	496	505
介護療養型医療施設	7	4	2	1	0
介護医療院	145	159	157	167	164

# (8) 介護保険事業特別会計の状況

① 歳入 (単位:千円)

年 度 項 目	2	3	4	5	6
保 険 料	3,125,302	3,421,784	3,408,728	3,395,831	3,610,728
使用料及び手数料	268	273	263	251	233
国 庫 支 出 金	3,553,253	3,550,822	3,732,685	3,963,174	3,992,774
支払基金交付金	3,922,824	4,036,378	4,094,625	4,213,500	4,458,154
府 支 出 金	2,177,777	2,229,378	2,314,736	2,449,301	2,412,771
財 産 収 入	37	17	49	149	401
繰 入 金	2,805,486	2,559,862	2,712,379	2,926,539	2,880,429
繰 越 金	434,521	614,185	425,500	555,983	736,707
諸 収 入	19,344	4,350	5,550	3,688	321
市債		_	_	_	_
合 計	16,038,812	16,417,049	16,694,515	17,508,416	18,092,518

② 歳出 (単位:千円)

年 度 項 目	2	3	4	5	6
総 務 費	258,592	277,508	299,062	328,975	343,395
保 険 給 付 費	14,075,390	14,457,126	14,745,121	15,186,003	15,967,211
財政安定化基金拠出金	_		1	1	_
地域支援事業費	646,456	634,459	661,907	690,559	740,683
基金積立金	247,547	403,250	216,888	264,095	317,339
公 債 費	0	0	0	0	0
諸支出金	196,642	219,206	215,554	302,037	425,430
予 備 費	0	0	0	0	0
合 計	15,424,627	15,991,549	16,138,532	16,771,709	17,794,058

区 分

# 2 地域介護・福祉空間整備費補助事業

所管係

給付係

# 制度の概要

宇治市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に則った施設整備を計画的に進めるため、地域介護・福祉空間整備等交付金の対象となる施設整備に対して、国より交付金を受け、事業者へ補助を行う。 国交付金事業

# 根拠法令等

- ◇ 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律(平成元年法律第64号)
- ◇ 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の交付について(平成 24 年 7 月 17 日厚生労働省発老 0717 第 2 号)

# 制度の現況

補助金交付状況

(各年度決算による)

1114	->1 ->-> ->-> ->-> ->-> ->-> ->-> ->->			(1 / 2/7/1-00 0)
	年 度 区 分	2	3	4
	補 助 金(円)	0	0	6,447,000
	対 象 施 設	_	_	認知症高齢者グループホーム

年 度 区 分	5	6	
補 助 金 (円)	7,730,000	12,793,000	
対 象 施 設	認知症高齢者グループホーム	認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所	

(組織機構改革に伴い長寿いきがい課より移管)

区 分

## 3 地域密着型サービス等整備費補助金

所管係

給付係

# 制度の概要

宇治市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に則った施設整備を計画的に進めるため、地域密着型 サービス等整備助成事業補助金の対象となる施設整備に対して、府より交付金を受け、事業者へ補助を 行う。

府交付金事業

# 根拠法令等

- ◇ 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律(平成元年法律第64号)
- ◇ 京都府地域密着型サービス等整備等助成事業補助金交付要綱(平成 22 年京都府告示第 27 号)

# 制度の現況

補助金交付状況

(各年度決算による)

年度区分	2	3	4
補助金(円)	80,455,000	16,693,000	12,863,000
対象施設	小規模多機能型居宅介護事業所 地域包括支援センター	認知症高齢者グループホーム	特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 サービス付き高齢者向け住宅

	年度区分		5	6
補	j 助 金(	円)	131,488,000	71,434,000
文	十象 施言	凯	特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 認知症高齢者グループホーム 看護小規模多機能型居宅介護事業所	認知症高齢者グループホーム

※対象施設の表記は、京都府交付要綱で定める名称による

(組織機構改革に伴い長寿いきがい課より移管)

# 年 金 医 療 課

係	分掌事務
後期高齢者医療係	<ul><li>(1) 後期高齢者医療に係る資格確認書及び資格情報通知書の引渡し等並びに申請及び 届出の受付その他被保険者の便益の増進に寄与する事務に関すること。</li><li>(2) 後期高齢者医療に係る保険料の徴収並びに過誤納金の還付及び充当に関すること。</li><li>(3) 後期高齢者医療に係る保険料の滞納整理に関すること。</li></ul>
福祉医療係	<ul> <li>(1) 老人に対する福祉医療費の支給に関すること。</li> <li>(2) 心身障害者(児)に対する福祉医療費の支給に関すること。</li> <li>(3) 一人親家庭児及びその親に対する福祉医療費の支給に関すること。</li> <li>(4) 子育て支援医療助成事業に関すること。</li> <li>(5) 重度心身障害老人健康管理事業に関すること。</li> <li>(6) その他福祉医療に関すること。</li> <li>(7) 未熟児養育医療の給付等を行うこと。</li> <li>(8) 未熟児養育医療の給付等に係る徴収金の徴収並びに過誤納金の還付及び充当に関すること。</li> <li>(9) 未熟児養育医療の給付等に係る徴収金の滞納整理に関すること。</li> </ul>
国民年金係	(1) 国民年金被保険者の資格等に関すること。 (2) 国民年金の各種裁定請求に関すること。 (3) 国民年金保険料の免除及び学生納付特例申請に関すること。 (4) 福祉年金に関すること。 (5) 特別障害給付金に関すること。 (6) 在日外国人の高齢者及び重度障害者に係る特別給付金に関すること。 (7) 年金生活者支援給付金に関すること。 (8) その他国民年金に関すること。

# 制度の概要

後期高齢者医療制度の被保険者である重度心身障害老人等に対し、一部負担金に相当する額を健康 管理費として給付する。

## (1) 対象者 下記のいずれかに該当する人

- ① 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が身体障害等級表に定める1級又は2級に該当する人
- ② 児童相談所又は家庭支援総合センターにおいて、知能指数がおおむね35以下と判定されている人
- ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害の程度が精神障害等級表の1級に該当する人 (令和6年8月診療から)
- ④ 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が身体障害等級表の3級に該当し、かつ、上記 ②の施設において、知能指数がおおむね50以下と判定されている人
- ⑤ 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が身体障害等級表の3級に該当し、かつ、精神 障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害の程度が精神障害等級表の2級に該当する人(令 和6年8月診療から)
- ⑥ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害の程度が精神障害等級表の2級に該当し、かつ、上記②の施設において、知能指数がおおむね50以下と判定されている人(令和6年8月診療から)
- ⑦ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害の程度が精神障害等級表の2級に該当し、かつ、その直前の障害の程度が精神障害等級表の1級に該当していた人(2級の精神障害者保健福祉手帳の有効期限が到来するまでに限る)(令和6年8月診療から)
- ⑧ 上記②の施設において、知能指数がおおむね75以下と判定されている人

#### (2) 所得制限

● 上記対象者①~⑦の場合

ア本人

特別児童扶養手当等の支給に関する法律第20条及び第26条の5に規定する額を超えないこと

イ 配偶者・扶養義務者

特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 21 条及び第 26 条の 5 に規定する額を超えないこと

● 上記対象者(8)

市民税非課税世帯

#### (3) 財源の負担割合

▶ 上記対象者①~⑦

区 分	負担割合
府	1/2
市	1/2

● 上記対象者® 市単独事業

# 根拠法令等

- ◇ 宇治市重度心身障害老人健康管理事業実施要綱(昭和58年宇治市告示第62号)

# 制度の現況

#### (1) 重度障害者 受給状況

'								
	年度区分	2	3	4	5	6		
	受給者数 (人)	1,599	1,568	1,511	1,472	1,489		
	受給件数(件)	46,939	46,785	46,339	45,715	46,888		
	支給額(円)	151,516,040	145,042,557	139,472,520	139,115,083	140,931,525		

# (2) 療育手帳 B のみ 受給状況

年 度 区 分	2	3	4	5	6
受給者数 (人)	2	2	1	1	3
受給件数 (件)	31	17	19	16	30
支 給 額 (円)	65,668	40,663	70,461	65,120	28,312

区分	2 老人医療費支給事業	所管係	福祉医療係
----	-------------	-----	-------

# 制度の概要

65歳以上70歳未満の医療保険加入者で一定の条件に該当する人に対して、保険診療の自己負担分のうち、高齢者の医療の確保に関する法律に規定する一部負担金相当額を除いて助成する。

#### (1) 対象者

後期高齢者医療制度の被保険者を除く65歳以上70歳未満の人

## (2) 所得制限

所得税が課税されない世帯であること

## (3) 財源の負担割合

区 分	負担割合
府	1/2
市	1/2

# 根拠法令等

- ◇ 老人に対する宇治市福祉医療費支給事業実施要綱(昭和56年宇治市告示第67号)
- ◇ 老人医療助成事業費補助金交付要綱(昭和45年京都府告示第528号)

# 制度の現況

# (4) 受給状況

区分	年 度	2	3	4	5	6
受給者数 A	人数(人)	2,069	1,582	1,497	1,613	1,832
(平均)	前年比	0.74	0.76	0.95	1.08	1.14
受給件数 B	件数 (件)	42,285	33,878	30,700	32,523	36,582
文和什級 D	前年比	0.69	0.80	0.91	1.06	1.12
支給額 C	金額 (円)	77,025,399	67,807,376	59,977,707	61,257,351	64,919,481
又和領 €	前年比	0.69	0.88	0.88	1.02	1.06
一人当たり支給額	金額 (円)	37,228	42,862	40,065	37,977	35,436
C/A	前年比	0.92	1.15	0.93	0.95	0.93
一件当たり支給額	金額 (円)	1,822	2,002	1,954	1,884	1,775
C/B	前年比	0.99	1.10	0.98	0.96	0.94
受診率	%	170.31	178.46	170.90	168.03	166.40
B/(A×12)	前年比	0.93	1.05	0.96	0.98	0.99

# (5) 医療費給付状況

区分	年 度 区分・項目		2	3	4	5	6
	医科	入院	329	278	300	278	266
[t].	<b>达</b> 代	入院外	22,041	16,613	15,765	16,613	18,403
件数		歯科	5,237	4,425	4,395	4,395	5,048
伴	調剤		11,611	9,235	8,897	8,897	10,520
	その他		3,067	2,677	2,340	2,340	2,345
	計		42,285	33,878	32,523	32,523	36,582
	医科	入院	6,725,074	5,660,340	5,633,933	5,660,340	5,351,937
給付額		入院外	35,393,723	29,907,678	28,517,803	29,907,678	30,561,683
	歯科		7,600,973	6,706,343	6,419,444	6,419,444	7,428,972
円		調剤	18,498,109	16,376,236	13,004,426	13,004,426	15,628,881
	その他		8,807,520	7,814,725	6,265,463	6,265,463	5,948,008
		計	77,025,399	67,807,376	61,257,351	61,257,351	64,919,481

# 制度の概要

一定の条件にある重度心身障害者及びひとり親家庭等に対し、保険診療の自己負担分について助成する。

# 障 重度心身障害者医療

#### (1) 対象者

医療保険加入者(後期高齢者医療制度の被保険者を除く。)の 75 歳未満の障害者で、下記のいずれかに該当する人

- ① 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が身体障害等級表に定める1級又は2級に該当する人
- ② 児童相談所又は家庭支援総合センターにおいて、知能指数がおおむね 35 以下と判定されている人
- ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害の程度が精神障害等級表の1級に該当する人 (令和6年8月診療から)
- ④ 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が身体障害等級表の3級に該当し、かつ、上記 ②の施設において、知能指数がおおむね50以下と判定されている人
- ⑤ 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が身体障害等級表の3級に該当し、かつ、精神 障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害の程度が精神障害等級表の2級に該当する人(令 和6年8月診療から)
- ⑥ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害の程度が精神障害等級表の2級に該当し、かつ、上記②の施設において、知能指数がおおむね50以下と判定されている人(令和6年8月診療から)
- ⑦ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害の程度が精神障害等級表の2級に該当し、かつ、その直前の障害の程度が精神障害等級表の1級に該当していた人(2級の精神障害者保健福祉手帳の有効期限が到来するまでに限る)(令和6年8月診療から)
- ⑧ 上記②の施設において、知能指数がおおむね 75 以下と判定されており、年度末年齢が満 16 歳 以上の人

## (2) 所得制限

● 上記対象者(1)~(7)

ア本人

特別児童扶養手当等の支給に関する法律第20条及び第26条の5に規定する額を超えないこと

イ 配偶者・扶養義務者

特別児童扶養手当等の支給に関する法律第21条及び第26条の5に規定する額を超えないこと

● 上記対象者®

市民税非課税世帯

#### (3) 財源の負担割合

ア 上記対象者①~⑦

区分	負担割合		
府	1/2		
市	1/2		

イ上記対象者® 市単独事業

## 親 ひとり親家庭医療

## (1) 対象者

医療保険加入者で満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるひとり親家庭児若しくは両親のない児童及びひとり親家庭児を扶養する親

## (2) 所得制限

親・扶養義務者

当該年度における児童扶養手当の配偶者・扶養義務者の所得制限額を超えないこと

## (3) 財源の負担割合

区分	負担割合		
府	1/2		
市	1/2		

# 根拠法令等

- ◇ 重度心身障害者・一人親家庭に対する宇治市福祉医療費支給事業実施要綱(昭和 56 年宇治市告示 第 40 号)
- ◇ 福祉医療助成事業費補助金交付要綱(昭和50年京都府告示第294号)

# 制度の現況

## 障 重度心身障害者医療

# (1) 重度障害者

① 受給状況

区分	年 度	2	3	4	5	6
受給者数 A	人数(人)	1,751	1,758	1,715	1,682	1,713
文和有数A	前年比	1.01	1.00	0.98	0.98	1.02
受給件数B	件数 (件)	43,403	45,063	44,643	45,627	46,736
受給件数 B	前年比	0.93	1.04	0.99	1.02	1.02
支給額 C	金額(円)	289,112,678	290,183,311	281,696,392	284,812,670	292,832,656
X 和 領 U	前年比	0.96	1.00	0.97	1.01	1.03
一人当たり支給額	金額(円)	165,113	165,064	164,254	169,330	170,947
C/A	前年比	0.96	1.00	1.00	1.03	1.01
一件当たり支給額	金額(円)	6,661	6,440	6,310	6,242	6,266
C/B	前年比	1.04	0.97	0.98	0.99	1.00
受 診 率	%	206.56	213.61	216.92	226.06	227.36
B/(A×12)	前年比	0.92	1.03	1.02	1.04	1.01

# ② 医療費給付状況

区分	年度区分・項目		2	3	4	5	6
	医科	入院	1,925	1,834	1,818	1,773	1,821
/#.	<b>达</b> 科	入院外	21,668	22,850	22,415	22,766	23,015
件数	歯	科	4,496	4,696	4,773	5,047	5,232
件	調剤		12,973	13,323	13,248	13,552	13,996
	その他		2,341	2,360	2,389	2,489	2,672
	計		43,403	45,063	44,643	45,627	46,736
	医科	入院	69,570,912	67,051,707	62,942,803	59,731,286	57,062,883
給付額		入院外	101,490,762	106,122,907	103,378,426	106,950,001	108,140,980
額	歯	歯科		20,625,868	22,212,350	22,584,435	24,147,662
(円)	調	剤	73,969,129	72,600,207	68,136,450	67,632,024	70,929,086
	その	)他	23,114,256	23,782,622	25,026,363	27,914,924	32,552,045
	計	+	289,112,678	290,183,311	281,696,392	284,812,670	292,832,656

# (2) 療育手帳 B のみ

① 受給状況 (平成30年1月から実施)

区分	年 度	2	3	4	5	6
受給者数 A	人数(人)	214	233	249	255	256
文和 石 数 A	前年比	1.13	1.09	1.07	1.02	1.00
受給件数 B	件数(件)	3,150	3,917	4,615	5,194	5,488
文和什数 D	前年比	1.03	1.24	1.18	1.13	1.06
支給額 C	金額 (円)	15,049,265	16,164,564	17,897,910	20,726,552	21,116,835
文 相 俄 U	前年比	1.07	1.07	1.11	1.16	1.02
一人当たり支給額	金額 (円)	70,324	69,376	71,879	81,281	82,488
C/A	前年比	0.95	0.99	1.04	1.13	1.01
一件当たり支給額	金額 (円)	4,778	4,127	3,878	3,990	3,848
C/B	前年比	1.04	0.86	0.94	1.03	0.96
受 診 率	%	122.66	140.09	154.45	169.74	178.65
B/(A×12)	前年比	0.91	1.14	1.10	1.10	1.05

# ② 医療費給付状況

区分	年度区分・項目		2	3	4	5	6
	医科	入院	73	50	30	57	44
111.		入院外	1,577	2,006	2,348	2,621	2,778
件数	歯	科	359	451	569	511	586
件	調剤		921	1,160	1,379	1,642	1,754
	その他		220	250	289	363	326
	計		3,150	3,917	4,615	5,194	5,488
	医科	入院	3,193,087	1,917,342	1,212,278	2,420,940	1,567,797
給付額		入院外	5,272,929	6,247,233	7,552,558	8,386,061	8,746,778
	歯	科	1,604,418	2,082,264	2,529,891	2,363,789	2,685,738
円	調	剤	3,179,598	3,888,881	4,165,349	4,702,675	5,432,576
	70	D他	1,799,233	2,028,844	2,437,834	2,853,087	2,683,946
	11111111	+	15,049,265	16,164,564	17,897,910	20,726,552	21,116,835

# 親 ひとり親家庭医療

# (1) 受給状況

区分	年 度	2	3	4	5	6
三公 少 半 数	人数(人)	3,707	3,722	3,562	3,495	3,375
受給者数 A	前年比	0.97	1.00	0.96	0.98	0.97
受給件数B	件数(件)	38,208	44,544	43,744	47,977	47,196
支和件数 D	前年比	0.82	1.17	0.98	1.10	0.98
支給額 C	金額 (円)	119,332,826	138,015,915	139,516,523	151,137,313	148,372,157
文 和 俄 U	前年比	0.86	1.16	1.01	1.08	0.98
一人当たり支給額	金額 (円)	32,191	37,081	39,168	43,244	43,962
C/A	前年比	0.89	1.15	1.06	1.10	1.02
一件当たり支給額	金額 (円)	3,123	3,098	3,189	3,150	3,144
C/B	前年比	1.05	0.99	1.03	0.99	1.00
受 診 率	%	85.89	99.73	102.34	114.39	116.53
B/(A×12)	前年比	0.85	1.16	1.03	1.12	1.02

# (2) 医療費給付状況

	・項目	年度	2	3	4	5	6
	医到	入院	159	190	185	217	229
	医科	入院外	19,493	23,899	23,085	25,021	24,290
件数	搬	科	5,893	6,314	6,281	6,296	6,424
件	調剤		10,175	11,521	11,773	13,910	13,897
	その他		2,488	2,620	2,420	2,533	2,356
	計		38,208	44,544	43,744	47,977	47,196
	医科	入院	8,309,344	10,285,831	10,252,147	11,777,518	12,640,607
給	Δ/T	入院外	56,465,660	70,150,980	71,364,862	76,565,864	70,606,174
給付額	歯科		23,639,921	23,944,217	24,758,867	25,238,874	25,884,568
(円)	調剤		25,124,298	27,723,010	27,726,719	31,703,452	33,099,165
	その	)他	5,793,603	5,911,877	5,413,928	5,851,605	6,141,643
	計		119,332,826	138,015,915	139,516,523	151,137,313	148,372,157

4 子育て支援医療費支給事業

所管係

福祉医療係

# 制度の概要

区 分

宇治市内に住所を有し、出生の日から満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある乳幼児及び児童の入院と入院外の医療費について、保険診療の自己負担分のうち一部負担金を除いた額を支給する。保護者等の所得による制限はない。

# (1) 制度改正の経過

制度改正の経過	
平成 5 年 10 月	入院・入院外とも満2歳に達する日の属する月の末日まで
平成 8 年 12 月	入院のみ満3歳に達する日の属する月の末日まで拡大
平成 11 年 1 月	入院・入院外とも満3歳に達する日の属する月の末日まで拡大
平成 12 年 4 月	入院のみ満4歳に達する日の属する月の末日まで拡大
平成 15 年 9 月	入院・入院外とも満6歳に達する日以後の最初の3月31日まで拡大(ただし、3歳以上の入院外は1か月の自己負担分8,000円を超えた額を支給)
平成 18 年 1 月	事業名称を「乳幼児医療費支給事業」から「子育て支援医療費支給事業」 に改正し、市独自制度として入院外の実質無料化を4歳未満に1歳拡大する とともに満6歳に達する日以後の最初の4月1日から満9歳に達する日以 後の最初の3月31日までの入院は1か月の自己負担分8,000円を超えた額 を支給
平成 19 年 9 月	府制度で 4 歳以上の入院外の 1 か月の自己負担分を 8,000 円から 3,000 円に改正し、入院については満 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日ま で制度を拡大
平成 24 年 9 月	府制度で入院外の1か月の自己負担分3,000円を超えた額を支給する対象を、満6歳に達する日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで拡大するとともに、市独自制度として入院外の実質無料化を満6歳に達する日以後の最初の3月31日まで拡大
平成 25 年 9 月	市独自制度として入院外の実質無料化を満9歳に達する日以後の最初の3月31日まで拡大
平成 26 年 9 月	市独自制度として入院外の実質無料化を満 12 歳に達する日以後の最初の 3月31日まで拡大
平成 27 年 9 月	府制度で入院外の1か月の自己負担分3,000円を超えた額を支給する対象を、満12歳に達する日以後の最初の4月1日から満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで拡大するとともに、入院については満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで制度を拡大
平成 29 年 9 月	市独自制度として入院外の実質無料化を満 15 歳に達する日以後の最初の 3月31日まで拡大
令和 元年9月	府制度で $3$ 歳以上の入院外の $1$ か月の自己負担分を $3,000$ 円から $1,500$ 円 に改正

- 172 -

令和 5年9月 府制度で入院外の実質無料化の対象を小学校6年生まで拡大

# (2) 財源の負担割合

区分	負担割合		
府	1/2		
市	1/2		

# 根拠法令等

- ◇ 宇治市子育て支援医療費支給事業実施要綱(平成5年宇治市告示第109号)
- ◇ 京都子育て支援医療費助成補助金交付要綱(平成5年京都府告示第407号)

# 制度の現況

# (1) 受給状況

年 度 区 分	2	3	4	5	6
受給者数 A (人)	21,581	21,006	20,428	19,766	19,071
受給件数 B(件)	192,796	242,773	238,092	273,885	265,620
支給額 C (円)	419,741,440	540,514,843	535,017,613	629,961,302	601,928,450
一人当たり支給額 C/A(円)	19,450	25,731	26,190	31,871	31,563
一件当たり支給額 C/B (円)	2,177	2,226	2,247	2,300	2,266
受診率 B/(A×12) (%)	74.45	96.31	97.13	115.47	116.07

# (2) 医療費給付状況

【令和5年8月診療まで】中学校3年生までの入院及び0歳~2歳の入院外 【令和5年9月診療から】中学校3年生までの入院及び0歳~小学校6年生の入院外

年 度 区分・項目		2	3	4	5	6	
	E 전	入院	1,196	1,355	1,215	1,530	1,570
	医科	入院外	24,272	34,575	32,917	82,014	120,300
件数	<u>#</u>	科	1,125	1,251	1,202	11,249	24,186
件	訓	剛	12,905	16,523	17,695	47,463	69,844
	その他		92	131	73	647	1,986
	計		39,590	53,835	53,102	142,903	217,886
	医科	入院	50,471,243	59,658,542	55,760,121	74,543,745	80,049,929
給		入院外	50,016,929	79,730,183	74,333,167	180,279,256	228,880,646
給付額	歯科		3,245,833	4,229,715	4,031,306	28,829,167	65,296,670
(円)	調剤		11,419,430	15,190,156	15,000,736	58,571,348	100,008,362
	そ	の他	1,005,340	1,419,621	771,424	3,026,581	7,717,120
		計	116,158,775	160,228,217	149,896,754	345,250,097	481,952,727

# (3) 前表以外の市独自制度

【令和5年8月診療まで】3歳~中学校3年生の入院外

【令和5年9月診療から】中学校1年生~中学校3年生の入院外

年度区分・項目	2	3	4	5	6
件数 (件)	153,206	188,938	184,990	130,982	47,731
給付額(円)	303,582,665	380,286,626	385,120,859	284,711,205	119,975,723

区 分 5

#### 5 後期高齢者医療制度

所管係

後期高齢者医療係

## 制度の概要

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、高齢者の疾病、負傷又は死亡に関して必要な給付を行うことを目的として創設された制度である。京都府内の全ての市町村が加入する「京都府後期高齢者医療広域連合」が運営主体となり、保険料の決定、医療の給付などを行う。市町村は住所変更や給付申請などの届出の窓口、資格確認書等の引渡し、保険料の徴収などを行う。

#### (1) 制度加入者

- ① 75歳以上の人
- ② 65 歳以上で一定程度の障害があると広域連合が認定した人
- (2) 保険料(令和7年度)

均 等 割 額 + 所 得 割 額 = 後期高齢者医療保険年間保険料 (被保険者-人当たり)56,340円  $(総所得金額等-基礎控除額)<math>\times 10.95\%$  (上限 80 万円)

## (3) 保険料の納め方

年金からの特別徴収が原則だが、年金額が年額 18 万円未満の人や介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の 2 分の 1 を超える人は納付書や口座振替による普通徴収となる。 また、申請により特別徴収を口座振替による納付に変更することも可能。

## (4) 医療機関での負担割合

2//////////	ていた可見可口	
負担 割合	区分	判定基準
3割	現役並み 所得者	同一世帯内に住民税課税所得が 145 万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる人 ※ 下記ア〜エに該当する場合は負担割合が 1 割又は 2 割となる (イ〜エは申請が必要) ア 昭和 20 年 1 月 2 日以降生まれの被保険者とその世帯に属する被保険者で、基礎控除後の総所得金額等の合計が 210 万円以下 イ 世帯内に後期高齢者医療の被保険者が 1 人で、その収入が 383 万円未満 ウ 世帯内に後期高齢者医療の被保険者が 1 人で、その人の収入が 383 万円以上かつ 70 歳以上 75 歳未満の人がいる場合の被保険者と 70 歳以上 75 歳未満の人全員の収入額の合計が 520 万円未満 エ 世帯内に後期高齢者医療の被保険者が 2 人以上で、収入額の合計が 520 万円未満
2割	一般Ⅱ	同一世帯内に住民税課税所得が 28 万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる人で、下記ア又はイに該当する人(現役並み所得者を除く)ア 世帯内に後期高齢者医療の被保険者が 1 人で、「年金収入+その他の合計所得金額」が 200 万円以上 世帯内に後期高齢者医療の被保険者が 2 人以上で、「年金収入+その他の合計所得金額」が 320 万円以上
1割	一般 I 低所得 I 低所得 II	現役並み所得者・一般Ⅱ以外の人

- (5) 後期高齢者医療制度で受けられる給付の種類
  - ① 療養費
  - ② 入院時食事療養費·生活療養費(表 1)
  - ③ 高額療養費 (表 2)
  - ④ 高額医療・高額介護合算療養費(表 3)
  - ⑤ 訪問看護療養費
  - ⑥ 移送費
  - ⑦ 特別療養費
  - ⑧ 保険外併用療養費
  - ⑨ 葬祭費

## (表 1) 入院時食事療養費・生活療養費

	F /\	一般病床    療養病		病床
	区分	一食当たりの食費	一食当たりの食費	一日当たりの居住費
	現役並み所得者・一般	510円(※2)	510円 (※2・4)	
低所得Ⅱ(	区分Ⅱの認定証(※1)の提示が必要)	240円(※3)	240円(※3)	370円(※6)
作記得 I	区分 I の認定証(※1)の提示が必要	110 円	140円(※7)	
低所得 I	老齢福祉年金受給者(※5)	110 円	110 円	0 円

- ※1 マイナ保険証または適用区分が併記された資格確認書。
- ※2 指定難病の人は300円。平成28年3月31日において、すでに1年以上継続して精神病床 に入院中で、その後も継続して何らかの病床に入院している人は260円。
- ※3 低所得Ⅱで限度額適用・標準負担額減額認定を受けている人が、長期該当の届出をし、 届出月以前 12 か月以内の入院日数が 90 日を超え、認定された場合は 190 円。(京都府 の後期高齢者医療制度に加入する前の保険で低所得Ⅱの認定を受けた期間の入院日数も 合算可)。
- ※4 医療機関の食事提供体制等により、470円の場合もあり。
- ※5 指定難病の人も含む。
- ※6 指定難病の人は0円。
- ※7 入院医療の必要性の高い人は110円。

# (表 2) 高額療養費(自己負担限度額)

	<b></b>	自己負担限度額(月額)		
	区 分	外来 (個人単位)	外来+入院(世帯単位)	
現役:	現役Ⅲ(課税所得 690 万円以上)	252,600 円+1% (※1) 【140,100 円】 (※2)		
現役並み所得者	現役Ⅱ(課税所得 380 万円以上)	167,400 円+1%(※3) 【93,000 円】(※2)		
者	現役 I (課税所得 145 万円以上)	80,100 円 + 1%(※4) 【44,400 円】(※2)		
一	一般Ⅱ	18,000 円又は 「6,000 円+(医療費- 30,000 円)×10%」の 低い方を適用(※6) [144,000 円](※5)	57,600円 【44,400円】(※2)	
7,5%	— 般 I	18,000 円 [144,000 円] (※5)		
低所得	区分Ⅱ	8,000 円	24,600 円	
得	区分I	0,000   1	15,000 円	

- ※1 医療費が842,000円を超えた場合、超過額の1%を加算。
- ※2 【 】内は、後期高齢者医療制度において、前月までの11か月の間に世帯で3か月以上、 外来+入院の支払が自己負担限度額を超え、高額療養費の支給対象となっている場合の 額。
- ※3 医療費が 558,000 円を超えた場合、超過額の 1%を加算。
- ※4 医療費が 267,000 円を超えた場合、超過額の 1%を加算。
- ※5 []内は、年間(8月~翌年7月)上限額。
- ※6 「一般 II 」に該当する人の外来の自己負担限度額(月額)は、増加額を最大で月 3,000 円に抑えるための、3 年間(令和 4 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで)の配慮措置。

## (表 3) 高額医療・高額介護合算療養費(自己負担限度額)

	区 分	後期高齢者医療制度+介護保険の自己負担限度額 (8月~翌年7月までの年額)				
現	現役Ⅲ(課税所得 690 万円以上)	212 万円				
位並み	現役Ⅱ(課税所得380万円以上)	141 万円				
現役並み所得者	現役 I (課税所得 145 万円以上)	67 万円				
	一般	56 万円				
低所得	区分Ⅱ	31 万円				
得	区分I	19 万円				

# 根 拠 法 令 等

- ◇ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)
- ◇ 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成 19 年条例第 32 号)
- ◇ 宇治市後期高齢者医療に関する条例(平成20年条例第8号)

# 制度の現況

(1) 被保険者数 (単位:人)

年 度 区 分	2	3	4	5	6
被保険者数	27,073	27,658	28,990	30,580	31,986
(再掲) 現役並み所得者	1,611	1,600	1,703	1,818	1,999
(再掲) 非課税世帯の被保険者	11,570	11,977	12,666	13,547	14,198

(2) 後期高齢者医療被保険者の医療給付に要した額のうち宇治市負担分(翌年度精算をした後の金額)

(単位:円)

年 度 区 分	2	3	4	5	6
保険療養給付費等 負担金	1,956,249,868	2,035,592,582	2,125,829,090	2,247,428,845	2,398,917,106

## (3) 保険料の収納状況

(単位:円)

区分	年 度	2	3	4	5	6
	調定額	1,401,637,247	1,402,623,267	1,432,575,220	1,486,512,863	1,632,103,850
特別徴収	収 入 額	1,406,291,903	1,405,773,910	1,435,811,662	1,489,999,001	1,636,060,207
	収入率(%)	100.33	100.22	100.23	100.23	100.24
44 \ <del>=</del>	調定額	1,010,122,925	1,033,664,877	1,200,563,476	1,251,061,084	1,407,767,781
普通徴収	収 入 額	1,002,201,852	1,024,450,754	1,184,490,307	1,237,352,802	1,392,469,848
	収入率(%)	99.22	99.11	98.66	98.90	98.91
\B /t-	調定額	4,170,029	2,622,214	4,419,852	6,976,556	7,264,599
過年度新規	収 入 額	4,169,079	2,618,452	4,401,266	6,559,272	7,253,233
70 1798	収入率(%)	99.98	99.86	99.58	94.02	99.84
	調定額	28,321,720	23,912,075	20,684,740	28,949,842	28,313,436
滞納	収 入 額	7,476,886	5,784,854	4,947,468	10,686,914	8,784,251
	収入率(%)	26.40	24.19	23.92	36.92	31.03
	調定額	2,444,251,921	2,462,822,433	2,658,243,288	2,773,500,345	3,075,449,666
合 計	収 入 額	2,420,139,720	2,438,627,970	2,629,650,703	2,744,597,989	3,044,567,539
	収入率(%)	99.01	99.02	98.92	98.96	99.00

※収入額中には還付未済額を含む

所管係

国民年金係

#### 制度の概要

国民年金制度は、日本国憲法第 25 条第 2 項に規定する理念に基づき、老齢・障害又は死亡によって国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によって防止し、健全な国民生活の維持及び向上に寄与している。

#### (1) 被保険者

① 第1号被保険者

日本国内に住所のある農林漁業・自営業、学生・無職などで20歳以上60歳未満の人

② 第2号被保険者 厚生年金保険や共済組合等に加入している人(原則として65歳未満)

③ 第3号被保険者

厚生年金保険の被保険者又は共済組合の組合員の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の人

- ④ 任意加入被保険者
  - ア 日本国内に住所のある 20 歳以上 60 歳未満で、他の年金制度から老齢(退職)年金を受けられる人
  - イ 日本国内に住所のある 60 歳以上 65 歳未満の人
  - ウ 日本国民で海外に住んでいる 20 歳以上 65 歳未満の人
    - ※(昭和50年4月1日以前に生まれた人で、65歳になったとき老齢(退職)年金を 受けることができない人は、65歳以上70歳の間、老齢(退職)年金を受給できる まで加入できる。)

#### 被保険者数の推移(各年度末現在)

(単位:人)

年度	2	3	4	5	6
第1号被保険者	21,650	21,573	20,934	20,630	20,176
第3号被保険者	12,640	12,196	11,535	10,963	10,238
任意加入者	310	316	311	319	311
合計	34,600	34,085	32,780	31,912	30,725

#### (2) 保険料

第1号被保険者及び任意加入被保険者は、保険料を納付しなければならない。

#### ① 月額保険料の推移

(単位:円)

年度	3	4	5	6	7
月額	16,610	16,590	16,520	16,980	17,510

② 付加保険料 月額400円(昭和49年1月から変更なし) (第1号被保険者及び任意加入被保険者で希望する人)

#### ③ 保険料の免除

- ア 国民年金や厚生年金、共済年金から障害年金(1級又は2級)を受けているときや、生活 保護法による生活扶助を受けているときなどは、届出により保険料が免除される(法定免 除)
- イ 保険料を納付することが著しく困難で、申請により認められた場合は、納付が免除(全額 又は一部)される。本人・配偶者・世帯主の所得が審査対象

④ 学生納付特例

本人の前年の所得が一定額以下の学生は、申請により保険料の納付が猶予される

⑤ 納付猶予制度(50歳未満の人。令和17年6月まで) 本人所得と配偶者所得が一定額以下の場合は、申請により保険料の納付が猶予される

⑥ 追納

③④⑤で承認された期間について、10年以内であれば、別に定められた保険料額であとから納付することができる

⑦ 産前産後の保険料の免除

第1号被保険者が出産する場合に、出産予定月の前月から4か月間(多胎妊娠の場合は出産 予定月の3か月前から6か月間)の保険料が免除される

#### (8) 保険料の納付状況(各年度末現在)

(単位:月数)

					( 1 1-2 - ) 4 // 1
年度	2	3	4	5	6
納付対象月数	138,697	135,346	131,106	129,280	127,855
納付月数	100,912	102,286	102,375	101,329	101,143
納付率(%)	72.8	75.6	78.1	78.4	79.1

#### ⑨ 免除者数(各年度末現在)

(単位:人)

	(十四・/()				
年度	2	3	4	5	6
法定免除者数	2,094	2,118	2,146	2,179	2,175
申請免除者数	8,755	8,985	8,727	8,225	8,081
※(学生納付特例)	3,372	3,314	3,229	3,092	3,053
※(納付猶予)	1,030	1,102	1,119	1,017	1,046
合計	10,849	11,103	10,873	10,404	10,256
免除率(%)	50.1	51.5	51.9	50.4	50.8

<sup>※</sup> 再掲

## (3) 給付

#### ① 老齢基礎年金

国民年金等の加入期間(資格期間)が、10年以上ある人に65歳から支給。ただし、支給年齢の『繰上げ』や『繰下げ』が、一定の要件内でできる

## 資格期間の合算

- ア 国民年金の保険料を納めた期間(任意加入も含む。)
- イ 国民年金の保険料が免除された期間
- ウ 昭和61年4月からの第3号被保険者期間
- エ 昭和 36 年 4 月以降の厚生年金保険や共済組合の加入期間 (昭和 36 年 3 月以前の加入 期間が含まれる場合もある。)
- オ 厚生年金保険や共済組合の加入者の配偶者であって、国民年金に任意加入しなかった 期間(昭和36年4月以降61年3月までの20歳以上60歳未満の間)
- カ 学生であって国民年金に任意加入しなかった期間(ただし、平成3年4月より「任意加入」から「必ず加入」に変更)
- キ 海外居住期間(日本国籍を有する人で、昭和36年4月以降で20歳以上60歳未満の間)

## ● 年金額

- ア 加入可能年数の保険料を完納した場合、下記ウの年金額が支給される
- イ 保険料を納めた期間が加入可能年数に不足する場合は、減額される
  - ※ 年金額の計算式

厚生年金等 国民年金 加入月数( $20\sim60$  歳) + 納付月数 + ① + ②

満額の年金額

X

480月 (40年×12月)

①= (平成 21 年 3 月までの) 国民年金全額 国民年金 3/4 国民年金半額 国民年金 1/4 免除月数×1/3+免除月数×1/2+免除月数×2/3+免除月数×5/6

②= (平成 21 年 4 月以降の) 国民年金全額 国民年金 3/4 国民年金半額 国民年金 1/4 免除月数×1/2+免除月数×5/8+免除月数×3/4+免除月数×7/8

ウ 年金額の推移(完全自動物価スライド制)【 】内は昭和31年4月1日以前生まれの者の額

令和3年度 780.900 円 (月額 65.075円) 令和 4 年度 777,800 円 (月額 64,816円) 【792,600 円】 令和5年度 795,000 円 (月額 66,250円【66,050円】) 令和6年度 816,000 円 【813,700 円】 (月額 68,000円【67,808円】) 令和7年度 831,700 円 【829,300 円】 (月額 69,308 円【69,108 円】)

#### ② 障害基礎年金

## ● 対象者

- ア 国民年金加入中や60歳以上65歳未満の日本国内居住中に病気やケガをして一定の障害が残った人
- イ 20歳になるまでに病気やケガをして一定の障害が残った人
- ウ 昭和61年3月31日までに障害福祉年金が支給されていた人

#### ● 支給要件

- ア 初診日の前日において、前々月までの保険料納付期間(免除期間を含む。)が加入期間の3分の2以上あること(又は初診日が令和18年3月31日までにある人は初診日の属する月の前々月から1年間保険料未納がないこと)
- イ 上記イ、ウの場合、本人の所得が一定額以上あるときは、一部又は全部が支給停止される
- 年金額(完全自動物価スライド制)
  - ア 障害基礎年金の支給基本額(2級)は、老齢基礎年金(満額)と同額
  - イ 障害の程度が障害等級表の1級に該当する場合は、上記金額の100分の125に相当する額
  - ウ 18 歳未満の子 (障害等級が 1 級・2 級の障害状態にある子は 20 歳未満) の生計を維持しているときは、子の数に応じて加算される

## 子1人当たり加算額

(単位:円)

年度	3	4	5	6	7
1子・2子	224,700	223,800	228,700	234,800	239,300
3 子以降	74,900	74,600	76,200	78,300	79,800

## ③ 遺族基礎年金

#### ● 対象者

ア 国民年金加入中に死亡した場合、その人に生計を維持されていた 18 歳未満の子のある配偶者又は遺児 (18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子又は障害等級が 1 級・2 級の障害状態にある 20 歳未満の子)

イ 昭和61年3月31日までに母子・準母子福祉年金が支給されていた人

#### ● 支給要件

ア 死亡した人が、死亡日の前日において障害基礎年金と同様の納付要件を満たしている か、保険料納付済期間(免除期間を含む。)が25年以上あること

イ 上記イの場合、受給権者の所得が一定額以上あるとき等は支給停止される

## ● 年金額(物価スライド制)

- ア 遺族基礎年金の基本額は、老齢基礎年金(満額)と同額
- イ 配偶者に支給される場合 基本額 + 障害基礎年金の子の加算額
- ウ 子に支給される場合、子が1人のときは、基本額のみ。2人以上いるときは、2人目 以降の子の加算額を加えた額を、子の数で除して得た額をそれぞれに支給

#### ④ 寡婦年金

#### 対象者

保険料納付済期間(免除期間を含む。)が10年以上ある夫が、老齢(障害)基礎年金を受けていないで死亡し、かつ、その夫に生計を維持され婚姻関係が10年以上ある妻。ただし、妻が繰上げ支給の老齢基礎年金を受けているときは支給されない

## ● 支給期間

60 歳から 65 歳になるまで

#### ● 年金額

夫が65歳から受けるはずであった老齢基礎年金額の4分の3の額

## ⑤ 付加年金

### ● 対象者

付加保険料(任意)を納付した人

● 年金額(老齢基礎年金に下記の金額が加算される。)

200 円 × 付加保険料納付月数

## ⑥ 死亡一時金

#### 対象者

第1号被保険者(任意含む)として保険料を3年以上納めた人が老齢基礎年金等を受けずに死亡したとき、その遺族に支給される

支給額(平成6年4月1日から下記の金額)

3 年以上 15 年未満	120,000 円	15 年以上 20 年未満	145,000 円
20 年以上 25 年未満	20 年以上 25 年未満 170,000 円		220,000 円
30 年以上 35 年未満 270,000 円		35 年以上	320,000 円

## ⑦ 老齢年金(旧法年金)

## ● 対象者

大正 15 年 4 月 1 日以前に生まれた人で、生年月日に応じた国民年金の資格期間を満たしている人

#### ● 年金額

基本年金額 2,501 円  $\times$  (保険料納付月数+保険料免除月数 $\times$ 1/3)  $\times$  物価スライド (明治 44 年 4 月 1 日以前生まれの人 3,752 円 $\times$ 月数)

付加年金 200 円×付加保険料納付月数

10年から24年の加入で老齢年金になる人は上記式に次の額が加算

968 円 $\times$ (300-加入月数)  $\times$  保険料納付済月数+保険料納付免除月数 $\times$ 1/2  $\times$  物価スライド 加 入 月 数

## ⑧ 通算老齢年金(旧法年金)

#### ● 対象者

大正 15 年 4 月 1 日以前に生まれた人で、他の年金制度の加入期間(合算対象期間)を合算して 10 年以上の資格期間がある人又は昭和 36 年 4 月 1 日以降で他の年金制度の加入期間を合計して生年月日に応じた資格期間を満たしている人

なお、大正 15 年 4 月 2 日以降に生まれた人でも、昭和 61 年 3 月 31 日以前から厚生(共済)年金を受けているときは、国民年金通算老齢年金を受けることになる

## ● 年金額

明治44年4月2日以降生まれの人

2,501 円 imes (保険料納付月数+保険料免除月数imes1/3)imes 物価スライド

(明治44年4月1日以前生まれの人は、上記の2,501円を3,752円とする。)

## ⑨ 老齢福祉年金

## ● 対象者

国民年金に加入できなかった、明治44年4月1日以前生まれの人

#### ● 年金額

ア 全額が国の負担によって支給されているため、所得制限等があって全額又は一部が支 給停止される

イ 支給額 (単位:円)

年度	3	4	5	6	7
年金額	400,100	398,500	406,100	416,900	424,900

#### ⑩ 年金生活者支援給付金

公的年金等の収入金額やその他の所得が一定基準額以下の年金生活者の生活を支援するため に、年金に上乗せして支給される

給付金は、受給年金により以下の3種類に区分される

## ア 老齢年金生活者支援給付金

- 対象者 以下の支給要件を全て満たしている人
  - 1. 65歳以上で、老齢基礎年金を受けている
  - 2. 請求される人の世帯全員の市民税が非課税
  - 3. 前年の年金収入額とその他の所得額の合計が約89万円以下(毎年度改定)

#### ● 給付額

保険料納付済期間等に応じて算出され、以下の計算式の合計額となる

1. 保険料納付済期間に基づく額(月額)

基準額(毎年度改定)×保険料納付済期間/480月

(単位:円)

				\ 1 I	
年度	3	4	5	6	7
基準額	5,030	5,020	5,140	5,310	5,450

2. 保険料免除期間に基づく額(月額)

基準額(毎年度改定)×保険料免除期間/480月

(単位:円)

年度	3	4	5	6	7
基準額	10,845	10,802	11,041	11,333	11,551

## イ 障害年金生活者支援給付金

- 対象者 以下の支給要件を全て満たしている人
  - 1. 障害基礎年金を受けている
  - 2. 前年の所得額が「4,794,000円+扶養親族の数×38万円」以下である

(単位:円)

年度	3	4	5	6	7
障害等級2級	5,030	5,020	5,140	5,310	5,450
障害等級1級	6,288	6,275	6,425	6,638	6,813

## ウ 遺族年金生活者支援給付金

- 対象者 以下の支給要件を全て満たしている人
  - 1. 遺族基礎年金を受けている
  - 2. 前年の所得額が「4,794,000円+扶養親族の数×38万円」以下である

● 給付額

(単位:円)

年度	3	4	5	6	7
給付額	5,030	5,020	5,140	5,310	5,450

※ ただし、2人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合は、給付額を 子の数で割った金額がそれぞれに支払われる

## ① 年金等の支払時期

年金等	支払月日	支払月分
基礎年金 寡婦年金 老齢年金 年金生活者支援給付金	2・4・6・8・10・12月の 各月 15日 (土・日・祝日は前日)	前月までの2か月分
老齢福祉年金	4・8・12月の各月 11 日 (土・日・祝日は前日)	前月までの4か月分

## 根 拠 法 令 等

- ◇ 国民年金法 (昭和34年4月16日法律第141号)
- ◇ 年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年11月26日法律第102号)

区 分

## 7 特別障害給付金事業

所管係

国民年金係

## 制度の概要

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金等を受給していない障害者について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、創設された福祉的措置制度。

#### (1) 支給対象

- ① 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
- ② 昭和 61 年 3 月以前に国民年金任意加入対象であった被用者(厚生年金、共済組合等の加入者) の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在障害基礎年金 1,2級相当の障害に該当する人。ただし 65 歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当する場合。

なお障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる人は対象外。

(2) 支給月額(物価スライド)

(単位:円)

年度	3	4	5	6	7
1級	52,450	52,300	53,650	55,350	56,850
2 級	41,960	41,840	42,920	44,280	45,480

## 根拠法令等

◇ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成 16 年 12 月 10 日法律第 166 号)

区 分

#### 8 在日外国人重度障害者特別給付金支給事業

所管係

国民年金係

## 制度の概要

国民年金法の国籍要件が撤廃された昭和57年1月1日より前から既に重度の障害者となっている在日外国人無年金者に対して、給付金を支給する。

- (1) 対象者 宇治市に住民登録をしている外国人又は外国人であった人で、次の要件を満たす人 (ただし、障害基礎年金等の受給者は除く。)
  - ① 昭和37年1月1日以前に生まれた人
  - ② 昭和57年1月1日において日本国内に外国人登録をしていた人
  - ③ 身体障害者手帳 1・2級、療育手帳 A 又は精神障害者保健福祉手帳 1級を所持している人でその障害にかかる初診日が昭和56年12月31日以前の人
- (2) 給付額 月額 36,000 円 所得制限あり。生活保護受給者には支給しない。他の公的年金受給者は、 差額を支給する

## 根拠法令等

◇ 在日外国人重度障害者特別給付金支給要綱(平成7年9月1日施行)

## 制度の現況

年 度 区 分	2	3	4	5	6
支 給 人 数 (人)	4	4	3	3	3
金 額 (千円)	1,728	1,728	1,296	1,296	1,296

区 分 **9 在日外国人高齢者特別給付金支給事業** 所管係 国民年金係

## 制度の概要

大正15年4月1日以前生まれの制度的無年金となっている在日外国人高齢者に対して給付金を支給する。

- (1) 対象者 宇治市に住民登録をしている外国人又は外国人であった人で、次の要件を満たす人
  - ① 大正15年4月1日以前に生まれた人
  - ② 昭和57年1月1日において日本国内に外国人登録をしていた人

## (2) 給付額

月額 10,000 円 所得制限あり。生活保護受給者には支給しない。他の公的年金受給者は、差額を支給する

## 根拠法令等

◇ 在日外国人高齢者特別給付金支給要綱(平成11年8月1日施行)

## 制度の現況

年 度 区 分	2	3	4	5	6
支給人数(人)	2	2	2	2	2
金額(千円)	240	240	240	240	100

# 国民健康保険課

係	分掌事務
国保管理係	<ul> <li>(1) 国民健康保険事業の管理及び普及促進に関すること。</li> <li>(2) 国民健康保険事業費納付金に関すること。</li> <li>(3) 特別会計の経理に関すること。</li> <li>(4) 国民健康保険運営協議会に関すること。</li> <li>(5) その他国民健康保険に関すること。</li> <li>(6) 課の庶務に関すること。</li> </ul>
国保資格給付係	<ul><li>(1) 保険給付に関すること。</li><li>(2) 被保険者の資格の得喪に関すること。</li><li>(3) 保険料の賦課に関すること。</li><li>(4) 保険料の減免及び審査請求に関すること。</li></ul>
国保料収納係	<ul> <li>(1) 保険料の収納並びに過誤納金の還付及び充当に関すること。</li> <li>(2) 保険料の徴収に関すること。</li> <li>(3) 保険料の滞納整理に関すること。</li> <li>(4) 納付思想の普及及び宣伝に関すること。</li> <li>(5) 京都地方税機構との連絡及び調整に関すること。</li> </ul>

## 区 分 1 保険給付事業の状況

所管係

国保管理係 国保資格給付係

## 制度の概要

## (1) 療養の給付(国民健康保険法第36条、42条)

被保険者が疾病等により医療機関等で受診した場合、医療費(10割分)の3割(、又は2割)は本人が負担(一部負担金)し、7割(、又は8割)は保険者が「療養の給付」として医療機関等に支払う。

#### 一部負担割合

小学校入学前	小学校入学から 70 歳未満	70 歳以上 75 歳未満
2 割	3 割	2割 (現役並み所得者は3割)

## (2) 療養費(国民健康保険法第54条)

被保険者が緊急その他やむを得ない理由で、被保険者であることの確認を受けないで医療機関等を受診した場合や、治療用装具を装着した場合等に行う現金給付。

## (3) 高額療養費 (国民健康保険法第57条の2)

被保険者(世帯)が同じ月に、一部負担金が下表の自己負担限度額を超えた場合に、その差額を申請により支給する。

① 70歳未満<70歳未満の一部負担金の計算上の注意>

個人ごとに医療機関ごと(同じ医療機関でも歯科、外来、入院ごと)にまとめる。

所得区分	3回目まで (過去 12 か月間に一つの世帯での支給が 3回目まで)	4 回目以降 (過去 12 か月間に一つの 世帯での支給が 4 回以上あった 場合の 4 回目以降)
旧ただし書き所得※1 901 万円超※2	252,600 円 医療費が 842,000 円を超えた場合は + (医療費-842,000 円)×1%	140,100 円
旧ただし書き所得 600 万円超〜 901 万円以下	167,400 円 医療費が 558,000 円を超えた場合は + (医療費-558,000 円) ×1%	93,000 円
旧ただし書き所得 210 万円超〜 600 万円以下	80,100円 医療費が 267,000円を超えた場合は + (医療費-267,000円)×1%	44,400 円
旧ただし書き所得 210 万円以下	57,600 円	44,400 円
住民税非課税世帯	35,400 円	24,600 円

※1 旧ただし書き所得=前年の総所得額等-基礎控除 43 万円

※2 所得不明 (未申告者) を含む世帯

② 70 歳以上 75 歳未満 <70 歳以上 75 歳未満世帯の一部負担金の計算上の注意> 個人ごとに医療機関及び歯科の区別なく、外来、入院ごとにまとめる。

所得区分		外来(個人単位)	外来+入院 (世帯単位)		
現	252,600 円 Ⅲ(課税所得 医療費が 842,000 円を超えた場合 690 万円以上) + (医療費−842,000 円) ×1% (4 回目以降は 140,100 円) ※				
現役並み所得者	Ⅱ (課税所得 380 万円以上)	167,400円 医療費が 558,000円を超えた場合は + (医療費-558,000円)×1% (4回目以降は 93,000円) ※1			
者	I (課税所得 145 万円以上)	+ (医療	80,100円 7,000円を超えた場合は 貴ー267,000円)×1% 以降は44,400円)※1		
一般 (課税所得 145 万円未満)		18,000 円 年間 144,000 円※2	57,600 円 (4 回目以降は 44,400 円)※1		
住民和	说 低所得者Ⅱ	8,000 円	24,600 円		
非課税廿	世帯 低所得者 I	8,000 円	15,000 円		

- ※1 過去 12 か月間に一つの世帯での支給が 4 回以上あった場合の 4 回目以降
- ※2 年間=8月1日~翌年7月31日

## ③ 世帯合算

ア 70歳未満の世帯の場合

同一世帯で同一月内に自己負担額 21,000 円以上が複数あり、その合計額が自己負担限 度額を超えた場合、その超えた額を支給。

- イ 70歳以上75歳未満の人のみで同月に外来および入院がある場合
  - 外来の限度額を個人単位で適用後に、入院を含めた世帯単位の自己負担限度額を適用。
- ウ 70 歳未満と 70 歳以上 75 歳未満の人が同じ世帯の場合

まず70歳以上のみで自己負担限度額を適用し、これに70歳未満の合算対象額を合わせて70歳未満の自己負担限度額を適用。

## ④ 高額療養費自己負担限度額の特例

ア 月の途中で 75 歳の誕生日を迎えて後期高齢者医療制度に移行した人や、被用者保険の被保険者本人が後期高齢者医療制度に移行したことで月の途中で国保に加入した被扶養者は、その月の自己負担限度額が本来の自己負担限度額の 2 分の 1。(誕生日が 1 日の人については対象外)

イ 世帯が同一都道府県内の他市町村に住所異動した月において、異動後も世帯の継続性が保たれている場合、転出地と転入地の市町村における自己負担限度額が本来の自己負担限度額の2分の1。

## ⑤ 特定疾病

血友病、慢性腎不全で人工透析、または抗ウィルス剤を投与している後天性免疫不全症候群の治療を受ける場合、1 医療機関 1 か月 1 万円を超えた額。(慢性腎不全で人工透析を要する70 歳未満の上位所得者については、1 医療機関 1 か月 2 万円を超えた額)

## (4) 高額介護合算療養費 (国民健康保険法第57条の3)

医療費と介護費の自己負担を合算して、年額(8月1日から翌年7月末日)で定められた自己負担限度額を超えた分が高額介護合算療養費として支給される。

## ① 70歳未満の自己負担限度額

所得区分	限度額
旧ただし書き所得 901 万円超	212 万円
旧ただし書き所得 600 万円超 901 万円以下	141 万円
旧ただし書き所得 210 万円超 600 万円以下	67 万円
旧ただし書き所得 210 万円以下	60 万円
住民税非課税世帯	34 万円

## ② 70歳以上75歳未満の自己負担限度額

	所得区分		限度額
租		課税所得 <b>690</b> 万 円以上)	212 万円
所得者	II (	課税所得 380 万 円以上)	141 万円
<sup>つ</sup> み I		課税所得 145 万 円以上)	67 万円
一般 (課税所得 145 万円未満)		税所得	56 万円
住民税   低所得者Ⅱ		低所得者Ⅱ	31 万円
非課税世帯		低所得者 I	19 万円

# (5) 出産育児一時金(国民健康保険法第 58 条、宇治市国民健康保険条例) 被保険者の出産に対しては、1 子につき 488,000 円を支給する。産科医療補償制度対象分娩の場合は 12,000 円を加算。

- (6) 葬祭費(国民健康保険法第58条、宇治市国民健康保険条例) 被保険者が死亡した場合、葬祭を行った者に対して50,000円を支給する。
- (7) 精神·結核医療付加金(宇治市国民健康保険条例)

結核医療(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2第1項)、精神通院医療(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条に規定する指定自立支援医療のうち同法施行令第1条の2第3号で定める精神障害の医療)の受給者の自己負担額のうち公費部分を除いた部分を給付する。

## 制度の状況

## (1) 保険給付費 (支払済額)

## ① 一般被保険者分 保険給付費

項目	年度	2	3	4
療養の給付	件数(件)	548,659	575,933	566,187
原食の和刊	金額(円)	10,884,955,384	11,571,631,794	11,114,409,146
療養費	件数(件)	25,986	26,366	26,211
	金額 (円)	172,062,633	173,403,753	168,467,365
高額療養費	件数(件)	21,129	21,698	20,995
向領炼食賃	金額(円)	1,598,537,782	1,685,969,343	1,622,404,182
合計	件数 (件)	595,774	623,997	613,393
	金額(円)	12,655,555,799	13,431,004,890	12,905,280,693

項目	年度	5	6
療養の給付	件数 (件)	546,978	521,981
源後 ジ 和刊	金額 (円)	10,843,489,111	10,075,637,798
療養費	件数(件)	24,931	23,348
	金額 (円)	161,265,600	158,122,415
高額療養費	件数(件)	20,192	19,209
一	金額 (円)	1,643,563,280	1,549,228,646
合計	件数(件)	592,101	564,538
	金額 (円)	12,648,317,991	11,782,988,859

<sup>※</sup> 東日本大震災による被災に伴う、診療報酬等概算請求及び診療報酬等保険者不明分請求に 基づく医療費及び事務費手数料を除く

## ② 退職被保険者等分 保険給付費

-E-II	年度	2	3	4
項目				
療養の給付	件数(件)	7	0	0
原食の作刊	金額 (円)	180,082	0	0
<b>農業</b>	件数(件)	0	0	0
療養費	金額 (円)	0	0	0
高額療養費	件数(件)	0	0	0
向領原食賃	金額 (円)	0	0	0
合計	件数(件)	7	0	0
	金額 (円)	180,082	0	0

項目	年度	5	6
療養の給付	件数(件)	0	0
源後 ジ 和刊	金額 (円)	0	0
療養費	件数(件)	0	0
原食貝	金額 (円)	0	0
高額療養費	件数(件)	0	0
向領炼食賃	金額 (円)	0	0
合計	件数(件)	0	0
	金額 (円)	0	0

<sup>※</sup> 退職者医療制度は平成20年に適用が廃止され、令和6年に経過措置を廃止

## ③ その他の給付

項目	年度	2	3	4
出産育児	件数 (件)	87	107	81
一時金	金額(円)	36,460,000	44,876,000	33,920,000
<b></b>	件数(件)	228	249	261
葬祭費	金額(円)	11,400,000	12,450,000	13,050,000
新型コロナ	件数(件)	9	16	118
傷病手当金	金額 (円)	425,820	1,055,680	4,181,140
精神・結核	件数 (件)	22,011	23,273	23,562
付加金	金額 (円)	26,286,017	27,531,115	27,060,779

項目	年度	5	6
出産育児	件数(件)	73	67
一時金	金額(円)	35,756,000	33,464,000
葬祭費	件数(件)	225	199
<b>并示</b> 其	金額(円)	11,250,000	9,950,000
新型コロナ	件数(件)	11	0
傷病手当金	金額 (円)	222,710	0
精神・結核	件数 (件)	23,320	23,481
付加金	金額 (円)	26,896,624	26,738,065

<sup>※</sup> 出産育児一時金の表記は、件数は支給決定件数、金額は支払義務額

## (2) 療養の給付等、件数・日数・費用額の状況(一般被保険者)

項目	年度	2	3	4
	件数(件)	8,296	8,186	7,678
入院	日数(日)	115,288	116,391	108,122
	費用額(円)	5,586,986,638	6,002,601,018	5,646,544,507
	件数 (件)	301,141	313,598	306,783
入院外	日数(日)	459,002	476,143	462,870
	費用額(円)	5,104,545,496	5,452,881,613	5,275,539,226
	件数 (件)	72,764	78,427	77,828
歯科	日数(日)	124,673	130,860	127,812
	費用額(円)	1,003,791,807	1,085,576,576	1,091,813,353
	件数(件)	382,201	400,211	392,289
診療費計	日数(日)	698,963	723,394	698,804
	費用額(円)	11,695,323,941	12,541,059,207	12,013,897,086
	件数(件)	166,458	175,722	173,898
その他	日数(日)	20,472	23,302	24,647
	費用額(円)	2,945,228,853	3,028,179,690	2,949,904,248
合計	件数(件)	548,659	575,933	566,187
	日数(日)	719,435	746,696	723,451
	費用額(円)	14,640,552,794	15,569,238,897	14,963,801,334

項目	年度	5	6
	件数(件)	7,585	6,867
入院	日数(日)	106,101	92,980
	費用額(円)	5,608,146,598	4,992,234,156
	件数(件)	294,312	277,168
入院外	日数(日)	439,101	411,789
	費用額(円)	5,144,560,474	4,797,372,382
	件数(件)	74,342	71,973
歯科	日数(日)	119,009	112,638
	費用額(円)	1,020,351,410	999,583,391
	件数(件)	376,239	356,008
診療費計	日数(日)	664,211	617,407
	費用額(円)	11,773,058,482	10,789,189,929
	件数(件)	170,739	4,054
その他	日数(日)	26,866	29,562
	費用額(円)	2,878,566,637	2,845,444,069
	件数(件)	546,978	360,062
合計	日数(日)	691,077	646,969
	費用額(円)	14,651,625,119	13,634,633,998

## (3) 療養の給付等、件数・日数・費用額の状況(退職被保険者等)

項目	年度	2	3	4	5	6
	件数(件)	0	0	0	0	0
入院	日数(日)	0	0	0	0	0
	費用額(円)	0	0	0	0	0
	件数(件)	2	0	0	0	0
入院外	日数(日)	5	0	0	0	0
	費用額(円)	28,240	0	0	0	0
	件数(件)	3	0	0	0	0
歯科	日数(日)	5	0	0	0	0
	費用額(円)	214,690	0	0	0	0
	件数(件)	5	0	0	0	0
診療費計	日数(日)	10	0	0	0	0
	費用額(円)	242,930	0	0	0	0
	件数(件)	2	0	0	0	0
その他	日数(日)	0	0	0	0	0
	費用額(円)	14,330	0	0	0	0
	件数(件)	7	0	0	0	0
合計	日数(日)	10	0	0	0	0
	費用額(円)	257,260	0	0	0	0

<sup>※</sup> その他分=調剤+食事療養+訪問看護

<sup>※</sup> 件数は食事療養除く、日数は調剤・食事療養除く

## (4) 診療費諸率の状況 (一般被保険者)

項目	年度	2	3	4	5	6
	一人当たり 診療費(円)	147,243	160,472	157,711	165,843	156,737
入院	一日当たり 診療費(円)	48,461	51,573	52,224	52,857	53,691
八阮	一件当たり 日数(日)	13.90	14.22	14.08	13.99	13.54
	受診率(%)	21.864	21.884	21.445	22.430	21.560
	一人当たり 診療費(円)	134,528	145,776	147,349	152,134	150,619
入院外	一日当たり 診療費(円)	11,121	11,452	11,397	11,716	11,650
八阮介	一件当たり 日数(日)	1.52	1.52	1.51	1.49	1.49
	受診率(%)	793.646	838.363	856.864	870.334	870.202
	一人当たり 診療費(円)	26,455	29,021	30,495	30,174	31,383
歯科	一日当たり 診療費(円)	8,051	8,296	8,542	8,574	8,874
图件	一件当たり 日数(日)	1.71	1.67	1.64	1.60	1.57
	受診率(%)	191.767	209.664	217.378	219.843	225.968
	一人当たり 診療費(円)	308,226	335,269	335,556	348,151	338,739
	一日当たり 診療費(円)	16,732	17,336	17,192	17,725	17,475
診療費計	一件当たり 日数(日)	1.83	1.81	1.78	1.77	1.73
	受診率(%)	1,007.277	1,069.911	1,095.688	1,112.606	1,117.729

## (5) 診療費諸率の状況(退職被保険者等)

項目	年度	2	3	4	5	6
	一人当たり 診療費(円)	0	0	0	0	0
入院	一日当たり 診療費(円)	0	0	0	0	0
/\pL	一件当たり 日数(日)	0	0	0	0	0
	受診率(%)	0	0	0	0	0
	一人当たり 診療費(円)	0	0	0	0	0
入院外	一日当たり 診療費(円)	5,648	0	0	0	0
八四次	一件当たり 日数(日)	2.50	0	0	0	0
	受診率(%)	0	0	0	0	0
	一人当たり 診療費(円)	0	0	0	0	0
歯科	一日当たり 診療費(円)	42,938	0	0	0	0
西竹	一件当たり 日数(日)	1.67	0	0	0	0
	受診率(%)	0	0	0	0	0
	一人当たり 診療費(円)	0	0	0	0	0
診療患針	一日当たり 診療費(円)	24,293	0	0	0	0
診療費計	一件当たり 日数(日)	2.00	0	0	0	0
	受診率(%)	0	0	0	0	0

※ 一人当り診療費 = 年間総費用額÷年間平均被保険者数 一日当り診療費 = 年間総費用額÷年間総受診日数 一件当り日数 = 年間総受診日数÷年間総受診件数 受診率 = 年間総受診件数÷年間平均被保険者数

受診率 = 年間総受診件数÷年間平均被保険者数 $\times$ 100  $\rightarrow$  一人当り診療費 = 一日当り診療費 $\times$ 一件当り日数 $\times$ 受診率 区 分 2 国民健康保険保健事業

所管係

国保管理係 国保資格給付係

## 制度の概要

被保険者の健康の保持増進、療養環境の向上又は保険給付のために必要な次の事業を行う。

● 被保険者の健康の保持増進、療養環境の向上又は保険給付のために必要な事業

## 根拠法令等

- ◇ 国民健康保険法 (昭和 33 年法律第 192 号)
- ◇ 宇治市国民健康保険条例(昭和36年宇治市条例第1号)
- ◇ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)

## 制度の状況

## (1) 医療費通知の実施状況

年度項目	2	3	4	5	6		
通知回数(回)	6	6	6	6	6		
通知世帯件数 (件)	109,577	109,932	108,131	101,885	97,462		
通知(月)	4、8、10、	4、6、8、10、12、翌 2					
757F (717	12、翌 2	1, 0, 0, 10, 12, 12, 2					
	・受診年月 ・受診者氏名 ・診療日数 ・食事療養費						
通知項目等	• 受診医療機関	名等・	入院、外来、歯科	科等の区分			
・医療費総額 ・自己負担相当額							

## (2) 高額療養費貸付制度の利用状況

国保被保険者で医療費の支払が特に困難な者に対し、高額療養費支給見込額の 10 分の 9 以内で貸付制度が受けられる。<京都府国民健康保険団体連合会高額療養費支払資金貸付規程>

## 国保連合会による貸付利用状況

年度 区分	2	3	4	5	6
貸付件数 (件)	0	0	0	0	0
貸付金額 (千円)	0	0	0	0	0

## 制度の概要

国民健康保険は、国民皆保険を支える基盤として、健康保険、各種共済組合等の被用者保険の被保険者・ 被扶養者以外を対象としている。

具体的には、次の要件に該当したときに取得、喪失する。なお、75歳到達により後期高齢者医療制度の被保険者となった場合を除き、届出が必要となる。

## (1) 取得

- ① 宇治市に住所を定めた場合(転入・出生等)
- ② 被用者保険等の被保険者又は被扶養者でなくなった場合
- ③ 後期高齢者医療制度の被保険者でなくなった場合
- ④ 生活保護が停止・廃止された場合

## (2) 喪失

- ① 宇治市に住所を有しなくなった場合(転出・死亡等)
- ② 被用者保険等の被保険者又は被扶養者になった場合
- ③ 後期高齢者医療制度の被保険者になった場合
- ④ 生活保護を受けた場合

## 根拠法令等

- ◇ 国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)
- ◇ 宇治市国民健康保険条例(昭和36年宇治市条例第1号)

## 制度の状況

## (1) 宇治市の世帯、人口に占める加入世帯等の推移

(各年度3月末)

(単位:世帯)

年度 項目	2	3	4	5	6
総世帯(世帯)	84,818	84,791	85,286	85,832	86,236
加入世帯(世帯)	24,332	23,878	22,905	22,006	21,103
加入率(%)	28.7	28.2	26.9	25.6	24.5
総人口(人)	184,432	182,841	181,616	180,210	178,893
被保険者数(人)	37,493	36,383	34,269	32,461	30,628
加入率(%)	20.3	19.9	18.9	18.0	17.1

## (2) 年度別加入世帯の増減

年度 項目	2	3	4	5	6
世帯増	4,030	3,928	4,272	4,270	4,097
世帯減	3,948	4,382	5,245	5,169	5,000
差引	82	$\triangle 454$	$\triangle 973$	△899	$\triangle 903$

## (3) 年度別被保険者の増減

(単位:人)

年度項目	2	3	4	5	6
被保険者増	6,457	6,215	6,472	6,512	6,015
被保険者減	6,775	7,325	8,586	8,320	7,848
差引	△318	△1,110	$\triangle 2,114$	△1,808	△1,833

## (4) 取得事由別被保険者の推移

(各年度合計)(単位:人)

項目	2	3	4	5	6
転入	1,185	965	1,316	1,225	1,109
出生	88	104	83	85	60
社保離脱	4,699	4,690	4,553	4,726	4,405
後期高齢	5	2	1	3	4
生保廃止	148	127	125	121	100
その他	332	327	394	352	337
計	6,457	6,215	6,472	6,512	6,015

## (5) 喪失事由別被保険者の推移

(各年度合計)(単位:人)

2) PC) ( 1. P1/3 1/2/ ) (	(11/21				
年度 項目	2	3	4	5	6
転出	1,089	1,051	1,251	1,179	1,101
死亡	243	270	271	233	224
社保加入	3,372	3,355	3,764	3,640	3,580
後期高齢	1,512	2,125	2,754	2,772	2,475
生保開始	200	192	175	174	161
その他	359	332	371	322	307
計	6,775	7,325	8,586	8,320	7,848

区 分

## 4 国民健康保険料の賦課状況

所管係

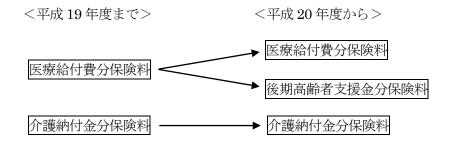
国保資格給付係

## 制度の概要

国民健康保険料の構成は、次のとおり。

前年中の被保険者の所得×所得割率+被保険者数×均等割額+平等割額≦限度額

※ 平成 12 年度より、介護保険第 2 号被保険者 (40 歳以上 65 歳未満) について介護納付金分保険料 を医療給付費分保険料に上乗せで賦課。平成 20 年度からは医療給付費分保険料と介護納付金分保 険料に加えて、後期高齢者支援金分保険料の 3 本立てになった。保険料の構成はいずれも医療給付費分と同じ。



## 制度の状況

## (1) 保険料率の推移

-/ F1-1	D(11 1 - 1 PL)					
項目	年度	2	3	4	5	6
屋	所得割(%)	7.56	7.29	7.75	7.57	8.94
医療	均等割(円)	25,400	25,500	27,900	27,700	31,300
分	平等割(円)	17,500	17,100	18,000	17,700	20,500
77	限度額 (円)	630,000	630,000	650,000	650,000	650,000
介	所得割(%)	2.67	2.87	2.97	2.89	2.93
護	均等割(円)	10,900	11,800	12,200	12,300	12,200
设分	平等割(円)	5,500	5,900	6,000	6,000	6,000
77	限度額(円)	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000
44s	所得割(%)	2.75	2.89	2.78	2.87	3.07
後曲	均等割(円)	9,100	9,700	9,600	9,600	10,500
期分	平等割(円)	6,300	6,500	6,200	6,500	6,800
刀	限度額(円)	190,000	190,000	200,000	220,000	240,000

## (2) 調定額の推移(現年度)

(各年度決算による、単位:円)

-/ H/17/CH/ 1H//	()=1/2=/	(1/2/0/1-00/1/21)				
年度 項目	2	3	4	5	6	
医療分	2,191,691,382	2,099,498,91	2,172,941,389	1,991,335,198	2,203,119,516	
介護分	261,818,220	268,911,150	281,785,350	266,281,470	265,116,820	
後期分	781,696,218	802,217,402	758,679,161	727,419,582	753,699,384	
計	3,235,205,820	3,170,627,470	3,213,405,900	2,985,036,250	3,221,935,720	

## (3) 世帯・被保険者当り調定額の推移(現年度)

項目	年度	2	3	4	5	6
医療分	1 世帯	89,555	86,211	91,941	87,867	101,419
区原刀	1人	57,801	56,266	60,991	59,151	69,503
介護分	1 世帯	27,193	28,375	29,955	28,756	29,179
月喪刀	1人	23,318	24,471	25,907	24,956	25,372
<b>公田八</b>	1 世帯	31,941	32,941	32,101	32,097	34,696
後期分	1人	20,615	21,499	21,295	21,608	23,778

※ 世帯・被保険者は年度平均

区分	5 国民健康保険料の収納状況	所管係	国保料収納係
----	----------------	-----	--------

## 制度の状況

## (1) 収入率の推移(現年度)

(各年度決算による、単位:%)

(単位:円)

年度 項目	2	3	4	5	6
医療分	95.46	96.51	96.39	96.56	96.24
介護分	92.78	94.36	93.96	94.61	94.24
後期分	95.35	96.27	95.96	96.26	96.01
全体分	95.22	96.27	96.07	96.31	96.02

## (2) 世帯・被保険者当り収納額の推移(現年度)

(単位:円)

項目	年度	2	3	4	5	6
E E A	1 世帯	85,486	83,205	88,619	84,843	97,603
医療分	1人	55,174	54,304	58,788	57,116	66,889
介護分	1 世帯	25,231	26,775	28,147	27,206	27,498
月 受月	1人	21,635	23,091	24,343	23,611	23,911
後期分	1 世帯	30,457	31,712	30,805	30,897	33,313
(次朔)	1人	19,658	20,697	20,435	20,800	22,830

<sup>※</sup> 世帯・被保険者は年度平均

## (3) 納付方法別比率(世帯)の推移

(各年度決算による、単位:%)

(a) William (a) (b) (b) (c) (c) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d						
年度項目	2	3	4	5	6	
口座振替	61.89	61.95	61.13	60.86	60.00	
自主納付	33.05	33.17	33.88	34.51	35.34	
※特別徴収	5.06	4.88	4.99	4.62	4.66	

<sup>※</sup> 国保の被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯について、一定の条件に該当する場合、保険料を世帯主の年金から天引きする。宇治市は平成20年10月より実施。

宇治市社会福祉協議会

宇治市社会福祉協議会

区 分

## 性格及び目的

急速な高齢化・核家族化等の進行により福祉ニーズの増大とその多様化が顕著となりこれへの対応が 緊急の課題となっている。また、児童、高齢者、障がい者等についても可能な限り地域社会の中で生活 できる環境づくり等を推進していこうという考え方が強まっている。

こうした要求にこたえるため地域社会を基盤とする福祉サービスの総合的な取組みとして「地域福祉の推進」の中核的役割を担っている組織が市町村社会福祉協議会であり、宇治市社会福祉協議会も、市民ぐるみで民間の社会福祉について協議し、宇治市の福祉を推進している組織である。また、市民のみならず、宇治市やその他の福祉関係団体との連携を保ちながら、地域における社会福祉法人との連携・調整役としての役割に従事し、宇治市の福祉を民間の立場で効果的に運営していこうとするものである。

根拠法令等

◇社会福祉法 第109条

事業の目的

I. 住民参加による地域福祉推進を行い、福祉活動に関わる参加者層を広げる

事業の概要および現況

- (1) **学区福祉委員会活動の支援** (全 20 学区、平成 29 年度以前は全 22 学区)
  - ① 各学区福祉委員会の主な事業への支援

補助金名	補助内容
学区福祉委員会	・事業費補助金A区分:3事業実施分(150,000円)を補助。
等事業費補助金	・事業費補助金B区分:1事業実施分(25,000円)を補助。

② 一人暮らし高齢者などの会食・配食活動の支援

補助金名	補助内容
一人暮らし高齢者等 給食サービス事業 補助金	一人暮らし高齢者等への給食サービス事業実施の福祉委員会に対し、1 食あたり 350 円を材料費の一部として補助。

③ 一人暮らし高齢者などの見守り、声かけ活動の支援

事業名	補助内容					
一人暮らし高齢者等 訪問事業補助金	一人暮らし高齢者等に対して、月1回以上の訪問活動、生活支援を 実施している福祉委員会について、訪問時に配布する記念品等に要 する経費として対象者一人あたり年間1,000円を上限に補助。					

④ 学区福祉委員会補助金芯付出沿

学区福祉委員会補助金交付状況						
年度 区分	2	3	4	5	6	
事業費	1,783,397	1,867,912	2,323,770	2,665,307	2,709,237	
給食サービス事業	1,595,300	1,919,050	2,412,200	2,673,650	2,633,750	
訪問活動事業	1,669,000	1,688,000	1,699,838	1,674,720	1,618,887	
合 計	5,047,697	5,474,962	6,435,808	7,013,677	6,961,874	

## ⑤ 歳末たすけあい「ふれあい事業」補助金交付について

70 歳以上の一人暮らし世帯等を対象にした声かけ活動に際し、見舞品やお弁当など、一人当 たり上限 1,000 円まで(上限 150 人分)または、1 学区福祉委員会上限 130,000 円(住民交流 事業の場合)を補助。その他、会食会、世代交流事業も補助の対象とした。

補助金交付状況 (単位:円)

年度	2	3	4	5	6
補助金額	1,784,998	1,858,385	2,185,867	2,168,745	2,039,780

## (2) 木幡学区内での住民交流拠点づくりと社協出張相談の場の検討

令和5年度に引き続き、木幡学区福祉委員会解散後の取組みとして、木幡地域の"いま"や"思 い"を語り合い、共有し、学び合う懇談会を毎月18日に定例で開催した。

また、木幡学区内の住民誰でもが立ち寄れ、交流や情報交換を行い、志を同じとする人同士で新 たな動きや活動を生み出していくきっかけづくりとなる交流拠点(居場所)の開設を第4土曜日に 定め、実施した。

#### 定例会 (開催日、参加者数:事務局除く)

- ① 令和6年4月18日 ② 令和6年5月18日 (土) (木) 5名 3名
- ③ 令和6年6月18日 (火) 7名 ④ 令和6年7月18日 (木) 3名
- ⑤ 令和6年8月24日 (土) 5名 ⑥ 令和6年9月18日 (水) 5名
- ⑦ 令和6年10月18日(金) 5名 ⑧ 令和6年11月18日(月) 4名
- ⑨ 令和6年12月18日(水) 6名 ⑩ 令和7年1月18日 (土) 3名
- ① 令和7年2月18日 (火) 6名 ② 令和7年3月18日 (火) 5名

#### 居場所 (開催日、参加者数)

- ② 令和6年5月22日 (十) ① 令和6年4月27日 (十) 30名 17名
- ③ 令和6年6月22日 (土) 25 名 ④ 令和6年7月27日 (+)16名
- ⑤ 令和6年8月24日 (土) ⑥ 令和6年9月28日 19 名 (土) 23 名
- ⑦ 令和6年10月26日(土) 10 名 ⑧ 令和6年11月23日(土) 12名
- ⑨ 令和6年12月21日(土) 21 名 ⑩ 令和7年1月25日 (+)11名
- ① 令和7年2月22日 (土) 15 名 ② 令和7年3月22日 (土) 11名

#### (3) 住民主体活動への支援・協働

高齢者のみならず、小地域の地域住民による見守り活動に対して、京都府社会福祉協議会の助成 金「地域ひとつなぎ事業」での財政面の支援を行った。

#### 助成金交付状况

为[从业人门 ] [ ]					
年度 区分	2	3	4	5	6
団体数 (団体)	25	24	21	22	13
助成金額 (円)	660,000	640,000	510,000	523,000	225,000

## (4) 学区福祉委員会連絡協議会への支援

学区福祉委員会連絡協議会の事務局として、代表者会議(年2回)の運営、事業支援、及び運営 費助成を行った。

## ① 学区福祉委員会募集強化月間

令和7年2月1日~3月31日

市政だより2月1日号掲載、社協だより3月15日号掲載、各学区独自の広報誌の作成、ポスター掲示物の配布、FMうじへの出演新規加入60名、退会83名

#### ② きょうと地域福祉活動実践交流会の開催への参画

実施日 令和7年2月2日(日)13:00~16:00

実施場所 八幡市文化センター

実施目的 京都府内の地域福祉活動の実践を共有し、今後の活動に活かしていく

参加者 17 学区・地区 27 名、事務局 2 名、地域福祉推進委員関係 4 名 計 33 名

内容 第 12 回きょうと地域福祉活動実践交流会

『地域の力をクロス!~"つづき"からはじまる多様性~』

## 【クロストーク】

『出逢いが生みだす私たちのストーリー』

登壇者 はぁとるうむ~KOKORO のシェア広場~ (宇治田原町)

山下 京 氏 (代表) 蜂須賀 リカ 氏 (副代表) 今西 由紀 氏 (副代表) 齊藤 仁 氏 山本 琢斗 氏 ズオンヴァンタン 氏

コーディネーター 北垣 智基 氏(天理大学人文学部社会福祉学科准教授)

## 【クロスタイム(交流)】

各地域ご自慢のコラボポスターを介して、顔を合わせて活動のヒントや情報を交換※宇治市内からは、御蔵山学区福祉委員会の「公園」×「サロン」と、西小倉地区社会福祉協議会の「高校生」×「高齢者訪問」が参加された。

## (5) ふれあいサロン事業促進

① ふれあいサロン活動費の助成と活動の支援

身近な地域での孤立を防ぎ、日々の支え合いの仲間づくりを進める目的で月1回以上開催しているグループを支援している。助成金を必要とするサロンは平成30年度からは宇治市共同募金委員会が募集・審査・助成を行っている。

新規立ち上げを検討する地域住民に対し、サロン運営経験者との情報交換の場を提供し、サロン活動を広げるとともに、既存のサロンに対しても情報提供や研修会の開催などの支援を行った。

サロンの登録の推移

(単位:件)

年度 区分	2	3	4	5	6
登録のみのサロン	8	15	9	8	5
助成金申請サロン	96	88	81	76	83
合 計	104	103	90	84	88

## ② サロン研修会の開催

令和6年度は、サロン同士の交流の意義と、他サロンの取組みの工夫を知り・真似ることも大事だという認識を伝え、活動の負担感低減を目的として実施した。既存のボランティアだけでなく、サロン立ち上げを検討中の参加者の背中を押す機会となった。(介護予防普及啓発事業「地域参加型B型リハビリ」事業の研修会と合同で実施)

(単位:人)

年度 区分	2	3	4	5	6
参加者	19	34	37	18	25

※ 呼びかけ先は一般市民へも広げて実施。

# ③ サロン活動者懇談会「Šalon for salon」の実施

市内のふれあいサロンのネットワークづくりを目的に、ふれあいサロン活動者同士が主体的に 日頃の思いや悩み、課題等を共有できる場の一つとして、趣旨に賛同したサロン活動者による懇 談会を実施した。

サロン のための さろん

Salon for salon (開催日、参加者数及び参加サロン数)

- ①令和6年6月25日 (火)8名 (6サロン) ②令和6年10月15日 (火)8名 (8サロン)
- ③令和6年12月17日(火)7名(7サロン)

## (6) 宇治ボランティア活動センターへの支援

宇治ボランティア活動センターでは、毎月役員会と運営委員会を定例開催しており、当会事務局からも職員が1名、運営委員として運営に参加し、運営委員間の連絡調整等に協力した。

#### 事業内容

- 情報紙「パートナー」発行(奇数月)
- 「はじめよう!セカンドライフ」の実施
- 健康長寿サポーターステップアップ講座への協力
- 運営委員研修の実施
- バリアフリー上映会
- ボランティアフェスティバル&おもいの駅伝
- 宇治市災害ボランティアセンターへの参画
- 生活応援隊活動の実施
- 京都文教大学ボランティア演習による学生受入れ(春・秋)
- 赤い羽根共同募金への協力
- 宇治市障害者スポーツ大会への協力
- 令和6年度 健康長寿フェス 2025 への出展

#### ② ボランティア相談件数の推移

(単位:件)

年度	2	3	4	5	6
相談件数	227	178	235	249	298

※ ボランティア活動センター担当職員によるボランティア相談件数をカウント

#### (7) 字治市災害ボランティアセンターの運営(平常時)

災害に対して円滑な災害ボランティア活動を行い復旧に努めると共に平常時における防災、減 災、災害ボランティア活動への意識向上を推進に努めている。構成団体数:75(正会員)。

## 事業内容

- 総会
- 運営委員会(年4回)の開催
- 広報、普及啓発活動:随時
- 研修会1回
- 防災訓練への参加3回
- 宇治市防災シンポジウムへの参加1回
- 京都府災害ボランティアセンターへの協力:年10回
- 被災地支援活動への参加4回

## (8) 在宅高齢者介護者リフレッシュ事業の実施

宇治市の委託を受けて実施。要介護や要支援の認定を受けている人を在宅で介護している家族等 を対象とし、介護者のリフレッシュを目的とした当事者交流事業を開催した。交流会およびレクリ エーションを企画し、実施した。

参加者数 (単位:人)

<b>────────────────────────────────────</b>					(十四・八)
年度 区分	2	3	4	5	6
介護者交流1	(レ)未実施	(交) 中止 (交) 中止	(交) 9	(レ) 27	(レ) 18
介護者交流2	(交)中止	(交)中止	(交) 午前 14 午後 6	(交) 9	(交) 8
介護者交流3	(レ) 11	(レ) 20	(レ) 7	(レ) 22	(レ) 18
介護者交流4	(交) 6	(レ) 10	(レ) 18	(レ) 25	(レ) 12
介護者交流 5	(レ) 10	(交) 12	(交) 17	(交) 17	(交) 14
介護者交流 6	(交) 7	(交) 8	(レ) 6	(交) 17	(交) 12

- ※ (交) は交流会、(レ) はレクリエーション
- ※ 令和3年度の介護者交流1は、2回実施(1回目は緊急事態宣言を受け中止、2回目は応募 者が規程を下回り中止)
- ※ 令和4年度の介護者交流2は、同日2回開催

## (9) 生活支援体制整備事業の実施

宇治市の委託を受けて実施。地域における高齢者の生活支援体制の整備を推進するために、生活 支援コーディネーター業務及び協議体(「宇治市地域の支え合い仕組みづくり会議」)を設置。事業 実施に当たっては、第1層協議体戦略会議、生活支援体制整備事業事務局会議において宇治市、宇 治市福祉サービス公社と情報共有と協議を行っている。

① 生活支援コーディネーターの設置

第1層 2名(他に福祉サービス公社2名)

第2層 2名 (第1層と兼務)

② 会議

事務局会議7回、戦略会議3回、生活支援部会2回

③ 宇治市地域の支え合い仕組みづくり会議(開催日、場所、参加者(関係者含む))

第1層:ア 令和6年9月3日(火) うじ安心館 3階 ホール 32名

イ 令和7年2月7日(金) 宇治市役所 議会棟 50名

第2層:各地域での懇談会の実施

紫ヶ丘地域 (11回)、グリーンタウン槇島地域 (2回)、木幡北畠地域 (18回)、

木幡地域(9回)、朝日プラザ宇治マンション(4回)

④ その他

小地域包括ケア会議への参加:5回 自立支援型ケア会議への参加:8回

研修会への参加:9回

## (10) ―般介護予防事業 介護予防普及啓発事業「B型リハビリ教室」の実施

宇治市からの委託事業。地域の住民同士が共に、体操、レクリエーションのプログラムを通じて、 介護予防を進めるための教室を開催している。より多くの市民の方に利用していただき、また、活 動を支えるボランティアとして参加いただけるように、啓発活動を行った。

## ① 開催回数と利用者・ボランティア延数

年度 区分	2	3	4	5	6
開催回数(回)	609	576	792	802	773
利用者延人数(人)	3,163	2,931	3,921	4,311	4,279
ボランティア延人数(人)	5,426	5,411	7,766	7,629	7,616

#### ② ボランティア研修会

ボランティア研修会 (単						
年度 区分	2	3	4	5	6	
1回目 参加者数	26	34	28	33	27	
2回目 参加者数	15	24	29	16	26	
3回目 参加者数	24	21	15	37	17	
4回目 参加者数	19	29	13	36	15	
5 回目 参加者数	1	I	37	18	25	
6 回目 参加者数	_	_	37	_	_	

## (11) 宇治福祉まつり検討委員会の開催

模擬店等の開設届等の手続きなどからも従来通りのあり方を目指すことが難しくなってきてお り、催しの形態変更の継続協議が必要となっている。

宇治福祉まつり参加団体数

	年度 区分	2	3	4	5	6
参	福祉の店					
加	ステージ発表					
団体	展示コーナー					
(団体)	相談コーナー					
体	子ども広場					
	スタンプラリー					
	オープニング※					

<sup>※</sup> オープニングは 30 秒アピールを行った団体数をカウント。

## (12) 京都文教大学との連携によるボランティア活動の促進(京都文教大学委託事業)

平成 23 年度より京都文教大学から「ボランティア演習」科目の業務委託を受け、大学生のボラ ンティア活動のきっかけづくりを始めた。

春学期、秋学期ともに市内各所の施設・団体等の協力を得ながら実習受入れの調整を行った。

## 履修生の推移

- KD = 1,60							
年度 区分	2	3	4	5	6		
春学期(人)	中止	17	15	18	16		
秋学期(人)	5	9	18	20	7		
合計	5	26	33	38	23		

#### (13) 中学生と赤ちゃんのふれあい交流事業

乳児から2歳頃までの赤ちゃんと親が「赤ちゃんボランティア」として中学校を訪れ、3年生と交流をはかる事業。中学生の質問に答えながら命の大切さについて伝えていると同時に親子の社会参加の機会にもつながっている。本会ではボランティア募集、調整、当日サポート、実施後のフォローを行っている(年により、インフルエンザの流行等で中止になっている学校あり)。

前年度3年ぶりの開催となり、今年度も3校で開催された。

## ① 「赤ちゃんボランティア」協力者数

年度	2	3	4	5	6			
組数(組)	中止	中止	中止	253	303			
実施校(校)	中止	中止	中止	東宇治、宇治、 黄檗 計 3 校	東宇治、宇治、 黄檗 計 3 校			

<sup>※</sup> 延べ赤ちゃんボランティア数

## (14) 宇治福祉のつどいの開催

地域福祉活動に長年ご尽力いただいた個人や団体に対して、当会会長表彰及び感謝状を贈呈した。

令和6年度は、表彰式典と講演会の2部制で、令和6年11月8日(金)にパルティール京都にて開催した。地域福祉活動に長年ご尽力いただいた個人や団体に対して、市内の福祉関係者が集い、その功績を称える場となった。第2部では、「人とまちを元気にする=誰一人取り残さない地域づくり=」と言うテーマで、地域共生社会の実現に向けた視点を含めた講演会を行った。

参加者数 (単位:人)

年度 区分	2	3	4	5	6
来賓	0	7	8	13	13
被表彰者	69	48	51	46	76
一般来場者・スタッフ	0	44	130	133	143
合 計	69	99	189	238	232

<sup>※</sup> 被表彰者数は当日欠席者含む。来賓・一般来場者・スタッフは当日の実参加者数。

## (15)子育て世代への働きかけと地域福祉活動へのきっかけづくり

NPO 法人と連携して、1 歳になるまでの子どもを持つ親同士の仲間づくりや情報交換の場として、「赤ちゃんサロン」を年 10 回、「赤ちゃん広場」を年 10 回実施した。参加者の気持ちをほぐすプログラムの後、交流を促すフリートークの時間を設けるほか、小グループでのおしゃべりタイムを設けるなど、参加者が交流しやすくなるような工夫をしている。

また、子育て中の親の悩みに応じた当事者同士の出会い、相談の場として「おしゃべりキャッチボール」を年9回実施した。

## ① 年間延べ参加者数の推移

(単位:延べ組数)

年度 区分	2	3	4	5	6
赤ちゃんサロン(妊婦~生後4か月)	47	42	45	51	119
赤ちゃん広場(生後5か月~8か月)	88	49	88	84	210
赤ちゃんパーク(生後9か月~12か月)	97	53	85	84	_
おしゃべりキャッチボール (人)	64	86	46	73	230

② 子育てサークルなどへの情報提供および広報 総合福祉会館に常設している子育て情報コーナーで各種情報の発信の場を提供した。

## (16) 宇治市老人福祉センターサークル協議会への支援

宇治市老人福祉センターサークル協議会(USK)の運営支援を通じ、高齢者の生きがいづくりと 社会参加の機会の提供を行った。

## ① 事業内容

- 令和6年10月20日 シルバーウエルネス舞台発表大会(宇治市文化センター小ホール)
- 会館改修工事のため中止 シルバーウエルネス展示発表大会(宇治市総合福祉会館)
- 管外研修 (歴史健康ウォーク)

## ② 老人福祉センターサークル数の推移

年度 区分	2	3	4	5	6
サークル数(サークル)	20	17	17	17	16
登録人数(人)	384	331	285	267	244

## (17) 身体障害者デイサービス事業(作業型)の実施

身体に障がいがある方の自立と社会参加促進を目指し、地域生活支援事業として卓球バレーや手づくりなど 7 教室を開催した。

#### 事業実施状況

1 / につてね口 レマレロ					
年度 区分	2	3	4	5	6
延利用者数(人)	427	355	524	414	217
教室回数 (回)	90	79	118	102	53

#### (18) 福祉活動拠点の整備と活用

令和2年度に丸紅基金社会福祉助成金の交付を受け改修を行い、令和3年8月31日より「地域福祉活動拠点(コミュニティスペース)」として運用を始めた。

原則、年末年始祝日を除く平日の9時から17時(夜間:要相談)を利用時間とし、会議・コワーキング・イベント・研修・情報発信・交流・相談などの目的での貸室を行っている。利用料は、午前・午後・夜間の区分ごとに1回500円。当事者家族会の定例会議や相談、仕事の作業スペースのほか、大学生など若者の企画交流の場などにも役立てられている。

令和3年度の運用開始以降、想定よりも利用が伸びず、今後費用対効果を見込めないと判断され、 令和6年度末で運用を終了した。

## 事業の目的

## Ⅱ. 各種相談から生活課題を把握し解決を図る

事業の概要および現況

## (1) 各種相談事業の実施

市民のさまざまな困りごと悩みごとを、気軽に持ち込める相談窓口として、「ふれあい福祉センター」を設置し、一人ひとりが自分の悩みを解決できるよう、各種相談事業を実施した。

ふれあい福祉センタ	(単位:件)				
年度 区分	2	3	4	5	6
福祉なんでも相談	157	275	326	314	407
法律相談	332	390	361	377	393
登記相談	97	106	130	141	141
年金·社会保険相談	6	9	5	7	4
多重債務相談	13	13	19	17	13
成年後見相談	3	13	14	11	11
合 計	608	806	855	867	969

## (2) 各種資金貸付等の実施

① 生活福祉資金に関する貸付相談・資金貸付

生活福祉資金は、低所得世帯、高齢者世帯、障がい者世帯に対して、暮らしていく上で一時 的に資金が必要になった場合、当該世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した 生活が営めるようにすることを目的に低利で資金を貸し付けた。

(単位:件[千円])

(中匹・圧[11])						
	年度 区分	2	3	4	5	6
総	生活支援費	1 [420]	0	0	0	0
総合支援資金	生活支援費 (増額)	0	0	0	0	0
資	一時生活再建費	0	0	0	0	0
並	住宅入居費	0	0	0	0	0
臨日	時特例つなぎ資金	0	0	0	0	0
	生業					
	技能習得					
福	療養・介護等		13	6 [1 <b>57</b> 9]	16	12
福祉資金	住宅	[260]	[4,413]	[1,573]	[2,504]	[3,124]
金	一般福祉					
	緊急小口	3 [300]	0	5 [431]	5 [500]	5 [500]
数	教育支援	24	42	37	29	26
資金支	<b>秋日入版</b>	[8,932]	[16,005]	[14,021]	[11,032]	[11,452]
教育支援	就学支度	22	39 [15.257]	37 [14.704]	29 [0.020]	25 [0.252]
	<b>了</b> 我交担但到	[9,114]	[15,357]	[14,704]	[9,939]	[9,353]
	不動産担保型 生活支援資金	0	0	0	0	0
	合 計	96 [32,103]	52 [19,026]	94 [35,775]	85 [30,729]	68 [24,429]

## ② くらしの資金に関する貸付相談・資金貸付

※ 宇治市からの受託事業。詳細は、「くらしの資金貸付事業(委託)(地域福祉課)」を参照。

#### ア 資金貸付状況

(単位:件「千円])

, J. 32. J. (14 ) (10 c				( )	. 11 [ 1 1 4 7 7
年度 区分	2	3	4	5	6
夏期貸付件数	14	15	15	13	9
(貸付金額)	[1,400]	[1,500]	[1,500]	[1,300]	[900]
冬期貸付件数	23	13	25	11	12
(貸付金額)	[2,250]	[1,300]	[2,450]	[1,100]	[1,150]
合計貸付件数	37	28	40	24	21 [2,050]
(貸付金額)	[3,650]	[2,800]	[3,950]	[2,400]	

#### イ 資金貸付事由

(単位:件)

1 员业员门中国					
年度 区分	2	3	4	5	6
生活費	35	24	34	12	11
医療費	1	3	4	5	2
借金返済	0	0	0	0	0
失業	0	1	1	3	5
交通事故	0	0	1	0	0
養育	0	0	0	0	0
その他	1	0	0	4	3

#### ④ 温ったか京都・寄り添いワーカー

令和5年1月からコロナ特例貸付の償還が始まり、各市町村社協に「温ったか京都・寄り添いワーカー」が設置された。相談支援機関や各関係機関との連携を行い、生活困窮者支援機能やソーシャルワーク機能の強化、窓口相談及びアウトリーチ(訪問・電話等)による償還相談・支援、生活支援の強化を目的として設置された。

主な活動内容として、コロナ特例貸付を借入した世帯に対し、計画通りの償還が困難な場合に、償還猶予や分割償還等を提案し、手続きを支援している。返済のことだけではなく、「いま困っていること」を一緒に整理して適切な相談窓口を案内したりつないだりしている。令和 6年度は電話・手紙・訪問によるアプローチで、生活状況の把握に努めた。また、償還滞納世帯を中心に呼びかけ、気軽に相談できる窓口の提供として相談会を 2 回実施した。

(生活福祉資金 特例貸付償還件数)新型コロナウイルス感染拡大に伴う特例措置(単位:件)

償還状況	緊急小口資金	総合支援資金	総合支援資金 (延長)	総合支援資金 (再貸付)	合計
償還完了	1,549	691	504	531	3,274
償還免除※	1,204	1,029	504	529	3,266
償還猶予	86	92	78	80	336
償還中	582	692	442	679	2,395

異動による誤差あり。延べ数記載のため貸付件数と償還件数は一致しない。

## (3) 福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)の実施

福祉サービスの利用方法や日常生活上の手続きの援助、金銭管理などをすることが一人では不安な高齢者・障がいのある方に、生活支援員が定期的に訪問し援助を行った。一方、体制の問題から、事業利用の相談があっても、実際の利用(契約)に至らず契約待ちとなった待機者が3月末で59名あった。

<sup>※</sup>一部免除者を含む。

#### ① 契約者数・終了・解約者数

(単位:人 カッコ内は生活保護受給者数)

年度 区分	2	3	4	5	6
新規契約者数	23 (7)	22 (11)	10 (2)	11 (3)	4 (1)
終了·解約者数	9 (3)	13 (6)	12 (4)	12 (7)	6 (2)
年度末利用者実数	60 (20)	68 (25)	66 (20)	65 (19)	63 (18)

#### ② 相談調整等の件数の推移

相談・連絡調整活	(単位:回)				
	認知症 高齢者等	知的 障がい者等	精神 障がい者等	その他	合計
令和2年度	1,379	709	2,866	43	4,997
令和3年度	1,964	1,164	2,679	46	5,853
令和4年度	1,447	980	3,073	79	5,579
令和5年度	1,312	1,064	2,540	133	5,049
令和6年度	1,414	1,539	3,724	158	6,835

#### ③ 支援員交流会の開催

生活支援員の研修と相互交流を図るための「お茶会」(交流会)は、令和6年度も中止とした。

#### ④ 山城北中部広域社協合同講座の実施

山城北中部の7市町社協(宇治市・城陽市・久御山町・八幡市・京田辺市・井手町・宇治田 原町)と京都府社協との協働にて、研修や講座等を行っている。

合同会議:令和6年5月16日(木)・6月26日(水)・8月22日(木)・9月17日(火)・

10月23日(水)・12月19日(木)・令和7年2月7日(金)・3月13日(木)

城陽市社会福祉協議会

研修: 令和6年12月6日(金)

城陽市社会福祉協議会

#### (4) 宇治市共同募金委員会の助成相談、団体への活動支援

当事者団体や、当事者の声、意見を聞き、課題解決のために活動をしている団体へ宇治市共同募 金委員会と連携協働して支援をした。

共同募金配分事業

赤い羽根コラボ助成金

年度 区分	2	3	4	5	6
助成団体数 (団体)	38	36	35	36	38
助成事業数 (事業)	79	75	75	73	75
助成決定額(円)	2,229,050	2,558,830	2,515,000	2,949,000	2,992,000

<sup>※</sup> 平成29年度まで宇治市社会福祉協議会が募集・審査・助成を行っていた。

#### (5) 地域つながり活動支援事業の実施

宇治市福祉未来基金を財源にした補助を受け、地域共生社会推進事業を実施した。当事者の声に 寄り添うことを念頭に、ひきこもり当事者、当事者家族、支援団体との現状の聞き取りを行った。 また、財政面の支援としては、①子どもの貧困、②ひきこもり、③地域福祉活動の担い手確保を対 象とする事業に対して、12団体に計1,145,796円の助成金を交付した。

また、地域活動等に関心のある大学生のおしゃべりの場「yooSely rabbits (ゆーずりーらびっと)」

を年間 16 回実施した。参加する学生に対して、ボランティア活動の参加やイベントの企画運営についてのサポート、情報提供等を行った。

#### (6) 学習支援事業 ~うじピョンの学び舎~ の実施

平成29年度7月より、中学校1年生から3年生の宇治市が適当と認めた生徒を対象に、原則週2回の学習支援を実施した。主に大学生の学習支援員を募集し、実施している。

#### 実施状況の推移

年度 区分	2	3	4	5	6
開催回数(回)	92	84	108	109	105
生徒人数(延べ数)(人)	653	824	947	918	922
学習支援員(延べ数)(人)	319	363	542	474	436

#### (7) 一人親家庭の新入学児童や交通遺児に対しての激励金の給付

#### ① 新入学児童への祝い金の贈呈

/DIX • 1 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	·				
年度 区分	2	3	4	5	6
金額(円)	85,000	45,000	45,000	85,000	35,000
人数(人)	17	9	9	17	7

#### ② 交通遺児への見舞金の贈呈

年度 区分	2	3	4	5	6
金額(円)	0	0	0	0	0
人数(人)	0	0	0	0	0

#### 事業の目的

#### Ⅲ. 法人運営の強化と財源づくりの強化に努める

事業の概要および現況

#### (1) 市社協の組織運営

法人を運営していくために、理事会、評議員会の他、正副会長会(年6回)、監査(年1回)、評議員選任・解任委員会(年2回)を適時開催した。

理事会・評議員会 開催状況

(単位:回)

年度 区分	2	3	4	5	6
理事会	4	6	4	5	4
評議員会	3	5	2	3	4

#### (2) 会員募集の増強

法人の運営、事業の推進を図る財源確保のために会員募集を、学区福祉委員会、町内会・自治会の協力を得て行った。

会員(会費)等実績

(単位:円)

年度 区分	2	3	4	5	6
住民会費	8,450,500	7,419,500	7,253,000	6,859,400	5,865,200
賛助会費	104,644	99,300	108,345	91,276	100,000
事業所会費	301,000	401,000	219,000	336,000	465,000
団体会費	399,908	455,700	421,610	403,325	404,000
施設会費	306,000	215,000	200,000	205,000	268,000
特別賛助会費	458,000	455,450	411,500	422,000	466,190
寄付金	1,225,064	1,425,170	1,350,153	1,298,801	1,413,483
合 計	11,245,116	10,471,120	9,963,608	9,615,802	8,981,873

#### (3) 宇治市共同募金委員会の運営と赤い羽根共同募金運動、歳末たすけあい募金運動への参画

宇治市共同募金委員会の事務局として、運営委員会(4回開催:オンライン併用)を開催し、募金運動について協議した。

街頭募金運動では、60 団体の参加があった。事務局として、民間こども園や保育園を通じての組立式募金箱による募金活動のサポートや、宇治市共同募金委員会オリジナルピンバッジの作成を通じて募金協力者の拡充に努めた。

また、集められた募金配分の透明性を図るために、配分内容を審査する審査委員会(3回)を開催した。

#### ① 共同募金運動の取組み実績(内訳)

(単位:円)

年度 区分	2	3	4	5	6
戸別募金	7,102,267	6,861,878	6,592,103	6,013,601	5,039,741
グループ募金	1,658,814	1,513,667	1,625,419	1,126,418	2,250,683
街頭募金	16,220	19,366	191,247	287,620	298,474
資材募金	736,000	642,500	636,000	607,000	573,500
学校募金	49,889	68,056	59,129	35,161	49,883
個人募金	116,173	58,626	180,423	196,915	94,088
イベント	_			236,211	209,014
その他	118,522	149,687	150,765	638,047	525,849
合 計	9,797,885	9,313,780	9,435,086	9,140,973	9,041,232

<sup>※</sup> その他には、京都府共同募金会扱いの募金や繰越金を含む。

### ② 歳末たすけあい募金運動の取り組み実績(内訳)

(単位:円)

年度 区分	2	3	4	5	6
戸別募金	6,734,784	6,116,531	5,340,627	5,899,062	5,275,052
その他	120,800	574,035	609,980	123,266	3,800
合 計	6,855,584	6,690,566	5,950,607	6,022,328	5,278,852

#### ③ 募金の配分

宇治市社会福祉協議会への配分(広報紙作成、子育て事業他)の他、赤い羽根コラボ助成、 Hot!ふれあいサロン助成を通じて、福祉団体・サークル等の活動支援を行った。

#### (4) 1 ㎡でできる社会貢献(自動販売機設置事業)の推進

企業の社会貢献を進める観点から法人や事業所等のご理解を得ながら、飲料用自動販売機の設置 を進め、その収益を地域福祉活動・ボランティア活動の拡充に活用した。

年度	2	3	4	5	6
設置台数(単位:台)	20	20	19	18	17
収益実績額(単位:円)	2,175,749	1,997,787	1,942,676	1,753,992	1,710,606

### (5) 寄附金の受け入れと「ふれあい基金」「ボランティア基金」「災害時支援活動準備金」の適正運用

皆さんからの寄付の受入れ及び「ふれあい基金」「ボランティア基金」の運用による財源確保に 努めた。

① ふれあい基金

240074 圣亚					(十四・11)
年度 区分	2	3	4	5	6
寄附件数 (件)	28	10	17	14	11
寄附金額	510,243	639,862	1,399,595	1,459,777	555,419
基金積立額	1,609,312	1,739,862	2,499,595	0	3,860,411
基金取り崩し額	0	0	0	0	16,000,000
年度末基金保有額	200,578,241	202,318,103	204,817,698	204,817,698	192,678,109
運用益	561,506	597,280	597,280	597,280	596,000

(単位:円)

② ボランティア基金 (単位:円)

年度 区分	2	3	4	5	6
年度末基金保有額	121,788,928	121,788,928	121,788,928	121,788,928	121,788,928
運用益	266,814	272,304	264,637	928,919	1,080,000

<sup>※</sup> 基金保有額のうち、50,000,000 円は宇治市からの補助。

#### (6) 多角的な広報の展開

多角的な広報活動として下記の通り取り組んだ。

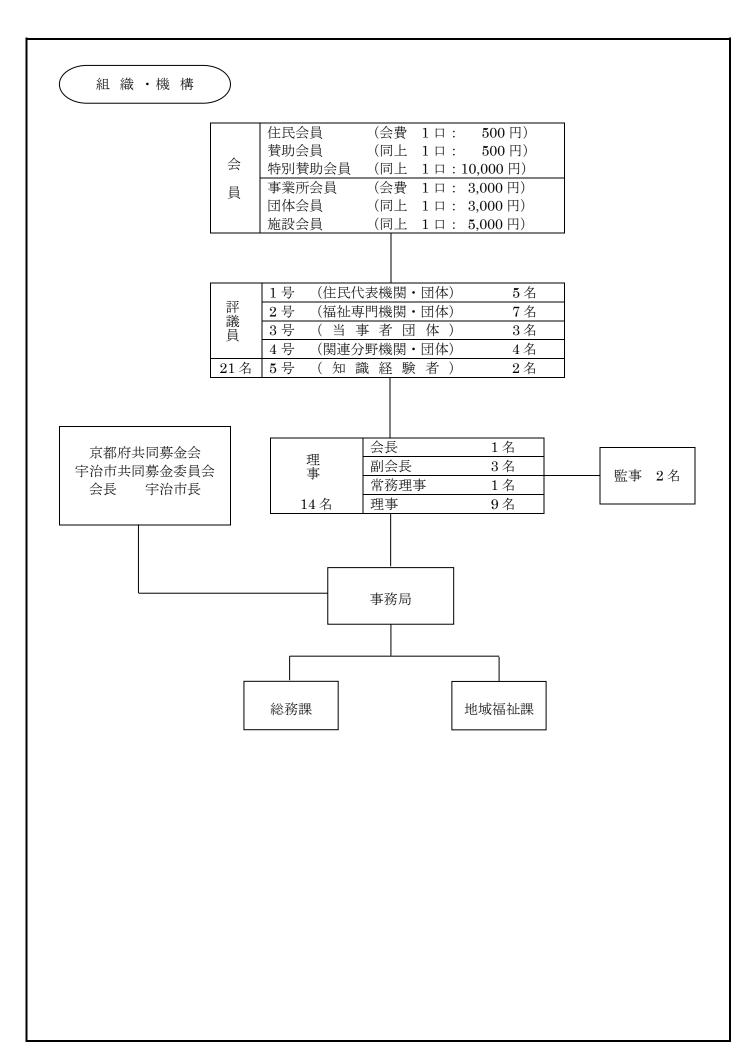
- ① SNS(X、facebook 等)の活用
- ② ホームページの運用
- ③ 洛タイ新報との連携による新聞を活用した広報「月イチ・うじピョンの°°な話」の掲載
- ④ 広報紙「社協だより」の発行(年2回発行)

#### (7) 宇治市総合福祉会館の管理運営(指定管理)

宇治市総合福祉会館(身体障害者福祉センター、老人福祉センター、福祉センター)は、市の地域福祉推進の拠点施設として、多くの市民や団体に利用されている。(利用状況は別掲)

令和6年7月からの福祉会館改修工事を経て、令和7年3月にリニューアルオープンした。

<sup>※</sup> 基金保有額のうち、50,000,000 円は宇治市からの補助。



# 資 料

- ◎ 我が国の福祉制度の変遷について
- ◎ 決算の推移
- ◎ 福祉施設等一覧

#### 我が国の福祉制度の変遷について

#### 【1】日本の社会保障・社会福祉の考え方の基本

- 憲法第 25 条

第1項…すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する

⇒国民の生存権保障

(救貧規定)

第2項…国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び 増進に努めなければならない

社会保障制度 の基本理念 ⇒生存権確保のための国の責務

(防貧規定・第1項の補充的規定)

1950年(S. 25)「社会保障制度に関する勧告」(総理府の付属機関「社会保障制度審議会」) 社会保障制度の定義

疾病、負傷、分娩、廃疾、死亡、老齢、失業、多子その他困窮の原因に対し、保険的方法 または直接公の負担において経済的保障の途を講じ、生活困窮に陥った者に対しては国家扶助によって最低限度の生活を保障するとともに、公衆衛生および社会福祉の向上を図り、もって、すべての国民が文化的社会の成員たるに値する生活を営むことができるようにするこ

社会保障制度 の基本的指針

#### 今日の社会保障制度

憲法の記述よりさらに広い意味で、①公的扶助、②社会福祉、③社会保険、④公衆衛生及び⑤医療·老人保健の5つの部門から成り立ち、広義には恩給と戦争犠牲者援護を含めたものとされており、この広義の解釈が、我が国における社会保障制度の基本的指針となっている。

#### 【2】戦後の社会保障制度の変遷

#### (1) 戦後の緊急援護と基盤整備(昭和 20 年代・1945 年~)

1945年(S. 20)8月 敗戦

- ・戦争被災者、引揚者や失業者などを中心とした生活困窮者対策としての生活援護(救貧)施策
- ・劣悪な食料事情や衛生環境に対応した栄養改善と伝染病予防

1946 年(S. 21) 「生活保護法」 の制定

- ・3原則に基づく公的扶助制度の確立
- ・不完全ながらも①国家責任の原則、②無差別平等の原則及び③最低生活保障の原則

1946 年(S. 21) 「日本国憲法」の公布

・憲法の理念に基づき、各分野における施策展開の基礎となる基本法の制定や体制整備

1947 年 (S. 22) 「児童福祉法」 の制定

1948年(S. 23)「民生委員法」の制定

1949 年(S. 24) 「身体障害者福祉法」の制定

1950年(S. 25)「生活保護法」の改正

第1次ベビーブーム

1947年(S. 22)~49年(S. 24)



福祉三法体制

生活保護法 児童福祉法 身体障害者福祉法

1951 年(S. 26) 「社会福祉事業法」の制定

- ・地域を基盤とする福祉制度の推進
- 社会福祉法人に関する規定

#### (2) 国民皆保険・皆年金と社会保障制度の発展(昭和 30 年代~オイルショック)

※1955年(S. 30) GATT 正式加盟、1956年(S. 31)国連加盟

1954年(S. 29)11月~1957年(S. 32)6月 大型景気「神武景気」…日本経済の本格的な経済成長過程

1958年(S. 33)6月~1960年(S. 35)12月「岩戸景気」…急速に成長を遂げ、国民生活も向上

1958 年(S. 33) 「国民健康保険法」の制定

1959 年(S. 34) 「国民年金法」の制定(所得保障の面)



#### S.36~ 国民皆保険・皆年金体制の確立

1960 年代…国民所得倍増計画と並行して 社会福祉制度の拡充期に

- ・ 医療保険の給付率の改善
- 年金水準の引上げ
- 生活保護基準の引上げ等

#### 【この時期の特徴】

- ① 急激な経済成長の達成とそれに伴う社会構造変化と従来型コミュニティの崩壊
- ② 経済成長の負の遺産としての環境汚染問題・人口集中現象など市民生活に直結する問題が深刻化
- ③ 社会問題に対応した市民活動の活発化に伴う各自治体ごとの福祉的取組みの活性化
- ④ 経済成長を前提とした社会福祉・社会保障全体の枠組みの構築

#### 1960年(S. 35)「精神薄弱者福祉法」

(現「知的障害者福祉法」)の制定

1963年(S.38)「老人福祉法」の制定

1964 年(S. 39) 「母子福祉法」の制定

#### 関連法の整備

1960年(S. 35)「身体障害者雇用促進法」

1961年(S. 36)「児童扶養手当法」

1964年(S. 39)「重度知的障害児扶養手当法」など



生活保護法 児童福祉法 身体障害者福祉法 知的障害者福祉法 老人福祉法 母子福祉法

#### (3) 高度経済成長の終焉と制度の見直し期(1970年代後半~1980年代)

#### 1973 年(S. 48)「福祉元年」

- 日本の社会保障制度の発展の経緯上、重要な年
- ・1973 年「老人福祉法」の一部改正により老人医療費が 無料化
- ・医療保険制度では健康保険の被扶養者の給付率の引上
  げ
- 高額療養費支給制度の導入
- ・年金保険制度では給付水準の大幅引上げ、物価スライド制及び賃金スライド制の導入など

1973年(8.48)10月 第4次中東戦争の勃発

オイルショック 福祉見直し

- ・インフレの影響で、社会保障関係予算は大 幅に増え「高福祉・高負担」を招く
- 社会保障制度の見直しを迫られる
  - 11月9日 社会保障制度審議会



#### 1975年~ 低成長時代の福祉のあり方について政策的検討

1979年(S. 54) 「新経済社会 7か年計画」…「日本型福祉社会」という考え方

1981年(S. 56) 第二次臨時行政調査会「第一次答申」 1982年(S. 57) 第二次臨時行政調査会「第三次答申」

…「活力ある社会福祉の実現」を提言⇒自立・互助・民間活力の導入を基本とした国家財政負担の軽減を強く意識 した政策転換の方向性を提示 1981年(S. 56) 中央社会福祉審議会「当面の在宅老人福祉対策のあり方について(意見具申)」

- …受益者負担を原則とする在宅福祉サービスの基本的な考え方の提示
- ※ 「公的福祉保障の考え方」から「福祉多元化の考え方」への政策的転換の時期
  - …サービス提供主体を公的機関から第三セクターである福祉公社、社会福祉協議会、民間団体などにも拡大

1979 年(S. 54)「障害者基本法」の制定

1982 年(S. 57)···「老人保健法」の制定(老人福祉制度の創設)

老人医療費に対して患者本人への一部負担の導入や老人保健拠出金の仕組みの導入

1984年(S. 59)…「健康保険法」の改正(本人負担の1割引上げや退職者医療制度の導入)

※1985 年(S. 60) **バブル経済**←プラザ合意

1986 年(S. 61)···年金制度の改正(全国民共通の基礎年金制度の創設)

1989 年 (H. 元) ···バブル景気が崩壊する前年

4月 消費税の導入

- 合計特殊出生率が戦後最低の 1.57 と少子化傾向が進む
- ・高齢化の進行により、高齢者の介護問題が老後最大の不安要素として認識される

1989 年(H. 元) 3月「今後の社会福祉の在り方について」(中央社会福祉審議会等福祉関連3審議会合同企画分科会) 【基本的な改革方向の提示】

- ① 住民に最も身近な行政主体である市町村の役割重視
- ② 公的住宅福祉サービス等の供給主体を積極的に拡充するための社会福祉事業の範囲の見直し
- ③ 民間事業者、ボランティア団体等の多様な福祉サービス供給主体の育成
- ④ 地域における福祉、保健、医療の各種サービスの有機的連携による提供体制の整備

1990年(H. 2)…バブル経済の崩壊

#### (4) 少子高齢化社会に対応した制度の構築

持続可能な社会保障制度の再構築

#### 【福祉サービスの基盤整備】

1989 年(H. 1) 12 月「高齢者保健福祉推進十カ年戦略 (ゴールドプラン)」の策定 大蔵大臣・自治大臣・厚生大臣の合意による計画的整備の決定

1990年(H.2) 6月 「老人福祉法等の一部を改正する法律(通称:福祉関係八法改正)」の制定

【要点】 ① 在宅福祉サービスの積極的推進

- ② 在宅福祉サービスと施設福祉サービスの市町村への一元化
- ③ 市町村及び都道府県老人保健福祉計画の策定
- ④ 障害者関係施設の範囲の拡大等

【方向性】 ・在宅福祉政策を推進するため、市町村レベルでの施設入所措置権限の委譲

・老人保健福祉計画の策定を目指す

#### 社会福祉8法の改正

①老人福祉法 ②身体障害者福祉法 ③精神薄弱者福祉法 ④児童福祉法

⑤母子及び寡婦福祉法 ⑥社会福祉事業法 ⑦老人保健法 ⑧社会福祉・医療事業団法

1993 年(H.5) 「障害者基本法」の改正

1994 年 (H. 6) 「エンゼルプラン」(子育て支援のための総合計画)の策定

「新ゴールドプラン」の策定

◎「ハートビル法」(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる 特定建築物の建築の促進に関する法律)の制定

1995年(H. 7)「障害者プラン」の策定

1997年(H.9)「介護保険法」の制定、「高齢者対策基本法」の制定

#### 介護保険制度の創設

- ・老人福祉と老人医療に分かれていた高齢者の介護制度を社会保険の仕組みで再編成
- ・介護保険を契機に、児童福祉や障害者福祉等の社会福祉の考え方や仕組みが 「措置制度」から「契約方式(利用制度)」へ変更

#### 1998年(H. 10) 中央社会福祉審議会

#### 【改革の必要性】

- 1 福祉を取り巻く状況
- (1) 少子・高齢化、家庭機能の変化、低成長経済への移行
- (2) 社会福祉に対する国民意識の変化
- (3) 国民全体の生活安定を支える社会福祉制度への期待
- 2 社会福祉制度
- (1) 現行の枠組みは、終戦直後の生活困窮者対策を前提としたもの
- (2) 現状のままでは増大、多様化する福祉需要に対応できない
- (3) この間、児童福祉法の改正や介護保険法の制度を実施

#### 社会福祉基礎構造改革

1999 年(H. 11) 「新エンゼルプラン」の策定

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律」

2000 年(H. 12) 4月 介護保険制度の導入

◎「交通バリアフリー法」(高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律)の制定

#### 2000年(H.12)6月 | 「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」

- ・改正等の対象となる法律(8本)
  - · 社会福祉事業法⇒社会福祉法(名称変更)
  - 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法、民生委員法、社会福祉施設職員等退職手当共 済法及び生活保護法の一部改正・公益質屋法の廃止
- ・目的:「社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の擁護及び地域にお ける社会福祉(以下「地域福祉」という)の推進を図る」
- ・内容:①利用者の立場に立った社会福祉制度の構築 ②サービスの質の向上
  - ④地域福祉の推進…市町村地域福祉計画の策定を位置づけ ③社会福祉事業の充実・活性化

#### 2003 年(H.15) 国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針について

「少子化社会対策基本法」の公布

「次世代育成支援対策推進法」の公布

#### 2004 年(H. 16) 年金制度改革

・長期的な給付と負担の均衡を図り、将来にわたって制度の持続可能性を確保すべく、将来の保険 料水準を固定し被保険者数の減少等に応じて給付を自動的に調整する仕組みが導入

#### 2005 年 (H. 17) 「介護保険法」の改正 介護保険制度改革 …新たなサービス体系の創設

- ・予防給付サービスの提供など新たなサービスの体系が規定
- ・介護サービスの質的向上及び介護予防のために地域包括支援センターの設置等

#### 2005 年(H. 17) 「医療法」等の改正 医療制度改革

- 予防を重視した医療費適正化の総合的推進
- 新たな高齢者医療制度の創設が規定

2005 年(H. 17) 11 月 「障害者自立支援法」の成立

2006 年(H. 18) 4 月 「改正介護保険法」の施行

#### 2006 年 (H. 18) 4月 「障害者自立支援法」の施行 ◎「バリアフリー新法」(高齢者、障害者等の移動等

・障害者に費用の原則1割負担

の円滑化の促進に関する法律)の制定

- ・福祉サービスの一元化
- ・施設での保護中心の支援費制度から地域生活等への自立に向けた支援体制への転換

2006年(H.18)6月 「認定こども園法」 公布

2008 年(H. 20) 後期高齢者医療制度の発足

- 2009年(H. 21) 7月 「子ども・若者育成支援推進法」 公布
- 2010年(H. 22) 1月 社会保険庁の廃止に伴い「日本年金機構」が発足
- 2010年(H. 22) 4月 家庭的保育事業を児童福祉法に位置付け
- **2010年 (H. 22) 4月 子ども手当制度の創設 ・内容**: 児童手当を拡充する形で創設
- 2011 年 (H. 23) 6 月 「障害者虐待防止法」 公布
- 2012 年 (H. 24) 4 月 子ども手当から児童手当へ移行 ・内容: 支給対象・額の見直し
- 2012 年 (H. 24) 6 月 「障害者総合支援法」 公布

「障害者優先調達支援法」 公布

- 2012年(H. 24) 6月 社会保障・税一体改革関連法案の成立
  - 内容:①社会保障給付の財源として消費税率の段階的引き上げ
    - ②社会保障制度改革国民会議の設置
  - 関連法案
    - ・社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する 等の法律
    - ・社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法 の一部を改正する等の法律
    - 社会保障制度改革推進法
    - ・子ども・子育て支援法
    - ・認定こども園法改正法
    - 年金機能強化法
    - •被用者年金一元化法
- 2013 年 (H. 25) 6 月 「障害者差別解消法」の公布
- 2013年(H. 25) 6月 「子どもの貧困対策法」の公布
- 2013 年(H. 25) 12 月 「生活困窮者自立支援法」の公布
  - ・内容:生活保護に至る前の段階での自立を支援することにより、生活に困窮する者に対する重層的な セーフティネットを構築
- 2014 年 (H. 26) 4 月 「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進 法等の一部を改正する法律」の公布
  - ・内容:①次世代育成支援対策の推進・強化
    - ②母子家庭及び父子家庭に対する支援施策の充実
- 2014年(H. 26) 6月 「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」の公布
- 2015 年(H. 27) 4月 「介護保険法」の改正
  - 内容:生活支援体制整備事業の開始
- 2015 年 (H. 27) 5 月 「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」の公布
  - ・内容: ①国民健康保険の財政支援の拡充や財政運営責任の都道府県への移行などによる制度の安定化 ②後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入
- 2016年(H. 28) 3月 「社会福祉法等の一部を改正する法律」の公布
  - 内容: 社会福祉法人制度の改革 ほか
- 2016年(H. 28) 4月 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」」の公布
- 2017年(H. 29) 4月 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する宇治市職員対応要領」の施行
- 2017 年(H. 29) 4 月 「介護予防・日常生活支援総合事業」の開始
- 2017 年 (H. 29) 6 月 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」 の公布
  - 内容:①高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止

- ②地域共生社会の実現 ほか
- ・改正等の対象となる法律
  - ・介護保険法、児童福祉法、社会福祉法 ほか
- 2017 年 (H. 29) 6 月 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉 法の一部を改正する法律」の公布
  - 内容: ①65歳になる障害者の介護保険自己負担の軽減
    - ②障害児に対する支援施策の充実
- 2018 年(H. 30) 4 月 国民健康保険制度改革

「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」の施行

- ・内容:新たに都道府県が保険者に加わる ほか
- 2018年(H. 30) 10月 「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」の公布
  - ・内容: ①生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援体制の 強化
    - ②生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援 ほか
  - ・改正等の対象となる法律
    - ・生活困窮者自立支援法、生活保護法、社会福祉法、児童扶養手当法
- 2019 年(R. 1) 5 月 「医療保険制度の適正かつ効果的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」の公布
  - 内容:国保保健事業、後期保健事業、介護予防事業の一体的実施
  - ・改正等の対象となる法律
    - 国民健康保険法、高齢者医療確保法、介護保険法、医療介護総合確保法
- 2019 年 (R. 1) 6 月 「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」の成立
  - 内容:市町村における子どもの貧困対策の計画策定の努力義務化など
- 2019 年 (R. 1) 10 月 幼児教育・保育の無償化の実施
  - ・幼稚園・保育所・認定こども園などを利用する保護者の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・ 保育の無償化を実施
- 2020年(R.2) 6月 「地域共生社会の実現を図るための社会福祉法等の一部を改正する法律」の公布
  - ・内容:地域共生社会の実現を図るため、市町村の包括的な支援体制の構築の支援 ほか
  - ・改正等の対象となる法律
    - ・社会福祉法、介護保険法、老人福祉法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に 関する法律、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律
- 2021年(R.3) 6月 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の公布
  - ・内容: ①医療的ケア及び医療的ケア児の定義づけ
    - ②基本理念の制定及び地方公共団体等の責務の明確化
    - ③医療的ケア児の健やかな成長を図りその家族の離職防止等の支援
- 2021年(R.3) 6月 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」の 公布
  - ・内容:事業者による社会的障壁の除去の実施にかかる必要かつ合理的な配慮の提供の義務化 ほか
- 2021 年(R.3) 6月 「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の公布
  - 内容:①後期高齢者医療における窓口負担割合見直し(2割導入)
    - ②子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置の導入
  - ・改正等の対象となる法律
    - ①高齢者の医療の確保に関する法律
    - ②国民健康保険法

- 2022年(R.4) 5月 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の公布
  - 内容:障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の総合的な推進
- 2022 年 (R.4) 5月 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(女性支援新法)の交付
  - ・内容: 貧困、性暴力・性犯罪被害、家庭内暴力(DV)など様々な困難を抱える女性への支援を強化することを目的とした法律
- 2022 年(R. 4) 6 月 「こども基本法」、「こども家庭庁設置法」、「こども家庭庁設置法の施行に伴う 関係法令の整備に関する法律」の公布
  - ・内容:こども基本法では、子どもの人権尊重、子どもの教育と福祉の保障、子育て支援等、「子どもの権利」の保障を明記された。
- 2022 年(R.4) 12 月「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する 法律」の公布
  - 内容:①障害者等の地域生活の支援体制の充実
    - ②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進
    - ③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備
    - ④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化
    - ⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾についてのデータベースに関する規定の 整備

など

- ・改正等の対象となる法律
  - ①障害者総合支援法、精神保健福祉法
  - ②障害者総合支援法、障害者雇用促進法
  - 3精神保健福祉法
  - 4)難病法、児童福祉法
  - 5 障害者総合支援法、児童福祉法、難病法

#### 2023年(R.5) 4月 こども家庭庁発足

- ・内容:子どもの最善の利益を第一として、『こどもまんなか』のスローガンのもと、子どもの視点に立った政策を強力に進めていくことを目指した内閣府の外局の発足。
- 2023 年(R. 5) 5 月 「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の公布
  - ・内容: ①出産育児一時金の支給額引き上げ
    - ②産前産後期間における国民健康保険料等を免除
    - ③後期高齢者医療における高齢者の保険料負担割合(高齢者負担率の設定方法)の見直し
    - ④後期高齢者医療制度が出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みの導入
  - ・改正等の対象となる法律
    - ①②国民健康保険法
    - ・③④高齢者の医療の確保に関する法律
- 2023 年 (R. 5) 6 月 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の 一部を改正する法律」の公布
  - ・内容:マイナンバーカードと健康保険証の一体化及び資格確認書の仕組みの整備(健康保険証の 廃止)
  - ・改正等の対象となる法律
    - ・国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律



社会保障制度が大きく変わり、継続して見直しがされている中で、地方自治体にあっては、地域の創意工夫を活かし、住民が住み慣れた地域において安心して自立した生活を送ることができる仕組みづくり、個性を活かした自治体独自の地域福祉の確立に向けた取り組みが求められている。

#### 2023年(R.5) 6月 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の公布

・内容:認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に進めることにより、共生社会の実現を推進する。

#### 2023 年(R.5) 6月 「孤独·孤立対策推進法」の公布

・内容:国及び地方において総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進するため、その基本理念や国 等の責務、施策の基本となる事項、国及び地方の推進体制等について定めるもの。

#### 2023年(R.5) 12月 「こども未来戦略」の策定

- ・内容:若い世代が希望通り結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指す。
  - ①若者・子育て世代の所得を増やす
  - ②社会全体の構造や意識を変える
  - ③すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく

#### 2024年(R.6) 4月 「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」の公布

- 内容: ①早期発見・継続的な見守り機能の強化
  - ②多様な相談者層への対応強化
  - ③住まいの相談に対応できる体制の整備
  - ④家賃の低廉な住宅への転居支援の創設
- ・改正等の対象となる法律
  - 生活困窮者自立支援法、生活保護法

#### 2024 年(R. 6) 6 月 「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」の公布

- ・内容: ①児童手当の拡充
  - ②子ども・子育て支援金制度の創設
- ・改正等の対象となる法律
  - ① 児童手当法
  - ② 国民健康保険法・高齢者の医療の確保に関する法律

#### 2025 年(R.7) 6 月 「手話に関する施策の推進に関する法律」の公布

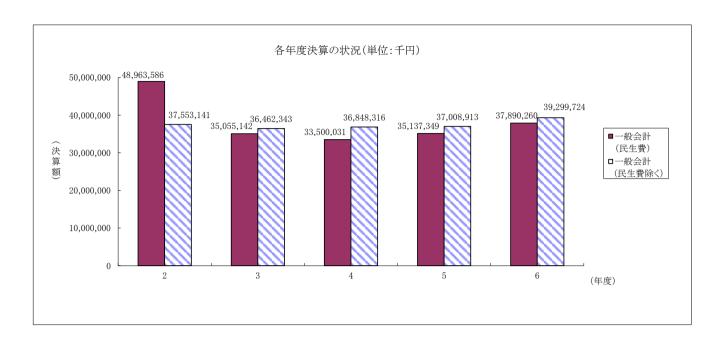
- ・内容: ①手話を必要とするこどもの手話の習得の支援
  - ②学校における手話による教育等
  - ③大学等における配慮

など

#### 2025 年 (R. 7) 6 月 「改正労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、女性活躍推進法」の公布

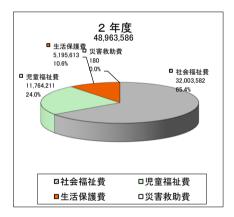
- ・内容: ①カスタマーハラスメントや求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するため、雇用管理上必要な措置を講じることを事業主の義務化。
  - ②従業員数 101 人以上の企業は、「男女間賃金差異」及び「女性管理職比率」の情報公表を義務 化

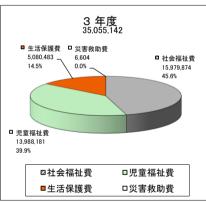
## 決算の推移

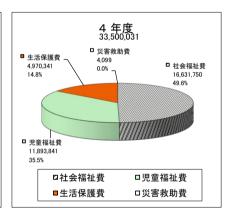


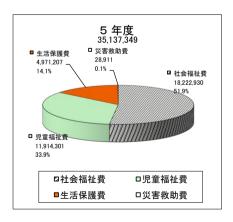
### 民生費内訳

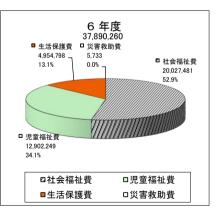












1. 障害福祉サービス (1)新体系事業所

(令和7年7月現在)

(1)新体糸事業	ול <u>ז</u> 				<u> </u>	ì護給 <sup>′</sup>	付					訓	練等給	计			7年 地域		計
事業所名	所在地	電話	施設入所支援	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	同行援護	生活介護	短期入所	就労移行	( A 継) 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	○就 B労	(生活訓練)	共同生	自立生活援助	就労定着支援	地域移行支援	地域定着支援	:画相談支援給付
ホームヘルプセンター ぽっぽひがしうじ	五ケ庄折坂5-149	32-7709		0	0														
ホームヘルプセンター ぽ っ ぽ	佐殿町士開 <b>て</b> の 4	48-4833		0	0														
介 護 の 花 た ば ケ ア セ ン タ ー	五ケ庄一番割59-1 壱番館501	38-1651		0	0														
ケア・サービス青葉	小倉町山際1-14	39-7120		0	0		0												
たよりになる輪		38-1272		0	0		0												
ニチイケアセンター 宇 治	宇治荒川ビル1F	25-5632		0															
ニチイケアセンター 宇 治 大 久 保	大久保町上ノ山43-1 藤和ライブタウン宇治大久保	41-1781		0															
栄仁会 ホームヘルプセンターおうばく	五ケ庄戸ノ内7-25	33-1411		0															
ヘルプサポートす ま い る	伊勢田町南山49-2の1	20-4080		0	0	0	0												
	伊勢田町南遊田42-1	25-6363		0		0													
天 ケ 瀬 寮 短期入所事業所	日/11朱田15	22-2000							0										
天ヶ瀬きぼうの家短期入所事業所	<b>日川米田15</b>	23-2000							0										
ショートステイ 宇 治 作 業 所	五ケ庄二番割5-2	32-2024							0										
天 ケ 瀬 寮	白川東山15	22-2000	0					0											
天ヶ瀬きぼうの家	白川東山15	23-2000	0					0											
天ヶ瀬ワークスあずなろ		24-2011						0			0	0							
生活介護施設クローバー	宇治天神12-3	23-2129						0											
相談支援センターみ つ ば	宇治天神12-3	23-2129																	0
デ イ セ ン タ ー宇 治 作 業 所		32-2024						0											
ワークセンター宇治作業 所		32-2024						0				0							
同 胞 の 家	小倉町西山44-4	20-4080						0											
宇治川福祉の園	槇島町石橋13	25-7091						0											
志津川福祉の園	志津川西山15-2	20-9902						0				0							
ワークネットきょうと	六地蔵奈良町56 ヤマムラビル1階	38-0111								0						0			
みっくすはあつ	小倉町老ノ木13-1 宇治小倉マンション221号	23-7920										0							
槇 島 福 祉 の 園 (ジョブサポート センターマキシマ)	槙島町石橋13-6	20-8060										0							
洛南共同作業所		31-5088										0							
グループホームあ お ば	宇治妙楽175-11	21-6678												0					
ぐるーぷほーむぴあ	五ケ庄三番割32-8	31-2500												0					
グループホームか さ と り	西笠取辻出川東67-1	(075) 644-5082												0					
な か ま の 家		33-6160												0					
宇治市障害者生活支援センター	五ケ庄二番割5-2	32-8441															0	0	0
宇治市聴覚障害者生活支援センター	五ケ庄二番割5-2	32-8441															0	0	0
宇治市福祉サービス公社 障害者相談支援センター		28-3111																	0
指定相談支援センター kokua ( コ ク ア )	伊勢田町南山49-2-1	20-4080															0	0	0

事業所名 所在地 電話	地域移行支援	地域定着支援 〇 〇 〇	画相談支援給付
まきしま てくてく 伊勢田町南遊田42-1       25-6360         天 ヶ 瀬 学 園 白川東山15       23-2000         天 ヶ 瀬 寮 白川東山15       22-2000         相 談 支 援 事 業 所 つ な ぎ ぎ 古ケ庄平野12-43       31-4837         子 ど も 発 達		0	0 0
天 ヶ 瀬 学 園 白川東山15 23-2000 日 日	0		0
天 ヶ 瀬 寮 白川東山15     22-2000       相談支援事業所     五ケ庄平野12-43       31-4837     31-4837       子 ど も 発達 横島町蘭場14-8     24-1233       あゆみ相談支援室     24-1233       イ サ ク 事業所 伊勢田町毛語149-4     21-0139       サポートセンタ 庄 木幡南端11     31-8773       サポートセンタ 京 木地蔵奈良町58-7     33-7766       ケ ア セ ン タ の 伊勢田町砂田144-2     23-3337       ウ の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	0	0	0
相談支援事業所	0	0	
つ な ぎ			0
さぽーとセンター 槇島町薗場14-8       24-1233         あゆみ相談支援室       21-0139         イ サ ク 事業 所 ど うほうの家       伊勢田町毛語149-4         サポートセンター 五 ケ       木幡南端11         サポートセンター 気       大地蔵奈良町58-7         ワ ア セ ン ター う か め       伊勢田町砂田144-2         23-3337       〇 〇 〇			
サポートセンター 五 ヶ 庄     木幡南端11     31-8773     0 0 0       サポートセンター 虹 の 家     六地蔵奈良町58-7     33-7766     0 0 0       ケ ア セ ン ター う さ か め     伊勢田町砂田144-2     23-3337     0 0 0 0			0
五 ヶ 庄 木曜前頭11     31-87/3     0 0 0       サポートセンター 穴地蔵奈良町58-7     33-7766     0 0 0       虹 の 家 へ地蔵奈良町58-7     33-3337     0 0 0 0			
虹 の 家 / 四國宗長町30-7 33-7766 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0			0
			0
ヘルパーステーション 宇 治 東 五ケ庄二番割5-2 32-2024 O O O			
Each Other 小倉町西浦99-35 66-4037 0			
宇治作業所のびのび 五ケ庄梅林72-8 66-4841 ○			
ショートステイ の び の び 五ケ庄梅林72-8 66-4841 ○			
ヘルパーステーション す ず め 大久保町井ノ尻22-14 48-1005 O O			
あ い 工 房 西笠取下荘川西25 (075) 585-7839			
グループホーム や ま し ろ 横島町大川原35-5 1棟 22-0677			
ヘルパーステーション 大久保町旦椋10-5 リ エ ゾ ン 大 久 保 梅本ビル 41-2126 ○ ○ ○			
居 宅 介 護 事 業 所 小倉町神楽田12-1 66-6450 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0			
ショートステイくるね 伊勢田町若林61-1 20-4080 ○			
ショートステイ花 宇治米阪44 23-2129 ○			
ほっとハウス小倉町西山70-8 20-5409 0 0			
同胞の家ベテル事業所 グループホームたいじゅ 伊勢田町若林61-1 20-0967			
グループホーム ぽ か ぽ か 宇治米阪44 23-2129			
訪 問 介 護 事 業 所 そ ら ま め 小倉町南浦6-10 74-8851 0 0			
居 宅 介 護 事 業 所 レ ク ス 小倉町南堀池55-5 94-6670 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0			
ゆ め ハ ウ ス 宇治若森30-2 23-5193			
ヘルパーステーション み や こ 五ヶ庄梅林44-8 74-8297 O O			
ケ ア セ ソ タ ー フィット・宇 治     ************************************			
な な ほ し か い ご 六地蔵奈良町58-3 31-3050 0			
松 風 木幡南山80-11・12合地 74-8148 〇 〇			
雪 風 木幡南山80-11・12合地 74-8148			0
野 風 木幡南山80-11・12合地 74-8148 〇	0	0	
A L S O K ライフサポート			
宇治憩の家事業所 小倉町新田島13-64 26-2734 0 0			
ヘルパーステーション ス イ ー ト 宇 治 小倉町南堀池110-65 66-7430 O			

#業所名 所在地 電話 設 票 並 方 的						ſ	ì護給·	付					訓	練等総	付			地域 支援	相談給付	計
日本	事業所名	所在地	電話	設入所支	宅介	度訪問介	動援	行援	介	期入	労移	型継	型線	訓問訓	同生活援	立生活援	労定着支	域移行支	域定着支	画相談支援給付
学 治 か		五ケ庄北ノ庄30-3	84-6401		0	0														
要所さか。いえ デキ伽山の ボーム 学知識の-11 23-0288	宇 治 小 倉	于河陰山9-11 	23-0250							0										
図書館支援センタ	障害者就労移行支援事業 所 さ ぴ ゅ い え	宇治蔭山9-11	23-0250								0	0								
		宇治蔭山9-11	23-0250												0					
大 久 保 ペ - ス シャーメリシャーメリシャーといわれると	じゃすと		23-0288																0	0
グル	スマイルワーク 大 久 保 ベ ー ス	広野町茶屋裏8-5 シャーメゾンInoue I nd 1F	41-2588										0							
用 競 支 援 事 業 所 大久保町井ノ原29-2 32-0556			66-1069		0	0														
テ ス る ば ん だ 中川にJ203 205号響 5-0-00															0					
マース リー サンドルズ/ツス	相 談 支 援 事 業 所か え る ぱ ん だ	大久保町井ノ尻39-3 中川ビル203 205号室	32-0556																	0
社会福祉法人同認会	F∞Iスイート		39-8954										0							
かたしの度味 小倉町西UTO-8 20-5409 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○			27-5843						0											
ショートスティ サットスティ サットスティ サットスティ サットスティ サットスティ リーン・カース (14)       大幅商端11 コケモ梅林4-8 スケントの (14)       39-3506       0	社会福祉法人同胞会 Noa-cube	伊勢田町南山49-2-1	24-1092						0											
ショートステイ	わたしの寝床	小倉町西山70-8	20-5409							0										
## サ ン サ ン *****************************	ショートステイ巨椋	伊勢田町南遊田42-1	25-6360							0										
SUN       19 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日		木幡南端11	39-3506							0										
		五ヶ庄梅林44-8	79-0133																	0
<ul> <li>大 地 蔵 ヴィラノール402</li> <li>ひと り じゃ な いの 小倉町西山70-8</li> <li>20-5409</li> <li>へルバーステーション 小倉町山際4-35</li> <li>34-4126</li> <li>○</li></ul>	さくらんぼうの樹	小倉町神楽田1-3	20-1851										0							
ハルパーステーション   小倉町山際4-35   34-4126   ○			38-5001		0															
<ul> <li>ヘルパーステーション 伊勢田町毛語56-1</li></ul>			20-5409																	0
新日本サービス 字治野神65 24-6128 0 0 日	ヘルパーステーション レ ガ ー ロ	小倉町山際4-35	34-4126		0															
相談 支援事業 所			34-5555		0	0														
Make   松村化成ビル1階   S2-3112   S2-	新日本サービス	宇治野神65	24-6128		0	0														
生活訓練いろはピル1階B号、2階C号     14 6900       レジリエンス広野町-里山46-8     66-4548       ケア21 宇治・調査以保111-1 辻岩ピル新館4階東     21-8221       ホームケア土屋京滋 宇治・青134-1 宇治・青川ピル4階     050-3138 -6083       ひなたぼっこ木幡南端11     31-8773       社会福祉法人同胞会グループホームおりぶ伊勢田町毛語144-1     46-5650       ヘルパーステーション 機場町落合43-11     66-7805       生活介護事業所 ラソ伊勢田町名木3丁目1-2     51-5448       新労継続支援AB型 機島町清水48 水ルファー宇治2階     0       就労継続支援AB型事業所 パラフック京都宇治     25-6666       就労継続支援B型事業所 小倉町西浦74-2 ステイシー I ビル 3階     23-2810       高数     0       大野経続支援B型事業所 小倉町西浦74-2 ステイシー I ビル 3階     23-2810			32-3112																	0
ケ ア 21 宇 治       小倉町久保111-1 辻岩ビル新館4階東       21-8221       〇 〇       1         ホームケア土屋 京滋 宇治壱番134-1 宇治荒川ビル4階       050-3138 -6083       〇 〇       1         ひ な た ぼ っ こ 木幡南端11       31-8773       〇 〇       1         社会福祉法人同胞会 グループホームおりぶ ヘルパーステーション も み       伊勢田町毛語144-1       46-5650       〇 〇       1         生活介護事業所 ラソ 伊勢田町名木3丁目1-2       51-5448       〇 〇       1         生活介護事業所 ラソ 伊勢田町名木3丁目1-2       51-5448       〇 〇       1         就労継続支援 A,B型 多 機 能 事業 所 バララック京都宇治 トアルファー宇治2階       25-6666       〇 〇       0         就労継続支援 B型事業所 B E E !       小倉町西浦74-2 ステイシー I ビル 3階       23-2810       〇 〇       0	医療法人栄仁会生活訓練いろは	六地蔵奈良町56番地ヤマムラ ビル1階B号、2階C号	74-8900											0						
ホームケア土屋 京滋 宇治吉番134-1	-		66-4548												0					
ボームケア工産 京滋 宇治荒川ビル4階 -6083 0 0 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	ケ ア 21 宇 治	小倉町久保111-1 辻岩ビル新館4階東	21-8221		0	0														
社会福祉法人同胞会 グループホームおりぶ の した。 の ももの の 生活介護事業所 ラソ 伊勢田町名木3丁目1-2 51-5448 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	ホームケア土屋 京滋				0	0														
ヘルパーステーション 横島町落合43-11 66-7805 0			31-8773						0											
も み じ (機感助活品43-11)     00-7803     0       生活介護事業所 ラソ 伊勢田町名木3丁目1-2     51-5448     0       就労継続支援AB型 後 能 事 業 所 パララック京都宇治	社会福祉法人同胞会グループホームおりぶ	伊勢田町毛語144-1	46-5650												0					
就 労 継 続 支 援 A.B型		槇島町落合43-11	66-7805		0															
パララック京都宇治 *** *** *** *** *** *** *** *** *** *	生活介護事業所 ラソ	伊勢田町名木3丁目1-2	51-5448						0											
就労継続支援B型事業所 B E E ! ステイシー I ビル 3階 23-2810 ○	就労継続支援A,B型 多機能事業所 パララック京都宇治	槇島町清水48 ベルファー宇治2階	25-6666									0	0							
コクリエ・ワークス 五ヶ庄新開14番地の63 コート黄檗T102 66-7874 ○			23-2810										0							
	コクリエ・ワークス	五ケ庄新開14番地の63 コート黄檗T102	66-7874										0							
悠 佳 ホ ー ム 木幡南端16番地4   46-8883			46-8883							0					0					
スーパー・コート宇治 大久保町北ノ山104-18 大久保訪問介護事業所 サンビーム大久保103号 41-1210 0 0	スーパー・コート宇治 大久保訪問介護事業所	大久保町北ノ山104-18 サンビーム大久保103号	41-1210		0	0														

野球神色   防止線   現場   日本				介護給付 訓練等給付 地域相談 支援給付			相談給付	計画												
Sinto - Care   NY-9/-71	事業所名	所在地	電話	設入所支	宅介	度訪問介	動援	援	活介	期入	労	Α労	B労	活立	同生活援	立生活援	労定着支	域移行支	域定着支	相談支援給
信託介護事業所かい 小島南海38世級38 66-1234 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0			31-1900		0	0	0													
指数交援中等所申以   小型商階第38番838号   06-1234   0   0   0   0   0   0   0   0   0	まるケア	小倉町南浦18番地の10	94-6492		0	0														
プループホーム	居宅介護事業所ゆい	小倉町西浦33番地32号	66-1234		0	0														
つくりて工房	相談支援事業所ゆい	小倉町西浦33番地33号	66-1234																	0
つくりて工房	グループホームわおん宇治野神	宇治野神50番地72													0					
②			74-8115									0								
数 関介機 ありがとう プラナイル 20-4040	福祉サービス事務所 空	木幡須留5番地60													0					
3月の月後のりかと   ラヴェイル系統202   30-00   3	就労継続支援B型	五ケ庄平野8番地1	31-5811										0							
社会福祉法人同題会	訪問介護ありがとう	伊勢田町中山52 ラヴェイル京都202	66-6501		0	0														
プループボーム   小倉町西山44-1   20-4040   0   0   1   1   1   20-4040   0   0   1   20-4040   0   0   0   1   20-4040   0   0   0   0   0   0   0   0   0	リーフ	小倉町西浦33番地32号	23-2129		0	0														
	ブループホーム Pono(ぽの)		20-4040												0					
お	ク ロ ス		20-4040						0											
□ 回川 連 K-T-UNIC		小倉町西山70-7	34-1301		0	0	0													
スイート東宇治 岩番館306年	訪問介護K-HOME	五ケ庄西川原21番地117			0	0														
正 と ほ ぎ の	ヘルパーステーション ス イ ー ト 東 宇 治	五ケ庄一番割59-1 壱番館305号室	31-8328		0	0														
ショートスティリー会面面出44-1       20-4040       ○       ○       ○       クアサボート大久保町久保23-16-10       66-3858       ○		小倉町南堀池85-43			0	0														
NOIE	ショートステイ Pono プ ラ ス		20-4040							0										
ヘルパーステーション 木幅中村24	ケ ア サ ポ ー ト レジリエンスプラス	大久保町久保23-16-10 1号	66-3858		0	0	0													
スイート Feye メジンドワ505号室 27-4507 0 0 0 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	NOIE	木幡南山52番地36	66-2722												0					
き さ と			27-4507		0		0	0												
<ul> <li>木 幡 店 ハイショップビル102号室 40-8803 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0</li></ul>		木幡中村15-63	34-1712		0	0														
エ ム テ ッ クカーブラザフシタビル2F 24-24-14		木幡内畑34-11 ハイショップビル102号室	46-8663		0	0		0												
伊勢田店ダイカイブラザ2-D       34-0418       0       0         相談支援事業所空羽拍子町76-19 勢田店ダイカイブラザ2-D       34-0418       0       0         訪問介護事業所字治確山27番地1アペラーク、第一字治療山88番地の8       51-1636       0       0         ブループホーム翔字治療山88番地の8       51-1636       0       0         ライフサボートセンター大久保町目標13番地8 さつきマンション3号室       34-2310       0       0         ファインケア宇治サボートセンター大久保町目標13番地8 さつきマンション3号室       34-1140       0       0         丁アインケア宇治サベルナール271 203号       34-1140       0       0         訪問介護 きくよ 宇治乙方43       34-2710       0       0         ちるるのおうち広野町宮谷69-4       090-6067 -8357       0       0         山TALICOワークス宇治香番134-1       25-6430       0       0         訪問介護ルミエール広野町西裏31番地3広野ハイツ101       34-2177       0       0         就労継続支援B型事業所ではまり、本舗ホリスクリの101       本編本出地22番地3       34-4771       0       0         ふる一ていふるらいふまは非常24-4       33-7377       0       0       0			24-2414										0							
相談支援事業所 空 羽拍子町76-19		羽拍子町76-19 ダイカイプラザ2-D	34-0418		0	0														
訪問介護事業所すらん       第一年第105号室       94-6693       0       0         グループホーム翔       第治臓山88番地の8       51-1636       0       0         ライフサポートセンターとクシスさつきマンション3号室       34-2310       0       0       0         ファインケア宇治 党道門前27ー1 サンベルナール271 203号       34-1140       0       0       0         訪問介護 きくよ 宇治乙方43       34-2710       0       0       0       0         ちるるのおうち広野町宮谷69ー4       090-6067 -8357       0       0       0       0         LITALICOワークス宇治壱番134ー1       25-6430       0       0       0       0       0         訪問介護ルミエール 広野町西裏31番地3広野ハイツ101       34-2177       0       0       0       0       0         就労継続支援B型事業所 matery       木幡北山畑22番地3       34-4771       0       0       0       0         ふるーていふるらいふ 木幡市第34-4       33-7377       0       0       0       0       0	相談支援事業所 空		34-0418																	0
ライフサポートセンター グ シ ス うごきマンション3号室       34-2310       0 0       0 <td>訪問介護事業所すずらん</td> <td>宇治蔭山27番地1 アベニュー中路105号室</td> <td>94-6693</td> <td></td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td>	訪問介護事業所すずらん	宇治蔭山27番地1 アベニュー中路105号室	94-6693		0	0														
ピ ク シ ス さつきマンション3号室 34-2310 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	グループホーム翔	宇治蔭山88番地の8	51-1636												0					
ファインケア宇治 <sup> </sup>			34-2310		0	0	0													
ちるるのおうち広野町宮谷69-4       090-6067 -8357       0         LITALICOワークス 宇治壱番134-1       25-6430       0         訪問介護ルミエール 広野町西裏31番地3 広野ハイツ101       34-2177       0         就労継続支援B型事業所 matey       木幡北山畑22番地3       34-4771         ふるーていふるらいふ 木藤西浦34-4       33-7377			34-1140		0	0														
San	訪問介護 きくよ	宇治乙方43	34-2710		0	0														
宇     治 デルビ留 134-1     25-0430       訪問介護ルミエール 広野町西裏31番地3 広野ハイツ101     34-2177     0       就労継続支援B型事業所 matey     木幡北山畑22番地3     34-4771       ふるーていふるらいふ 木緑西浦34-4     33-7377     0	ちるるのおうち	広野町宮谷69-4								0										
訪問介護ルミエール 広野町西裏31番地3 広野ハイツ101     34-2177     0       就労継続支援B型事業所 matey     木幡北山畑22番地3     34-4771       ふるーていふるらいら 木緑西浦34-4     33-7377		宇治壱番134-1	25-6430								0						0			
就労継続支援B型事業所			34-2177		0															
ふるーていふるらいふ <sub>木幡西浦34-4</sub> 33-7377			34-4771										0							
	ふるーてぃふるらいふ		33-7377										0							

					ſ	ì護給	付					訓	練等総	計付			地域 支援		計画
事業所名	所在地	電話	施設入所支援	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	同行援護	生活介護	短期入所	就労移行	(A 就 労継 続	(B 部 部 部 記 部 に に に に に に に に に に に に に	(生活訓練)	共同生活援助	自立生活援助	就労定着支援	地域移行支援	地域定着支援	副相談支援給付
コヘレト事業所	伊勢田町毛語144-1	20-4080						0				0							
ショートステイおりぶα	伊勢田町毛語144-1	20-0967							0										
訪問介護まごのて宇治	宇治戸ノ内38番地2 メゾン・コヤマテナント102号	85-0202		0	0	0													
居 宅 介 護 Ritz	木幡御蔵山39-1007	26-4406		0	0	0													
ネクスト・ワーク	広野町西裏100-23	39-3554										0							
ル・ホーム宇治小倉	小倉町堀池7番地54	050-3098- 3087												0					
ケ リ ー 宇 治	宇治里尻82番地の3	34-7733		0	0														
ヘルパーステーション み や こ 宇 治	宇治蔭山59-50	79-0872		0	0														
訪問介護ステーション ナ ー ビ ス 宇 治	莵道田中20-1	25-5700		0															
訪 問 介 護 まごのて大久保	大久保町南ノロ64番地9 カミノビル101号室	39-3877		0	0	0	0												
Healing Space さつき (宇治)	五ケ庄西川原21-119	26-6864										0							
四季の家『初夏』グループホーム	羽拍子町47-11	46-8051												0					
グループホーム ホワイティー	伊勢田町中山37-14	26-8809												0					
相 談 支 援 事 務 所レ ジ リ エ ン ス	大久保町久保23番地16 メイクス久保101号	66-4548																	0
ポ ジ テ ィ ブ 介 護 あ ん そ ん	広野町桐生谷96-5 コーポ桐生201	090-1024- 3441		0	0														

### (2)地域生活支援事業

•相談支援事業

事業所名	住所	電話
宇治市障害者生活支援センター そら 」	五ケ庄二番割5-2	32-8441
相談支援センター kokua	伊勢田町毛語144番地の1	20-4087

•移動支援	事業	Т	ı						
					サービ	ス提供	対象者		
事業所名	所在地	電話	車いす常用者	知的障害者	精神障害者	車いす常用児	知的障害児	精神障害児	グループ支援
たよりになる輪	五ケ庄平野12-15	38-1272	0	0	0	0	0	0	0
介 護 の 花 た ば ケ ア セ ン タ ー	五ケ庄一番割59-1 壱番館501号	38-1651	0	0	0	0	0	0	
(福)同胞会ヘルプ サポート すまいる	伊勢田町南山49-2-1	20-4080		0	0		0	0	
ケア・サービス青葉	小倉町山際1-14	39-7120	0				0		
財団法人 宇治市福祉 サービス公社 ホームヘルプセンター ぽっぽひがしうじ	五ケ庄折坂5-149	32-7709	0	0		0	0		
財団法人 宇治市福祉サービス公社ホームヘルプセンター ぽっぽ ぽぽ	広野町大開72-1	48-4833	0	0		0	0		
居宅介護 わくわく	伊勢田町南遊田42-1	25-6363	0	0	0				
サポートセンター 五 ヶ 庄	木幡南端11	31-8773	0	0		0	0		0
サポートセンター 虹 の 家	六地蔵奈良町58-7	33-7766	0	0	0	0	0	0	0
支援センター 五葉	槙島町吹前49-3	21-0128	0	0		0	0		0
ケ ア セ ン タ - う さ か め	伊勢田町砂田144番地の2	23-3337	0	0	0	0	0	0	
レッドコメット	小倉町神楽田12-1 紫明館101号	66-6450	0	0	0	0	0	0	
居宅介護事業所レクス	小倉町南堀池55-5	94-6670	0	0	0	0	0	0	
訪問介護事業所そらまめ	小倉町南浦6-10	74-8851	0	0	0	0	0	0	0
ヘルパーステーション み や こ	五ヶ庄梅林44-8	74-8297	0	0	0	0	0	0	
松風	木幡南山80-11 · 12合地	74-8148	0	0	0	0	0	0	
サポートステーションピ ー ス	五ケ庄北ノ庄30-3	84-6401	0	0		0	0	0	0
ななほしかいご	六地蔵奈良町58-3	31-3050	0	0	0	0	0	0	
宝城メディカルサポート	小倉町南浦21-131	66-1069	0	0	0	0	0	0	
ヘルパーステーション 宇 治 東	五ヶ庄二番割5-2	32-2024	0	0	0	0	0	0	0
ケ ア 21 宇 治	小倉町久保111-1 辻岩ビル新館4階東	21-8221	0	0	0	0	0	0	
	伊勢田町毛語56-1 太田マンション2号室	34-5555	0	0	0	0	0	0	
居宅介護事業所ゆい	小倉町西浦33番地32号	66-1234	0	0	0	0	0	0	
訪問介護ありがとう	伊勢田町中山52 ラヴェイル京都202	66-6501	0	0	0	0	0	0	
	宇治乙方43	34-2710	0	0	0	0	0	0	
	アベニュー中路105号室	94-6693	0	0	0	0	0	0	
	木幡中村24 メゾントワ505号室	27-4507	0	0	0	0	0	0	0
訪 問 介 護 空 木 幡 店	木幡内畑34-11 ハイショップビル102号室	46-8663	0	0	0	0	0	0	

					サービ	ス提供	対象者	f	
事業所名	所在地	電話	車いす常用者	知的障害者	精神障害者	車いす常用児	知的障害児	精神障害児	グループ支援
訪問介護事業所 kitto • care	五ケ庄二番割44番地5	31-1900	0	0	0	0			
訪問介護 K-HOME	五ケ庄西川原21番地117	66-1725	0	0	0	0	0	0	
ファインケア宇治	莵道門前27-1 サンベルナール271 203号	34-1140	0						
ケ ア サ ポ ー ト レジリエンスプラス	大久保町久保23-16-10 1号	66-3858			0	0	0	0	
ライフサポートセンター ピ ク シ ス	大久保町旦椋13番地8 さつきマンション3号室	34-2310	0	0	0	0	0	0	
宇治憩の家事業所	小倉町新田島13番地64	26-2734	0	0	0	0	0	0	
ヘルパーステーション お だ ん ご	小倉町西山70-7	34-1301	0	0	0	0	0	0	
	羽拍子町76-19 ダイカイプラザ2-D	34-0148	0	0	0	0	0	0	
ヘルパーステーション み や こ 宇 治	宇治蔭山59番地50	79-0872	0	0	0	0	0	0	

•日中一時支援事業

- H T #1,	X1及于未			サービ	ス提供	対象者	á
事業所名	所在地	電話	障害	害者		障害児	9
			知的	精神	身体	知的	精神
日中一時支援宇治作業所日中一時支援	五ケ庄二番割5-2	32-2024	0	0	0	0	0
クローバー	宇治天神12-3	23-2129	0				
(福) 同胞会日中一時支援 ほ〜む	伊勢田町若林61-1	20-4016	0	0	0	0	0
天ヶ瀬学園入所部短期入所事業所	白川東山15	23-2000	0				
天ヶ瀬寮短期入所事業 所	白川東山15	22-2000			0		
サポートセンター 五 ヶ 庄	木幡南端11	31-8773	0		0	0	0
サポートセンター 虹 の 家	六地蔵奈良町58-7	33-7766	0	0	0	0	0
日中一時支援のびのび	五ケ庄梅林72-8	66-4841	0				
ディセンターう さ か め	小倉町南浦18-11	23-3337	0	0	0	0	0
居宅介護支援事業所 レッドコメット	小倉町神楽田12-1 紫明館101号	66-6450	0	0	0	0	0
支援センター 五葉	槙島町吹前49-3	21-0128	0		0	0	
株式会社 for one 笑 空	伊勢田町砂田129-4	27-5843	0			0	
日中一時支援事業所だちょう 倶楽部	莬道門前9-1 小林事務所2F	66-6954	0	0	応相談	0	0
ショートステイ巨椋	伊勢田町南遊田42-1	25-6360	0	0			
わたしの寝床	小倉町西山70-8	20-5409		0			
ぐぅちょきぱぁ	大久保町上ノ山43番地の6	090-1291- 3340			0	0	0

・地域活動支援センター

~55~%/L1 3/1 X	1及 ピン ノ	
事業所名	所在地	電話
地域活動支援センター む す び	五ケ庄平野45-1	32-0440
とうがらしハウス	小倉町西浦52-28	23-3615
宇治市社会福祉協議会	宇治琵琶45 宇治市総合福祉会館	22-5650

### 2. 児童福祉・母子福祉

(1)児童館

		施設名									所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
9	宇治	市	善	去青	少	年	セ	ン	タ	_	宇治善法110-1	39-9278	宇治市	-	S60.6	
ē	宇治	市	河原	京 青	少	年	セ	ン	タ	_	木幡河原5-5	39-9279	T 10 14	-	S62.10	
(	カ	ぼ		り	į	児		童		館	木幡赤塚15-1	33-8375	社会福祉法人 あけぼの会	_	H8.4	

(2)地域子育て支援拠点

		- <u>U-74</u>	<u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>		<u> </u>	<u> </u>	/111										
				於	· 設会	<u> </u>						所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
げ		h		き		V		7	3		ば	宇治里尻5-9 ゆめりあ うじ3階	39-9309	社会福祉法人 宇治福祉園	-	H15.4	JR宇治駅前 市民交流プラザ内
東	部	地垣	4 子	育	て	支	援	セ	ン	タ	ļ	五ケ庄二番割5-5	32-5580	社会福祉法人 春秋福祉会	-	H16.5	なかよし保育園・ 分園「あいあい」内
西	部	地垣	4 子	育	て	支	援	セ	ン	タ	ſ	小倉町西畑13	39-9209	宇 治 市	-	H10.10	小倉双葉園保育所内
南	部	地垣	4 子	育	て	支	援	セ	ン	タ	ſ	大久保町旦椋72-2	44-3692	社会福祉法人 同胞会	-	H13.5	同胞こども園内
北	部	地垣	4 子	育	て	支	援	セ	ン	タ	ĺ	六地蔵奈良町74-1 パデシオ ン六地蔵フォレストタワー1階	31-2113	社会福祉法人 あけぼの会	-	H17.5	第2登りこども園 「ほーぷるのぼり」内
り					ぼ						Ь	広野町西裏100	44-2112	NPO法人 子育てを楽しむ会	-	H20.11	平和堂100BAN店 2階
131	Ь	き	ょう	) [	_ (	_ [	C	C	ル	_	$\triangle$	槇島町千足80	25-2525	NPO法人 まきしま絆の会	-	H24.4	京都文教学園宇治キャンパス月照館1階
v		あ	に		U		お		<		6	小倉町南浦18-92	51-2084	NPO法人 働きたいおんなたち のネットワーク	-	H28.9	
t	0	r i	d o	r	i	(	۲	IJ	۲	IJ	)	莵道平町28-1	31-2430	NPO法人 働きたいおんなたち のネットワーク	_	H30.10	アル・プラザ宇治東 2階
ぽ			け				つ				ح	伊勢田町ウトロ1-6※ 伊勢田町浮面31-35	070- 1764-5463	NPO法人 子育てを楽しむ会	_	R1.10	※伊勢田こども園 ホール

(3)病児保育

				施	设名					所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
浅	妻	医	院	18	ピ	_	ル	_	A	伊勢田町名木一丁目1-235	45-2876	医療法人 浅妻医院	6	H14.11	
宇	治徳	訓	会师	防院	υ	まわ	り	ルー	- <u>Д</u>	槇島町石橋145	25-5887	医療法人	9	H27.7	

(4)放課後児童健全育成事業(学童保育)

•	・ ノルヘルヘ はくししょ		~~~\	- 14	n,					
		施設名			所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
南	浦	ク	ラ	ブ	小倉町南浦62-57	23-5882	社会福祉法人 黎明会	30	H10.4	
$\mathcal{O}$	つ		じ	組	小倉町堀池94-1	20-1295	社会福祉法人 同胞会	30	H22.4	
の	ぼ ½	) ク	ラ	ブ	木幡赤塚15-1	33-8375	社会福祉法人 あけぼの会	200	H27.4	
み	んな	の き	ク ラ	ブ	莵道荒槇37	23-3224	社会福祉法人 宇治福祉園	40	H28.4	
⊐	パンキッス	. アフタ	ースクー	- ル	宇治弐番88-7	20-1991	株式会社 コパン	60	R1.7	

(5)その他

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
宇治市ファミリー・サポート・センター	宇治里尻5-9 ゆめりあ うじ3階	39-9309	社会福祉法人 宇治福祉園	_	H13.4	JR宇治駅前 市民交流プラザ内

#### 3. 高齢者福祉

(1)養護老人ホーム

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考					
宇治明星園養護老人ホーム	莵道岡谷16-3	23-6923	社会福祉法人 宇治明星園	50	S50.2						
<b>(2)特別養護老人ホーム</b> (令和7年7月1日現在)											
施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考					

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
宇治明星園特別養護老人ホーム	莵道岡谷16-3	23-6922		60	H12.4	
宇治明星園白川特別養護老人ホーム	白川鍋倉山22-10	21-6055	社会福祉法人 宇治明星園	50	H12.4	
伊勢田明星園小規模特別養護老人ホーム	伊勢田町若林41、42	41-1300		29	H25.3	
笠取ふれあい福祉センター特別養護老人ホーム	西笠取下荘川西7-2	(075) 573-2002	社会福祉法人 あじろぎ会	60	H26.11	
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 桃 花 苑	神明石塚39-62	23-8839	社会福祉法人 長安会	50	H12.4	
特別養護老人ホームヴィラ鳳凰	宇治里尻36-35	25-2577	社会福祉法人 京都悠仁福祉会	80	H19.4	
特別養護老人ホーム宇治さわらび園	槙島町郡5O-1	21-6603	社会福祉法人 一竹会	50	H12.4	
特別養護老人ホーム天ヶ瀬苑	白川東山15	23-0030	社会福祉法人 不動園	50	H12.4	
特別養護老人ホームまごころ園	莵道藪里11-3	28-5737	社会福祉法人 マイクロ福祉会	90	H24.12	
特別養護老人ホーム宇治愛の郷	槇島町石橋151-1	21-0005	社会福祉法人 京都愛心会	90	H27.4	

(3)有料老人ホーム

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
京 都 ゆ う ゆ う の 里	白川鍋倉山14-1	28-1001	(一財)日本老人福 祉財団	520	H9.10	
スーパー・コート宇治大久保	大久保町北ノ山77-5	41-1165	株式会社 スーパー・コート	58	H24.9	
ニチイケアセンター宇治春日の森	小倉町春日森45	28-5657	株式会社 二チイ学館	54	H26.3	
あいらの杜 宇治五ヶ庄	五ヶ庄戸ノ内19-1	66-6021	株式会社 はれコーポレーション	51	H27.10	
サ ン シ ャ イ ン コ ー ト 宇 治	羽拍子町80-1	43-7451	株式会社 ジェイエルパートナーズ	40	H24.5	
ユ ア サ イ ド 宇 治 槇 島	槇島町南落合72-4	34-1343	株式会社ケアブレス	40	R5.11	

(4)サービス付き高齢者向け住宅

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
や よ い 館 宇 治	莵道平町16番1	22-7586	医療法人弥生会	27	H26.4	
き さ と 苑 こ は た 館	木幡中村37番地7	32-1457	医療法人こう内科ク リニック	70	H27.6	
サービス付き高齢者向け住宅シ ニ ア ラ イ フ 宇 治	五ヶ庄芝ノ東61番地	75-2082	株式会社 カインドライフ	27	H28.12	
スーパー・コートプレミアム宇治	大久保町北ノ山75	ı	株式会社 スーパー・コート	72	H29.3	
ハーモニー東風館	木幡金草原14番地4号	31-3535	社会福祉法人 くらしのハーモニー	46	H29.2	
カーサデルクオーレ宇治	木幡北畠24番地	31-1611	株式会社 ハートケア	51	H29.11	
ア ン ジ ェ ス 宇 治 木 幡	五ケ庄西田1-1	32-7771	株式会社 T.S.I	31	H30.9	
ココファン宇治駅前	宇治戸ノ内27-1	20-0265	株式会社 学研ココファン	59	R3.7	
カーサデルクオーレ宇治大久保	広野町西裏59	45-1171	株式会社 ハートケア	31	R3.9	
医療法人徳洲会サービス付き高齢者向け住宅 巨椋の郷	槇島町一ノ坪26-3	85-0035	医療法人 徳洲会	90	R5.11	
カーサデルクオーレ宇治五ケ庄	五ケ庄一番割46- 2、47等	(06) 6948-8107	株式会社 ハートケア	38	R6.12	

(5)軽費老人ホーム

				施設	2名					所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
宇	治 明	星園	白川	Ιケ	アノ	ヽウ	スあ	さき	3	白川鍋倉山22-10	21-6623	社会福祉法人 宇治明星園	50	H9.4	
ケ	ア	/\	ウ	ス	さ	わ	5	び	袁	槇島町郡5O-1	21-6603	社会福祉法人 一竹会	30	H11.8	
笠	取ぶる	れあ	い福	祉 t	ュン	ター	ケア	ハウ	ス	西笠取下荘川西7-2	(075) 573-2002	社会福祉法人 あじろぎ会	30	H13.4	H26.11法人事業承継
ケ	ア	/\	ウ	7	ζ -	や	ま	131	<b>き</b>	宇治里尻36-35	25-2577	社会福祉法人 京都悠仁福祉会	30	H19.4	

(6)デイサービスセンター(通所介護)			外的心门间证益		(令和)	7年7月1日現在)
施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
デ イ サ ー ビ ス 花 咲 里	伊勢田町毛語76-1	48-1541	有限会社 ガレージファクト	30	H17.4	
ディサービスみやび	宇治戸ノ内56	25-5350	有限会社 ウイズ	25	H15.1	
デイサービスセンターハーモニーこはた	木幡金草原43	33-8270	社会福祉法人 くらしのハーモニー	30	H12.4	
ディサービスセンターヴィラ 鳳 凰	宇治里尻36-35	25-2577	社会福祉法人 京都悠仁福祉会	40	H19.4	
ディサービスセンターさわらび園	槇島町郡50-1	21-6603	社会福祉法人 一竹会	35	H12.4	
ディサービスまごごろ大久保	広野町東裏108-4	41-2275	マイクロ株式会社	25	H19.5	
ディサービスまごころ宇治	神明石塚59-1	23-5551	マークロ株式芸社	20	H17.7	
ひ か り 倶 楽 部	広野町桐生谷46-1	41-4567	株式会社 新日本建機	14	H13.9	
ディサービスセンター菩提樹		20-2312	医療法人 弥生会	20	H16.11	
宇治市小倉デイサービスセンター	小倉町西畑1-4 小倉小学校内	21-6294	社会福祉法人	25	H12.4	
宇治明星園白川デイサービスセンター	白川鍋倉山22-10	21-7565	宇治明星園	20	H12.4	
デ イ サ ー ビ ス セ ン タ ー ナ  ー ビ ス 宇 治	莵道田中20-1	25-5711	ALSOKジョイライフ 株式会社	34	R7.4	
(一財) 宇治市福祉サービス公社 広野デイサービスセンター	広野町大開72-1	48-4353		23	H12.4	
(一財)宇治市福祉サービス公社西小倉デイサービスとさ	小倉町山際63-1	22-3207	一般財団法人 宇治市福祉 サービス公社	25	H12.4	
(一財) 宇治市福祉サービス公社 東宇 治 デ イ サ ー ビ ス セ ン タ ー	五ケ庄折坂5-149	38-2332		25	H12.4	
笠 取 ふ れ あ い 福 祉 セ ン タ ーデ イ サ ー ビ ス セ ン タ ー	西笠取下荘川西7-2	(075) 573-2002	社会福祉法人 あじろぎ会	35	H26.11	
天ヶ瀬苑デイサービスセンター	白川東山15	23-6500	社会福祉法人	25	H12.4	R6.1.1~ 休止
平 盛 デ イ サ ー ビ ス セ ン タ ー	大久保町平盛91-3	45-2940	不動園	30	H12.4	
洛 和 デ イ セ ン タ ー 宇 治	宇治山本25-2	28-3344	社会福祉法人 洛和福祉会	37	H16.10	
デイサービスセンターわっはっは神明	神明石塚25-21	24-1088	株式会社 オールウェーズ	15	H22.4	
あすみるデイサービス小倉	小倉町蓮池175-23	21-2414	秋亜株式会社	(要支援/要介護) 各10	H22.1	
み む ろ ど デ イ サ ー ビ ス	莵道薮里41 コスモウイング宇治101号	21-1112	株式会社 KOHRIN	25(内 総合 事業10	H24.10	
レッツ倶楽部べっぷ宇治市役所前	宇治下居20-1	25-8088	株式会社 MedRevolution	40	R6.10	

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
みどり機能訓練デイサービスセンター	槇島町南落合56-1	26-2447	株式会社 ミトラ	1単位15	H25.4	
ディサービス「コスモス苑」	伊勢田町浮面28-8	43-8811	特定非営利活動法人 南京都福祉センター	20	H25.2	
デ イ サ ー ビ ス セ ン タ ー リ エ ゾ ン 宇 治 お お く ぼ	大久保町山ノ内55-2	29-9039	医療法人 啓信会	15	H25.8	
ディサービスセンターきさと	木幡中村37-7	38-2870	医療法人 こう内科クリニック	35	H27.6	
機能訓練型デイサービス 喜楽縁	神明宮北22-18 北川ビル1階	51-0149	株式会社 喜楽縁	13	H28.7	
ツクイ宇治神明デイサービスセンター	神明宮東10	25-5253	株式会社 ツクイ	35	H28.9	
i ホットデイサービスセンター	神明宮北31-1	77-8094	株式会社あおい	19	R5.10	
ロイヤルひらおだい通所介護事業所	平尾台一丁目24-1	39-7222	株式会社 ロイヤル住建	30	R3.12	
N E X T みらい	木幡正中46-17	27-7555	株式会社 KOHRIN	30	R4.3	
(一財) 宇治市福祉サービス公社リハビリデイサービスぽっぽ中宇治	宇治琵琶1-3	28-3150	一般財団法人 宇治市福祉サービス公社	15	R4.4	
ディサービスいこい	大久保町旦椋80-8 TS レジデンス宇治1-A	39-3177	特定非営利活動法人 ウィングス	20	R5.4	
	宇治戸ノ内56-7	39-3111	有限会社 ウイズ	19	R5.6	
医療法人徳洲会ディサービスセンター巨椋の郷	槇島町一ノ坪26-3	94-6557	医療法人徳洲会	50	R5.11	

(7)認知症対応型通所介護

(全和7年7月1日現在)

(/)認知证为心至週別기稷					( 元和	(年(月1日現住)
施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
(一財) 宇治市福祉サービス公社 西川 倉 デ イ サ ー ビ ス セ ン タ ー	小倉町山際63-1	22-3207	一般財団法人宇治市福 祉サービス公社	10	H12.4	
メ イ プ ル リ ー フ 槇 島	槇島町本屋敷10−2	26-2885		12	H22.12	
メ イ プ ル リ ー フ 金 草 原	木幡金草原6-1	38-0611	株式会社 ケアトラスト	12	H20.3	
メ イ プ ル リ ー フ 名 木	伊勢田町南山4-1	43-5775		12	H19.7	
伝 書 鳩 デ イ サ ー ビ ス	広野町丸山29-2	41-3490	特定非営利活動法人 伝書鳩	12	H23.10	
ディサービスセンターくりくま	広野町寺山47-4	66-3741	株式会社 くりくま	24	H24.6	
オレンジデイサービスセンターヴィラ鳳凰	宇治里尻36-35	25-1120	社会福祉法人 京都悠仁福祉会	12	H30.4	
おりつみ おおわだの郷	五ケ庄折坂55-1	38-2710	社会福祉法人 柏樹会	12	R7.1	

(8)デイホーム

				施記	役名					所在地	電話		設置主体		定員	開所年月	備考
宇	治	市	小	倉	デ	1	朩	_	$\Gamma$	小倉町西畑1-4	21-6294	1	治	#	-	H7.4	
宇	治	市	平	盛	デ	1	ホ	_	Д	大久保町平盛91-3	45-2940	7	/0	ıμ	_	H8.4	

(9)グループホーム(認知症対応型共同生活介護) (令和7年7月1日現在) 電話 設置主体 定員 開所年月 グループホームまごころ西宇治 伊勢田町中山45-1 41-1101 H22.10 マイクロ株式会社 グループホームまごころ大久保 広野町宮谷69-1 41-2224 18 H20.1 グループホームメイプルリーフ宇治 槇島町本屋敷10-1 28-6262 24 H14.6 株式会社 ケアトラスト グ ル ー プ ホ ー ム メ イ プ ル リ ー フ 木幡南山74-7 32-5053 6 H124 グループホームナイスライフいせだ 伊勢田町毛語27-1 9 H13.7 48-3331 社会福祉法人 グループホームなごみの里伊勢田 伊勢田町毛語45 41-5355 6 H13.10 グループホームニングルの森木幡木幡中村29-2 38-0200 18 H23.3 ヤマト株式会社 グループホームニングルの森平尾 平尾台一丁目3-8 33-1882 9 H12.4 グ ル ー プ ホ ー ム や ま ぶ き の 郷 莵道段ノ上20-1 R6.4 22-1501 R6.4 法人事業承継 社会福祉法人 柏樹会 グ ル ー プ ホ ー ム お お わ だ の 郷 五ケ庄折坂55-1 38-2715 R6.4 R6.4 法人事業承継 社会福祉法人 和グループホーム宇 治 宇治山本25-2 28-3340 18 H16.10 洛和福祉会 社会福祉法人 不動園 す 5 ぎ の 宇治戸ノ内22-6 20-6300 18 H23.3 ル ー プ ホ ー ム 鳳 凰槇 島 槇島町大川原35-5 25-2050 18 H26.6 社会福祉法人 京都悠仁福祉会 グループホームヴィ 宇治里尻36-35 25-1130 凰 18 H30.4 社会福祉法人 木幡北山畑23-1 38-2810 ハーモ 18 H26.12 ー や ま は た らしのハーモ 医療法人 グループホームリエゾン宇治おおくぼ 大久保町山ノ内55-2 29-9023 18 H28 10 啓信会 株式会社 チ イ ケ ア セ ン タ - 三 室 戸 H30.9 莵道籔里37 25-5754 18 チイ学館 ル ー プ ホ ー ム す れ 神明石塚25-21 9 H30.10 34-2128 株式会社 ループホームおり 34-2460 ıŠĩ 神明宮北22-38 8 R3.5 治グループホームそ ょ 風 広野町西裏42-5 48-2010 株式会社SOYOKAZE 18 R3.10 う ご う ケ ア ホ ー ム 六 地 蔵 木幡赤塚24-6 39-3016 総合ケア 株式会社 R7.4

(10)地域包括支援センター

「107地域已旧文版ピング						
施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
東宇治北地域包括支援センター	木幡金草原43	33-8270		-	H18.4	
東宇治南地域包括支援センター	五ケ庄折坂5-149	38-1250		_	H18.4	
南部・三室戸地域包括支援センター	莵道岡谷16-3	23-6115		ı	R2.4	
中宇治地域包括支援センター	宇治琵琶1-3	28-3180	宇治市	ı	H18.4	
槇島地域包括支援センター	槇島町郡5O-1	21-6605	- 70 IP	ı	R2.4	
北宇治地域包括支援センター	小倉町西畑1-4	21-8123		_	H18.4	
西宇治地域包括支援センター	小倉町山際63-1	28-6180			H18.4	
南宇治地域包括支援センター	大久保町平盛91-3	45-1544		_	H18.4	_

(11)地域福祉センター

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
宇治市木幡地域福祉センター	木幡東中47-4	39-9225		_	H5.4	
宇治市開地域福祉センター	開町44-13	39-9238		-	H6.4	
宇治市西小倉地域福祉センター	小倉町山際63-1	22-3084	宇治市	-	H9.6	
宇治市東宇治地域福祉センター	五ケ庄折坂5-149	38-2331	4 10 H	_	H10.4	
宇治市広野地域福祉センター	広野町大開72-1	48-4351		_	H12.4	
宇治市槇島地域福祉センター	槇島町石橋13	23-0114		_	H15.5	

**(12)居宅介護支援事業所** (令和7年7月1日現在)

<u>(12)居宅介護支援事業所</u>					(令和	<u>7年7月1日現在)</u>
施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
ケアプランセンターライヴ	六地蔵町並39	38-1211	医療法人社団 神野医院	-	H18.2	
介護支援センターくらしのハーモニー	木幡金草原43	33-8270	社会福祉法人 くらしのハーモニー	_	H12.4	
ケアプランセンター フィット・宇治	木幡北畠24	31-1612	株式会社 ハートケア	_	H29.11	
ケアーセンター しらいと	木幡正中57-4 サンシティ正中101	79-3203	株式会社 やすらぎ	-	R6.4	
ニ ン グ ル の 森 平 尾	平尾台一丁目3-8	33-1882	ヤマト株式会社	_	H12.4	
(医) 相幸会 ケアプランセンター頼政道	平尾台四丁目3-3	31-1072	医療法人 相幸会	-	H30.2	
居宅介護支援事業所きさと	木幡中村15-63	34-1712	医療法人 こう内科クリニック	-	H27.6	
(一財)宇治市福祉サービス公社 東宇治	五ケ庄折坂5-149	38-2346	一般財団法人 宇治市福祉サービス公社	_	H12.4	
宇治病院ケアプランセンター	五ケ庄芝ノ東28-3	33-1405	社会福祉法人 あじろぎ会	-	H26.11	
ケアプランセンターえんじゅ宇治木幡	五ケ庄西田1-1	32-7727	株式会社 T. S. I	_	H30.9	R6.8.31廃止
医療法人栄仁会ケアプランセンターおうばく	五ケ庄戸ノ内7-25	33-1417	医療法人 栄仁会	_	H12.4	
宇治明星園介護サービスセンター	莵道岡谷16-3	23-7880	社会福祉法人 宇治明星園	-	H12.4	
ケアプランセンター ナービス宇治	莵道田中20-1	25-5701	ALSOKジョイライフ 株式会社	-	R7.4	
ケアプランこむぎ	明星町二丁目6-141	66-3469	合同会社 こむぎケア	-	R7.5	
ニ チ イ ケ ア セ ン タ ー 宇 治	宇治壱番134-1 宇治荒川ビル1F	25-5632	株式会社 ニチイ学館	_	H12.4	
医療法人社団服部医院	宇治壱番68	22-1111	医療法人社団 服部医院	-	H14.4	
ヴィラ鳳凰居宅介護支援事業所	宇治里尻36-35	25-2675	社会福祉法人 京都悠仁福祉会	-	H19.4	
ケアプランセンターレイズ宇治	宇治戸ノ内39-6	39-3901	株式会社 イゼン	-	R7.4	
新日本ケアサービス	宇治野神65	24-7858	株式会社 新日本建機	_	H13.1	
居宅介護支援事業所宇治	宇治山本25-2	28-3343	社会福祉法人 洛和福祉会	-	H16.10	
(一財)宇治市福祉サービス公社 中宇治		28-3170	一般財団法人 宇治市福祉サービス公社	-	H26.4	
はるの花ケアプランセンター	宇治又振13-1 ロイヤル宇治105	21-6002	合同会社 はるの花	_	H29.12	
天 ヶ 瀬 苑 居 宅 介 護 支 援 事 業 所	宇治妙楽175-11 宇治橋ふれあい館2F	25-7600	社会福祉法人 不動園	-	H12.4	
ケアプランセンター さくら	神明宮西37-33 古川ビル2階	25-3900	株式会社 喜楽縁	_	R5.4	
(一財) 宇治市福祉サービス公社 広野	広野町大開72-1	48-4355	一般財団法人 宇治市福祉サービス公社	-	H13.4	
伝書 鳩居 宅介護支援事業所	広野町丸山29-2	44-4040	特定非営利活動法人 伝書鳩	_	H25.12	
宇治徳洲会介護センター	槇島町石橋63	25-2908	医療法人 徳洲会	_	H12.4	
みんなのケアマネステーション 槇島	槇島町落合126-3 プルネード・マキシマ102号	34-2900	株式会社	_	R6.9	
宇治さわらび園居宅介護支援事業所	槙島町郡5O-1	21-6247	社会福祉法人 一竹会	_	H12.4	
居宅介護支援メイプルリーフ		28-5552	株式会社 ケアトラスト	-	H26.4	
医療法人糖心会 べっぷ居宅介護支援事業所	宇治半白17-1 宇治プラザ202	21-4119	医療法人 糖心会	-	R6.3	
白川明星園介護サービスセンター	神明宮西5	41-3160	社会福祉法人 宇治明星園	_	H12.4	

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
岡本介護支援センターひまわり	神明石塚54-18	46-7831	社会医療法人 岡本病院(財団)	-	H12.4	
居宅介護支援センターうじがわ	小倉町老ノ木31	20-7941	医療法人 仁心会	_	H12.4	
宇治市小倉介護サービスセンター	小倉町西畑1-4 小倉小学校内	21-6277	社会福祉法人 宇治明星園	-	H12.4	
ケアプランセンター 長寿	小倉町南堀池65-41	090-8310- 6853	株式会社 ことほぎ	-	R7.5	
(一財)宇治市福祉サービス公社 西小倉	小倉町山際63-1	22-3029	一般財団法人 宇治市福祉サービス公社	_	H12.4	
(福) 同胞会 ケアプランセンター りふれ	伊勢田町若林61-1	20-0967	社会福祉法人 同胞会	_	H28.11	
宇治病院ケアプランセンター大久保	大久保町上ノ山32-2 石田ビル1階	46-5900	社会福祉法人 あじろぎ会	-	R4.10	
まごころ園居宅介護支援事業所	広野町東裏108-4	41-2561	社会福祉法人 マイクロ福祉会	-	H26.12	
居宅介護支援まごころ大久保	広野町東裏108-4	41-2561	マイクロ株式会社	_	H19.4	R6.7.31廃止
ケ ア プ ラ ン セ ン タ ー 真 恵	広野町丸山7 メイゾンドボワー103	66-6080	株式会社 真恵	_	H28.11	
ケアステーションあさくら	大久保町北ノ山104 サンビーム大久保105	48-3222	やましろ健康医療 生活協同組合	_	H12.4	
平盛居宅介護支援事業所	大久保町平盛91-3	45-1500	社会福祉法人 不動園	-	H12.4	
ケアプランセンター リエゾン宇治おおくぼ	大久保町山ノ内55-2	29-9032	医療法人 啓信会	_	H28.10	

(13)訪問介護 (令和7年7月1日現在) 施設名 所在地 電話 設置主体 定員 開所年月 株式会社サン・ピー 六地蔵奈良町58-3 H29.10 な な ΙŦ か い 31-3050 U 六地蔵奈良町6-4 株式会社 チイケアセンター六地 蔵 38-5001 R1.10 ブィラノール402号 <u>チイ学</u>館 医療法人社団 ルパーステーションライ ヴ 六地蔵町並39 38-1182 H18.2 神野医院 訪 問 介 護 Ritz 木幡御蔵山39-1007 26-4406 合同会社 Ritz R6.10 ケ アセンターフィット・宇治 木幡北島24 31-1612 株式会社 ハートケア H29.11 社会福祉法人らしのハーモニ 訪問介護くらしのハーモニ 33-8585 木幡金草原14-4 H27.4 一般社団法人 萩 凮 木幡南山80-11、12合地 74-8148 H30.9 木幡内畑34-11 ハイショップビル102 46-8663 株式会社アグネーゼ \_ 訪 介 空 木 幡 店 R5.12 医療法人 こう内科クリニック 訪問介護ステーションきさと 木幡中村15-63 34-1712 H27.6 ヘルパーステーション スイート東宇治 五ケ庄三番割31-11 株式会社 のんのん 31-8328 R5.5 五ケ庄ー番割59-1 た ば 38-1651 株式会社 SAK H27.12 壱番館501 ヘルパーステーションみやこ 五ケ庄梅林44-8 74-8297 合同会社 L·C·Y H29.5 一般財団法人 宇治市福祉サービス公社 財 ) 宇 治 市 福 祉 サ - ビ ス 公ムヘルプセンターぽっぽひがしう 五ケ庄折坂5-149 32-7709 H16.4 株式会社 カーティアスケア カーティアスケア訪問介護センター 五ケ庁芝ノ東61 33-5781 H28.12 五ケ庄二番割44-5 ハイライフニ番割BL 合同会社 \_ 訪問介護事業所 kitto・ 31-1900 care R4.1 H2プロダクト ケアステーションあんじぇす宇治木幡 五ケ庄西田1-1 32-7771 株式会社 T.S.I H30.9 050-8887 訪 介 K-HOME 五ケ庄西川原21-117 K-TEC株式会社 R5.5 2470 特定非営利活動法人生活よ ず相談所「たよりになる輪 た 五ケ庄平野12-15 38-1272 に H26.3 医療法人栄仁会ホームヘルプセンターおうばく 五ケ庄戸ノ内7-25 33-1411 医療法人 栄仁会 H124 社会福祉法人 英道岡谷16-3 ホームヘルパーステーション明星 23-6923 H18.10 宇治明星園養護老人ホーム内 ALSOKジョイライフ 株式会社 訪問介護ステーション ナービス宇治 25-5700 \_ R7.4 090-6913-医療法人弥生会ヘルパーステーション沙羅 英道平町16-1 医療法人 弥生会 R29 8281 莵道門前27-1 サンベ ケ ア 宇 34-1140 R5.1 株式会社 GUSS ルナール271 宇治壱番134-1 株式会社 チ イ ケ アセ ン タ 宇 治 25-5632 H12.4 宇治荒川ビル1F 宇治壱番134-1 050-3138-木  $\Delta$ ケ ア 土 屋 京 滋 株式会社 土屋 R3.3 宇治荒川ビル4階 訪 介 護 き < 宇治乙方43 34-2710 合同会社 絆 R6.3 社会福祉法人 ふくろう 訪問介護ステーション 宇治里尻36-35 25-1160 H26.6 京都悠仁福祉会 34-7733 ケ 宇 治 宇治里尻82-3 株式会社 Return R72 株式会社 研ココファ 宇治戸ノ内27-1 学研ココファン宇治駅前ヘルパーセンター 20-0265 R3.7 宇治戸ノ内38-2 メゾン・コヤマテナント102号 株式会社 の て 宇 治 85-0202 R6.9 介 ま 株式会社 新日本建機 ス \_ 新  $\Box$ 宇治野神65 24-6128 H12.4 社会福祉法人 21-6623 あさぎりホームヘルパーステーション 白川鍋倉山22-10 H14.7 宇治明星園 - 財 ) 宇 治 市 福 祉 サ - ビ ス 公 - ム ヘ ル プ セ ン タ - ぽ っ 社ぽ 一般財団法人 宇治市福祉サービス公社 広野町大開72-1 48-4833 H16.4 槇島町石橋145 宇治徳洲会介宇治徳洲会へルパー 護 セ ン - ス テ ー シ 20-3269 医療法人 徳洲会 H263 ∃ 宇治徳洲会病院内 ヘルパーステーションもみじ 槇島町落合43-11 66-7805 株式会社 STS伏見 R3.7 社会福祉法人 ホームヘルパーステーションさわらび園 槇島町郡50-1 21-6603 \_ H12.4

-竹会

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
ヘルパーステーションケアブレス宇治	槇島町南落合73-2	34-1343	株式会社ケアブレス	_	R6.4	
宇 治 憩 の 家 事 業 所	小倉町新田島13-64	26-2734	特定非営利活動法人 HOPE300	_	H30.5	
ヘルパーステーションみやこ宇治	宇治蔭山59-50	79-0872	合同会社 L·Y·C	_	R7.2	
訪 問 介 護 事 業 所 す ず ら ん	大久保町北ノ山90-25	94-6693	株式会社Mynd	_	R5.9	
訪 問 介 護 空 伊 勢 田 店	羽拍子町76-19 ダイカイプラザ2-D	34-0148	株式会社アグネーゼ	-	R5.12	
ケ ア 21 宇 治	小倉町久保111-1 辻岩ビル新館4階東	21-8221	株式会社 ケア21	_	R3.3	
ヘルパーステーション あか利	小倉町天王40-12 中嶋ビル2階	39-8753	合同会社 あか利	_	H31.2	
ヘルパーステーションおだんご	小倉町西山70-7	34-1301	合同会社 Laughter	_	R5.4	
居 宅 介 護 事 業 所 ゆ い	小倉町西浦33-32	66-1234	一般社団法人 GOODLINKS	-	R4.4	
宝 城 メ デ ィ カ ル サ ポ ー ト	小倉町南浦21-131	66-1069	有限会社 宝城	-	H31.1	
訪問介護事業所そらまめ	小倉町南浦6-10	74-8851	合同会社 ふらっと	-	H29.3	
ヘルパーステーション スイート宇治	小倉町南堀池110-65	66-7430	株式会社 たくみ	-	H30.5	
ヘルパーカンパニーことほぎ	小倉町南堀池65-41	66-7210	株式会社 ことほぎ	_	R5.7	
特 定 非 営 利 活 動 法 人 コ ミュ ニ ティ CASA ケ ア ・ サ ー ビ ス 青 葉	小倉町山際1-14	39-7120	特定非営利活動法人 コミュニティCASA	_	H18.9	
ヘルパーステーション レガーロ	小倉町山際4-35	34-4126	株式会社 wish	_	R2.8	
ヘルパーステーション結び	伊勢田町新中ノ荒33-3	34-5555	合同会社 絆	_	R2.10	
ケアセンターうさかめ	伊勢田町砂田144-2	23-3337	株式会社 うさかめ	-	H30.7	
訪問介護 ありがとう	伊勢田町中山52 ラヴェイル京都202	66-6501	株式会社ありがとう	_	R5.2	
(福) 同胞会 ヘルパーステーション ほーぷ	伊勢田町若林61-1	20-4016	社会福祉法人 同胞会	_	H28.11	
ポ ジ テ ィ ブ 介 護 あ ん そ ん	広野町桐生谷96-5 コーポ桐生201号室	090-1024- 3441	合同会社 あんそん	-	R7.4	
訪問介護ルミエール	広野町西裏31-3 広野ハイツ101	34-2177	株式会社 STRAIGHT		R6.7	
ヘルパーステーションリエゾン大久保	大久保町旦椋10-5 梅本ビル	41-2126	医療法人 啓信会	_	H17.9	
ヘルパーステーションすずめ	大久保町井ノ尻22-14	48-1005	株式会社 岡村	_	H25.12	
ニチイケアセンター宇治大久保	大久保町上ノ山43-1 藤和ライブタウン1F	41-1781	株式会社 二チイ学館	-	H22.4	
ケアサポート レジリエンスプラス	大久保町久保23-16 メイクス久保101号	66-3858	株式会社アップサイ クル・ジャパン		R5.11	
スーパーコート宇治大久保訪問介護事業所	大久保町北ノ山104-18 サンビーム大久保103号	41-1210	株式会社 スーパー・コート	-	H24.9	
訪問介護まごのて大久保	大久保町南ノロ64-9 カミノビル101号室	39-3877	株式会社 メラキ	-	R7.4	

(14)訪問入浴介護 (令和7年7月1日現在) 所在地 電話 設置主体 定員 開所年月 施設名 備考 20-7211 H23.6

では、 アースサポート 株式会社 アサヒサンクリーン 株式会社 小倉町西浦1-2 ONK36 2階テナント2-B号室 050-3317-7333 アサヒサンクリーン在宅介護センター宇治 R3.9 ナ ソ ニ ッ ク エ イ ジ フ ア セ ソ タ ー 宇 治 ・ 訪 問 パナソニック エイジフリー株式会社 大久保町上ノ山43-1 44-4711 \_ H21.10

(15)訪問看護					(令和	7年7月1日現在)_
施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
医療法人社団神野医院しんのクリニック訪問看護	六地蔵町並39	31-1122	医療法人社団 神野医院	-	H25.12	
医 療 法 人 米 田 医 院	六地蔵町並11	33-4737	医療法人 米田医院	-	H19.4	
訪問看護ステーションフィット・宇治	木幡北畠24	31-1612	株式会社 ハートケア	-	H30.2	
訪問看護ステーションみなも	木幡正中57-4 サンシティー正中102号	84-6208	株式会社 やすらぎ	-	H27.10	
舞	木幡南山80-11、12合地	74-8148	一般社団法人 自然堂	-	R3.1	
訪問看護ステーションかしのみ	木幡南山80-279	26-8027	合同会社 かしのみ	_	H29.3	
訪問看護ステーションきさと	木幡中村15-63	34-1712	医療法人 こう内科クリニック	-	H27.6	
訪 問 看 護 ス テ ー ショ ン 絆	木幡西浦34-4	66-1795	株式会社 絆	-	H23.6	
ラハイナ訪問看護ステーション	木幡南端54-4	32-0811	株式会社 裕修	_	H28.6	
訪 問 看 護 ス テ ー ショ ン SOAR	五ケ庄梅林59 ハイネス幸B棟102号室	080-3835- 4201	株式会社SOAR	-	R6.3	
医療法人栄仁会 訪問看護ステーションおうばく	五ケ庄三番割32-1	31-6464	医療法人 栄仁会	_	H12.4	
宇治病院訪問看護ステーション	五ケ庄芝ノ東28-3	32-7007	社会福祉法人 あじろぎ会	_	H26.11	
訪問看護ステーションひなた	五ケ庄新開9-2 宇治アロームⅡ101号室	38-2600	株式会社 miccle	-	R6.4	
訪問看護ステーション ありがとう	五ケ庄新開14-31	27-7197	株式会社 BRIDGE	-	R7.4	
有限会社 メンタルサポーター	五ケ庄寺界道80	33-8578	有限会社 メンタルサポーター	-	H15.3	
	莵道出□2-12	85-0820	和禅 合同会社	_	R1.7	
医療 法 人 弥 生 会 訪問看護ステーションはなみずき	莵道平町17	34-0088	医療法人 弥生会	_	R3.8	
訪問看護ステーションとくら	莵道大垣内68-15	22-4520	医療法人社団 一心会	-	H12.4	

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
訪問看護ステーションふくろう	宇治里尻36-35	25-1150	社会福祉法人 京都悠仁福祉会	-	H26.6	
訪 問 看 護 ス テ ー ショ ン ー 歩	宇治里尻60-23	21-5151	株式会社 Mc&W	-	R3.10	
洛和会訪問看護ステーション宇治	宇治山本25-2	28-2210	社会福祉法人 洛和福祉会	-	R7.2	
ぱれっと訪問看護ステーション	広野町小根尾111-4	77-2349	株式会社 ぱれっと	_	R4.6	
宇治徳洲会訪問看護ステーション	槇島町石橋63	81-0222	医療法人 徳洲会	-	H12.4	
みんなの訪問看護ステーション槇島	模島町落合126-3 プルネード・マキシマ102号	34-2900	株式会社 真	-	R6.9	
訪問看護ステーション 縁(えん)		66-2670	合同会社 Shinobu.Co	-	H28.9	
訪問看護ステーションはすの実	槇島町本屋敷51-9 サンタウン宇治204号室	27-8912	株式会社 はすの実	-	R2.11	R6.2.1~休止
訪問看護ステーションかがやき	宇治半白73-31	34-1533	株式会社 やすらぎ	_	R3.2	
	神明宮北2-22	34-1152	合同会社 Hiyori	_	R6.11	
医療法人糖心会	宇治半白17-1 宇治プラザ202	21-2119	医療法人 糖心会	_	R3.8	
訪問看護ステーションひまわり	神明石塚54-18 おかもとクリニック内	46-1711	社会医療法人 岡本病院(財団)	-	H12.4	
訪 問 看 護 空	羽拍子町76-19 ダイカイプラザ2-D	66-2322	株式会社アグネーゼ	_	R5.12	
訪問看護ステーションうじがわ	小倉町老ノ木31	20-7941	医療法人 仁心会	_	H12.4	
訪問看護リハビリステーションToday	小倉町神楽田47-39	21-2616	株式会社 ポレジョイング	_	R6.10	
あおぞら訪問看護ステーション 宇治	小倉町西山81	66-1294	株式会社ねむの木	_	R6.3	
Luca 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン	小倉町西山71-24 マンション賀園102号室	075-366- 0477	株式会社 KITTE	_	R7.6	
訪問看護ステーション つむぐ	小倉町堀池39-168	66-5307	リカバリーライフ 株式会社	-	H30.7	
医療法人 鉢 嶺 医院	小倉町山際1-3	20-0255	医療法人 鉢嶺医院	_	H12.4	
訪 問 看 護 ス テ ー ショ ン 樂	伊勢田町南遊田6-21	27-1282	株式会社 絆	-	R6.6	
訪問看護ステーションLIFE	伊勢田町若林57-3	48-5005	合同会社 LIFE	-	R1.10	
訪問看護は一とステーション	広野町中島33-2 コージースクエア・広野207	66-7770	株式会社 ぐっどすまいる	_	H27.4	
メディケア・リハビリ訪問看護ステーション 宇 治	大久保町井ノ尻39-3 中川ビル108号	34-0742	株式会社メディケ ア・リハビリ	_	R5.10	
訪問看護ステーション デューン宇治	大久保町北ノ山86-1 静和ビル1階B区画	46-5815	株式会社 N・フィールド	_	H28.5	
訪問看護ステーション レジリエンスラボ	大久保町久保23-16 メイクス久保101号	66-3868	株式会社アップサイ クル・ジャパン		R6.3	R6,4.1~休止
ス ー パ ー ・ コ ー ト 宇 治 大 久 保 訪 問 看 護 ス テ ー ショ ン	大久保町北ノ山104-18 サンビーム大久保103号	34-0282	株式会社 スーパー・コート	_	R3.7	
訪問看護ステーションハロ	大久保町平盛28-9 ノースヒルズ101	41-1225	アクシズ株式会社		H27.2	
	大久保町山ノ内19-1	46-5151	やましろ健康医療 生活協同組合	-	H12.4	
医療法人晴風園 訪問看護ステーションゆ か ご	大久保町井ノ尻43-1	48-2112	医療法人 晴風園	_	R5.12	

**(16) 訪問リハビリテーション** (令和7年7月1日現在)

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
医療 法 人 社 団 神 野 医 院 じんのクリニック 訪問リハビリ	六地蔵町並39	090-2043 -4874	医療法人社団 神野医院	-	H12.4	
医療法人相幸会かどさか内科クリニック 地 域 ケ ア 事 業 部 訪 問 リ ハ ビ リ	平尾台四丁目3-2	39-7163	医療法人 相幸会	-	H16.7	
宇治病院訪問リハビリ	五ケ庄芝ノ東54-2	51-1401	社会福祉法人 あじろぎ会	-	H26.11	
訪問リハビリテーションいつわ	志津川南詰12	23-5070	医療法人尼崎厚生会 (財団)	-	R5.6	
宇 治 武 田 病 院	宇治里尻36-26	25-2785	宇治武田病院	-	H29.1	
宇治徳洲苑 訪問リハビリステーション	槇島町石橋145	25-7110	医療法人 徳洲会	_	R5.2	

(17)定期巡回·随時対応型訪問介護看護 (令和7年7月1日現在)

	施設名	所任地	電話	設直土体	定貝	開所年月	偏考
2 4 時間サ	ポート くらしのハーモニー	木幡金草原14-4	33-8585	社会福祉法人 くらしのハーモニー	l	R3.12	
医療定期巡回・随	法 人 德 测 会 時 対 応 型 訪 問 介 護 看 護 宇 治 徳 测 会	槇島町石橋63	81-0226	医療法人 徳洲会	1	H26.6	

**(18)デイケア(通所リハビリテーション)** (令和7年7月1日現在)

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
デ イ ケ ア じ ん の	六地蔵町並39	38-1616	医療法人社団 神野医院	20	H29.3	
宇治病院 通所リハビリセンター	五ケ庄芝ノ東54-2	33-5304	社会福祉法人 あじろぎ会	25	H26.11	
	志津川南詰12	23-5070	医療法人 尼崎厚生会(財団)	10	H12.4	
社会医療法人岡本病院 (財団) おかもとクリニック通 所 リ ハ ビ リ テ ー ショ ン セ ン タ ー	神明石塚54-18	46-0011	社会医療法人 岡本病院(財団)	40	R2.3	
医 療 法 人 鉢 嶺 医 院	小倉町山際1-3	20-0255	医療法人 鉢嶺医院	10	R2.6	
あ さ く ら 診 療 所	大久保町山ノ内19-1	46-5151	やましろ健康医療 生活協同組合	10	H12.4	

**(19)(看護)小規模多機能型居宅介護** (令和7年7月1日現在)

// - モ ニ - や ま は た 木幡北山畑23-1 38-2810 社会福祉法人 29 H26.12	考
// - 七 0 よ は /2   小幅和山畑23-1   30-2010   くらしのハーモニー   29   1120.12	
ニ ン グ ル の 森 御 蔵 山 平尾台一丁目3-10 33-8865 ヤマト株式会社 29 H21.6	
小規模多機能居宅介護 ニングルの森 木幡 木幡中村29-2 38-0207 25 H23.3	

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
莵 道 明 星 園 小 規 模 多 機 能 型 居 宅 介 護	莵道岡谷16-3	23-3600	社会福祉法人 宇治明星園	29	R3.3	
小規模多機能型居宅介護やまぶきの郷	莵道段ノ上20-1	22-1501	社会福祉法人 柏樹会	29	R6.4	R6.4 法人事業承継
ニチイケアセンター三室戸	莵道籔里37	25-5752	株式会社 二チイ学館	29	H30.9	
宇治やすらぎの家	宇治戸ノ内22-6	20-6300	社会福祉法人 不動園	25	H23.3	
メ イ プ ル リ ー フ 宇 治	槇島町本屋敷10-1	20-6288	株式会社 ケアトラスト	25	H19.7	
宇治おかもと安心介護の家(小規模多機能型)	神明石塚54-18	46-3311	社会医療法人 岡本病院(財団)	29	R2.5	
あすみる小規模多機能型居宅介護事業所	小倉町蓮池175-23	21-2020	秋亜株式会社	29	H29.11	
小規模多機能ホームまごころ西宇治	伊勢田町中山45-1	41-1105	マイクロ株式会社	29	H22.10	
伊勢田明星園小規模多機能型居宅介護	伊勢田町若林41	41-6655	社会福祉法人 宇治明星園	25	H27.3	
小規模多機能ホームまごころ大久保	広野町宮谷69-1	41-2657	マイクロ株式会社	25	H20.1	
小規模多機能ホームリエゾン宇治おおくぼ	大久保町山ノ内55-2	29-9022	医療法人 啓信会	25	H28.10	
医療法人徳洲会 看護小規模多機能型居宅介護 巨 椋 の 郷	槇島町一ノ坪26-3	94-6808	医療法人 徳洲会	29	R6.3	
複合型施設鳳凰槇島	槇島町大川原35-5	25-2050	社会福祉法人 京都悠仁福祉会	29	H26.6	

(20)特定施設入居者生活介護

(令和7	ケフロ	<b>→</b> \
	+ $I$ $H$	1T /

		ħ	拖設名			所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
đ.	5 (1	らの杜	宇治	台 五	ヶ庄	五ケ庄戸ノ内19-1	66-6021	株式会社 はれコーポレーション	-	H27.10	
5	ア	ハゥ	スや	ま	ぶき	宇治里尻36-35	25-2577	社会福祉法人 京都悠仁福祉会	-	H19.4	
5	都	ゆう	ゆ	う	の里	白川鍋倉山14-1	28-1001	一般財団法人 日本老人福祉財団	ı	H12.4	
=	チィ	ケアセン	ター宇	治 春	日の森	小倉町春日森45	28-5657	株式会社 ニチイ学館	-	H26.3	

(21)介護老人保健施設

(令和7年7月1日現在)

	\ <u>_                                    </u>		/ PV PG	حرم کا از								( 174.0	<u>  干   / J   口がは                                  </u>
	施設名							所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
4	成	老	人	保	健	施	設	五ケ庄芝ノ東54-2	33-5000	社会福祉法人 あじろぎ会	92	H26.11	
志	津川	五 和	の園	老	人 保	健 施	設	志津川南詰12	23-5070	医療法人 尼崎厚生会(財団)	152	H12.4	
医	療法	人徳	. 洲:	会与	产治	徳洲	苑	槇島町石橋145	25-7110	医療法人 徳洲会	100	H27.6	

(22)介護医療院					(令和7	7年7月1日現在)
施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
医療法人栄仁会 宇治おうばく病院 介護医療院	五ケ庄三番割32-1	66-5011	医療法人 栄仁会	60	R1.10	

### 4. その他

(1)無料低額診療事業実施施設

	施設名						所在地	電話	設置主体	備考
宇		治			病		院 五ケ庄芝ノ東54-2	32-6000	社会福祉法人	
平	成	老	人	保	健	施	設 五ケ庄芝ノ東54-2	33-5000	あじろぎ会	

(2)その他

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
宇治市総合福祉会館	宇治琵琶45	22-0600		-	S58.1	
宇治市内職センター	木幡南端48-15	31-8298		ı	S50.5	移転 S60.4
宇治市保健・消防センター(健やかセンター・ 休日急病診療所・歯科サービスセンター)	宇治下居13-2	39-9430	宇 治 市	ı	H15.11	
コミュニティワークうじ館	宇治善法31ほか	39-9197		ı	S51.10	H20.4 名称変更
コミュニティワークこはた館	木幡河原3-12	39-9199		ı	S53.6	H20.4 名称変更
法人名	所在地	電話			設立年月	備考
(福) 宇治市社会福祉協議会	宇治琵琶45	22-5650	_		S47.8	
(一財)宇治市福祉サービス公社	宇治琵琶1-3	28-3150	_	-	H9.3	

(育成学級)
・月〜金曜日:20学級(通学している小学校への入級)・土曜日:8定点学級で開設

	学級名			所在地	電話	設置 主体	定員	備考
御	蔵山育り	或 学	級	木幡御蔵山39-4	32-8406		110	土曜日定点
木	幡 育 成	学	級	木幡赤塚4	32-5011		100	
宇	治 育 成	学	級	五ケ庄三番割27	33-2143		200	土曜日定点
岡	屋 育 成	学	級	五ケ庄寺界道37-3	32-8407		100	
南	部 育 成	学	級	五ケ庄戸ノ内15-1	32-8408		90	
Ξ	室戸育り	或 学	級	莵道岡谷16-2	23-0212		120	
莬	道 育 成	学	級	宇治塔川102	23-9704		70	
莬	道第二育	成 学	級	宇治琵琶63-3	23-9705		180	土曜日定点
神	明 育 成	学	級	神明石塚32	22-2715		150	
小	倉 育 成	学	級	小倉町西畑1-4	23-0232	宇治市	120	土曜日定点
槇	島育成	学	級	槙島町吹前35	23-9707	7-10-14	120	土曜日定点
北	槇島育	或 学	級	槙島町本屋敷40-2	20-4555		70	
北	小倉育	或 学	級	小倉町堀池72	20-1712		40	
西	小倉育	或 学	級	伊勢田町遊田69	20-2006		80	土曜日定点
南	小倉育	或 学	級	小倉町南浦4O-1	20-2526		40	
伊	勢田育	或 学	級	伊勢田町井尻3	43-2001		100	
平	盛育成	学	級	大久保町平盛91-3	44-0071		80	土曜日定点
西	大 久 保 育	成 学	級	大久保町旦椋25	43-0603		80	
大	久 保 育 月	或 学	級	広野町中島1-1	43-0606		190	土曜日定点
大	開 育 成	学	級	広野町大開35	44-8288		100	

(**保育所・認定こども園)** (令和7年7月1日現在)

公民 区分	施設名	所在地	電話	設置主体	1号定員	2•3号定員	備考
	小倉双葉園保育所	小倉町西畑13	39-9207			220	一部改築 H5
	宇 治 保 育 所	宇治弐番84-10	39-9211			165	移転 S50.8
Δ.	木 幡 保 育 所	木幡東中10-2	39-9213			165	改築 H11・12
公立	西小倉保育所	伊勢田町遊田69	39-9215	宇治市		100	
立保育所	大 久 保 保 育 所	大久保町旦椋25	39-9302			120	改築 H25・26
ולת	北木幡保育所	木幡陣ノ内1	39-9221			120	
	善法 保 育 所	宇治善法116-2	39-9223			50	
	公立保育所小計					940	
	広 野 保 育 所	広野町丸山9	43-0242	社会福祉法人 広野保育所		160	
民	な か よ し 保 育 園	羽戸山一丁目8-4	32-5335	社会福祉法人 春秋福祉会		120	移転 H2.4
間保育	なかよし保育園分園	五ケ庄二番割5-5	32-5580	同 上		30	
育	く り く ま 保 育 園	大久保町平盛42-3	44-4621	社会福祉法人 栗隈福祉会		120	
園	あ さ ひ 保 育 園	莵道大垣内10	24-1551	社会福祉法人 ゆたか会		165	
	みんなのきHana保育園	宇治里尻5-9	21-8739	社会福祉法人 宇治福祉園		60	JR宇治駅前 市民交流プラザ内
	民間保育所(園)小計					655	
	登りこども園	木幡赤塚8-1	32-3811	社会福祉法人 あけぼの会	15	330	H28.4より 認定こども園に移行
	登りこども園分園	木幡須留7-1	38-1235	同上	0	30	H28.4より 認定こども園に移行
	第2登りこども園		38-0113	同 上	9	90	H28.4より 認定こども園に移行
	第2登りこども園分園	六地蔵奈良町67-30 2 階	31-1670	同 上	0	50	設置 R6.4
	幼保連携型認定こども園みんなのき三室戸こども園	莵道荒槇37	23-3224	社会福祉法人 宇治福祉園	15	200	H28.4より 認定こども園に移行
	幼保連携型認定こども園 みんなのき黄檗こども園	五ケ庄梅林72-9	31-3715	同上	15	150	H28.4より 認定こども園に移行
	幼保連携型認定こども園 みんなのき黄檗こども園分園	木幡西浦38-9	33-3303	同上	0	40	H28.4より 認定こども園に移行
民間	南浦幼保連携型認定こども園	小倉町南浦62-57	23-5882	社会福祉法人 黎明会	15	140	H28.4より 認定こども園に移行 増改築 R2・R3
認定こ	30 休 連 携 空 認 正 こ こ も 国	宇治蔭山10-5	23-0600	同 上	6	60	H28.4より 認定こども園に移行
ども	幼保連携型認定こども園 い ず み こ ど も 園	槙島町本屋敷167	20-0064	社会福祉法人 白菊福祉会	5	140	H28.4より 認定こども園に移行
園	ひいらぎこども園	神明石塚65-3	44-0652	社会福祉法人 心華会	8	240	H29.4より 認定こども園に移行
	同胞こども園	大久保町旦椋72-2	44-3632	社会福祉法人 同胞会	5	160	H30.4より 認定こども園に移行
	こ ひ つ じ こ ど も 園	小倉町堀池94-1	20-1295	同 上	6	170	H30.4より 認定こども園に移行
	伊勢田こども園	伊勢田町ウトロ1-6	43-5126	社会福祉法人かおり福祉会	7	210	H31.4より 認定こども園に移行
	明星っ子こども園	五ケ庄芝ノ東19-5	32-0704	社会福祉法人 宇治明星園	5	145	H31.4より 認定こども園に移行
	槇島ひいらぎこども園	槇島町大川原75-1	28-4780	社会福祉法人 心華会	6	180	H31.4より 認定こども園に移行
	の ぞ み こ ど も 園	槇島町薗場14-8	24-1222	社会福祉法人 不動園	3	90	R2.4より 認定こども園に移行
	民間認定こども園小計				120	2,425	
	合計				120	4,020	

(地域型保育事業) (令和7年7月1日現在)

(-9-		不同事	施設	名			所在地	電話	設置主体	1号定員	2・3号定員	備考
家庭的保育事業	保	育	育マ		₹	1	木幡花揃8-1				5	
	保	育	7	,	₹	2	木幡赤塚17-3	32-3811	社会福祉法人 あけぼの会		5	
	保	育	₹	,	₹	3	木幡陣ノ内29-19				5	
	ٹے	れ	み		の	家	神明石塚54-323	44-0652	社会福祉法人		5	
	v	۷١	5	ぎ	の	家	開町31-9	44 0002	心華会		5	
	つ		ぼ			み	伊勢田町ウトロ1-26	43-5126	社会福祉法人 かおり福祉会		5	
	家庭的保育合計					t					30	
	のほ	ぎり	小 規	模	保育	園	六地蔵奈良町74-1パデシオン六地蔵 フォレストタワー1階	38-0113	社会福祉法人 あけぼの会		15	
小規模保育事業	C	うの	ح (	り	) の	家	広野町西裏100-64	44-3632	社会福祉法人		9	
	C	ば	ح		の	家	広野町西裏101-7 第3クレスビル2階	44-3032	同胞会		18	
	ほ :	っとす	ナペ -	– ਰ	いも	まだ	伊勢田町若林29 伊勢田職員宿舎A103号	43-5126	社会福祉法人 かおり福祉会		15	
	野		の	1		花	槇島町南落合17-13 2階	20-1295	社会福祉法人 同胞会		15	
	小	規模	莫 保	:育		計					72	